

平成 19 年第 3 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 19 年 9 月 4 日 開会
平成 19 年 9 月 19 日 閉会

つくばみらい市議会

平成19年第3回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	1
○会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

○日時	3
○出席並びに欠席議員	3
○出席説明員	3
○出席事務局職員	4
○会議録署名議員	4
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	5
○開会	6
・開会の宣告	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定について	6
・請願について	7
・議案第59号～議案第81号 上程	7
・提案理由の説明	8
・議案第59から議案63号について先議	12
・一般質問	14
18番 海老原 弘 君	14
1. 本田排水機場工事の振動被害について	
2. コミュニティバスについて	
3. 福岡堰土地改良区への助成金について	
5番 倉 持 悦 典 君	24
1. 福岡堰土地改良区が管理する排水施設維持管理助成金について	
2. 福岡堰土地改良区に対する助成金の予算措置について	
3. 伊丹揚水機場改修に関する調査費の予算措置について	
7番 堤 實 君	35
1. みらい平開発地の小学、中学の建設予定について	
2. 檜戸 - 台線の着工予定について	
3. 職員定数の削減計画	

4 . 増税なき財政再建策について	
29番 神 立 精 之 君	42
1 . 農業経営対策について	
4 番 中 山 栄 一 君	45
1 . 東檜戸台線特例債事業の進捗について	
2 . 企業誘致対策について	
3 . 開発地区の幼保一体化施設の進捗状況	
・ 散会の宣告	55
○ 散会	55

会 議 録 第 2 号

○ 日時	57
○ 出席並びに欠席議員	57
○ 出席説明員	57
○ 出席事務局職員	58
○ 議事日程	58
○ 本日の会議に付した事件	58
○ 開議	58
・ 開議の宣告	58
・ 一般質問	58
9 番 岡 田 伊 生 君	58
1 . 区域指定について	
2 . 山王新田排水機場ポンプ設備改修について	
26番 川 上 文 子 君	69
1 . 市民のくらしを守る市政を	
2 . 入札制度の改善を	
3 . 高等学校等奨学金制度の活用を	
15番 古 川 よし枝 君	82
1 . 「集中改革プラン」について	
2 . 交際費について	
3 . こどもの任意予防接種に市の援助を	
30番 市 川 忠 夫 君	92
1 . 学校給食の食材は安全か	
2 . 難病患者を支援するために	

2 番 鴻 巣 早 苗 君	99
1. 東日本振興取手国際ゴルフ場との裁判について	
22番 今 川 英 明 君	102
1. コミュニティバス運行事業について	
2. 幼稚園，保育所事業について	
3. 職員採用計画と今後について	
10番 古 舘 千恵子 君	108
1. 地球温暖化対策推進について	
2. 職員の窓口対応の評価について	
・散会の宣告	113
○散会	113

会 議 録 第 3 号

○日時	115
○出席並びに欠席議員	115
○出席説明員	115
○出席事務局職員	116
○議事日程	116
○本日の会議に付した事件	117
○開議	118
・開議の宣告	118
・一般質問	118
12番 横 張 光 男 君	118
1. 総合基本計画の基本構想、基本計画について	
3 番 染 谷 礼 子 君	124
1. 子育て支援について	
2. A E D救命講習会の実施について	
24番 細 田 忠 夫 君	129
1. 「緊急地震速報」の実施とその対応について	
2. 開発行為による雨水調整池の環境改善について	
13番 安 藤 幸 子 君	135
1. 年間を通し行われる行事について	
14番 松 本 和 男 君	140
1. 医療体制の確立について	

２．公共事業の経済効果について

・ 議案第64号～議案第81号 質疑	143
・ 議案第64号～議案第70号、議案第72号、議案第73号、議案第75号から議案第81号について各委員会付託	143
・ 一般会計決算特別委員会の設置及び議案第74号について委員会付託	144
・ 散会の宣告	145
○ 散会	145

会 議 録 第 4 号

○ 日時	147
○ 出席並びに欠席議員	147
○ 出席説明員	147
○ 出席事務局職員	148
○ 議事日程	148
○ 本日の会議に付した事件	149
○ 開議	150
・ 開議の宣告	150
・ 議案第64号～議案第81号、請願第6号 委員長報告、質疑	150
・ 討論・採決	177
・ 日程追加	190
・ 発議第7号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	190
・ 閉会中の継続調査の件	191
・ 閉会中の継続審査の件	192
・ 閉会の宣告	193
○ 閉会	193

つくばみらい市告示第 9 4 号

平成 1 9 年第 3 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 9 年 8 月 2 8 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 1 9 年 9 月 4 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成19年第3回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
9月4日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願の委員会付託 議案の上程及び説明・監査報告 質疑、採決（議案第59号～議案第63号） 一般質問 散会
9月5日	水	本会議	一般質問
9月6日	木	本会議	一般質問 提出議案に対する質疑（議案第64号～議案第81号） 一般会計決算特別委員会の設置及び正副委員長の選任 議案の委員会付託
9月7日	金	休 会	
9月8日	土	休 日	
9月9日	日	休 日	
9月10日	月	休 会	一般会計決算特別委員会
9月11日	火	休 会	一般会計決算特別委員会
9月12日	水	休 会	総務常任委員会
9月13日	木	休 会	教育民生常任委員会（連合審査）／教育民生常任委員会
9月14日	金	休 会	経済常任委員会（連合審査）／経済常任委員会
9月15日	土	休 日	
9月16日	日	休 日	
9月17日	月	休 日	敬老の日
9月18日	火	休 会	
9月19日	水	本会議	委員長報告 質疑、討論、採決（議案第64号～議案第81号、 請願第6号） 発議第7号 閉会中の継続調査・審査 閉会

第 1 号

[9 月 4 日]

平成 19 年第 3 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 1 号

平成 19 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分開会

1. 出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	17 番	大 好 光 君
2 番	鴻 巢 早 苗 君	18 番	海老原 弘 君
3 番	染 谷 礼 子 君	19 番	富 山 和 夫 君
4 番	中 山 栄 一 君	20 番	山 崎 貞 美 君
5 番	倉 持 悦 典 君	21 番	廣 瀬 満 君
7 番	堤 實 君	22 番	今 川 英 明 君
8 番	福 嶋 克 良 君	23 番	豊 島 葵 君
9 番	岡 田 伊 生 君	24 番	細 田 忠 夫 君
10 番	古 舘 千恵子 君	25 番	倉 持 眞 孜 君
11 番	直 井 誠 巳 君	26 番	川 上 文 子 君
12 番	横 張 光 男 君	27 番	中 山 平 君
13 番	安 藤 幸 子 君	29 番	神 立 精 之 君
14 番	松 本 和 男 君	30 番	市 川 忠 夫 君
15 番	古 川 よし枝 君	32 番	野 田 正 男 君
16 番	飯 野 喬 一 君		

1. 欠席議員

6 番 飯 泉 静 男 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市				長	飯	島	善	君
副		市		長	小	弘	文	君
教		育		長	豊	隆	一	君
総			部	長	海	老	茂	君
市		務	部	長	渡	勝	美	君
保	健	福	祉	長	鈴		等	君
産	業	振	興	長	鈴		清	君
都	市	建	設	長	青		秀	君
教		育	次	長	倉	政	永	君
会	計	管	理	者	豊		久	君
秘	書	広	聴	長	森	勝	巳	君
参	事	兼	政	課	中		修	君
総		務	課	長	湯	茂	男	君
財		政	課	長	秋	信	博	君
人		事	課	長	大	勝	美	君

農 政 課 長	坂 田 宏 君
産 業 政 策 課 長	中 泉 次 男 君
都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君
特 定 事 業 推 進 課 長	片 見 和 男 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君
代 表 監 査 委 員	竹 内 啓 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

18番	海老原 弘君
19番	富 山 和 夫君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成19年9月4日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願について
- 日程第4
 - 議案第59号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第60号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第61号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第62号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第63号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第64号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
 - 議案第65号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第66号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第67号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
 - 議案第68号 市道路線の認定について
 - 議案第69号 市道路線の変更について
 - 議案第70号 市道路線の廃止について
 - 議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第73号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第75号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第76号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 議案第77号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第78号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第79号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第80号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第81号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

日程第5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願について
- 日程第4
 - 議案第59号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第60号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第61号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第62号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第63号 政治倫理審査会委員の委嘱について
 - 議案第64号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
 - 議案第65号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第66号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第67号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
 - 議案第68号 市道路線の認定について
 - 議案第69号 市道路線の変更について
 - 議案第70号 市道路線の廃止について
 - 議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第73号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について
 - 議案第75号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について

議案第76号	平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第77号	平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第78号	平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第79号	平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第80号	平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第81号	平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
日程第5	一般質問

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は28名です。欠席議員は、6番飯泉静男君、17番大好 光君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回つくばみらい市議会定例会を開会いたします。

○議長（廣瀬 満君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長、代表監査委員が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（廣瀬 満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において18番海老原 弘君、19番富山和夫君を指名します。

会期の決定について

○議長（廣瀬 満君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告いたします。

議会運営委員長倉持眞孜君。

〔議会運営委員長 倉持眞孜君 登壇〕

○議会運営委員長（倉持眞孜君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会から報告をいたします。

去る8月29日、議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議をしました。

その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から19日までの16日間で、本日は、議案の上程及び説明を行い、また、監査委員から平成18年度の各会計の監査報告を求めます。議案第59号から63号までは人事案件ですので、委員会付託は省略し、採決いたします。その後、通告順に従い、5名の方の一般質問を行います。

明日5日は、午前10時から本会議を開き、7名の方の一般質問を行います。

6日は、午前10時から本会議を開き、残り5名の方の一般質問を行います。

一般質問終了後、提出議案に対する質疑を行います。質疑は通告制ですので、質疑のある方は、5日正午までにお願いいたします。続いて、一般会計決算特別委員会の設置、議案の委員会付託を行います。

7日は休会。8日、9日は休日です。

10日と11日は、午前10時から一般会計決算特別委員会を開催し、18年度決算の審査を行っていただきます。

12日は総務常任委員会、13日は教育民生常任委員会、14日は経済常任委員会をそれぞれ10時から開催し、付託された議案の審査を行っていただきます。なお、教育民生及び経済常任委員会での特別会計決算審査については、連合審査にて行います。

15、16、17日は休日で、18日は休会となります。

最終日19日は、午後1時から本会議を開き、各常任委員長及び決算特別委員長の報告、質疑、討論、なお討論は通告制ですので、討論のある方は、14日午後5時までにお願いいたします。

引き続き、議案の採決を行い、その後、閉会中の継続審査の件が審議予定されております。

以上が、議会運営委員会における会期日程についての協議の結果であります。ご協力のほどお願いいたしまして報告といたします。

○議長（廣瀬 満君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの16日間に決定しました。

請願について

○議長（廣瀬 満君） 日程第3、請願について。今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから報告します。

なお、継続審査中の請願は、お手元に配付の継続審査中の請願一覧表のとおりです。

議案第59号 政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第60号 政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第61号 政治倫理審査会委員の委嘱について

- 議案第 6 2 号 政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第 6 3 号 政治倫理審査会委員の委嘱について
議案第 6 4 号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
議案第 6 5 号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 6 号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 7 号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第 6 8 号 市道路線の認定について
議案第 6 9 号 市道路線の変更について
議案第 7 0 号 市道路線の廃止について
議案第 7 1 号 平成 1 9 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 2 号 平成 1 9 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 3 号 平成 1 9 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 4 号 平成 1 8 年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第 7 5 号 平成 1 8 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第 7 6 号 平成 1 8 年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第 7 7 号 平成 1 8 年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第 7 8 号 平成 1 8 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第 7 9 号 平成 1 8 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第 8 0 号 平成 1 8 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第 8 1 号 平成 1 8 年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

○議長（廣瀬 満君） 日程第 4、議案第 59 号から議案第 81 号まで、以上 23 案件を一括上程いたします。

提案理由の説明

- 議長（廣瀬 満君） 提案理由の説明を求めます。
市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

- 市長（飯島 善君） 提案理由を申し上げます。

本日は、第 3 回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案について説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました案件の内容は、人事案件 5 件、条例の制定及び改正案件 4 件、市道路線の認定等案件が 3 件、補正予算案件 3 件、決算認定案件 8 件の合わせて 23 件でございます。

議案第 59 号から議案第 63 号までの 5 議案は、政治倫理審査会委員の委嘱についてでございます。

政治倫理審査会は、政治倫理確立のために必要な事項の調査、審査、その他の処理を行

うもので、見識者2名以内、公募に応じられた方の中から選出された3名以内の委員をもって構成いたします。今回はその委員として5人を委嘱するに当たり、つくばみらい市政治倫理条例に基づき議会の同意を求めるものでございます。

議案第59号は、本市出身の弁護士の稲見攝五氏に委嘱をすることについて同意を求めるものでございます。

議案第60号は、旧谷和原村教育委員や合併協議会委員を歴任された坂倉悦子氏に委嘱をすることについて同意を求めるものでございます。

議案第61号は、工藤和年氏に委嘱をすることについて同意を求めるものでございます。工藤氏は、本年3月まで東京都職員として地方自治に携わってきた方で、公募者の中から選出させていただきました。

議案第62号は、羽生恵洋氏に委嘱をすることについて同意を求めるものでございますが、羽生氏は、本年3月まで本市職員として地方自治に携わってきた方で、公募者の中から選出をさせていただきました。

議案第63号は、松山忠義氏に委嘱をすることについて同意を求めるものでございます。松山氏は、これまで人権擁護委員や旧伊奈町行政調査会委員等を歴任されてきた方で、公募者の中から選出をさせていただきました。

議案第64号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、市民生活の安全と福祉の増進のため、社会公共の利益に反することとなる暴力団等への公共施設の使用を制限することを目的として、この条例案を提出するものでございます。

議案第65号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例でございますが、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく郵便貯金法の廃止に伴い、条例中の語句の修正をするものでございます。

議案第66号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございますが、特殊勤務手当の支給区分について、月額手当を廃止して日額手当に統一するため、月額支給である社会福祉手当を日額支給に改めるとともに、手当の額についても適正な額に見直しをするものでございます。

議案第67号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の一部改正に伴い語句の修正をするものでございます。

議案第68号 市道路線の認定について、議案第69号 市道路線の変更について、議案第70号 市道路線の廃止についてでございますが、台地内の開発に伴い、路線の認定、変更、廃止が生じたものでございます。

議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）でございますが、今回の補正予算の内容ですが、歳入歳出予算の補正と地方債の補正でございます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,395万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ135億2,672万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険特別会計、並びに国民健康保険特別会計繰入金でございます。これに伴い、財政調整基金繰入金につきましては、減額しております。

歳出の主なものといたしましては、伊奈保健センター及び伊奈公民館の公共下水道接続にかかわる経費、小貝川北袋地先にかかわる水と橋撤去工事の負担金、板橋コミュニティ

センター整備事業に関する事務費等を計上しております。また、つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例の施行に伴い、議員政務調査費を全額減額いたしました。

地方債の補正につきましては、板橋コミュニティセンター整備事業費として190万円を追加し、小張バイパス整備事業費の限度額を830万円から1,230万円に変更するものでございます。詳細につきましては、議案書をごらんいただきたいと存じます。

議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,069万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億499万7,000円とするものでございます。

これは国庫負担金の療養給付費負担金実績より多く交付を受けたため、超過分を返還するものと、平成18年度の繰越金について、今回補正予算に充当した金額を控除した残金を一般会計に繰り出すものでございます。

議案第73号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,388万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,683万2,000円とするものでございます。

これは、平成18年度決算に基づく国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金の精算のため補正を行うものであります。

議案第74号から議案第81号までの8議案につきましては、各会計の決算の認定についてでございます。一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、去る7月9日から8月14日における11日間をかけまして、監査委員の監査を受けております。地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して提案をするものでございます。

以上、慎重審議を賜り、ぜひご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

次に、監査委員より議案第74号から議案第81号までの8件の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員竹内 啓君。

〔代表監査委員 竹内 啓君 登壇〕

○代表監査委員（竹内 啓君） つくばみらい市平成18年度決算審査の報告をいたします。

1、審査の対象

平成18年度つくばみらい市一般会計及び特別会計、水道事業会計が審査の対象で、全会計の審査を実施いたしました。

2、審査の期間及び審査の対象

審査の実施期間は、19年7月9日から8月10日までの期間でした。

審査に当たっては、各会計とも歳入歳出決算書及び証拠書類、その他の関係書類について審査をいたしました。

3、審査の結果

審査に付されました各決算書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、各決算書は適正妥当と認められました。

また、予算の執行状況は、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認められました。

4、意見及び指摘事項を4点ばかり申し上げさせていただきます。

一つ目としまして、一般会計の歳入関係についてです。

一般会計の歳入額は、ご存じのとおりと思いますが、136億円でありました。このうち当つくばみらい市自前で収入できる地方税の収入額がどの程度あったのかと、ちょっと検討してみましたところ、市税、これは個人・法人市民税、固定資産税等ですが、市税が約54億円、それから、分担金及び負担金1億円、それから、使用料及び手数料も約1億円、財産収入も約1億円、最後に諸収入約4億円、この市税を中心としたつくばみらい市の自前で収入できる収入額の合計が約61億円でありました。これは、一般会計の歳入額136億円の44.8%になります。なお、この市税収入、今申し上げましたように合計約61億円は一般会計歳入額の44.8%になります。今、繰り返しお話をさせていただきました。

そこで、皆さんご存じと思いますが、私にもわか勉強だったので恐縮なのですが、財政力指数とか、こういった言葉があるのですが、では、つくばみらい市の財政力についてちょっとお話してみたいと思います。

財政力指数とはどういうことかと言いますと、財政基盤の強弱を示す指数で、行政活動に必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを表す数字だと聞き及んでおります。財政力指数が小さいほど地方税の収入能力が低く、交付税の依存度は高いことになるということでございます。当市においては、財政力指数は0.69ということでした。先刻ご承知のとおりと思いますが、財政力指数が1を上回ると普通交付税は交付されません。その超えた分だけ通常水準を超えた行政活動が可能であると、こういうことになるそうでございます。で、財政力は強いということだと聞いております。

次に、これもまた経常収支比率という言葉があるのですが、当市においては97.5%という数字が出ました。これは、通常的支出の人件費、公債費、借金の元利金ですね、これらに充てられた一般財源がどの程度の割合であるかと。つまり、一般財源のあまりはどのくらいあるのかと、それをつかむ指数であると聞いております。経常収支比率、当市の場合97.5%と、わかりやすく例えて言わせてもらおうと、100円の予算に対し2円50銭の額が新たな事業に使えると、こういうことになるようです。

自治省の指導では、市町村においては75%を上回ることが望ましいと言われております。当市の場合97.5%ですので、約22.5%オーバーしているのではないかと考えられます。

二つ目としまして、平成19年3月末の債務、借金残高ですが、これについてちょっと数字をご披露させていただきます。先刻ご承知のとおりと思いますが、一般会計の市債残高128億円、それから、水道事業会計企業債残高21億円、公共下水道事業債残高57億円、農業集落排水事業債残高23億円、一部事務組合債分残高87億円、合計316億円になります。この金額は、平成18年度の一般会計予算138億円の2.3倍になります。

今後、みらい平駅前に建設が要望されるであろうと思われます小学校、中学校の建設費、それにみらい平駅前の開発負担金、合併特例債に絡む負担金、これらを上積みすると相当の金額になって、約500億円超の債務残高が発生するのではないかと懸念されます。

それから、また実質公債費比率というものがありますが、先ほど申し上げましたとおり、19年3月末の債務残高は316億円、この金額はどういうことになるか話しますと、当市の実質公債費比率、前は公債費比率と言っていましたけれども、改めて実質公債費比率を使いなさいということになって実質公債費比率になっているのですが、これは、地方自治体の年間収入に対する借金返済額の割合を表す指数でございます。当市は、算出したデータ

によれば14.6%です。これは過去3年間の平均値でございます。ちなみに、18年度では15.6%となります。この比率が18%以上は黄色い信号だと、新しく借金するには総務省に説明し許可を取らなければならない、こういうことになっているそうです。当市は平均14.6%ですので、まだ18%までにはいってないと思われます。

三つ目といたしまして、当市の入札内容等のことをちょっと話してみたいと思います。

平成18年度の新築工事、土木工事等の入札は130件、予定価格は合計で149億円、それから、落札額132億円、平均落札率が94.5%。ただし、これは防災行政無線施設統合整備工事の予定価格2億2,100万円でありましたが、特別低い落札率になっておりまして56%、これを除いた平均が94.5%です。

つくばみらい市の一般競争入札の価格は、建築工事、土木工事ともに1億5,000万円以上となっておりますのが現状です。近隣のある市においては、相当低額な金額を基準として条件付一般競争入札制度をとっているようであります。そこで、当市においても、入札制度については、地域振興と公平性、透明性を期するため、近隣自治体においても新たな取り組みがなされているので、当市においても検討されたいと思います。

最後、四つ目ですが、当市における滞納税金について触れてみたいと思います。

過年度分を含めた滞納額は、数字を申し上げますと、市民税で約1億5,000万円、固定資産税で約1億円、国民健康保険税で約4億5,000万円、この三つの合計が約7億円であります。この金額は平成18年度の市税収入、先ほど申し上げました市税収入50億円ですが、その13%になるのですね。過年度も含めてですけれども。小さい数字ではないと思われます。

行政当局におかれましては、限られた人員の中で効率的に滞納整理を行うために、悪質事案については優先的に処理するとともに、市が一体となって創意工夫し、徴収体制の強化に踏み切ることによって、滞納金額の圧縮を図ってもらいたいと思います。滞納常習者とかごね得とか、正直者がばかを見るようなことのないようにしていただければとお願い申し上げます。

以上、平成18年度決算審査の報告をさせていただきました。

○議長（廣瀬 満君） 監査委員の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております23案件のうち、議案第59号から議案第63号までの政治倫理審査会委員の委嘱についての5案件は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第63号については、委員会付託を省略し、先議することに決しました。

議案第59号から議案第63号について先議

○議長（廣瀬 満君） 議案第59号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから議案第59号を採決します。
この採決は挙手によって行います。
お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第59号については同意することに決定しました。

議案第60号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから議案第60号を採決します。
この採決は挙手によって行います。
お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第60号については同意することに決定しました。

議案第61号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから議案第61号を採決します。
この採決は挙手によって行います。
お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第61号については同意することに決定しました。

議案第62号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから議案第62号を採決します。
この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第62号については同意することに決定しました。

議案第63号 政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第63号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第63号については同意することに決定しました。

ここで10分間、暫時休憩いたします。

午前 10 時 35 分休憩

午後 10 時 47 分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

17番大好 光君が出席です。

一般質問

○議長（廣瀬 満君） 温度が大分高いので上着を脱いでも結構ですので。

日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

18番海老原 弘君。

〔18番 海老原 弘君 登壇〕

○18番（海老原 弘君） おはようございます。18番の海老原です。私からは、三つほど質問を提出してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、第1点は、本田排水機場工事の振動被害についてということでお尋ねをいたします。

本田排水機場の改修工事については、平成17年の11月1日より平成19年の3月まで工事が実施されました。この間の工事の騒音と振動は相当なものであったことは、去年の経済委員会の、後ほど岡田議員の質問にもありますけれども、本田機場の請願の陳情を受けました際に、山王新田の住民の皆様のお話を本田機場においてお聞きしたわけですが、なかなか聞き取れないほどの騒音と、それから、何かを壊していたんだと思いますけれども、ダダダダッと物すごい騒音があったことは、そこに参加した議員の皆様、そして職員の皆様は記憶にあるのではないかと考えております。

その工事の中で小貝川に向かいまして左側、要するに市営住宅の八期住宅のある住民の方の合併浄化槽内部に亀裂が生じまして、浄化槽の管理業者である業者の申告によりまして発見されました。きっかけは、浄化槽の水が何回やっても引いてしまうということにより発見されました。

平成18年の7月に工事業者である安藤建設の現場の責任者に申告をすると、その監督によりますと、被害者には保険で対応すると。簡単に自分のところの被害であるということ現場監督は認めたということでございました。

それから、工事完了前の平成19年の3月に、現場の事務所の所長であります安藤建設の現場所長が、補修の約束はしたが具体的な話が進展しないということで、被害者からのアピールがありまして、私はこの被害者宅の施工業者であります工務店の社長と被害者と私が、藤代の国交省の藤代事務所へ赴きまして、その被害の実情というものを国交省の所長に経過を報告し、業者への指導をお願いいたしました。

そして、ことしの6月でしたか、その後、現場事務所も3月で終わって引き上げてしまいましたので、何も業者からの被害者宅への連絡がないので、国交省の藤代事務所へ再度出向きまして指導を要請いたしました。

現場事務所がなくなったために、なかなか工事業者との連絡もとれず、その間に国交省の事務所へはどうなっているんだ、どうなっているんだということで、私と被害者からも電話など何回もかけております。そうしまして、去る8月23日に被害者を含め当方3人と安藤建設の所長、そして国交省の藤代の所長と職員の合計6人で話し合いの結果、9月中に合併浄化槽の修理をして被害者の救済を図るということで、やっと合意に達しました。

その後、8月の30日に被害者宅で修理のための契約書にサインされました。

長々と今経過を報告いたしました。もしこういう結果にならないければ、私はもっとこの問題を追求して、工事に協力した付近の住民の皆さんがこういう結果にならないように指導をお願いすることを考えていたわけですが、途中の業者が逃げているようなところはあったのですが、最後は、誠意を尽くしまして補償するということで決着がつけましたので、報告にとどめますけれども、後で私がわかったのは、建物調査はしたのですけれども、いわゆる今回問題になりました合併浄化槽は地下埋設物ですので、事前にも事後にも調査はなかったわけです。やはり、こういうような大きい工事の場合は、今だんだん合併浄化槽等も普及しておりますので、こういうものも検査項目に入れなければならないのではないかという懸念を今回のことを通じて思ったわけですが、その点について、市長、担当当局はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 海老原議員、本田機場の工事ではございませんので、ご理解願います。本田機場ではございませんので、あの吐き出し口がいわゆる栓をしておりますけれども、堤防の工事なのです。ですから本田機場とは全然関係ないのです。

そういうことで、私の方へは何も来ておりませんし、あの現場そのものは工事するたびに吐き出し口の、いわゆる擁壁と堤防の間から漏水はしていたのです。そういうことで、国土交通省の方へ、合併前に谷和原の消防団の方も心配して見に来てくれたという経緯もありますので、機会があったら直してくださいよというお願いはしてございましたが、本田機場とは全然関係ありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、国土交通省で、いわゆる住宅地域とかそういうことでこういう工事に入るんだというときには、これからもそういう注意はしておきます。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

本工事は、ただいま市長の方から申し上げましたとおり、国土交通省の発注でございまして、堤防の改修に伴いまして、もともとある排水樋管と、それから、あわせまして本田排水機場から強制排水する樋管を一元化する工事ということで、国土交通省の発注で東京都内にある大手の建設業者、先ほど議員がおっしゃいました大手の建設業者が請け負い施工したものでございます。

一般的には、工事を行う際には、事前に調査を実施いたします。写真等を撮りまして調査をするわけですが、調査対象区域をどの範囲までにするかというのは、特段決まりはございません。被害が及ぶような範囲を業者の責任の方で事前に調査をするということになっておるそうでございます。

また、今回の被害のありました浄化槽につきましては、地下埋設物ということで調査の対象外ということになっておりました。市の方としましては、施工業者の責任で修理されるという確認がとれましたので、速やかに円満解決されるということで考えております。

また、今後このようなトラブルが発生しないよう、工事施工に際しましては、十分配慮するように働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 今、市長、部長から答弁をいただきましたが、市長の言われるように、本田機場の工事ではないと。いわゆる小貝川の土手の高さをおろす工事と一体の工事の中の一つであるということでしょうけれども、今回の被害については、私は本田の機場内という発想をしていましたので、そういう項目にしたのですが、それは訂正したいと思います。

しかし、先ほど報告しましたように、当時は大分エスカレートして、それで私の方に電話があったわけです。本来は施工業者と被害者でスムーズに話を進めるようだったのですが、今、部長の答弁にもありましたように、地下埋設物が保険の対象にならないということで、一番最初の、先ほど申し上げた現場監督は保険で出すからいいよと簡単に被害者に言っているのですね。やはり、そういうことも現場ではありますので、特にこの両サイドは市の管理しております市営住宅もあることから、こういう問題を起こしてもらっては非常に住民の間でも、次に岡田議員からも出る請願とかそういう工事になったときに心配が懸念されますので、今後、業者あるいは住民の方への指導等よろしく願いをいたしまして、1問目は終わらせていただきます。

2問目のコミュニティバスについてということでお尋ねをいたします。

この問題につきましては、6月の全員協議会の際、コミュニティバスの運行を計画していると、担当部課からの説明がありましたが、この大きなねらいということが、市当局ではみらい平をすべてのバスが経由するという計画にのっとって、29人乗りのバスを2台、主として伊奈地区1台、谷和原地区1台、合わせて2台で、それをそれぞれ2ルート、ですから合計で4ルート、そして1日4便運行すると、料金は大人100円、子供50円。当初は1日券で大人200円、子供1日券で100円ということが説明されたのですが、当初9月1

日より運行の予定でしたが、議会の中で議員の多くの方々から意見が出まして、伊奈地区でも谷和原地区でも通るところと通らないところの差別ができてしまう。何でこっちは通らないんだと、市の説明では道路が狭いから行けないんだという返答もありましたけれども、そうならば、29人乗りのバスを選定すること自体が、もっと違っているのではないか。例えば常総市などは、旧水海道と石下が合併しましたけれども、水海道と石下では違うスタイルで運行されているのですね。ですから、谷和原地区は今までもワゴン車を使って運行していたわけですから、それを尊重することがなぜできなかったのか、私はここが一つ疑問に思うところです。

それから、伊奈地区においても、説明の中で谷井田地区や豊体地区などが運行しないような予定になっておりましたので、その理由を尋ねたところ、通常のバスが走っていると。関鉄のバスが走っていると。でも、それは値段も違うし、行き先も違う、いろいろな違いがあったのですね。住民としては、今まできらくやまを中心にバスが走っておりましたので、きらくやまのバスは何年間か運行して、逆に言えば、それに慣れてしまった。特に私の住んでおります谷井田地区などは、農協さんあたりのところに、いつもバスを待っているという人を見受けてきたのですね。

そういう中でこのバスの予定が発表されまして、先ほど伊奈地区ばかり言いましたけれども、谷和原地区では東櫛戸や田村、南、樫木や川崎、正角、宮戸、平沼地区などは、最初から通らないような予定でした。多くの議員から質問が出されまして、6月議会の中でコミュニティバス運行の変更を求める決議が賛成多数で採択されたのは、ご記憶のとおりでございます。

当局も見直しをして10月1日から運行するように変更、それから、コースも谷井田地区や、先ほど申し上げました川崎地区などは新たに追加されたものであります。

今まで福祉バスが運行されたものが廃止、変更されることにより、余計に不便な人もできてしまうと思っておりますが、きらくやま巡回バスが廃止され、みらい平駅からきらくやまのバスが、無料シャトルバスという新たな形で運行するということでございますが、またこれは新たな疑問がわいてくるのですね。シャトルバスは無料だと。そうすると、先ほどの伊奈ルートの板橋の方のルートは100円だと。そうすると乗る人によって、方や無料、方や100円、そんな細かいこと何言っているんだと感じられる人もあるかもしれませんけれども、我々よりも先にバスを走らせております取手市などは、この100円のことが大問題になったのですね。

福祉のバスはただ、コミュニティバスは100円、そのために同じコースを走るようなバスは、コミュニティバスががらがらになって、福祉バスは朝夕はいっぱいというような、これは今度新しく市長になりました藤井市長から直接聞いたことで、取手市は見直しの委員会をすぐ立ち上げると。私が聞いたときには8月に立ち上げると。取手市のバスは、皆さんご存じのように、バスに字がすごい書いてあって、あまり見た目も、私はいいとは思えないのですが、私が協同病院等で何回も行き会うのですが、まずあの協同病院でさえ乗ってくる人は1人か2人、そういう状況なのです。

蛇足になりましたけれども、交通体系をつくるに当たって、私は市民の方々に意向調査をどのように実施したのか、ここでお聞きをしておきたいと思います。

私どもは伊奈町議会時代に福島県の小高町、特に経済委員会だったと思いますけれども、福島県の小高町がおだかe - まちタクシーというものを実施して非常に住民から喜ばれて

いると。私は見たことはないのですが、NHKのご近所の底力とかという番組で2回ほど放送されたということを聞いておりました。小高町の場合は、以前に古川議員からも議会で説明されましたけれども、いわゆるタクシー会社と町が提携しまして、小高町の商工会に無線の事務局を置きまして、そこからタクシーに設置されておりますカーナビに、例えば会員ナンバー1000番の海老原という番号を言えば、その人の住所、氏名、年齢、性別、そういうものが表示されて、その付近をバスが走っていたとしてら、その方の自宅近くまで行くというのがこの特徴であります。

今回、つくばみらい市が取り入れたバスで私どもが一番懸念に思うことは、大通りだけ走って、裏の、いわゆるお年寄りや体の悪い人たちがいる裏の方までは行かないと。例えば市が1回目に発表しましたコース、谷井田地区の下平柳、中平柳、上平柳というのは大通り、そこに出るまでに例えば岡堰の中平柳の方から来るのには、年寄りの方や障害者の方にとっては至難の業なんですね。そうでなくて、デマンドタクシーなどは、そのそばまで行くというのが特徴でありました。そして費用は、いわゆる29人乗りのバスなどから比較すれば半額以下で賄われているということで、住民が喜んで、小回りもきくという方法があるというのを議会でも発表したわけです。

そこで質問ですけれども、検討委員会で検討されたという話も何回も聞きましたが、議会からも代表が出ていますが、議員の皆さんのほかにメンバーは何人で、名前は必要ありませんが、どんな役職の方々がなっていたのか、もう一度お伺いしておきたいと思います。

以上、まとめませんけれども、市民の意識調査、それから、デマンドタクシー検討委員会についてお願いをいたします。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） つくばみらい市のコミュニティバスの導入につきまして、諮問機関であります、つくばみらい市地域公共交通会議のメンバーはどのようになっているかということでございますが、組織の人員につきましては、23名で構成しております。そのメンバーの性質等でございますが、関東運輸局茨城運輸支局、それから、県の企画課の交通対策室、次に、関東鉄道自動車部の営業課、同じく関鉄の労働組合、それから、みらい平駅構内の運営協議会、次に、つくばみらい市商工会、同じく旧伊奈地区、旧谷和原地区の民生・児童委員、それに、市身体障害者福祉協議会、同じく市の高年クラブ連合会、それから、ボランティア団体としましてけやき、それから、市の区長会、あと一般の市民の方3名、それに市議会議員2名、常総警察署、土浦の土木事務所、それに内部の総務部と保健福祉部、教育委員会の部長、次長の3名であります。

この導入に当たりまして、市民の意向調査はどのようにしたかということでございますが、意向調査という形で実施してはおりませんが、旧谷和原地区で運行しております循環バスの利用状況やきらくやまの利用状況、それから、地区からの要望等を勘案いたしまして、この計画を策定しております。

先進事例としまして、守谷市、つくば市等においても、既存の運行状況等を勘案してコミバスの運行計画を策定したということを聞いておりますので、そのような形で市の方としましても、この導入に当たりまして一つの参考といたしております。

それから、先ほどの交通会議のメンバーの中で、みらい平駅構内運営協議会の性格は、タクシー業を営む方で結成をしております協議会であります。

それから、デマンドタクシーについてであります。今回のコミュニティバスの導入につきましては、市の市長の諮問機関であります公共交通会議において議論していただきました。その中で、目的地とか市内に存在するいろいろな条件がございまして、あとは交通高齢者などの需要が多いと思われる目的地の病院などが市内には少ないと、そのようなことから、現在導入しましたバスの方法がいいのではないかと。もちろんコストの面も当然ありまして、そのような形で今回の導入ということになった次第であります。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 答弁をいただきましたけれども、審議会のメンバーについては大体いろいろな方々が網羅されている。聞きますと、今私が質問したタクシー等の方も入っているということでございますが、私の質問の中に、なぜ細かい道のところを行けないのか、これは、伊奈よりも谷和原地区の方が以前からあったと思うのです。議員の質問の中にも、名前は差し控えますが、谷和原の田村地区や南地区などは、道路が細いのはわかっているわけです。そういうところは、この29人乗りのバスは最初から通らない。審議会の中で私が疑問に思うのは、審議会の中でそういう空白の地域ができてもいいのかと。もしいいというふうに皆さんが判断したのであれば、何のためのコミュニティバスなんだと。目的の中に、市民の足を確保するということがあったはずですよ。弱者を救済する、そこが一番のポイントでなければならなかったのではないかと。そこに考えがないから、コミュニティバスを走らせれば、福祉バスも、きらくやまのバスも、今までの形ではやめてしまう。ちょっと物事が極端ではないでしょうか。

今までの方法を利用していた方もいるわけですから、そういうものを残しながら何か形を変えてできないか。例えばの話ですけれども、例えば谷和原の方のワゴン車を残してバスを走らせる、それは不公平に映るかもしれませんけれども、常総市などは現に旧水海道と石下では違う方法をやっているわけです。その根本には、市民の足を確保するということがあると思うのです。ここは狭いから通らなくてもいいんだ、しょうがないと、バスが通れないんだからしょうがないと、そういう考えでは、皆さんの理解を得られないのではないかと。

といいますのは、先ほど答弁の中に、医療機関や、そういうところはつくばみらい市にないのでという話がありましたけれども、そういう人たちは、みんな以前から民間の方がボランティアでやっております送迎サポート等を利用しているのですね。私も協同病院に通院しながら、送迎サポートの人が車いすの患者さんを診察する先生のところまで送ってきている。そういうことをしている皆さんがいるわけです。

そこまでやれとは言いませんけれども、そういうことまで考慮しながら、それに近いような形でコミュニティバスを走らせたならよかったなと思います。皆さんのあれで、10月1日から運行するということですので、私としては、とても心から賛同などはできませんけれども、議員の話でもありましたが、やってみてダメだったら考えればいいじゃないかという意見もありました。本来なら、やる前からそういうことは考慮するのが本当だと思いますけれども、今の段階、見直しをしたわけですから、それでスタートをせざるを得ないことは私も理解できます。

もう一度答弁いただきたいのですが、見直しの時期としてはどのぐらい運行してから、どのぐらいの時期を考えているか。その見直しの材料の中にも、先日茨城新聞に出ました日立市の例、地域の足利用増、これは先ほどのデマンドとは違います。日立南部乗合タク

シー、これはかなり住民の方も負担をして、市も負担をしながら、みんなが協力しながら乗合タクシーを、特に山間部の狭いような道のところを行っている。その見直しの時期までに、実際にこういう形で実施しているような地域を、担当者等は視察をし、あるいは教えていただくことも必要ではないかと思えますけれども、見直しの時期についてどのぐらい考えているか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 今後、運行につきまして、ルートあるいはその他につきましての見直しはいつごろやるのかというご質問であります。10月1日から運行の運びとなっております。この利用につきまして、この実績や市民の皆様からのご意見等のデータをまとめまして、随時報告をしていきたいと考えております。

その中で皆様からのご意見等を踏まえまして、それらを参考にして見直しを図っていくということで考えております。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） このコミュニティバスについては、いろいろ私は聞きたいことがあるのですが、最後の質問ができなくなってしまうので、また次の機会に譲りたいと思います。また、ほかの方からも、例えば福祉作業所、そういうところへ乗っていった人たちはどうなるのかとか、いろいろな疑問があるところがございますが、片方のコミュニティバスを運行したから片方は不便になったということのないように、10月1日のスタートに向けて、ぜひともすばらしいコミュニティバスになるように、担当部局の皆さんは力を入れていただきたいと思います。要望しておきます。

それでは、第3問目、福岡堰土地改良区への助成金についてということでお尋ねをいたします。

この問題につきましても、議会の全員協議会において、担当あるいは市長からの説明があり、我々議員は知ったわけですが、その後、関係の住民の方々、福岡堰土地改良区の皆さんを初めとして、何とか今回の助成金の廃止とかの問題について善処してもらいたいということで、皆さんが署名活動をしていることは、皆さんもご承知のとおりであります。その署名の中で、飯島市長から、福岡堰土地改良区理事総代様、このほかに区長さんにもあてたと話は聞いておりますけれども、文書が送られております。

福岡堰土地改良区の請願署名活動の事実説明についてということで配布されているわけですが、この文書の中で、本来個人負担であるのに当時飯島町長が登坂理事長に頼まれたから、これは先日の説明で市長自身が言われたことですが、年間600万円からの助成金を払っておりました。そして、この文書の中の平成18年2月に公共下水道に加入したものとあるのは、地名は書いていないのですが、私は谷井田北九区のT、通称Tというふうに、STのT住宅と申し上げますが、この住宅のことではないかと思えます。この住宅の雑排水を処理して放流していたもので、この住宅の戸数は、現在63戸と思えます。年間600万円補助の基本的な負担料の計算は、福岡堰の管理面積である1,500ヘクタールに1反歩当たり400円という金額を乗じまして、総額600万円支払われたというのが記録に残っていると聞いております。それなのに、何年か前にその金額が減額されたときは、面積とかではなくて、戸数が何戸だからと戸数で基準になっている。これは先般の説明のときの倉持（悦）議員からの質問にもあったと思うのですが、基準が変わってしまうのは私

はおかしいと思うのです。やはり、面積でやったものが、今回なぜゼロになってしまうのかちょっと理解のできないところであります。

そして、市長からは、私が先ほど申し上げました、谷井田の市街地の中の北三区の住宅のことも言うておりますけれども、この北三区だけの住宅のことではなかったはずなのですね。谷井田の市街地の中にも、ほかにも民間業者が建てた住宅はたくさんありました。

町が負担する前、民間住宅に住んでいる方から、海老原議員、私たちは月1,000円、年間1万2,000円のお金を払っているんだよという話を聞いたこともあります。私どもは、その当時町営住宅ですから、町営住宅の人はそういうものは知らなかったのですね。

と言いますのは、伊奈町は長年、伊奈村時代から伊奈村方式というトイレの方法をやっていて、トイレはやっていたかもしれませんが、家庭の排水等はどんどん垂れ流していたことは、役場当局が知らなかったということは、とても私には考えられません。見て見ぬふりをしていただけじゃないですか。

私が議員に一番最初になったときに、県の地方課の職員が、悪い例として伊奈村の例を挙げたのです。その例がトイレのことだったと思います。村が間違っただけのことをやったら、それを改めるのが議員の仕事ですよと、蛇足になりましたけれども、そういう話も聞いたわけです。

私は、この600万円の金額を助成する根本に、北三区の住宅だけではないという疑問を持っております。ほかにたくさんの住宅もあったことは事実なので、そういう事実はないということでしょうか、市長から答弁をいただきたいと思います。

次に、今回の質問を提出した中で、谷井田市街地の未整備地区は、北五区、北六区、一部北七区があるかもしれませんが、問もなく谷井田の市街地は整備が完了すると思うのですが、それだけ整備されたわけですが、今回の質問の趣旨の中に、整備地域の中で供用していない戸数はどのくらいあるんだという質問をしたのですが、それは担当者のあれではわからないというお答えでしたね。市長は下水道の副管理者でもあるので、そここのところ、谷井田の市街地の中でつないでいない人がどのくらいいるのかがわかったら、それもあわせてお聞きできれば幸いです。

さて、私が今回一番お伺いしたいのは、市長になる前の伊奈町長時代、平成14年の11月から平成18年の3月まで、この3年5カ月の間、理事長をされたわけですが、この間、平日のほとんどは毎日公用車で福岡堰へ出かけていった姿は、私も何度か田んぼの中で行き会っておりますので、市民の皆さんも理解していると思うのです。その期間中でも、住民からは、我々議員に対して、町長を選んだのであって、福岡堰の理事長を私たちは選んだんじゃないよと、なぜあなた方議員はそれを黙っているんだというような、苦情というおしかりを受けたことがあったのですね。しかし、そうは言っても日ごろ農業が基幹産業であるという旧伊奈町の状況にとって、やはり土地改良区の仕事は大切と思うから、そのことを批判したりしたことはありませんでしたが、市長になってからの変化は、そして最近の言動については、市長はそんなことはないと思うかもしれませんが、私は、ちょっと大人げないと考えています。市長が理事長時代、合併を見通して改善あるいは合理化することが、当時の伊奈町長としての責任であったように思います。その点について、市長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 福岡堰土地改良区の関係でございますが、まず助成金の問題でございますが、これは、登坂さんが理事長になる以前から、いわゆる福岡堰の方から、きょうおいでになっていますから事務局はご案内だと思うのですが、交渉に来ていたと。私の前任者は全然会わないと、小林さんという人なのですが、そういうことでその後、登坂さんにかわれて、それで私が就任してから、就任早々登坂さんが見えられて、今議員がおっしゃったように、ある団地、そこだけが、30メートルぐらいなのですが、福岡堰の排水施設を利用していたと。それで、これは議事録に載るから申し上げますが、いわゆる議員がおっしゃったように、利用料が滞納になっているんだよと。その経過はあったようでございますが、これを何とかしてもらえまいかということなのですが、当時、この地域はいわゆる61年、62年の大水にも大変なご苦勞をされた方々でありまして、その後、不動産会社と訴訟を起こして、長い間、裁判をやっていたというお話も伺ったのですが、で、登坂さんが何とかしてくれということで、3日ほど続けて参りました。

私は、ここだけを救済するわけにはいきませんと。今議員がおっしゃったように、旧谷和原のように個人個人が1万2,000円ずつ納めているところがあるわけございまして、この人たちも考えなければなりませんよということで、いろいろ話し合っ、それも含めて600万円欲しいんだということでございますから、先日の協議会には倉持（悦）議員から協定書の中身の問題で、面積割と、面積割というのはそういうことで、いわゆる協定書は6月でございますから、話がついたのは7月、2カ月後に協定書は現実に合わせてつくったと、こういうことなのです。これは、福岡堰土地改良区の規則にもありますように、1世帯1万2,000円ずつ徴収すると、こういうことでございますから、面積割などないのです。もともと面積割でやるのはおかしいので、600万円という妥協の中で恐らくあの協定書をつくられたと、こう思うわけでございます。そういう中で600万円をずっと支払ってきた、こういうことでございます。

それで、なぜ今度やめたのかということですが、今、文書の問題も出ましたが、福岡堰の理事長もおいででございますが、青と赤で書いた署名活動のときの文書は、唐突に、急にうちの方から打ち切られるという文書ですから、そうではありませんよということで、その説明文書を理事、総代、区長の方へ文書を出したということでございます。したがって、あの文書は何らどこへも迷惑はかけていないと思うわけでございます。

ご理解を賜りたいと思うわけでございますが、そこで、土地改良区へ私が行ったと、3年ちょっとお世話になりましたが、議員、間違わないでくださいよ、私はマイカーで通っていましたから、マイカーで毎日。たまたま出張の帰りに土地改良区へ、職員が来ていますからよくわかりますが、回るとき、時間が一緒になったときだけは、たまたま公用車で回っています。

それから、協定を結んでけじめはつけておきました。私が町長という立場で出かけるときと、理事長という立場で出かけるときは、土地改良区と協定を結んでおいて、ちゃんと運転手は交代する。交代しないときには、それだけの運転手の経費を払うと、こういうことでしっかりとけじめをつけてやってまいりましたので、誤解のないようにお願いします。

この308万円に少なくしたということは、先ほどの団地が、はっきり申し上げますと、下水道へつなぐよと、こういう中で、その後、18年の2月には取手公共下水道へ全部つないだわけです。したがって、パイプの問題とかいろいろありましたけれども、つないだ。これで払う必要がなくなったわけです。一番原因であるところがそういうことでつ

なりましたから。それから、合併して、いわゆる谷和原の場合は全部個人がお支払いしていると。聞くところによるとちょっと違うのは、旧伊奈では合併浄化槽を入れるときにも補助金を差し上げていたわけです。旧谷和原の場合はごく一部のところ、特に下水道計画のないところ以外は自費でやっていたということですから、そういうことでは、いわゆる表現は悪いかどうか知りませんが、一国二制度みたいな形になるので、この際すっきりしなければいかんということで、しからば谷和原の方も負担するかということになったら、このご時世ではとてもそこまでは負担仕切れませんので、皆さんに、10何年か前に戻ってそれぞれの関係者にご負担を願って、そして、市の方の助成金はなしにしたい、こういうのが私の本心でございます。

○議長（廣瀬 満君） 海老原議員、持ち時間は1時間なので、あと2、3分ですから。

○18番（海老原 弘君） そんなに長い時間はとらないと思うのですが、今、市長から答弁がありましたけれども、私は、この質問については、倉持（悦）議員からも出ておりますので、もう一度基本的なこと、市長の文書の中に市補助金審議会という名称が出てきたのですが、先ほどと同じように、このメンバーの内訳がわかればお願いをいたしたいと思います。

結論として、市長から答弁がありましたけれども、今の住宅の方だけ、63戸で310万円をゼロにしてしまうというのは、あまりにも無茶苦茶ではないか。それでは市民もわかりませんよ。谷和原で1万2,000円負担している、じゃあ今までなぜ伊奈では、その住宅以外の方たちにも補助をしていたのか。その説明がなければ、やっぱり一方的にとられてもいたし方ないのではないか。

そして、時間もないのであれですが、3月議会において310万円なりの予算を我々が審議し、それを採択して、それを今回市長の方から水利組合の福岡堰の方へ、市長の答弁にありましたように、目的は達したのだからカットすると。それは住民に対しても、議会に対しても、そして、水利組合の皆さんに対しても、あまりにも無茶ではないか。私が最初に申し上げましたように、市長の変化というふうに私質問の趣旨に入れましたけれども、変化とは何ですかという問い合わせがありましたけれども、それ自体が変化じゃないですか。もし仮に、私の結論ですけれども、市長が理事長をやっていたとしたら、今回このような問題が起こったのでしょうか。市長が理事長時代、3年5カ月の間に解決しなければならなかった問題を、今持ち出しているのではないかと私は疑問を持っております。

先ほどの審議会のメンバーだけお答えをいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 12名で構成されておまして、識見を有する者3名が市民の方々から選ばせていただいております。識見を有する者3名ですね。それから、9名の構成でございますが、副市長、教育長、それから、5部長、教育委員会の次長、それから、水道課長の9名、総勢で12名の構成になっております。

○議長（廣瀬 満君） 時間ですので、暫時休憩いたします。

午後1時から会議を再開します。

午前11時48分休憩

午後 1時00分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、5番倉持悦典君。

〔5番 倉持悦典君 登壇〕

○5番（倉持悦典君） 5番倉持（悦）です。なぜか今朝起きたらこういう声に急になっていたものですから、非常に聞き苦しいと思いますけれども、一生懸命話させてもらいます。よろしくお願いいたします。

今回通告しました質問は、すべて福岡堰土地改良区に関する予算にかかわる問題で、関連するところもございますが、所管が違ったり、内容も異なっていますので、3問に分けて質問いたします。よろしくお願いいたします。

あらかじめお話ししておきますけれども、多分この質問は、私は市長のお考えを聞きたいということで、市長のみの答弁で結構です。もし補足があれば、部課長の答弁もお願いいたします。基本的には市長にお答えしていただきたいと思います。

福岡堰土地改良区は、市長が市長就任直近まで3年有余、理事長として伊奈町長と兼任されていたので、区の内情はだれよりも理解していただいていることと思っていました。しかし、3月14日付でもたらされた通知を見て、なぜこのようなことが起きたのかという驚きと衝撃が改良区役員の中に走りました。そして、市長との協議をお願いしましたが、実現しませんでした。今川経済委員長にも大変なお骨折りをいただきましたが、条件が合わず断られてしまいました。希望した出席理事の中に、常総市や取手市など、今回の問題に関係のないところに住んでいる理事が2人混じっているから会う必要がないという、29日の全協の市長の発言をお聞きして、驚きを通り越し悲しくなりました。

では、1問目の1回目の質問に入ります。

1問目は、福岡堰土地改良区排水設備維持管理助成金の廃止についてお聞きします。

これは、29日の全協の中でお聞きし、担当課長から答弁をいただいておりますが、意味がよくわからないので、改めて2点お尋ねします。

この問題は、平成19年2月22日の市長からの電話と、3月14日の風見理事長あてに市長から発信された「みらい都第670号」という公文書によって、旧伊奈町地域に対して、平成18年度まで助成されていた308万4,000円の排水路維持管理助成金を、市の緊迫した財政事情と公共下水道、農業集落排水等の整備が進んでおおむね50%に及んだので、平成20年度からは勝手ながら廃止する。三次処理水の放流は、一般市民の自己負担にすることへの政策転換を余儀なくされたとの通知がされました。その説明のために、7月20日と8月29日に全員協議会が開かれました。その中で、この制度は平成3年4月1日に当時の改良区理事長登坂道郎氏と、伊奈町長飯島 善氏によって協議書が締結され、当初600万円の助成がなされたものが、平成17年、18年は約半額の308万4,000円に減額され、19年度からは廃止すると説明を受けました。平成17年に257戸分として308万4,000円に改定されましたが、この改定された協議書は存在しません。協議書はなくても17年に改定されたことは認識していると、課長から返事をもらいました。

すると、見直してからまだ2年あまりしかたっており、この協議書の5条に定められている、見直しは5年ごとに検討するという条項に抵触するのではとの声に、協議が整ったのが17年だが、見直しの折衝が始まったのは平成14年ごろなので、それから数えると抵触しないとの答えでした。

世間の常識から言えば全くの詭弁であります。確かに協議書の中で5年を数える起点を

定めてはいませんが、協議を始めた日を起点とするのは常識ではあり得ません。普通の善良な契約は、協議が整い実施された時点から数えて5年と解します。そうすると、まだ2年しか経過していません。どう考えても協議事項に抵触すると思いますが、市長はどうお考えかお聞きします。

もう1点、この件に関して、補助金等審議会で審議したかの問いに、課長は、補助金ではなく助成金なので審議対象外と答えました。しかし、予算書には助成金ではなく負担金として計上されています。負担金だとすれば、「補助金等」の「等」の中に当然含まれるはずです。

削減された道路横断暗渠排水改修費、湧水対策落差堰設置費は負担金です。安全施設補修費だけが、平成12年に協定が改定され、負担金から補助金となっていますが、すべて審議会の審議事項となっております。あの答弁は何だったのか、全く理解できません。課長の言う助成金が正しいのか、予算書・決算書に記載の負担金が正しいのか。また、負担金であるならば、なぜ審議対象外になったのか、以上2点についてお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答えを申し上げます。

まず、協定書の内容の問題でございますが、先ほどの海老原議員にご答弁申し上げましたように、協定書があって、いわゆる600万円を補助したのではなくて、こちらが補助が決まってから土地改良区の方で協定書をまとめまして、それで持ってこられて今後こういうことで進めていただきたいと、こういう結果だったと思っております。

それから、2点目の負担金か補助金かということでございますが……。

○5番（倉持悦典君） 市長、全然違います。

私は、5年を聞いているので、600万円のことはいいです。5条のことを聞いているので、3条の方は結構です。

○市長（飯島 善君） 5年ごとの問題ということで、これは一項にあると思います。お互いに話し合いで決めると、こういうことでございますから、そういうことで話し合いで決めてきたということでございます。

それから、負担金か助成金かということでございますが、予算編成の段階でいつの間にか負担金になってしまったので、最初は助成金で払っていたということでございます。

○5番（倉持悦典君） まだ答えてもらっていないと思うのですが、どうして審議会から外されたのか、負担金であるならば。

○市長（飯島 善君） その関係は事務局に答弁させます。私も承知しておりません。

○5番（倉持悦典君） では結構です。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） 市長のお考えをお聞きしたので、別に事務局の答弁は結構です。

ちょっとわかりにくい答弁でしたが、次に進めます。

先般行われた土地改良区による組合員に対する請願に関しての7月26日付のお願いの文書に対し、市長名の文書が7月30日付で各方面に郵送されました。その中で内容に事実と相違があります。「市から事実をお伝えします」と書かれていますが、具体的にお願いのどの部分がそうしているのか書いてありません。もちろんこの質問の所管の1の部分のみ

で結構ですので、何行目のどの部分か具体的にお答えください。

それから、この件について28日に取材に来た3大紙と言われている新聞社の記者が、市民が署名活動をするのは当然の権利で、その活動中に行政がこのような阻害する行動に出るのは異例なことで大変重大なことでありと驚きのコメントをしていました。確かに、そう言われると何か変です。この件に関してご意見があれば、なければ結構ですが、合わせてお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答えを申し上げます。

なぜそういう文書を出したかということでございますが、真意を伝えられていない……。

○5番（倉持悦典君） そうではないです。どこが違っているかお答えください。

○市長（飯島 善君） はい、ではその内容を申し上げます。

一方的に通告されたと、こういうことを書いてありますが、これは一方的ではございません。

○5番（倉持悦典君） そうじゃない、それは第2項の方の説明なので、それはまた別にやりますので、1項目の部分でどこが違うかということがよくわからないのですよ。私もこの手紙をもらったのでよく読ませてもらったので、全く違うことじゃなく質問していることで申しわけないのですが、よろしくお願いします。

○市長（飯島 善君） ですから、この土地改良区の請願に関してのお願いと、こういう文書を見て、この中で青く書いてあるのですが、1、2と。それで、その2行下に「一方的に通告された」と、こう書いてあるわけです。これは一方的ではございませんので、ですから、そういう趣旨が伝わっておりませんから、その趣旨を伝えるために、この区長と理事、総代に。

○5番（倉持悦典君） いや、事実が違うということの。

○市長（飯島 善君） そういう内容が事実と違うと、そういうことでございます。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） 答弁というか、やっぱりわかりにくいですね。しょうがないです、これ以上のことはあれでしょうから、次に移ります。

3回目です。この件について、2月22日に市長から電話で、また3月14日には通知によって、既に廃止の意思を外部の福岡堰土地改良区に表明しておき、一方では3月の定例議会に執行する意思のない負担金310万円が昨年同様計上された予算案が提出され、一般会計予算特別委員会で審議され、23日の本会議で賛成多数によって可決されました。全く執行する意思のない予算を計上し、議会に何の説明もなく審議させた。これは重大な問題です。

私も賛成した一人ですが、少なくとも私はこの310万円の負担金が計上されていなかったら、立場上賛成はできませんでした。このような議員が何人かいたとしたら、この議案が可決しなかった可能性も否定できないはずです。執行者が提案前に執行する意思がなく外部にそのことを公表しながら、議会の同意を得やすくした議案書で提案し、可決し、後で執行時に自由に調整するような手法が許されるはずはありません。議会にとっては、詐欺的行為であったと言われても仕方のない行為だと思います。少なくとも、私はだまされたと感じております。

これに関しては7月23日に都市建設部長に、お名前を申し上げますと青木部長ですが、お尋ねしたところ、そういうことではなく、ただ印刷をしてしまって時間的に間に合わなかったのではとのお答えでしたが、審議中の議会には、印刷してしまったとかという説明は何もありませんでした。議会とはそのように軽いものなのか。市長もまた部長と同じ考えなのか、この点、議員として一番お聞きしたいところです。しっかりとご答弁ください。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 予算の問題につきましては、私は当初から計上しないのは、話し合いの過程でございますから、昨年2月からこの話はしておりますので、実際には方向的なものはもっと前からしておりますけれども。

それで、この予算の問題につきましては、途中でこれを減額してほしいと、こういうことで事務サイドの方へ申し上げたのですが、事務サイドの方もいろいろな考えがあるということでございますから、事務サイドの方へ譲ってそのままにしておいたということでございます。

細かい具体的な問題については、担当部課長の方から説明させます。

以上です。

○5番（倉持悦典君） いや結構です。担当は結構ですから、そういう手法に結果的になったわけですよ、市長の考えはそうじゃないとしても。こういうことになったことに対してどういうふうに考えているか、お聞きしたいのです。

聞いていることの、市長、かみ合わなくなったので、申しわけないのですが。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） その予算を計上して議会に審議をさせたと、そのままだと、こういうことをどう思うかと、こういうご質問ですね。

○5番（倉持悦典君） そういう手法がおかしいんじゃないかと聞いているのです。

○市長（飯島 善君） 予算でございますから、やはり皆様のご審議をいただいて、必ず執行しなければならないとは思いますが、内容によっては執行できないのもあるかと思えますよ、これは、そういう考えです。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） よくわかりました。市長の考えですから、とやかく言いませんけれども、外部にもう執行しないと意思を表示している、これはしなかったら結構です。途中で減額するのは、これはいたし方のないことです。そうでなくて、執行する意思がないものを、それを説明なしに審議させて可決させたということが問題です。

これ、いいです。市長のお考えはそれ以上あれですから、それで終わります。

では、2問の質問に入ります。

これは、平成18年までは市と改良区がそれぞれに協定に沿って対処してきた、3種類の予算削減についての質問です。

この件に関しては、2月22日の市長からの電話連絡のみで決定され予算化されました。その結果は、90%から50%を上限に削減するとされた横断暗渠について、18年度に比べ金額にすると950万円から450万円と50%以上の削減になっております。また、70%から50%

を上限に削減するとされた落差堰に関しては、595万円から170万円へと、実に71.4%の削減であります。前問の施設利用料の全額カットと合わせると、合計で昨年実績1,905万円に対して、今年度予算はわずか620万円です。1,285万円の削減で、とても信じられない削減です。その理由については、市財政の危機的状況と、つくばみらい市補助金審議会から2月5日に答申があり、それを尊重して対処したと、5月17日に特別委員会の中で担当部課長4名から説明を受けています。

私も8月26日に審議会の蛸原会長にお会いして、3時間にわたって説明を受けました。お会いして、その見識の高さと人柄に心を打たれました。1月22日と29日のわずか2日間、それも午後からの審議の中であれだけの膨大な資料の隅々までびっしりチェックのペンが入った資料を見せていただき、個人的には幾晩か徹夜同様に検討してくれたのがよくわかりました。削減の答申についても、削減することは絶対必要だ。必ずしなければならないことだと強く言いながら、削減する側に混乱と大きな痛みを与えないように、よく協議するよう会議の中で強く発言したのだがと、そのメモを見せていただきました。こんな結果になっているとは残念との言葉を聞き、感激して帰ってきましたが、その後の執行部のなされようを見ると、会長の意思は全く生かされていません。ここで、先ほど海老原議員がお聞きした審議会の構成メンバーを教えていただくはずだったのですが、先ほどお聞きしておりますので、これは後ほどまた話させてもらいます。

この件に関して1点だけ、これは前の質問にも共通することですが、先ほど市長からもちょっとお話が出ましたが、改良区では協定書に反して全く協議なしで一方的に廃止や大幅削減されたと言い、市の方では、一方的でないと言主張してかみ合いません。市長は7月31日に各方面に郵送した、先ほどの文書です、審議会の中で審議会の答申を得た上で予算を編成し、議会の議決を経て執行するもので、経過については事前に土地改良区へも通知しており、決して市の一方的な通告によりなされた行為ではありませんと言っています。

また、8月8日の茨城新聞の記事の中で、前問の件に対し、都市建設部幹部の談話として、一方的に決めたわけではない。廃止する案を前提に内部協議をしていたが、時間的な問題もあり予算化したと述べています。市長の手紙にも、幹部の談話にも、相手と話し合った、協議したとは一言も入っていません。どんな理由があろうとも、第三者に相談したり、内部協議をただけで、相手との協議をしなければ一方的というのは常識だと思います。市長、先ほど途中で遮ってしまいましたが、この点に関してお答えください。「一方的」という意味をよろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 土地改良区では一方的という受けとめ方をしておるかもしれませんが、私は全然一方的だとは思っておりません。これは早い時期から、そういう方向的なものを申し上げております。

それから、いわゆる用排水事業に対する補助の割合でございますが、これも理事長とお話し合いの中で、いわゆる横断については90%は困るということでございますから、それは必ずしも50%でなくていいでしょうと、その都度お話し合いで決めていきたいと思います、ということで理事長とも話しております。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） 言葉のことですから、一方的でないかどうかと、ただ普通常識で

は何にしても、以前に話した、話さないでなくて、お互いが同じテーブルについて協議したことが、一方的でなく協議したということだと思います。

それから、市長が今事前にと言いましたけれども、私、7月23日に部長と担当者の菊地君にその以前に何があったのかということを知りましたが、2月22日の市長から理事長あてに電話をもらった、その以前に事務サイドでの話し合いは何もなかったと、職員の方ははっきり私に話してくれております。以上です。

先ほどの審議会のメンバーのことですが、12名、民間が谷和原の会長1人、伊奈から2人、あと9名は職員で執行部。このメンバーについては26日に蛸原会長にお聞きしてわかってはありましたが、改めてこうやって聞いてみるとびっくりです。副市長を初め、今まさにこの議場の最前列に並んでいる皆さんです。この執行部そのままです。執行部が諮問をして、執行部の皆さんが審議して、答申して、その答えを100%尊重して民主的に処理をしたとお考えならば、ちょっと驚きです。特に副市長にあっては、もっと高い見地から本市の行政のあり方を見ていてくれるものだと思っていたので、余計に驚いています。まさにシーザーになった気持ちです。

ちなみに、隣の取手市の審議会には、執行部はおろか職員は1人も入っていないということ。また、我孫子市においては、職員どころか、OBもメンバーには決して入れないということです。これが常識だと思います。本市との認識の違いが如実にあらわれています。どちらが本来の機能を発揮するかは、論をまたないと思います。

お答えいただいた、一方的か否かについては、主観の違いがありますので、そのまま市長のお考えと承っておきます。

なお、岡堰土地改良区では、行政側の理解が深く、改良区の管理する施設は農業のためばかりではなく、地域住民の生活と財産を守っているとの見地から、平成6年から全維持管理費及び運転費4,175万円の40%の1,670万円を取手市と藤代町が負担すると協定していましたが、合併後はやはり財政難から1,400万円に減額されましたが、6月定例議会で新市長は、農業関係の予算はできる限り削減すべきではないと理解を示し、もとの金額に補正することを約束してくれたと、取手市の農政部の幹部と岡堰土地改良区の幹部からお聞きしております。本市と農業に対する扱いの違いが際立ちます。ちなみに、1,670万円をいただいている岡堰土地改良区の管理する地区面積は、福岡堰土地改良区の3分の2しかありません。

話を戻します。本市においてこの予算をこのまま執行されますと、それぞれの協定書は旧藤代町とも同じ負担率で交わされています。そして、それはそのままに取手市に引き継がれていることを確認してあります。本市のこの大幅な削減によって、他市とのバランスが崩れることに対してどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

それから、もう1点。本市には、関係する土地改良区は福岡堰土地改良区以外にも何団体かありますが、それぞれ負担金、補助金あるいは交付金という形で審議しています。予算書、決算書を見ても幾つか見受けられます。しかし、19年度予算において、私の見たところでは、他の改良区は全く削減されていません。不思議なことです。なぜ福岡堰土地改良区だけがこのような大幅な削減を強いられるのか、このアンバランスの原因を説明してください。

以上2点、市長からのご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 隣接市と比較して、指数と額が違うというご意見だと思いますが、おのおの財政規模も違いますし、取手市はいわゆる不交付団体でございますし、それは市長の大変なご理解だと思いますが、この場合は、福岡堰土地改良区以外に守谷土地改良区もございますし、五箇町村土地改良区もございますし、いろいろございますから、こういう団体との関係も考えていかなければならない。私は、そういうことも含めて考えておるわけでございます。ご理解をいただきたい。

あと常総市の問題もございます。

○5番（倉持悦典君） 市長、全然違います。私の聞いているのは全く違うのですよ、市長。

今、改良区のバランスを考えていると言いますけれども、よその改良区は削減していないのですよ。そのアンバランスを聞いているのですよ。

○市長（飯島 善君） ですから、取手市が一千何百万円を岡堰土地改良区に交付していると、そういうことでございますが、この場合はそれほどご負担はできないと、現在の財政規模で、そういうことでございます。

○5番（倉持悦典君） そうでなくて、もう1つ、よその改良区は削減しないで福岡堰だけがということの。

○市長（飯島 善君） よその土地改良区へは交付しておりません。出しておりませんから、そういうことも含めてということです。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） どうもちょっと、答弁と私の質問が理解されていないようなので、私の聞き方が悪いのかどうか。

他市とのバランスについては、それはよくわかりました。それは財政のこともあるし、首長の、執行部の農業に対する姿勢ということが違って、バランスがとれなくても当たり前だというふうに、今私は感じましたけれども、他改良区とのアンバランスということでお聞きしましたけれども、私が見たのは守谷土地改良区と五箇町村土地改良区、もちろん福岡堰土地改良区ほどの大きい金額ではないけれども、ほかにも支出されて、それだけ削減されていないと私は見ましたが、これの論争はしないで、次の3点目の質問に入ります。

2問の質問を通じて、農業に対する市長のお考えは大体理解できました。しかし、市長は我が市の基幹産業は農業であると、常々発言されています。29日の全協の会議の中でもそのように発言され、中間報告として説明を受けたつくばみらい市総合計画素案で、第5章第1節農業の中で、かんがい排水設備の充実という欄を設け、渇水対策にかかわる用排水路改修、落差堰水路の整備の助成などを通じて、かんがい排水路の生産基盤の整備を進めると、高らかにうたっております。これだけ見ると、予算がふやしてもらえると期待してしまうほどすばらしい文章です。現実には、渇水対策用の落差堰の予算は71.4%も減額されています。そのギャップの大きさに戸惑いを感じます。

本市の財政が危機的状況にあることは、改良区の役員たちも十分承知しております。先ほどの監査委員の報告にもありましたが、他市に比べてもかなり危機的な状況であります。決して削減するな、現行どおりにしてくれと主張しているわけではありません。ただ、増税や負担増で苦しむ一般市民に、いきなり年額1万2,000円もの新しい負担をかけることや、米価下落等悪環境で努力している組合員に負担増を強いるような今回の措置を再考し

ていただき、協議を重ね、数年にわたる段階的な削減をすると、まず削減ありきのような手法ではない、行政の愛情や温かさを感じられるような対処を求めるものです。

今、農業者を取り巻く環境は、明るいことは何もなく、品目横断的安定対策にのれない零細な農業者にどのように手を差し伸べられるか、行政と改良区ばかりではなく、他の農業団体とも一致団結して協力していかなければならないほど、緊迫した状況にあるのが現状です。

「公共用財産管理の手引」という本があります。発行はぎょうせい、監修は建設大臣官房会計課で、編著は建設省財務管理研究会によるものですが、その中でいわゆる法定外公共物の機能管理ということについて、地方自治法第2条第2項の規定により、地方公共団体いわゆる市町村の固有事務として行う義務としています。

また、同条4項の規定により、原則として市町村がその行政区内のものを機能管理することが、行政上の責務であるとしています。これは、管理している市町村が国庫補助を受けられることから裏づけられるとしております。その上で、地方自治法の機能の管理は、所有権が国有、私有であることにかかわらないとしています。判例その他事例を数多く挙げて、里道、水路の維持管理は当該市町村の行政上の責務だとうたっています。また、土地改良法57条、94条の6、94条の10により、土地改良事業によって生じた土地改良施設について、土地改良区はその施設を管理し、また水利権により用水路を管理しているが、土地改良区区域内のすべての里道、水路について事実上の管理を行っていたとしても、条例によって管理が委託されていない限り、法的管理権を有するものとは解されず、また、建設省所管の法定外公共用財産の財産管理権を当然有するものではないと明記しております。法廷で争えば、ほとんど法廷外公共財産の機能管理は、地方自治法第2条2項により、市町村の固有事務としての判例が出ているそうです。

お隣の岡堰土地改良区でも1件そのような判例を受けていると、理事長からお聞きいたしました。

また、現行の土地改良法56条は、市町村協議と通称され、土地改良区の協議請求の権利を定めた条文とも言われ、この条文の3項では、協議をすることができない場合、または協議が整わない当該改良区、まさにこのようなケースを言うとは思いますが、そのときは都道府県知事に裁定を申請することができるとまで定めています。いわば市町村に協議を義務づけているのです。

このように、市町村には道路、水路等に関してこのような重大な責任があります。なぜならば、水田を含めた農業施設が、人間生活を守るために果たしている役割を数値にすると、膨大な金額になると専門家によって語り尽くされているからです。市長にもこのことをよくご理解していただき、本来ならば、改良区がという言葉ではなく、よく理解していただき対処して下さるようお願いして、この質問を終わります。

答弁は求めませんが、もし何かコメントがあったらお願いします。

- 議長（廣瀬 満君） ありますか。
- 市長（飯島 善君） ありません。
- 議長（廣瀬 満君） ないそうです。
- 5番（倉持悦典君） わかりました。

またかみ合わなくなってしまうと思いますので、3問目に入ります。

最後に、伊丹揚水機場改修に関する調査費の予算措置についてお尋ねします。

最初に、この機場について簡単に今までの経過と現状についてご説明します。

この地域は、昔から水不足に苦しんだところで、先人たちもさまざまな努力を重ねてきたところです。現在の揚水機場は、昭和53年竣工のもので、設置場所は伊丹排水機場内で、地元負担100%で工事費2,890万円を当時かけて、田植え期と出穂期にかんがい水不足の解消を目的に設置し、給水管500ミリ、送水管600から700ミリ、つくばみらい市の一部と取手市の浜田、萱場地区で受益かんがい面積142ヘクタールです。年間約45万円の経費をかけて地元受益者たちが交代でごみさらいをしながら運転しております。旧式な装置ですので、除塵機という、いわゆる給水口周辺のごみを取り除く装置がなく、24時間、二、三人の人が張りついていなければ運転できず、例年になく潤沢な水量があった今年度でさえ、田植え時期だけで稼働日が10日に及び、24時間勤務の出役人数は延べ30人を超えているということです。渇水の年には、この2倍以上の出役や出費があるそうです。この機場も設置以来、30年の歴史を刻んで、大変老朽化が進み、また、旧式な設備のため、地元農業者の経済的、労力的な犠牲を払いながら稼働しているのが現状です。長年移転改修費が要望されてきて、市長にも理事長時代大変なお骨折りをいただいていたそうです。

そうやって各関係機関に陳情してきましたが、18年8月ごろから改修に向けて現実味を帯びてきました。平成18年11月20日の取手市とつくばみらい市、各市長に伊丹揚水機場の移転改修に対して協議をお願いいたしました。

平成19年2月15日に、この揚水機場の調査負担金についての会議が、土地改良区の会議室で開かれ、取手市からは農政課長、補佐、係長の3名が出席していただきました。残念ながら本市は欠席でした。

その後、この予算にかかわる交付金計画概要書が作成されたり、6月21日には現場で国交省と土地改良事業団体連合会県南事務所が占有場所の打ち合わせをしたりして、改修に向かって進んでいます。この事業は既に県が当初予算で調査費の60%161万2,000円を計上しました。改良区が20%53万7,000円を計上し、取手市も11.6%31万2,000円を計上してくれました。本市からは、平成19年4月19日に負担金8%の22万5,000円は出せないとの連絡があったそうです。もし渇水の年にこの揚水機場が稼働せず城中方面と浜田方面で台通り用水を案分したら、共倒れとなって、伊丹集落の一部と旧久賀地区全体で400町歩を超える圃場が影響を受け、田植えに支障が出る可能性があります。

先日お会いして、取手市の農政部の幹部に、つくばみらい市がこの事業に対してこのまま調査費の負担金も、事業の負担金も拠出できないときは、取手市は改良区と2者で負担してこの事業を進めてくれるのですかと、そういう意思があるのかとお聞きしましたところ、つくばみらい市を外して改良区と2者だけで事業を進めることは絶対しないと、できないとの答えでした。そこでお尋ねします。

1点目は、市長は伊丹排水機場の現状は、前理事長としてだれよりも深くご理解しているはずなのに、22万5,000円の予算をつけないのは何か重大な理由があることだとは思いますが、予算を計上できないわけをお聞かせください。

2点目は、市長はこの事業が本市の対応が原因でついても構わないとお考えなのか。

また、この事業は改良区が事業主体となるようですが、やっと交付金が認められ、調査費といえども予算化されてから案分負担という地元公共団体としての責務を放棄したら、他の関係公共団体である取手市や上部機関の県、国に多大な迷惑をかけ、信頼関係も損なわれ、この事業を再構築するのは不可能に近くなるのではと心配するものです。行政経験

豊かな市長は、十分ご認識の上での措置でしょうが、以上、2点について市長のお考えをお聞きます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） まず、1点目の調査費にかかわる負担金を出さないのかと。

出すとか出さないとかの問題でなくて、私は、率、この率によって後の事業費が決まってくるわけでございますから、この率は、細かくは事務局の方から説明させますが、私の考えでは、実際は15%ぐらいがつくばみらい市の受益面積だと思います。ところが、これの積算は、片方が29で、こっちが21か2ぐらいなのです。それは事務サイドから答弁させますが、これではあまりにもつくばみらい市の負担面積が多いと、私は思っております。実質的に太夫落から向こうは受益面積ではございませんので、太夫落から西側が受益面積だと私は理解しております。そういうことです。

この事業ができなくていいのかと、こういう考えは毛頭ございません。要は負担の割合、先ほどから申し上げておりますように、今日の財政規模の中では、余計な負担はできないというのが私の考えでございますから、昔ならなあなあで決めたのかもしれませんが、この問題につきましては、私も昔からかかわっていたので、職員当時から、いろいろ事情はよくわかっております。水利権の問題とかいろいろあって、なかなかできなかったと。私をご指導いただいた大先輩の理事を長くやっておられたイイジマタダノリさんが、54年度にこれは設置したと思います。3,000万円ぐらいかかったかなと記憶していたのですが、2,800万円云々ということでございますが、考えとしては、この事業ができなくていいなんて考えは毛頭ございませんから。要は今言ったように、調査費の割合が決まると事業費もその割合で来ると、こういうことでございますから、億の金だということになると、この割合だと相当の負担が必要だと。こういう考えから、今のところ、いわゆる調査にかかわる負担の予算はしていないということでございます。

○5番（倉持悦典君） もう一つ、他の公共団体と国県に対して……。

○市長（飯島 善君） いや、それはそういうことです。

ですから、やりませんなんて考えは毛頭ございません。これは国も採択になっているのなら、当然この事業は進めなければならないでしょうが、要はもっと精査して、つくばみらい市、取手市の負担割合をはっきりしていただきたいというのが私の考えでございます。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） 今、市長のお答えの中で、負担割合にあれがあると。でも負担割合を決める会議に本市は欠席しているのです。取手市は課長、補佐、係長と3人出席している。2月の、私さっき言いましたね、2月の15日ですか。

それと負担割合と、先ほど市長の答弁で受益面積は15%、そのぐらいだと思います。私も先ほど話しました受益面積は142です。ただ、この機場がないと、城中方面へ案分していた水を浜田の方へ送ったら、共倒れとなってあそこの400町歩に影響が出ると申したので、私は400町歩が受益面積だとは申しておりません。

それと、調査費の本市の負担割合は8.4というのが出ているのですね。22万5,000円という要請が来ているということは。15%受益面積があつて8.4ということは、決して多い数字ではないと思うのですが、私もこのことに関して大分調べさせてもらったので、市長の今の答弁の中では数字的にもまだまだかみ合わない点がいっぱいあるのですけれども、時

間もあれですので、その論争は後にしますけれども。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

この負担金の問題につきましては、当初から話題になっておりました。それで、福岡堰の考え方としましては、太夫落排水路の両側、いわゆる 1 級市道 1 - 63号線というのですが、その下流全域を、龍ヶ崎市との境までの全域を受益面積としてカウントするという考えでございました。ところが、実際に水をかける部分ですね、これは太夫落から南西側しかかからないのです。物理的に向こうには行かないのです。ですから、私どもの主張としましては、実際にかかる面積、これを受益面積としてカウントして割合を決めまじょうと、こういうことで進めておりました。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5 番（倉持悦典君） 今初めて部長からそういう話を聞きました。この件に関しては、部長のところへ私お伺いしていますよね。私個人が部長のところへ行ったときに、部長はいきなりこんな話来たからのれないんだという話なのですが、話はわかるのですが、なぜそのような大事な負担割合を決める会議を欠席されたのか、それがちょっと信じられないのですよ。

それで、欠席しておいて決まっていたのを断って……これはここでやっても延々と続くと思いますので、これで終わりにします。

最後に質問ではないのですが、一言、市がどうしてもこの事業に協力しないと、この伊丹排水機場は不可能になって幻の計画となって霧散してしまい、地元受益者のとお話するつもりだったのですが、今の市長の話でいくと、どうもやってくれるような感触なので、でも今まで私には、絶対だめだとか、壊してやるんだという、そういう言葉まで私の耳に入っていますので、市の事業に関する費用の拠出は、まだ正確な事業費は確定いたしていませんが、これは全く私の予想です。私の乏しい情報収集によると、8,000万円強、9,000万円弱と聞いております。全くこれは私の主観なのですが、ぐらいと聞いております。それを調査費と同じ案分すれば、8.4%とすると700万円弱です。投資効果から考えて、決して過剰ではないと私は考えます。市長もそこを十分ご検察の上、るるご事情はありまじょうが、国、県そして土地改良区、取手市と歩調を合わせてこの事業に協力していただき、ますます高齢化が進み、経済的にも厳しい環境の中、頑張っている農業従事者に対して住民の経済的労力負担を軽減してくださるよう、今が千載一遇のチャンスです。関係住民の長年の夢をどうぞかなえてやってください。私からも重々お願いして、この質問を終わります。

最後にちょっと時間がありますので、一言述べさせていただきます。

7 月20日と 8 月29日に執行部からの要請で、2 回の全員協議会が開かれました。そのあり方に疑問を抱いたので一言意見を述べさせていただきます。

一つは、7 月20日に開かれた全協において、担当課長から、当初の助成金額600万円は放流家庭500戸分で、17年度改定の助成額308万4,000円は257戸分と説明され、説明資料には協議書のコピーが添付されました。この協議書の 3 条で、先ほども話が出ていましたが、助成額を決める基準が定められていますが、算定基準は町内における改良区の管内の面積

によるものと定めています。後日私なりに調べましたら、助成額の600万円は伊奈町における管内の面積1,500ヘクタールに0.1ヘクタール400円を乗じて算出したものとわかりました。課長の説明の算定基準は間違いだったのです。金額が合っているから実害がないから構わないでは済まされないことです。協議書の一番大事な部分である助成額の算定を、全く違う基準で算定していたのです。みずからが議員に説明資料として配付していながら、その内容の一番大事な部分を全く違う解釈をしていたのには驚きました。市長から、先ほどこの件について話がありましたけれども、私はやっぱり納得はできません。協定協議書を改定する時間が10何年かあったわけですから、やはり戸数であれば戸数に協議書の方を直していただきたかったと思います。課長ももう少しこの辺を勉強していただきたと思います。

それから、二つ目は、29日の全協、これはまだ数日前です、に配られた資料についてですが、この資料は308万4,000円に減額した17年度の算出基準となった17年当時の戸数の257戸の内訳の説明資料のはずが、何を勘違いしたのか、19年3月現在の現況調査票が配られました。驚いたことに、戸数は257戸で1万2,000円を乗じると304万円になる数字ですが、これでは2年間、旧伊奈地区の下水道加入戸数はゼロであったか、三次処理水放流を申請した、新たに申請した戸数と全く加入戸数が同数で、それを相殺したものかのどちらかです。それ以外はありません。でも、これはどう考えても、どちらもあり得ないことです。もしこのあり得ない偶然が起きたとすれば、その場で、全員協議会で全員に誤解しないよう説明するべきではなかったかと思います。

こんな資料に何の価値があるのでしょうか。卑しくも議員全員にみずから要請して開いた会議で、資料に即しない説明をしたり、全く信憑性のない資料を配付して、まじめに質問している議員に根拠のない説明をするとは、信じがたい行為であります。許されるべきではないことです。だれの責任かとは問いませんが、自分たちが要請して開いた全協という、議員全員が出席して意見を述べ合う会議をどのように認識しているのか、反省していただきたいと、この場をかりて苦言を申し上げます。

ちょうど時間となりましたので、これ以上は申し上げませんが、お互いに協議することと我々議員に対してもっと誠実なしっかりした資料と説明を、今後よろしくお願い申し上げまして、全質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） ここで10分間、暫時休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時11分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） 7番堤でございます。通告に従いまして質問させていただきます。4件ありますが、今までも質問なり、答弁なりしていただいたことがありますので、簡潔に質問させていただきたいと思います。

市長、お疲れのところひとつよろしくお願いします。

まず一つ目は、みらい平開発地の小学校、中学校の件でございます。

ご承知のとおり、幼稚園、保育所については、ほぼ内定しているわけですが、学

校がないということで、工事の方はそれなりに進めているわけですがけれども、学校建設予定がないということが一つの致命傷になっているという話をよく聞きます。そちらに移りたいという希望者が現地に来られても、非常にながかりして、学校の予定がないということで躊躇してしまうと。特に子供連れ、若い夫婦などについては、将来いつ建つのかかわらないのではということで、逆戻りしてしまうということだそうです。

これは、正直なところ、重大問題なのですね。結局、住宅地やマンションなどについても、かなり売れ行きが悪そうなのですね。したがって、この開発地の学校の建設というのは大きな、今後の発展のポイントになるのではないかという気がしてならないわけです。

さらに、人口増による財源確保のためにも、スムーズな人口増加を期待されているわけで、この具体的な建設計画などがあれば、ぜひとも説明いただきたいと思います。

これは、本来ならば、建設ですから市長へのお願いだと思うのですが、あえて教育長の方からの答弁をいただければ十分だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊島隆一君。

〔教育長 豊島隆一君 登壇〕

○教育長（豊島隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

以前にも同じような質問がありましたので申し上げておりましたけれども、現在みらい平開発地区の小学生は、小張小あるいは谷原小、中学生については伊奈中あるいは谷和原中学校に、どちらかを選んで入ってくださいということでお願いをしております。

小張小学校、谷原小学校ともまだ空き教室がありますし、中学校についても十分空き教室があります。さらに小張小学校はことしの1年生が43名ということで、2クラスになりました。しかし2年生から6年生まではまだほとんど20人台ですので、まだまだ来ても2クラスになる人数には達しないと思っておりますし、谷原小学校も同じようです。

現在、幼児数を見てもみますと、4歳児、3歳児、2歳児については、駅周辺でまだまだ30人前後です。ですから、今まで小張小に旧の学区から来られていた方と合わせても2クラスで、1クラスの人数が20人台、30人まで行くか行かないかだと思いますので、まだまだ、今の2歳児ぐらいまでは見通しが、今のままで対応できるという考えを持っています。

その先、これからの入居状況によっては、そういう該当者がふえてくるかもしれませんので、できるだけ早く実数を把握して対処していきたいなと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 確かに今ある設備を、あるいは学校を利用するということは、これは一番大事なことです。私が申し上げているのは、来年つくってくれとか、再来年つくってくれとかの話ではないのです。要するに将来を見越した、いわゆる何年先には学校が建つんだという一つの目安ができれば、若い夫婦とかあるいは小さいお子さんをお持ちの家族も、それならばということで計画が立てられると思うのです。

さらに、この住宅地はご承知のとおり、第2期工事が平成21年に完了するということ、これは間違いのないでしょうね、着実に進んでおりますから。最後の第3工事についても平成25年度には全部完了すると。これは隣のみどりの駅の開発地も大体並行ですので、向こうよりもこちらの方が5年早く工事を始めているのですよ。ちょっとワンテンが緩いのではないかという気がしてならないのですよ。これは開発の方も含めてですけども。

ここには、ご承知のとおり、1万6,000人の住民が住む計画になっているわけです。そんなときに、教育長、申しわけないのですが、結局今何人いるから十分だということでは

なしに、やっぱり先ほど申し上げたとおり、3年後にはあれするんだよとか、教育長はちょっと答えられないでしょうけれども、市長、もしその点の腹案といいますか、例えば5年先になるよとか、そういう具体的なものでなくてもお答えいただいて、何としてもこれは、しつこいようですが、この計画を立ててもらわないと、あそこの発展はないと思います。

市長、ひとつ答弁願います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

バブル期の開発は、学校までそろえて、幼稚園、保育所をそろえて、さあどうぞという開発も大分行われたわけですが、今日ではなかなか難しい問題でございます、今、教育長が申し上げましたとおり、旧小張小学校などマンモス化のときはいっぱいいたわけですが、今は子供が少なくなってしまったと。例えば開発地域の周辺の皆さんの方が、元からの小張のお子さん方よりも、向こうのお子さんの方が多くなったと逆転してしまっただけでございますが、要は、あそこの計画、さらに人口の推移、これをよく把握しませんと、この問題は、いつごろ学校を建てるかという計画はちょっと立てられないと思います。

今、議員がおっしゃられたように、順調にいつているということ、私は必ずしも人口増の問題は順調とは見ておりません。例えばマンションなどの入居にしても、1期募集についてはスムーズにいったようでございますけれども、今はなかなか苦労しているという状況でございます。

戸建てについては結構入居されておるようでございますが、したがいまして、今ここで何年ごろというご答弁は申し上げられませんが、これから向こう1年間の人口の張りつき推移、これを見た中で教育委員会とよく協議をし、そして、計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ただいまの市長の答弁についてですが、これは例えばマンションなどについても、結局学校がないということが一つのネックになっているというか、障害になっているというのが、専門家の見方だそうです。どこへ行ってもそれが、子供は大事ですから、通学がどんでもない方に行ってしまうということでは、違う場所がないなら別ですけれども、今活況めざましいのは、この前我々研修に行ってきましたけれども、おおたかの森だとか、要するに柏あるいは流山の方がかなり人気があるということで、こちらの専門家から言わせると、かなりこちらは低迷しているという話は聞いています。ですから、人口はふえていないでしょうね。その辺も考慮しながら、このまちの発展のためには、早期建設が必要ではないかということをお願いして、4点ありますので、次に入らせていただきます。

これも同じような、しつこいほどの、これまでも質問が出ておりますが、櫛戸・台線の着工予定ということでお願いしてございます。

これは県が行う工事でございます、これは10年近く前に、本来ならば県独自で自動的に完成すべきものだったそうです。私がちょっと聞いた話ですけれども、たまたま地権者との成り行きでこうなってしまうと、この地の発展のために特例債を使ってつくろうじゃ

ないかということで、我々も含めて皆さんで決定したわけです。

さらに、この道路については、近隣市との大事なアクセス道路であることも間違いないですね。例えば学園の方に行く道路とか、あるいは守谷市、さらには板橋を通して牛久市への道路ですね。これは、どうしてもこの地の発展の要ではないかという具合に思う次第でございます。

当然このほかにも、本来ならば市として補修や道路拡幅をしなければならない、独自にやらなければいけないことがたくさんあると思います。たまたま声が出ているのは伊奈東の市街地の中の道路の私道、公道として使っているので何とかならないかという話も聞いております。さらには、田村街道の、くいを打ってあっていつでもできるんだけれども、去年おとしあたりは、たしか来年はできるんだよという話を聞いていたのですが、いつの間にか頓挫しているというか、どうも計画が立ち消えになったという話なので、やらなければいけないことは市としてたくさんあるのでしょうけれども、この道路については、例えば企業の誘致だとか、あそこに工業団地がございまして、そこへの誘致についても、あの道路がなければ、恐らくできなければ、企業誘致はどこへやるんだと言ったら、やっぱりあそこのラインだと思うのです。樫戸・台線を利用した、あるいは板橋方面の台地に企業進出をアピールするならば、その辺だと思うのです。すべてこれができないとおくれるだけで、それで進出してくる企業が、あるいは人間にしても、私が思うには、無限ではないのです。まして、少子化時代が到来するわけですから、企業も無限にあるわけではなくて、何としても今では手狭なのでやりたいと。

さらには、今の企業関係は、特に機械工業関係はかなり利益が出ていて、ことしも新聞によると学卒の初任給も上がるとか、募集もいっぱいされているという話を聞く中で、どうしても今が本当は、私はチャンスだというぐあいに思うわけです。

そこで、現時点で、これもしつこい話になりますが、土地の買収だとか、あるいは着工はいつになるというような、いわゆる進捗状況というものを説明願えればありがたいと、よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

この東樫戸・台線の事業でございますが、これにつきましては、去年から調査設計業務を進めております。ことしの2月には、2カ所の会場で道路の整備事業の説明会を開催しました。この沿道の地権者の皆様に、整備の方針あるいは整備の概要、整備スケジュールについて説明をしたところでございます。

本事業につきましては、全長3.9キロメートルほどございますので、非常に長い距離でございます。この合併特例債事業は、この期間内に完了しませんといけませんので、去年が初年度でございますから、平成28年度までには完成していかなければならないということで、長い期間かかりますが、要は、地権者それから関係者の協力を得られないとできませんので、協力を得られるような、これから活動を展開してまいりたいと考えております。

具体的には担当部長の方から説明させます。

○議長（廣瀬 満君） 担当部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

東櫛戸・台線の用地の買収につきましては、平成21年度着手の予定で、今年度は路線測量や地質調査を行うこととなっております。

あわせて、道路の詳細設計によりまして用地幅を確定いたします。その上で平成20年度には境界の確定と協力をしていただく用地の面積を決定したいと考えております。

また、工事につきましては、平成23年度から合併特例債事業期限の平成27年度までの5年間を予定しております。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 具体的な数字をいただいてありがとうございます。

確かに、この問題は市独自で簡単にできる内容ではないということは、私は存じ上げているわけですが、当然今後とも市としても全面的な後押しを、あるいは今がチャンスなので、精力的にアピールして、アピールを続けてほしいということをお願いしておきます。

さらに、いろいろと情報によりますと、国も金がない、県も金がないということで、やっぱり早く手を挙げて、早くアピールして、地元の県会議員もおりますので、ぜひとも大勢の代表で頑張っていただきたい。早い者勝ちではないかという気がしてならないのです。この地は、当然守谷市とつくば市の中央に位置しているので、県としても恐らく経済効果とか、投資効果というものは、お金を使っても、それが効果があるのではないかと、私個人的には思うわけです。今後とも積極的に進めていただきたいということをお願いして、次に移ります。

三つ目として、職員定数の削減計画についてでございます。

この問題については、毎年定年退職や、あるいは途中で中途退職するような、いわゆる自然減に伴う新年度の補充といいますか、新規採用計画をどのように考えているのか。これをお聞きたい。

そして、合併時におきまして、それなりの管理職が大勢両方ともおるわけですから、それによるセクションが大幅に増加したが、当然これに伴う、人口増を考慮した近隣市との比較をした場合に、適正化あるいは縮小は考えているのか。要するに課を減らすとか、そういうことがあるのかということの一つ聞きたいということですね。

それから、市の財政はかなり厳しいという話を再三説明を受けましたが、人件費のウエートというのは、いずこも大きいわけです。当面課題とする問題は、この人件費の抑制が急務であるというぐあいに考えるわけです。したがって、来年以降この職員定数についてどのようにお考えか、答弁をいただければと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 職員の定数の問題でございますが、本当に一番財政負担になるのは職員の人件費でございます。職員の定数の削減計画あるいは新規採用計画につきましては、平成19年3月に策定された行財政改革大綱に基づいてこれを進めていくと。今後の事業状況を考慮しながら、職員の配置を考えていかなければなりません。各部署につきましては、場合によっては人口増になってくれば一部ふやさなければならぬだろうし、減らす場合もございます。

今後10年間の定年退職者は、10年間で100人を超えるわけです。長期的な視野に立って今後適正な定員管理をしてまいりたいと考えております。

組織の問題につきましては、今申し上げましたとおり、効率よい組織を、固定せずに、その都度、その都度ローリングしながら考えてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 確かに定数を削減するということだけが、私はベストとは思っておりません。これについては、市民へのサービスということが最も大事なので、これはそう思います。

特に正直なところ、合併当座については何かと忙しいというか、行事も多いし大変だと思います。現役の皆さんにはぜひとも研修会を多く設けるとか、こういうものに大いに参加していただいて、頑張っていたきたいなど。申すまでもなく、さらに効率のいい職場環境に努力いただきたいということで、次に入ります。

4番目、増税なき財政再建策ということで、大げさに打ち出しておりますけれども、申すまでもなく、国の三位一体改革による地方分権というものがさらに進んでいる中で、市町村は財政的に冬の時代を迎えているという具合に言われております。地方交付税は1999年を一つの頂点としまして、毎年減少傾向にあるようでございます。これについては財政課長の方から後ほど、当市のというか、伊奈、谷和原を含めて交付税がどの程度減ってきているのか、私の知っている限りでは、谷和原時代ですけれども、14億円あったものが半分になって、最後には4億円になったということは聞いておりますが、現在その辺をどういうパターンというか、減ってきているのか、今は厳しいからふえてきているのか、その点、後ほど、資料がありましたら答えてください。なければ後ほど教えてもらえれば結構だと思います。

要するに、市民感情としては、どうも合併後、経費がかかり過ぎると。生活費が大幅にふえたということを聞いております。これ以上の経費負担というのは非常に困難であるという、一般住民の声を率直に申し上げます。私が質問しているのは、私も何遍か答弁を聞いたことがあるのですが、やっぱり当然こうすることによって住民へのある程度説明にもなると思うのです。そういうことで、あえていろいろなことを答弁いただいているわけなので、よろしく願いしたいと思います。

先ほど監査役の竹内さんの方から説明を受けて私びっくりしたのですが、今の合併特例債あるいは小学校、中学校、今後建設をするとすれば、全部含めると約500億円の借金になるという説明が先ほどございましたね。いや大変だなという感じがするわけでございます。

増税せずに、歳出カットといたしますが、緊縮財政などを行って、この危機をどうしても乗り切らなければならないと思うわけですね。そこで、財政再建策についてどのような考えをお持ちか、市長の方からの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） まず、平成19年度の普通交付税の動きでございますが、前年度対比で予算対比では19億円からの予算を組みましたけれども、約6,700万円予算割れをしないで確保できたのですが、前年度対比ですと20億円台そこそこですので、前年度では普通交付税が20億7,500万円ほどですので、だんだん減少傾向にございます。

それで、普通交付税の大きな改正の流れでございますが、議員の皆様方はご存じのように、新型交付税といわれるもの、これは人口と面積を基準にした、約1割相当分ですね、

これが新しく導入されたということ、それから、算定の基礎となる測定単位というのがあるのですが、これも市町村の場合には、市の場合には53から36ほどになったということで、これもちょっと非常に厳しい状態でございます。

それから、平成18年度までで制度廃止されることになっておりました臨時財政対策債、この発行が今回の改正により平成21年度まで、これは制度延長されました。しかしながら、22年度の臨時財政対策債の発行がどうかというのは、まだ不透明な状況で、これが発行できないことになると、全国の自治体どこでも非常に厳しい状態でございます。

それから、次の行財政改革の問題でございますが、基本的には行財政改革大綱というものをつくりまして、集中改革プランの中にさまざまな取り組みがございますが、なかなか平成12年度をピークにしました交付税が、平成13年度から大幅にダウンになっておりまして、19年度から比べますと約半分になっております。ですから、この辺の三位一体改革の中で一番大きな影響というのは、やはり地方交付税の減額措置、三位一体改革というのは非常に大きな改革だと思います。

それで、税源移譲というのがございますが、税源移譲も所得税から住民税へということで、10%になったということでございますが、所得税と住民税を比べまして納税者の負担は変わりませんが、今度は市民の皆様の意識としまして、住民税の方がどうしても多くなりまして、本年の6月1日から適用になりますので、どうしても実際は全体的に国税、地方税、増税になっているわけではありませんが、意識としては、どうしてもそういう感覚になるのではないかと思います。

それから、よく合併で聞かれますのは、国民健康保険税ですとか、介護保険料なのですが、これ実際事業に充てておりまして、国民健康保険税は明らかに目的税ですので、そういう性格を持っておりますので、合併があったから負担増につながっているという意味合いではとらえておりませんし、そういうご理解をいただきたいと思います。

なかなか財政改革も難しい状況でございますが、今、市長もおっしゃったように、人件費の削減というのが大きな問題ですし、それから、事務事業、それから、普通建設事業でもあらゆるものがゼロベースの視点からとらえ直して、現在でも歳入が伸びましても、伸びたものを投資しない形で、お金の方も温存しながら、できるだけ財政の健全化、できるだけ黒字化できるように努力している状況でございますが、いかんせん大幅な歳入減の状況でございますが、明るい材料としては、毎度申し上げるのですが、みらい平を中心にしまして歳入増の期待感がございますので、何とか急場をしのいでまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） どうもありがとうございました。

確かに先日の研修会の中では、今、茨城県は、どうも来年度の予算が立てられないという状況の話を先日お伺いしまして、国も800兆を超える、1人当たり650万円の借金があるというようなことで、いずれも厳しい財政に四苦八苦しているというのが現状だと思います。ただ、ただいま財政課長の方から説明がありましたように、この地は、要するにつくばみらい市については地の利があると思います。今後の発展の可能性としては、私はこのカーブとしては、守谷市よりもつくば市よりも、県内で一番だと思っております。それだけ、これからだということだと、私は考えております。ですから、決して悲観することはないと思うのですが。

そこで、この地の利を生かした画期的な改革プランといたしますか、アイデアなどありましたら、見解をお聞きして質問を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、議員がおっしゃられたように、守谷市とつくば市の間に入って、私も将来はそういうふうになるであろうと考えておりますが、今即それに対するプランというものはございませんが、財政というものは、何と言いましても入の問題と出の問題でございますから、プランの骨格となる、いわゆる行政組織の整備、新しい行政運営の手法の導入、財政の健全化、これら事務事業の見直し、さらに、人材育成、これが一番肝心な、定員管理の問題を先ほど申し上げましたが、あと給与の問題。給与の問題も改革をしていかなければならない、今そういうことで、着々と準備をいたしております。

やっぱり入の問題は決められておりますから、滞納整理とか、そういうものを一生懸命やっていく以外にないわけでございますが、出の問題を今申し上げましたようなことを真剣に取り組んでまいらないと、なかなか乗り切れないと思っておりますので、今申し上げたようなものを重点として、今後取り組んでまいりたい。既に取り組んでいる問題もございますが、そういうことで進めてまいりたい、かように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 次に、29番神立精之君。

〔29番 神立精之君 登壇〕

○29番（神立精之君） 農業経営対策ということで、1点につき質問させていただきます。

先ほど来から農業については出る出ておりましたわけでございますが、農業経営につきましましては、農産物の低価格に伴って、農機具の高騰、並びに資材の高値と、先行きの農業に不安を持っておる一人でございます。農業につきましては、いろいろな品目に対して間口が広いわけでありまして、それに対して補助金とか負担金を支出していることに対しまして、非常に財政の厳しい折の中、このように努力をされているものと思う次第でございます。

そこで、1点目に質問をするわけでございますが、多少矛盾する点もあると思うわけですが、一次圏、二次圏の農業が増加する中であって、本市の基幹産業は農業であるということには変わりはないと思っておるわけでありまして、というのも、ほかにこれという基幹的なものがないということもあろうかと思っておりますが、この農業が、今言われたように非常に厳しいことは、これまで皆さんもご案内のとおりであると考えております。

農業の振興に対しても、本市として重要な課題の一つではありますが、そこで、本市が抱えている問題は何か、またその解決のために行政としてどのような対策をとるべきかということで、市長、並びに担当部課長にお伺いをするわけでありまして。

本日は農産物の中でも水稻、いわゆる稲作についてであります。本市は合併して水稻の面積が3,196ヘクタールを数えているわけでございます。そのうち536ヘクタールが陸田としてカウントされているものであります。当地積に対して昭和46年から今日まで36年間にわたり減反政策が敷かれておったわけでございます。本年の減反、休耕、転作の面積は792ヘクタールと聞いております。実に耕作面積の二十四、五％が減反に協力しているものであります。この減反政策につきまして、政府の基本姿勢を見ますと、備蓄米等の問題から大幅な減反緩和は今後も望めない状況であろうと考える次第でございます。

そうした中でこの減反政策が、当初、食管法の維持または米価の安定、また足腰の強い農業をつくるんだと、また後継者を育成するんだというような大変よい政策であったわけですが、しかし今日、食管法はどうなったのだろうか、また米価はどうであったのだろうか、また後継者はどうであろうかと、非常に最初の計画とは反した現状の農業経営になっているような感じをするわけでございます。

また、本年度におかれましては、減反に協力しないものが、いわゆる米を、俗に言うやみ屋という人に売った場合には、かなりの高値で米の売却をしているわけであります。

後継者にしても、育たないわけであります。やはり、米価が安いためにサラリーマン化している中でございます。

以上のことから、今後、本市としてこの減反政策に対してどのような取り組みをするのか。また、国策であるために、この政策をしっかりと守らなければならないわけですが、今後の本市の取り組み方について伺いをいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 農業経営対策ということで、長い間、農家が強いられておる生産調整の問題、どのように考えているのかということでございますが、議員ご承知のとおり、今までは行政で生産調整をやってまいりましたが、18年度からは農協がやっていくということでございますが、市としてもいろいろ農協と協力をしながら進めておるところでございます。

何と言いましても、やはりおいしい米は売れるのです。ただ、売る方法なのです。この消費者の安定した確保をしないといけませんので、聞くところによると消費者を減らしておるということも聞いておりますので、一時期は京都の方へも持っていったということもございますので、そういう問題も含めて、農協といろいろ連絡を密にして、一生懸命消費者の確保に頑張ってまいりたいと考えております。まだまだ消費者は開拓できると、私は思っております。したがって、農協の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

細かい点は担当部長の方から説明させます。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

ご承知のように、平成19年度から品目横断的経営安定対策が開始されております。この品目横断的経営安定対策の加入農家につきましては、収入減少影響緩和対策というのがございます。これにおきまして、品目ごとの基準期間の平均収入と、当該年の収入の差額を合算相殺しまして、減収額の9割について補てんがされるということになっております。

しかしながら、品目横断的経営安定対策に未加入農家につきましては、これらの補てんが受けられないわけでございますので、当市としましては、産地づくり交付金の活用としまして、稲作構造改革促進事業ということで、米価下落に対しまして対応していきたいと考えております。

また、生産調整達成者につきましては、転作形態に応じまして、それぞれ単価を設定しまして助成しておりますし、集落単位で達成している集落内の農家に対しても助成をしております。

今後も、生産調整達成者に対しましては、支援をしてまいりたいと考えております。

また、先ほど市長の方からありましたように、今年度から生産調整の推進主体は、生産者団体であります農協の方に移ったわけでございますが、いずれにしましても、今年4月に策定しました本市の水田農業ビジョンに基づきまして、基幹産業である農業の育成、支援策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

米の潜在生産力は依然として需要を大きく上回っておるのが現状でございます。水田農業を守るためには、米の生産調整はどうしても避けて通れない道かと思われます。農家の方に、これらの点をご理解いただきまして、ご協力をお願いしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（廣瀬 満君） 神立精之君。

○29番（神立精之君） ただいま、市長また部長の方からいろいろ説明があったわけですが、本年度の米価格でありますと、いずれにしても減反に協力したものがばかを見るような結果にならないのかなという心配をするわけであります。というのは、今年度の農協の買い入れ価格、仮渡金60キロ当たり7,000円という設定をしているわけであります。それで後日追加払いをするということではあります。追加払いをしても、この倍の価格の1万4,000円には到底無理ではないかと感ずるわけあります。

一方、今年度のやみの売買ということで、早生のアキタコマチなどは庭先で60キロ1万2,700円で既に売却をしているわけあります。これは減反に協力しない農家が。また、茨城県の奨励品であるコシヒカリは60キロ1万3,000円で売却をしているわけあります。そうしたときに、最終の金額が1万3,000円以下の場合、これも一つの来年度の減反休耕対象の一つの目標になるのではなかろうかというわけでございます。

そういうことで、次年度からの減反施策は、やる人が少なくなるような状況も秘めているわけあります。本市としても、農業安定化のためには、いろいろと生産規模の拡大等々をやってきたわけありますので、やはり減反というものを100%消化しなくてはならないわけありますので、そういうふうな価格の保証ですか、そういう点も農家に対して説明をする必要があるのではなかろうかと思うわけあります。

やはり、農業そのものが国策であるわけありますので、今後も減反に協力していただけるように、市としても農協とよく相談をし、農家にそういう周知が必要かと思われますので、もう一度お伺いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

次年度以降の減反に影響があるのではないかと。集荷率、もちろん集荷率が上がらなければ、それが生産調整割り当て面積の増加につながることは確かでございます。そういうことから、農協系統に出していただく集荷率を向上させるのは当然必要なことかと思えます。

そういうことで、今回、農協の方でつくったチラシですが、これを農家に配付しまして、仮渡金といいますか、7,000円ということで今回発表されておりますが、これは1俵7,000円になったわけではございませんということで、年内に追加払いを実施しますと、その追加払いの部分が大きくなりますという内容が書かれております。こういったチラシを配付しまして、集荷率の低下につながらないように、農協と一体になって進めていきたいと考

えております。

○議長（廣瀬 満君） 神立精之君。

○29番（神立精之君） いずれにしましても、よろしく願いをすると同時に、ことし、みなみ農協では何回か入札をやっているそうですが、入札がゼロだということも聞いておりますので、価格というものは下がる要素が十分あるということでもありますので、どうぞその点をよろしく願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） ここで暫時休憩します。

10分間休憩します。

午後3時02分休憩

午後3時13分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4番中山栄一君。

〔4番 中山栄一君 登壇〕

○4番（中山栄一君） 4番の中山でございます。よろしくお願いいたします。

私の第1問目、第2問目の質問も東檜戸・台線についての質問になります。ただ、先ほど堤議員の方から質問がありまして、私の聞きたいこともほぼ出た感じなので、答えが先に出てこれから別の質問をしようかと思っっているいろいろ考えていたのですけれども、また違った角度でちょっと質問をしたいと思いますので、答弁の方をよろしくお願いいたしますと思います。

まず、確認になりますけれども、この特例債事業というのは、合併後10年間の間に合併特例債を発行して事業を進めていくということで、平成27年度までに事業を完成させるということが合併特例債ではないかと思えます。旧谷和原村地区においては、この東檜戸・台線の工事と、そして、幼保一体化施設の工事、そしてインターチェンジ付近の開発ということでスタートをしましたけれども、このインターチェンジ付近の開発というのは、予定を立てただけで残念ながら終わってしまったということで、合併特例債事業というの、慎重に考えた末にももちろん選定されたものでありますけれども、あと二つに旧谷和原地区としてはかけたいと。そういう思いで住民の方々も考えていると思うのです。

ただ、この東檜戸・台線というのは、先ほど堤議員の方からも出たとおり、これは県道でありまして、県道をなぜ市が負担をしながら、リスクを負いながら整備しなければならないのかと、こういう疑問というのは、これは住民の皆様方、我々自身もそういう思いを強く持っております。そういう中でこれから事業を展開していくわけですから、これだけのリスクを負って事業を展開したら、必ず何かリターンがないと、このつくばみらい市の現在の財政状況の中でこの事業を進めていくわけですから、その辺を我々もきちっと認識をして、考えていかなければならないと、このように感じているわけです。

この合併特例債事業、進捗状況とか年度を追った予定とかは、先ほど答弁として出ましたので、こちらの方は先ほどの答弁どおりかと思えますので、まず考えていきたいことは、これから事業をするに当たって合併特例債を起債をすると。つくばみらい市がもちろん借金をするわけです。この借金が2年後とか3年後の据え置き期間を置いて向こう10年間、15年間ということで返済をしていくと。この返済をした中の7割、これが地方交付税の算定基準である基準財政需要額の中に上乗せをされて、それが地方交付税の中に反映をされ

て、そして地方交付税という形で還元されると、こういう仕組みではないかと思うのです。これがもし間違っておりましたら、財政課長、指摘をしていただきたいと思うのですけれども。

それと県道を整備するということについては、その7割が国の方で負担をして、残りの2割を県の方で負担をします。この市町村においては1割の負担で県道の整備ができるんだと、こういうことで合併特例債の事業として計画をされておると、こういう状況ではないかと思います。ただ、この地方交付税というのは、先ほど財政課長の方からも説明があったとおりで、大変不確定な要素が多いというのが、この地方交付税です。

年々減額されて、平成13年度当たりをピークにして、今は約20億円ほど、両市合わせると減額されているという状況をお聞きしましたけれども、これからの地方交付税というのはどういう形になっていくのかということを考えてみますと、これはもちろん地方と都市の税収の差を地方交付税、基準財政需要額と基準財政収入額の差を、国の国税といわれる国税五税の一定割合を還元して、どこの地域でも同じような水準で行政運営ができるように国の方で補助していこうという、そういうシステムです。ですから、この地方交付税が今後なくなるということは、これは絶対にはないと思います。なくなったら、地方がとても行政運営などやっていけるような状況にはないですから。ただ、これは相当改革されると思うのです。

先ほど財政課長の説明もあったとおりで、ことしのこの地方交付税の予算額は、普通交付税で19億7,000万円ぐらいを予算化していたのではないかと思います。地方交付税は、この8月に決定されますので、もちろん普通交付税だけが決定されますけれども、この前、財政課で聞いた中では、19億7,000万円が20億800万円だったと思いますが、3,800万円ぐらいが予算よりも多くことし割り当てられたというようなことを聞きましたけれども、ただ去年の、先ほどの説明から言うと、去年が20億7,500万円ですね。これがことし20億800万円ですから、6,700万円ほど減額されているという状況の中なのです。これからこの合併特例債を起債をして事業をしていく中で、返済が今後数年後に発生するわけですが、仮に1億円ずつ返済を10年間するというとなると、今起債をして、2年後に1億円ずつの返済が始まると。その7,000万円が基準財政需要額の中から地方交付税の方に還元されて入ってくるというような状況で進むと思うのですけれども、ただ去年の地方交付税とことしの地方交付税を見ても6,700万円ほどが、ずっと減額されると。こんな大変不安定な状況の中で地方交付税の還元額を待って事業を進めなければいけないと。最終的には、この東楢戸・台線は平成27年度までかかりますから、平成27年度に起債をしたものは、平成30年度から返済が始まって、平成40年度ぐらいまで返済が経過すると。

ですから、今後10年後、20年後、30年後ぐらいまでの地方交付税の還元額をあてにしてこの事業を進めなければいけないという事業だと思うのです。相当のリスクを負った中での工事になると思うのです。ですから、あそこを直ただけで、あの道路をよくして2車線にして、ただ車が通行するだけのものであったら、これだけ逼迫した市の財政の中で市が起債を起こしてやるべき事業ではないと。これは皆さん方も、そんなふうな同じような認識をされていると思うのです。

ですから、この東楢戸・台線の整備に伴って隣接地区、あそこは工業団地も近くにありまして、あの工業団地から福岡の台地のところに、先ほど堤議員からも出たとおりで、企業を誘致するような地域を設定、また整備をして企業誘致を図るということと一緒に進め

ると。そういうことによって今後リターンが発生して、つくばみらい市の税収に寄与すると、そういうことまで考えていかないと、大変な危険な仕事だと私は思っています。

30数億円の借金をこれから背負うわけですから。これがどのような形で戻ってくるか、大変不確定な中での事業の実施になりますので、その辺だけはぜひきちんとした考えのもとに進めていただきたいと思います。

そこで、質問になりますけれども、進捗状況とか27年度までの年次計画等は先ほども発表いただきましたので、こちらの方は答弁いただかなくて結構です。市長にぜひお聞きしたい点は、こういうふうなリスクを背負って、企業誘致問題云々というのは2問目の方で質問させていただきますので、これだけのリスクを背負った中で事業を進めなければいけないという合併特例債事業、この辺の国からの7割の還元というもの、もちろんそれがなくては単なる普通起債になってしまいますので、そういう今後20年、30年後までかかるこのような返済において、非常に長期のスパンで物事を考えなければいけないと。ですから、相当慎重に進めなければいけないと同時に、この10年間で工事を終わらせないと、平成28年度になると普通起債になってしまうと思うのです。普通起債になったら、完全な市の借金ですから、これはとても払える見込みが立たないという中で、10年間で必ず工事を終わらせるんだと、こういうことをみんなで確認し合ってやらないと、大変な事業になると。

ですから、そういう状況の中でこの7割負担というものを国から求めながらやっていくということに対する思いと、それから、10年間に必ずやるんだという、そういう市長の考え方、これがまずお聞きしたい点。

それから、もう1点は県の方で2割を負担するということ、私、何か勘違いしてしましたら指摘いただきたいと思うのですけれども、2割は県の方から負担をしていただくということで、これは何らかの形でつくばみらい市の方に還元されると思うのですけれども、この辺の確約、今の県の状況を見ても、1兆数千億円というような借金を抱え、国も800兆云々ということで、大変数字遊びのような借金状況の中で必ず2割というものが確約されているものなのか。これ副市長も県の方からこちらの方に来ていただいているわけですから、ぜひその辺の確認というものもお願いしたいし、これがなかったらまたまた市の借金がふえる一方ですから、その辺もよろしくお願いいたします。

それと、この地域というのは、大分以前ですけれども、前田山遺跡という遺跡群の該当の地域に当たっているのではないかと思います。これは、前にも遺跡の発掘作業が行われまして、縄文中期あたりの土器とか竪穴住居跡とか、私PTAのころに見学に行った記憶があるのですけれども、こういう遺跡群に工事がぶつかってしまうようなことがあったら、1年や2年というのは工事が延びてしまうと。27年度までですから正味7年間しかないわけですから、その中であそこを3点数キロ完成させるというのには、ここで1年間とか2年間の狂いが出るということになると、これは大変な問題になると思うのです。ですから、遺跡でも出て工事を中断しなければいけないような状況になった場合には、この国の方で特例期間を1年間や2年間延長していただくと、そういうことは可能か、これは交渉すべきと思うのですけれども、前田山遺跡の問題というのにも、これはこれから工事をしていく中でいつ出てくるかわからないような状況ですので、その点も大変心配される所です。

そういうふうに、非常にリスクを負った工事をこれから進めていくわけですから、よほどの覚悟がないと、このつくばみらい市の財政状況の中で非常に困難な事業になると、そ

うという感じを持っております。今の数点について、市長の考え方をお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 檜戸・台線のいわゆる合併特例債利用の事業の問題でございますが、今議員おっしゃったように、これ大変な事業でございますから、次の質問にございますように、投資効果があるように、企業誘致とかそういうものを一生懸命やって、ただ道路をつくるだけでは意味ございませんので、そういうものを積極的に進めてまいりたいと考えておりますし、実施をしてまいります。

それから、市の負担でございますが、今議員おっしゃったように、負担率33.5%の7割に当たる23.45%、この額が合併特例債の償還時に、償還利子を含めて補助されるという形になるわけです。先ほど議員がおっしゃった内容でございます。23.45%の額を合併特例債の償還時に償還利子を含めて補助されるという形。

それから、遺跡の出土の問題でございますが、これは既に小張バイパスということで、富山議員のところから駅に向かって旧伊奈の方でやっておりますが、遺跡というと全部発掘しなければならないと考えられるのですが、実は今、測量したり設計にこれから入っていくわけですが、道路にかかる部分だけを発掘してまいりたい。でないと、これは進みませんので、基本的な方針はそういう方針で進めてまいりたいと考えております。

あとは、県、国への働きかけ、これはもちろんしてまいります。

細かい点はそれぞれ担当部長の方から説明させます。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊島隆一君。

〔教育長 豊島隆一君 登壇〕

○教育長（豊島隆一君） ただいまの中山議員の質問にお答えしたいと思います。

遺跡出土の場合の計画おくれの対策はということですが、確かに今計画されている道路には、5カ所ほど埋蔵文化財の包蔵地があります。これは、まず試掘調査をしないとわからないわけですが、試掘調査をして遺跡があれば、今度は市の方で調査をしなければならないわけですが、これは完成に合わせて前もって予定地を試掘した場合に出てきた場合は、前もって了解を得ながら進めていくということで、完成年度におくれを来さないような方法をとれるということを確認しています。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） もう1点お聞きしたいのですが、これ平成27年度までに万が一この事業が終わらなかったようなときには、そのまま残りを県に委託するような形で県道の整備ということ、これはそういうふうにはせざるを得ないと思うのですが、もちろん27年度までに完全に終わらせるんだということで進めているわけですから、終わらなかったときの話をしても始まらないかと思うのですが、この辺については、10年後ですから、県の財政も大分上向いている状況ではないかと思しますので、ぜひその辺も県の方にそういう働きかけてもしていったら、何とかこれは絶対に完成するんだという思いをお願いしたいのですが、市長その辺についてもう一度考え方を。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 県の確認をして、そういう方向づけでいけるように、働きかけを

してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） 1点目の質問は、これで終わりにさせていただきます。

2点目の質問に入りますけれども、これも先ほど堤議員の方からも企業誘致についての質問がありまして、それぞれ答弁がありましたので、もうちょっと詳しくお聞きしたい点がありますので、お聞きをしたいと思うのですけれども。先ほども言ったとおり、東檜戸・台線の整備をして、そしてあそこに隣接している地域の整備、開発、そして企業誘致の場所として設定をするということが、これからのつくばみらい市の将来の税収アップ、この財源を考えた場合に、これは大変経費はかかりますけれども、投資的な経費として、こういう部分の起債というのはこれからも進めるべきではないかと思うのです。

現在、いろいろ特例債事業というのがこれからも予定をされていまして、現在の市民の皆様方に喜んでいただくような施設の整備、またいろいろ公民館の整備等々も大切でありますけれども、これからの税収のプラスになるような、10年後、20年後を見て、このつくばみらい市のプラスになるような投資というものも、大変必要になってくるのではないかと思います。そういう意味で、この企業誘致の場所をきちっと設定をするということは大切なことではないかと思います。

実は先日、私もいろいろなところに顔を出すもので、県内の市町村から議員が一人ずつ出て、また県議会の議員の皆さんとか、県庁の職員の皆さんとかといろいろ会合したり勉強したりする、茨城県市町村政策研究会というのがあるのですけれども、この政策研究会の中で坂本会というのがありまして、県の、これは副市長もよくご存じの方ですけれども、県の坂本局長を囲んでいろいろ懇親を深めようという会がありまして、県庁の活用、また補佐の方々10人ぐらいが来て、我々が20人ぐらいで、懇親会を開いた席上の中でも、このつくばみらい市の開発の問題が出されまして、つくばみらい市はもちろんTXが走り、国道が走り、高速道路が走るという大変条件に恵まれているところであると。ただ、この条件があまりにもいいがために、そこにあぐらをかいて、企業誘致、企業誘致ということを経年今まで叫んできたけれども、じゃあどこに企業が来たらいいんだという場合に、ここを企業誘致しようということ、そういう場所がないではないかと。この辺の整備をして、企業が来たいという場合には、ここに来ていただきたいと、そういうことを県と連携を組んで、県も都内に企業立地課のような部門をつくって、企業の誘致活動を展開しておると。これは茨城県に進出している企業の面積は、過去10年間を見ると完全な全国断トツの1位であると。そういう状況にあって、もちろん港が多いという立地もありますけれども、茨城県というのはそういう都心にも近いという大変平坦なところであるということで、企業は皆さん狙っている。ただ、先ほど堤議員からもあったとおり、やっぱり企業もいつまでもこの景気が続くわけではないと。ですから、この10年ぐらいが勝負であるから、まだまだ企業は来たいと言っている。ですから、早く企業誘致する場所を選定し、そして、県と連携を組みながら、県の紹介するような企業があったら、ぜひ誘致に動くべきではないかと、そんな話を県の職員もしておりました。

この4月に企業立地課というものがつくばみらい市の市役所の中にもできて、大変前向きな形で進んでいるなと思ったのですが、残念ながらこの課がなくなりました。この企業誘致というのは、私が議員になったころからですから、もうここ数年間企業誘致、ベンチャー企業の誘致、優良企業の誘致ということをやずっと叫んではおりますけれども、

では実際企業はどこに来るんだといった場合に、ここであるという選定地もないと。

ですから、ぜひこの東櫛戸・台線の整備に合わせて、隣接地区の整備、そしてこの台線を整備する際に、上下水道を布設するとか、電話線を布設するとかして、あそこを開発するような準備をしながら、少し負担はかかるかもしれませんが、そのようなことを、付加価値を高めるようなことをして、あの整備をしていただきたい。これは予算よりも起債額が多くなるという状況にあるかもしれませんが、それが10年後、20年後のつくばみらい市の今後の行財政運営の中には大変プラスになるのではないかと思うのです。

そういうことで、先ほども答弁がいろいろありましたけれども、この工業用地としての設定とか予定地、候補地としてあそこを整備することは、今現在でどのような方向でその辺を考えておられるか、その辺をまとめて市長の方にお聞きしたいと思うので、よろしく願います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 企業誘致の問題でございますが、企業誘致は市の重要施策でございますから、今議員がおっしゃられた東櫛戸・台線沿線を総合計画策定の中において、市の北部の福岡地区を工業系を主とした総合産業地域として位置づけを予定しております。

あの企業立地課はなくしたけれども、産業政策課の方で同じ仕事を今やらせておりますので、年度内の早い時期に企業誘致委員会なるものを立ち上げてくれということで、担当部課長をお願いしておるわけですが、いろいろな方々に入っていて、そういう活動をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） この点は市長の考え方をお聞きして、お願いになりますけれども、とにかくあそこをつくばみらい市の将来も明るい兆しが見えるような政策、施策というものをぜひ計画していただきたいと思います。

あの道路をただ整備しただけで、車の往来が多くなってああよかった、よかったでは、我々の方を国道のバイパスが通っているようなものです。あれで何がよかったかといわれると、やはり隣接地区の開発というものがなかったら、ただ車が通るだけのことで、30数億円の借金をして、もちろん合併特例債といいながらも、先ほども言ったとおり、非常にリスクを背負った借金になりますので、その辺をぜひお願いしたいと思うのです。

やはりリーダー、市長にもこれからお願いしたいと思うのですけれども、市長というのは市をこれからリードしていくわけですが、やはり10年後、20年後のこのつくばみらい市はどうあるべきかということを考えて、20年後、30年後に、あのときに市長がこういう方向でやってくれたからこのまちがよくなったというようなことをやるのが、私はリーダーだと思っているんです。

残念ながら、旧伊奈町の開発というのは水田地帯、あの低地に住宅地をふやしたと、で、小高い高台にゴルフ場をふやしたと。それはそれぞれの時の村長が考えて、大変絶賛をされて、その当時は開発をしたことですが、今となってみたら、残念ながらやはり負担があまりにも多いようなまちづくりになってしまったと。これは反省すべき点が大変多いと思うのです。やはり低地、高地と、土地の特性というものもありますから、それを生かしたようなまちづくりをするということは、水田の中に住宅地をつくっていくというのはなかなか危険が多いことであると。そういうことを考えて、ぜひつくばみらい市も20年

後、こんなまちになったと、ああすばらしいまちになったんだというまちの方向性というものを示しながらぜひ進んでいただきたいと。企業誘致も含めて、そのようなことをお願いしたいと思います。

それでは、3問目の質問に移らせていただきます。

この3問目の質問は、幼保一体化施設がみらい平の一角に、ふたば文化幼稚園が経営する認定子ども園というのでしょうか、こうすることでスタートをするということで、あちらに大分住民が張りついてきた中で幼児の受け入れ方向が決まったということで、これは大変喜ばしいことではないかと思うのです。ただ、この認定子ども園というのも、これは国の政策で県の方で条例をつくって、知事が認可をして、この認定子ども園がスタートしたということで、去年の10月ぐらいに初めてこの認可がおりるような手続が完了して、この認定子ども園みらい平ふたばランドは、去年の12月ぐらいに認定された施設ではないかと思うのです。ですから、まだまだ認定が先で、条例の整備であるとか、幼稚園と保育所を一体化するというのは、いろいろな調整が非常に難しい。それが完全に終わっていない中でスタートということで、茨城県では一番最初の施設ではないかと思うのです。

既に幼稚園とか保育所がそれぞれの機能を幼稚園が保育所の機能を移してスタート、保育所であったけれども、幼稚園の機能を一緒に入れてスタートというような認定子ども園は何園があるかと思うのですけれども、新設の幼稚園としては初めてではないかと思うのです。ですから、もちろん市の方の窓口もなかなかいろいろわからない点が多いということで、ふたばさんとか国とか県とかにいろいろ問いかけをしながら進めているという状況ではないかと思うのです。

ただ、このつくばみらい市には公立の保育所と公立の幼稚園が主体となって運営をしている中で、私立の認定子ども園がスタートするわけです。ですから、この利用者があまり格差のないような施設にしていかなければならないということで、市も窓口を設けている調整をしながらやっていくということが必要だと思うのです。

もちろんふたばさんの方は、守谷市を初め、取手市、龍ケ崎市、牛久市にそれぞれ大きい園を経営しておりますので、いろいろそういう点では任せられるという考えもあるかと思いますが、認定子ども園として幼保一体化施設としては、牛久の次か初めてか、どちらかと思うのですけれども、まだまだ初めてではないかと思うのです。そういう中でスタートになりますので、幼稚園と保育所が一緒になるというのは、子供たちの保育時間の問題であるとか、そもそも認定子ども園の目的である親の就労の有無によって子供が教育を受けるか、保育を受けるかを区別することはいけないんだと、だから親の就労に関係なく教育も保育も受けられるような施設をつくって、利用者を平等な形で教育、保育をしていこうというような考え方のもとにスタートしたわけです。

ただ保育所と幼稚園では完全にまだまだ縦割りですから、補助体系も違う、そして保育時間も違う。そういう中で今までの幼稚園と保育所は、親の就労の有無によって受け入れていたということが、現在の幼稚園、保育所ではそのまま残っているわけです。ですから、その辺のギャップといいますか、その辺の違いがどうしても出てくると思うのです。そういうことで、なかなか公立と私立が同じようになるのは難しいかと思いますが、そういう保育時間のこととか、また先生方も保育士の免許は持っていなければならない、幼稚園教諭としての免許も持たなければいけないという問題もありますし、時間外保育の問題もあります。それから、保育料の問題もある。この所得による保育料をどういうふう

にするかとか、そういうことを資料としてそろえて、一つ一つふたば文化幼稚園とそういう折衝をしながら条件設定をしていくというのは、これは大切なことではないかと思うのです。

そのほかに、この間の予定地を見た限りでは、園庭も大変狭いと。もちろんこれは国の基準、県の基準に合致しているんだから、これでいいんだという考えもありますけれども、あの園庭ででは何ができるかという問題もありますし、また駐車場もあれではとても先生方がとめられるような状況でないと。この辺は物理的なことですから、駐車場を借りる、グラウンドをどこか借りるということで解決するかもしれませんが、このソフトの面のケアといいますか、その辺は市が窓口になってふたば文化幼稚園といろいろ調整をしながら進めていくということが、公立と私立がこれから並立しながら進んでいくわけですから、また次の施設というものが必要になってくると。そういう中がきちっと資料をそろえて、条件交渉できるような体制にもっていくということをぜひお願いしたいと思うのです。

先日の全員協議会の中でも、部長の方から、ふたば文化さんは大変ベテランで、何園も経営しているところだから問題ないんだ、だから国と交渉した中で幼稚園をスタートさせて、あと補助の要請があれば補助をするんだということを回答としておっしゃったような気がするのですが、そういうことではなくて、今の段階でそろえられる資料というのは幾つもあると思うのです。もちろんビジョンも絹の台にありますし、そういうところへの就園奨励金であるとか、いろいろな措置費等もかねあわせて、きちんとした資料をもとに交渉していくということをぜひお願いしたいと思うのです。

この利用する住民の方があまり格差を生じないような、そういう気持ちを持たれないようなことで市の方もバックアップしていただきたいと、そんなことをお願いしたいわけです。

いろいろ質問が何項目か出ておりますけれども、この土地の無料貸出の問題というのは、これは解決したのかと思いますが、全員協議会の中では、無料でこのふたば文化さんに貸し出しをして経営をスタートするということで回答が終わったような気がするのですが、その後の推移等があれば、こちらの方もお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど学校の将来の問題云々ということも堤議員の方から質問がありましたけれども、この将来の状況というのは的確に読んで、現在の生徒数、児童数でもちろんな状況になるかという将来のことはわかりませんが、将来の予測というのはきちんとした資料をもとに立てて、あまりばたばたしたような政策、施策にならないようにきちんと計画を立てて進んでいただきたい。

もちろんこの学校施設などにおいても、今の状況から見ると、5年後にはこのぐらいの生徒が発生するだろうと、この辺を一つの目安にしておきたいということぐらいはきちんと計画を立てていただけると、こういう方向で考えていただきたいと思うのです。

いろいろ質問がわかりにくくなってしまうかもしれませんが、その辺の考え方をぜひ市長、教育長の方からお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的な問題だけお答え申し上げまして、あとは教育長、保健福祉部長の方から答弁をさせます。

いわゆるいろいろな住民との窓口、これはもちろん教育委員会、福祉課でそれぞれしっかりとやってまいります。

それから、今、工事に入っていると思いますが、その点はそれぞれ担当部署でいろいろこれまでやってきておりますので、私もいろいろオーナーとそういう協議はしておりませんので、担当部課長から説明させますが、地代については無料ではございません。オーナーの方から無料にしてほしいという要望がございましたが、そうはいきませんので、幾らだかちょっと忘れましてけれども、地代をもらうということで取り決めにいたしました。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊島隆一君。

〔教育長 豊島隆一君 登壇〕

○教育長（豊島隆一君） ただいまの中山議員の質問にお答えしたいと思います。

今開発地区に進めている幼保一体施設の状況ということですが、これについては民間ですので、ふたば幼稚園の方でやっていますけれども、聞くところでは、7月17日に指名競争入札をして、7月25日に契約をし、8月1日から工事に入って、20年の2月29日が竣工予定だそうです。

まず、質問の最初にあった条件設定ということですが、これは民間が進めていることですので、授業料が幾らとかそんなことをこちらで言えることはありませんので、ふたばさんの方に任せるわけですが、現在、絹の台の方で既に幼稚園は行っていますので、それと同じ授業料でやっていくと、そういうことで伺っています。

それから、これ認定子ども園として幼稚園部分と保育所部分と一緒にやっていますので、当然幼稚園部分だけではなくて、延長保育とかそういうものもやるということで、それらについても早朝保育があり、それから延長保育があり、再延長保育まであるということを知っていますので、それについてはそれぞれ金額設定もされているということです。

それから、通園バスも使うということですが、これについてもそれぞれ有料で実施をしたいという話もしていますし、給食も当然、幼稚園ですから実施をしますが、これについては月額5,000円ということで設定をしているということです。

それから、2点目にあった敷地が狭い、職員駐車場、それから、運動会等の用地が非常に狭いのではないかとということですが、職員の駐車場については、それぞれ職員が個人で近くの駐車場と契約をして借りるような方策をとるんだということで、幼稚園としてここというふうに駐車場を一括して借りるようなことではなくて、個々に対応していただくと、そういう方向をとるという話をされていました。

それから、運動場が狭いということですが、これは県の基準には合っていますので、これは園児数と基準の運動場の割り出し方があるのですけれども、基準からいくと満たしているということですから、当然認定をされるということで、ただ、運動会等はそこではできないので、これについては小学校の運動場、あるいは運動公園、あるいは開発地域内の公園等、そういうところを利用して進めたいという話もされていました。それらについてはできるだけ協力もしていきたい、そういうように考えております。

土地の貸借契約等については、これは財政の方ですし、それから、保育所関係については児童福祉課の方から補足説明があると思います。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） それでは、保育園関係につきまして、私の方からご説明

を申し上げたいと思います。

先ほど教育長からありました認定子ども園につきましの保育所部分については、他の民間保育園等の実績から、定員が100名ということで予定されているということでございます。

それに係る市からの負担でございますけれども、運営費あるいは延長保育、乳幼児保育促進事業、一時保育促進事業等絡みますと、約1,100万円程度かなと考えております。

保育料につきましては、市の保育料の単価を基準として実施するというので、話を聞いております。

また、延長保育の部分については、1日当たり500円程度の負担をお願いすることになるかと伺っております。

また、募集定員につきましては、茨城県の認可基準をもとに、県の指導を仰ぎ、幼稚園部分が70人、保育所部分が100人として、3歳児以上につきましては、幼稚園、保育所を区別しないで合同の保育を行うということを伺っております。

なお、今後の市とのかかわりですけれども、既存の民間幼稚園、あるいは民間の保育所同様、茨城県及び市において指導しながら推進をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 次に、財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） それでは、土地の賃借料の考え方について補足させていただきます。

日本の社会の中で賃借料の商行為のならわしといえますか、はぐくんできたものが幾つかあるのですが、当市では公租公課、現在では都市計画税は賦課しておりませんが、固定資産税、都市計画税を基本とした賃借料の設定を考えてございまして、現在工事中ですので、賃借料が発生時期を開設時期にあわせました平成20年の4月1日を考慮してございます。

それから、財産ですから、もっと言及をさせていただきますが、建物について、将来、例えば学校法人のふたばさんがもしやなくなった場合にどうするんだということが懸念されるかと思っておりますので、その辺につきましても、その場合には無償で建物施設関係を市の方で譲り受けて、市の方が円滑な幼児教育に資していきますよと、そういうことも含めて取り組んでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 4番中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

時間も大分迫ってきましたので、いろいろお聞きしましたが、ぜひ当初の計画に沿って進めていただきたいと思います。

このみらい平地区というのは、とにかく県があそこを買い取って、県が主体となって開発を進めているわけですから、あれだけどんどんマンション誘致のようなところを、県有地を民間に渡して家を建てて、それで児童生徒が発生したら、今度は市の負担で学校施設はすべてやるというのは、何か矛盾しているような部分があると思うのです。ですから、そういうことにおいても、県の方とも、副市長もおりますし、ぜひ交渉していただいて、できるだけ県有地を安くしてもらおうとか、そういう値段の交渉とか、そういうことも含めて、ぜひ県にも働きかけをしていただいて、あれだけ県が開発して、これからもどんどん

家ができてくると思うのです。あとのいろいろな公的な施設はすべて市にお任せしようと、道路の整備から何からすべて市にお任せしようと、この市の負担というものは大変なものになると思うのです。そういうことは、まだまだ交渉の余地があると思いますので、これからその辺はぜひ副市長にもいろいろ、その辺がパイプ役だと思っているのです。副市長として来ていただいて、大変そういうことに期待をしておりますので、その辺頑張ってくださいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、9月5日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、あす5日の正午までに議長の手元に提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時01分散会

第 2 号

〔 9 月 5 日 〕

平成19年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成19年9月5日 午前10時02分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	18番	海老原弘君
3番	染谷礼子君	19番	富山和夫君
4番	中山栄一君	20番	山崎貞美君
5番	倉持悦典君	21番	廣瀬満君
7番	堤實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

6番	飯泉静男君
17番	大好光君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市					長	飯	島	善	君
副		市			長	小	林	弘	君
教		育			長	豊	嶋	隆	君
総			部		長	海	老		君
市		務	部		長	渡	辺	勝	君
保	健	福	祉	部	長	鈴	木		君
産	業	振	興	部	長	鈴	木		君
都	市	建	設	部	長	青	木		君
教		育	次		長	倉	持	政	君
会	計	管	理		者	豊	島		君
秘	書	広	聴	課	長	森		勝	君
参	事	兼	企	画	政	中	川		君
総		務		課	長	湯	元	茂	君
財		政		課	長	秋	田	信	君
人		事		課	長	大	塚	勝	君

税 務 課 長	堤 有 三 君
生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君
社 会 福 祉 課 長	中 山 和 明 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君
建 設 課 長	瀬 崎 和 弘 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成19年9月5日（水曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時02分開議

開議の宣告

○議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は28名です。欠席議員は、6番飯泉静男君、17番大好 光君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（廣瀬 満君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

9番岡田伊生君。

〔9番 岡田伊生君 登壇〕

○9番（岡田伊生君） おはようございます。9番議員の岡田でございます。

私の方からは、区域指定について、現在検討されている指定の再見直しについてということで、通告をさせていただいております。

私は、伊奈町時代から、都市計画法の線引き見直しとしまして、都市計画法の改正された区域指定制度について、合わせて六、七回になりますか、質問をさせていただいております。

地方分権が進む中、多くの集落が点在し、市街地が極端に少ない当市の伊奈地区は、都市計画の線引きをし、自立した財源の確保の基盤整備を図られなければ取り残されてしまうということで、一貫しまして線引きの見直しを主張してきたわけでございます。今回、伊奈地区の区域指定の見直しが公開されましたので、再度質問をするものであります。

見直しをされました点につきましては、前進しているという考え方を私も持っておるわけでございますが、まず、もう一度、私なりに伊奈地区の現状と区域指定の重要性を述べさせていただきたいと思っております。これが肝心でございます。本当に深刻な問題だと私は思っております。

区域指定については、平成13年5月施行されました都市計画法の線引き制度の改正による市街化調整区域と市街化区域に線引きするか否かを原則として、国から都道府県が判断するようになりました。平成14年に茨城県においては条例化されたわけでございます。

都市計画の上で大変重要となる線引きは、一度許可されれば、30年から35年見直しができないというのがルールでございます。旧谷和原村が昭和45年、旧伊奈町が昭和54年に線引きをされました。

伊奈町については、本来の線引きとしての考え方がちょっと違っております。それは、開発が先行した谷井田地区、板橋地区を線引き先にした、開発を抑えたといえますか、そんな形でございます。伊奈地区の市街化率は5.5%でございます。これは何度も出ていますのでご承知だと思うんですが、ただ、みらい平駅前を除きますと、旧伊奈地区という感覚でいきますと、たった3.2%なんです。今言いました伊奈地区の谷井田、板橋に関しては、そのため、区域内の利用地不足による人口増加が望めないのがここ数十年続いており、この間、町内商工業者は、拡張用地が確保できずに他市町村へ移転を余儀なくされ、また建設関係業者は営業活動を他の市町村に求め、しのぎを削っているというのが現状でございます。また、商業関係者は、人口が減少し、買い物客は車で近隣市内に流れ、営業が不振となっており、廃業を余儀なくされておる現状でございます。

これらの要因につきましては、個々の企業の努力だけでは解決することができません。何度も申し上げますが、経営の活動をする場所がないのであります。ここが大変重要な点だと私は思っております。

そんな閉塞状況の中、今回の区域指定制度、つまり市街化調整区域の線引き見直しが可能となったわけであります。要するに、30年に一度の線引きが今来たという感覚で、商工会は大いに期待をしているところであります。

そこで、1回目の1点目といたしまして、6月より、11月に計画され現在実施されております区域指定地区の地区説明会は、前にも行っているわけですが、再度地区説明会が行われております。これまでの参加者は平均何人だったのか。また、主な質問はどのようなものであったのかをまずお伺いします。

2点目で、区域指定制度は、廃止された既存宅地制度の代替措置が背景にあるわけでございます。既存宅地制度は、ご承知のとおり、市街化の線引き以前から宅地だった土地、

つまり伊奈地区でいいますと54年以前が対象かと思われませんが、1区画200平米を基準といたしまして、だれでも住宅が建設できるというのが制度でございます。条件によっては、工場や倉庫、中規模店舗も可能でございました。この制度がなくなった今、この制度の既得権がある集落の方々への説明はどのようにされたのか、集落住民は理解をされているのか、2点目として伺います。

3点目といたしまして、今回の指定区域内の宅地率を見る限り、後でご説明があらうかと思うんですが、私の方からも後で宅地率についてはちょっとお話をさせていただきますが、県の建築指導課が示しております下限値、つまり8-3区域、8-4区域の平均値が35%でございます。それとは、まるっきりかけ離れた数値が出ておるように思われます。積極的な取り組みをしたとは思えないのであります。

指定に当たっての宅地率の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 区域指定についてというご質問で、3点ということでございますが、まず、岡田議員、この区域指定と都市計画というのはおのずから違いますので、何かこう、一緒のように考えておられるようですが、全然違うので、ご理解をいただきたいと思います。

内容的にご説明申し上げますが、具体的な今の進捗状況につきましては担当部長の方から説明申し上げますが、いわゆる商工会からも区域指定の線引き案等、要望が出されておりますけれども、県との勉強会でも確認しておられるように、農振農用地は指定できないと再三確認をされておられるわけでございます。したがって、市が区域指定の申し出を県にするときには、農振農用地をすべて除かなきゃならない、それで申し出をしなきゃならない、これをよくご理解をいただきたいと思います。

それから、区域指定の区域が定められる基準は、茨城県条例に定められたものとなっておりますので、旧谷和原では既に終わっておりますが、旧伊奈町の区域すべてについて県条例の基準に合致しているか詳細に再度検証し、住民説明会のご意見を尊重して、指定できる限り、この区域を平成20年に申し出をしたいと、予定ではこう思っております。

また、この区域指定を行うと、都市計画の見直しが、さっきから言われているように、30年ぐらいできないということを思っておられるようですが、そもそも区域指定と都市計画は、冒頭に申し上げたとおり違いますので、この見直しとは制度が全然違いますので、ご理解をいただきたいと、このようにお願い申し上げます。

あとは担当部長の方からご説明させます。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

区域指定制度の説明会につきましては、6月から始まりまして、現在まで29集落終了しております。参加人数でございますが、全体で374名の出席をいただいております。1集落当たり平均いたしますと、13名ということでございます。

そういった中で、説明会におきましての出席者からの主な質疑の内容でございますが、一つといたしまして、指定されると税金はどうなるのか、またなぜこの集落については指

定できないのか、あるいは指定は断ることができるのかというような質問が主に寄せられております。

次に、説明会で市が示しております指定区域案の宅地率についての件でございますが、区域を決めていく上で、区域の周りを縁辺街区というような表現で申しますが、指定する区域の周囲は、まず、宅地率に関係なく、幅員4メートル以上の道路に接していない街区は除外されます。その後、道路や水路で囲まれたエリアを街区と申しますが、宅地率30%の街区は除外になるということでございます。

このような条件によりまして、区域指定の区域が決まるわけでございます。その区域内全体では、市街化区域から1キロメートル以内にある8-3の区域につきましては宅地率40%、それ以外にある8-4の区域につきましては宅地率30%が指定されるための要件になるわけでございます。

区域指定制度につきましては、既存宅地制度の代替措置が制度の背景にございます。これを集落内の説明会で説明しているかということでございますが、以前皆様にお渡ししております資料によりまして、既存宅地制度の代替措置であるということをお話しするとともに、必要に応じまして、集落内にあった地目が宅地で、既存宅地という権利を取得できる宅地であるかどうかなどをお聞きしながら質疑を行いまして、区域指定制度の理解が得られているということだと思っております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） 今、市長の方からと部長の方からご答弁をいただいたわけなんです。まず市長の方からお答えをいただいたんですが、この区域指定は都市計画とは違うんだというようなご見解のようですが、私は、冒頭申し上げましたように、1968年、要するに昭和40年、正式に施行されたのが13年ということで、都市計画法の線引き制度、これが43年に新都市計画法として出されているんですよ。これが初めて線引きのスタートなんです。要するに、あまり乱開発してもしょうがない、きちっとしたルールをつくりましょうということで、43年にこれがつくられているわけですよ。それで、多くの自治体、茨城県なんかは特に44年、45年にかけて線引きをした。谷和原村もそういう形で行われたという経緯があるわけです。

その中で、平成13年に今度はこの線引き制度が大々的に上位法が変わったんですよ。要するに、この線引き制度が区域制度ですよ。それで、国が線引き許可していたのを、先ほどと重複しますが、都道府県が、となっているんですよ。それで、県は、要するに地方の時代ということで、地方でいろいろな開発、あるいは今問題になっております財政基盤を強化するためには、農政的なものも、ある意味では今度は自治体が補償をしていかなくちゃならないということもあれば、当然自治体に力をつけてもらう、そのためには財政基盤のところで都市計画を特色ある形でつくっていただきたいという目的でつくってあるというか、方針でいっていると思うんですね。それが区域指定でありまして、決して都市計画とは違うんだという考えはおかしいと思うんですよ。

というのは、線引きしなくちゃ何もスタートしないんですよ。市の総合計画が今度10月に答申されますが、これはあくまでも、この間の全協でも出ていますけれども、要するに絵に描いた餅じゃないですけれども、理想ですよ。こうしたいな、ああしたいなはいいいんです。しかし、基本となる線引きをしなくちゃ何も先へスタートしないというのが、私の

一貫して言っていることなんですよ。だって、そうでしょうよ。失礼しました。線引きをしなくて、開発も何もできなくちゃ……できないんですよ、本当に。

これ、市の総合計画つくったからできますよみたいになってはいますが、決してそうではないんですよ。これは許認可の問題ですから、家を建てる、あるいは工場をつくる、今度の東櫛戸・台線、工専地区も、私も前にも質問したし、中山（栄）議員も先日やっておりますが、要するに、したいんだ、したいんだとマークはつけてあります。しかし、許認可おりなければできないんですよ。この作業をやらないと何も進まないということで、その区域指定ということをご質問させていただいておりますので、もう一度、その辺のご見解、後でお聞かせいただければと思っております。

それから、部長の方から、平均13名という出席であるということなんですが、やはり質問というか、なかなか……ぱっと言われても、地域の人は厳しいものがあるのかなと思います。ただ、税金についてということで、これは皆さんご承知のとおり、開発、くくられても、それは今までの現状の地目のままで税金はかかりませんというのがこれの最大の特色なんですよ。それで、もし開発が許可されたときに、初めて宅地並みなり何なりの賦課をするというのがあるわけでございます。そういう意味では、区域指定に協力をしてくれる地権者が多くなるはずでございます。

あとは説明の仕方といいですか、くくり方の仕方があるわけですが、私は、この13名というのはやはり少ないのかなと。前の旧伊奈町時代も、参加者が少なかったという経験がございます。やはりその説明開催の案内の1日、2日前、事前に、それから当日、広報の放送で呼びかけまして参加者を募るということはどうかなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。その辺もあわせてお答えをいただければありがたいと思います。

また、この既得権につきましては、先ほどもありましたけれども、7地区から21地区になったということで、そういう意味では、この既得権というのはある意味では大きな問題を抱えていますので、大分精査されておるのかなというような気がいたします。

私どもとしましては、もっとあるのかなと、30ぐらいの集落に、今言った54年前の既存宅地制度の権利が発生しているところがあるような気もするんですが、ただ、これは私の主観でございますので、何とも言えません。ただ、今言いましたように、7地区から21地区に指定をされたということは、やはり評価をするところでございます。

しかし、後で、先ほども申し上げましたように、トラブルのないように、これは結構大きな財産とかいろいろな絡みが出てきます。あるいは、これをくくった、くくらないで既存宅地がなくなるということは、ある意味では、銀行の借り入れでいけば担保価値が全然違っちゃうわけですよ。宅地並みになるんだというのと、ただの雑地、あるいは農地だとまるっきり担保価値が違う。この辺もありますので、今後の説明会ではよく説明をしていただきたいと強く要望しておきます。

それから、3点目の宅地率の考え方なんですが、私はどうしても納得がいけないんですよ。宅地率というのは、確かに規定ではそういうふうな考え方は間違っていないと思うんです。宅地率そのものは、指定されました区域全体の中に、当たり前の話をして申しわけないんですが、その中に現在宅地がどれだけ含まれているのかという割合であります。そして、この全体指定面積より宅地面積を差し引いた土地から、道路や水路等の公共用地をまた差し引きます。そうしますと、残った土地が利用できる土地ということになるわけでございます。

また、この宅地率の最低率も決めております。これが、先ほど部長の方からもありました 8 - 3 区域が40%、8 - 4 区域が30%ということですが、これが下限値というものでございます。これは、線引きをある意味では制限をしている。要するに、むやみに許可はしないんだよということでもあります。裏を返せば、宅地率を限りなく下限値に近く設定することが、この制度の最大の効果を得るということになります。

そもそも茨城県の基本的区域指定制度の考え方は、既得権については先ほど申し上げましたので、もう一つ、少子高齢化、人口減少に歯どめをかけ、市街化区域に隣接する集落が点在する地域のコミュニティの維持を図るため、積極的に活用するとしているのです。

まちは、人が寄らなければ活気を失い、自治体の財源を確保することは困難になります。自治体の自立は不可能な状態に陥ってしまうのであります。そのようにならないように区域指定制度を積極的に活用しなさいと県は言っていると、私はそう考えております。

答弁では、農振地区の問題があつてなかなか難しいんだというような話がありました。しかし、私も、伊奈町時代、17年11月に、実は、県の方の指導課へ、倉持議員もご同行させてもらっているんですが、あと商工会幹部でいろいろと勉強会をしながら行っております。その中で、確かに農政課と県の建築指導課の食い違いはございます。しかし、農政課としては、農振地区については除外をしてからならば可能なんだよという見解を示しております。県の建築指導課は、指定する地区の宅地率の下限率を、先ほど申し上げましたように 8 - 3 区域が40%、8 - 4 が30%、これまでは積極的に見ますよと言っているんですよ。また、線引きは、土地単位の形状、つまりぎざぎざのこぎり型的にならないように道路や水路で指定すべきと、そういう指導もされているんですね。

そうしますと、今回の指定区域の資料を見る限りは、21地区中、宅地率80%が2地区、70%が3地区、50、60%台が13地区なんです。それで、一応平均ということではなっていますが、平均宅地率が59.2%、約6割でございます。平均未利用地が29%ということですが、この試算を見ますと、コンサルタントがつくられたという話なんですけれども、その中で、未利用地の中、8 - 3、8 - 4 も一緒にしましての考え方で言いますと、この未利用地を300平米で割ったんだと思うんですが、単純に割って建築可能な数を出しております。しかし、これはあまりにも乱暴だと私は思っております。

これは数字的なものですから、今後その辺はどうなのかと思うんですけれども、ただ、この数字、きのうも資料的なものというのが大分問題になったようですが、私も、もう少しこの辺は親切な資料の出し方というのを要求したいと思うんですよ。本当にこれは、我々議会としても真剣に地域を考えておりますので、その辺もあわせてご要望しておきます。

そんな中、私は、どう見ても、県が積極的にやっていきなさいよと、それで財政基盤をきちんと強化しなさいと言う割には、どうも形になっていないというのが、私の本音でございます。

そこで、きのう議長の許可を得ましたので、実は、水戸市の区域指定による線引き、多少ニュアンスは違うんですが、都市計画図がありますので、ちょっとそれを見ていただきたいと思います。

決して水戸市をまねしなさいということではないんですよ。私は、先ほども申し上げましたように、宅地率の考え方をこれで少し説明させていただきたいと思うんです。

見てのとおり、那珂川がございまして、自動車道がありまして、北関東自動車道があると。水戸インター、水戸東、それで県庁があつて、50号線を切っているというところで

ざいます。これの最大の特徴は、水戸では、財政基盤の確立に向けてということで、50万都市構想を進めております。面積が2万1,745ヘクタール、人口が約26万2,000人でございます。そのうち、市街化率が4,251ヘクタールで19.5%、その中に宅地が今まで幾つあるかです。今回、この赤い部分はその指定をされたわけでございます。ただし、水戸市の場合は、水戸市とつくば市は、建築主事がいるということで、上位法の区域指定制度ではなくて、市独自に条例化してつくっているというところが特徴でございます。しかし、この基準、今言った8 - 3、8 - 4の基準については、上位法の区域指定の規定を厳守しているということでございますので、同じ考え方であると思います。

そういう意味でいきますと、その赤い部分が1,882ヘクタール、約8.2%なんですね。合計で、全体の市街化率がこれによって6,133ヘクタール、約82.2%になります。この赤い部分、私なりに解釈しますと、やはりすごいなと思うのは、すべて市街化に張りつけている。要するに、後の整備とかを考えたこともあるんでしょう。都市部ということもあるんでしょう。しかし、そういうふうなことが1点見られます。

もう一つは、この赤い部分は、後でよく見ていただくと、8 - 3の区域が30%、8 - 4の区域が40%ということですが、ややもするとこの数値よりも低くなっているんじゃないかと思われるようなくくり方をしています。こちらのみらい市の指定の仕方とは、大きな差であります。やはり50万都市構想を目指している。それにはどうしよう、財政の基盤はどうしようということで、こういう形をつくった。そればかりとは言い切れませんけれども、そういう形があるわけです。

ですから、私はこの水戸市の例をちょっと出させていただいたんですが、この地図の説明はそれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、見ていただいたように、この水戸市は本当に人口対策、増加対策を考えているということが言えると思うんですよ。

そこで、2点目といたしまして、何度か冒頭でも申し上げましたように、区域指定制度は、上位法の都市計画法の線引きの見直し制度の改正なんです。先ほどもちょっと申し上げましたが、本当にこれおおむね30年か35年に一回しか見直しをしていない、これが現状です。県の指導課も、指定後も大卒では見直しませんと言っております。つまり昭和43年度に制定された都市計画法の線引き制度に次ぐ、第二の線引きであるとまで言っているんです。

私は、以上の観点から、伊奈地区内の宅地率の下限値を最大限に活用した宅地率に再度見直すべきと思うのですが、お考えをお伺いいたします。

また、商工会の検討委員会も、仕事を終えてから、何度となく、疲れた体にむちを打ちまして勉強会を重ねてまいりました。そして、区域指定制度の意義を積極的に取り入れました区域案を作成し、7月17日に執行部に提出をさせていただいたわけでございますが、この商工会案はどのように検討されたのか、お伺いをいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 岡田議員、農振農用地除外するのが難しいと今おっしゃったんですが、私は難しいということを言っているんじゃないくて、この地区指定をやるにおいては、農振農用地をすべて除外をして県に申し出をしなきゃならないと、こういうことを申した、その手順として。ご理解をお願いしますよ。

それから、今、皆さんに中間報告をさせていただいておりますが、いわゆる都市計画の見直しにつきましては、市の基本構想、19年度に議決をいただくわけですが、その後、この計画を受けて、いわゆる都市計画の基本方針とも言える都市計画マスタープランが21年度までに作成されるわけでございます。それと、これらの計画などを踏まえまして、平成21年度には茨城県内の都市計画の見直しが一斉に行われるわけです。ですから、これに合わせて見直しをしていくと、こういうことになります。

それから、さっきの細かい点については、担当部長の方からご説明を申し上げます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

この区域指定制度でございますが、この制度につきましては、都市計画法上は、あくまでも市街化調整区域における区域指定となりますので、区域指定された区域が市街化区域になるものではありません。あくまで都市計画法上は、市街化調整区域の中の区域指定のエリアということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

商工会から出されております区域指定案でございますが、この件につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、いわゆる区域指定における農振農用地の取り扱いにつきましては、商工会、市、あるいは県との勉強会を開催しているわけですが、そのときも何人もの方から質問があったわけですが、これにつきましては、県においては、農振農用地を抜かないまま申請しても県は受け付けしないという見解が示されておりますので、農振農用地は区域に含められないということでございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） 今、市長の方から、マスタープランが出されるということで、これは自治省の方に義務づけられているわけですね。それで市民にも公開しなさいと、情報公開しなさいということでございます。

しかし、これはあくまでも10年間の、見直しとよく言われますが、これは用途というか、細かい中の条例が変わっているだけなんですよ。

例えば、開発するときに何平米のところをもっとふやしますよ、それはいいですよとか、そういう改正はされているんです、10年ごと、あるいは5年ごとに。しかし、本当に県が言っているように、この線引きというのは、第二の線引きだとまで言っているんですよ。ですから、この辺の解釈は確かに違うのかもしれませんが、しかしこれは、本当に私はそう思っているし、また多くの関係者といいますが、ある程度そういう業種に立っている方も、間違いないということも言っております。

これだけ財政危機になっているとき、財源をどうするんだの話のときに、これを積極的に取り入れないというのは、私には納得いかないんですが、3問目といたしまして、私が今年3月の議会でもちょっと質問させていただいている中で、合併前の、これも絡んでくるんですが、17年度の決算で見る旧伊奈町と旧谷和原村の税収の違いについてご質問させていただいているんですが、その中で、市長は、旧谷和原村が早期に昭和45年に都市計画法に基づいた線引きをしたことが要因の一つであると答えられております。また、何度も申し上げますが、先日、監査報告もございました。その中身は、ちょっと厳しいのかなと

いう感じであります。財政はよくありません。黄色い信号が点滅している、もうすぐ赤になるよというようなところまで来ているのではないかと、私は感じるものであります。

今後は、いかにこの都市計画法に基づいた線引きをするか。確かに、都市計画とこの区域指定は違うんだという解釈の違いで平行線でいくということでは、やはり解決しないのではないかと考えておるんですよ。都市計画というマスタープランがあるんだからというけれども、そのマスタープランは、何度も申し上げますように、小さな条例の改正をしたりしているだけでありまして、線引きは一切してくれません。これは、過去私がずっと、マスタープラン、あるいはそういう質問をしたときも、何年にこうやります、こうしますと、第2次、第3次までたしか基本構想をつくってあります。年度ごとに10年、10年と、もう30年近くなっちゃう。しかし、一向にその線引きはしていないんですよ。これ、許可にならないんです。

これをどう見るかでありまして、線引きはお金はかかりませんよ。時間的にちょっとあれですが、お金はかからないです、線引きは。要するに、道路、あるいは排水の開発に関する条例をきちっと定めまして、それで線引きをすれば、民間の力で活用できるんですよ。そして、柏市のように開発税をいただく、そういうことも可能なわけでございます。

どうかその辺をお考えいただきまして、もう一度、市長、これまで長く政治をされ、伊奈町長5期、そして初代市長ということでございます。この辺の政治判断をしていただきまして、何とかひとつ延長期限、来年3月に申請するんだということではなくて、区域指定の意義を最大に活用した線引きを考え直していただきたい、そう思うのであります。それはあくまでも、何度も申し上げますが、線引きは21年にできるという確約はございません。私はそう思っております。

そして、今言っている農地法の関係につきましては、県の指導課も言っているわけですが、まず最大の指定をして持ってきてみてはどうだと、それで指導を受ければいいたろうよというような考えを持っております。いかがでしょうか、再度、見直しについてお伺いをいたします。

私は、効果のない線引きをしても、効果がないというのは大変失礼な言い方かもしれませんが、ただやっちゃったのでは、開発できないんですよ。30年たたないと線引きはできません。私は、そういう意味では、住民は、また30年待つのかということになっちゃいます。そういうことにならないように、強く要望しまして、この質問を終わります。

ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員、線引き、いわゆる地区指定の問題でしょう。ですから、今、前向きな姿勢で、何といいましても、これは地域、地権者の理解がなきゃできませんから、そういうことで、今、各集落へ入って説明会をやって理解をいただいていると、こういうことです。

説明会をやらないで、行政で線引きをしちゃって、さあどうぞというわけにはいきませんので、そこをご理解願います。そういう前向きの姿勢で今、進めておるわけですから。

○議長（廣瀬 満君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） その前向きにということでお伺いをしているんですが、でも、本当にこの辺はご理解いただきたいんですよ、執行部の皆さん。地区計画、指定をし、線引

きをしないと、ただ単に集落があればだからといって、先ほども言いましたように80%ぐらいで、残り水路とか道路をとりますと10%ぐらいしかないんですよ。それでくくったって、何の経済効果というか、財政基盤の強化になるのかということでございます。ぜひともその辺を、執行部の方、大変申しわけないですけども、よろしくご検討お願いいたします。

2問目といたしまして、山王新田排水機場ポンプの設備改修についてということで、ご質問させていただきます。

この質問につきましては、昨年12月定例会におきまして、地元の倉持議員、横張両議員の紹介で、山王新田2区長外823名の方々から請願が出され、採決されたものでございます。請願は、経済常任委員会へ付託され、私は、委員長として審議の結果を報告し、採択をいただきました。以上のことから、採択された請願の経過について質問をさせていただくところであります。

既にご承知のとおり、この問題のポンプは、およそ半世紀以上、51年が経過しております。2基あるポンプのうち、1基は稼働不能でありまして、部品取りに置いてあるというような現状であります。昨年12月の議会が閉会された後も、12月27日にこの山王新田地域で大水騒動があったんです。私も立ち会っているんですが、内容は、前日12月26日に伊奈地区に降った雨が、翌日の27日には流末の排水機場の山王新田方面に流れ込んできたということでございます。折しも、小貝川本流の堤防と排水機場の樋管の改修工事が行われておりましたので、排水機場は使用することができません。機場周辺の田んぼは水をかぶり、あわや宅地にまで流れ込むかという現状でありました。急遽、機場上流で行われていた排水路と中通川の排水門工事の現場の水路をユンボで拡幅といいますか、本来はあんまり大げさにはできないんでしょうけれども、担当職員のとっさの判断で大事には至りませんでした。要するに、拡幅して水路を大きくして中通川へ流したということでございます。

その後、小貝川の堤防の工事も終わりまして、ことし4月初めに関係者により問題のポンプ試運転を行ったわけですが、朝9時から始まりまして夕方4時ごろまで、およそ1日がかりでやっと始動したということでございます。これは請願のとおり現象があらわれたということでございます。

その後に、職員さんの対応によりまして6月に運転をすることがあったと聞いておりますが、そのときは15分程度で始動することができたそうです。地元の関係者も、まずは一安心というところであったわけでございます。いずれにいたしましても、このとき、また以上の一連の事態に迅速に対応してくれました関係の職員の皆さんには、深く感謝を申し上げるところでございます。

さて、請願が採択されまして8カ月が経過をしているわけですが、その間、関係職員の皆さんは実現に向けた最善の努力をされてこられたと思います。つきましては、請願の実現に向けて、現在までの経過について伺いをいたします。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

本田機場の維持管理につきましては、福岡堰土地改良区と当市において構成します伊丹地区湛水防除施設管理運営協議会、ここにおいて維持管理を行っておるところでございます。

この施設でございますが、ただいま議員の方からありましたように、大変古い施設でこ

ざいます。もともと伊丹排水機場で使っていたポンプを、伊丹機場の改修工事に伴いまして昭和48年当時に移設したものです。また、ポンプ自体も、製造年が昭和30年と、既に半世紀といえますが、52年経過し、またそのほか建物とか設備全体も老朽化しています。改修が当然必要になってくるわけでございます。しかし、改修の規模を考えますと、膨大な経費を要するため、市単独ではなかなか難しいということでございますので、対象となる国あるいは県の補助事業、こういったものが導入できるか、今、事務局の方で検討している段階でございます。

また、毎年、出水期前には、施設の点検、整備を行いまして、また地元の方の協力を得ながら試運転などを実施しまして、水害に備えているところでございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） どうもありがとうございます。

この件につきましては、地元の横張議員あるいは倉持議員がおりますので、私は、あくまでも、冒頭申し上げましたように、経過はどうなっているんだということにとめたいと思うんですが、一つ、部長の方から、点検をまめにして迷惑のかからないようにするのがまず第1点であると。それから、どういう補助制度があるか検討しているということでございますが、ぜひとも、先ほども申し上げましたように、前向きに検討されているということは、職員の皆さん、若い皆さんの話を聞いても感じられますので、その点につきましては多くを申すつもりはございません。しかし、現在のポンプは、今も言ったように、いつ壊れるかわからないということでございますので、重ねてお願いしたい。

私は、この12月26日の雨は、ちょっと調べてみたんですね。龍ヶ崎の観測所によりますと、この12月26日に降った雨というのは、あの時期にしては大雨的ではありますが、雨量的には112ミリであります。台風並みの大雨というわけではございません。龍ヶ崎観測所の過去の10年の降雨量の変化は、1997年から02年の6年間の平均が1,220ミリであります。これは年間です。それから、03年から06年までの平均が1,450ミリであります。それから、去年、一昨年、一昨々年と3年で見ますと、1,556ミリ、1,510ミリ、1,638ミリとふえているんですね。これは皆さんもテレビ等でおなじみの地球温暖化が進み、これが一つの原因だと言われております。また、もう一つは、住環境の変化だと思うんですね。要するに、舗装される、あるいは宅地も、今は庭も舗装というか、コンクリートを打つような時代ですので、そういう変化によりまして雨量が増加している。それによって、流れ込む水の速さというのが、思ったよりも早く来ちゃうということではないかと思えます。

こういう点を考えますと、やはり農業排水問題だけではなくて、流域住宅、あるいは上流でいいますと谷和原地区の水防にもかかわってくるわけでございます。大変重要でありますので、今後の大水問題が、それほど大きくならないように願うわけでございますが、天災なのか人災なのかという問題にもなりかねませんので、部長からもございましたように、ぜひとも関係者への働きかけを切にお願いいたしまして、よりよい解決が図られることを要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） ここで10分間暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前 11 時 06 分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。

次に、26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 26番の川上です。

3点について質問をいたします。

1点目の「市民の暮らしを守る市政を」ということで、1問目の第1回目は、市長と副市長にご答弁をお願いしたいと思います。

日本共産党つくばみらい市委員会が、ことしの6月から8月、住民アンケートを行いました。やり方は、ほぼ全家庭に受取人払いの返信用の封筒とアンケートと一緒に配布をいたしました。327名の回答が寄せられました。回答者の内訳ですが、30代以前が60人で18%、40代、50代が91人で27%、60代以降が171人で52%です。エリア的には、伊奈地区が7割、231人、70%、谷和原地区が82人で25%です。働いている状況ですが、会社員、パートの方が96人で29%、無職、主婦、失業中が164人で50%という状況です。

あらかじめアンケートは市長の方にも届けてあるので、見ておられると思うんですが、1問目に「あなたの暮らしは昨年と比べてどうですか」という質問で、「苦しくなった」と答えた方が167人、51%です。「とても苦しくなった」32人、9.8%、合わせますと199人が、生活が苦しくなった、暮らしが苦しくなったと答えています。6割です。「楽になった」と答えた人はわずか6人で、1.8%でしかありません。

その苦しくなった原因はというところでは、税負担、医療費負担の増加、年金になった、または年金が減った、賃金カット、失業、廃業、倒産という厳しい現実が訴えられています。

質問の3番目ですが、「合併して1年が経過をした、合併後のつくばみらい市についてどう感じていますか」という設問に、「合併してよかった」は26人で、わずか8%です。「しない方がよかった」が110人で34%、「どちらともいえない」方が119人、36%です。ですから、「しない方がよかった」、「どちらともいえない」と合わせますと、7割が合併したことを少なくとも評価できないという状態にいるという実態です。

「合併してよかった」という中に、さまざまな意見が載せられていまして、意見は22件です。その中の意見を幾つか言いますが、合併してよかったという意見ですが、「住所が書きやすくなった」、「子供の健診が谷和原と伊奈と好きな方へ行けるようになった」、これは板橋です。「ごみの収集日がことしの4月からふえた」——谷井田です。「谷和原の施設も活用できる」——板橋というふうに、具体的な改善への評価と思われるものが5件で、それ以外は、22件中5件以外は、市がイメージがいいとか、地名変更で手紙が書きやすくなったなど、かなりイメージ的な評価です。

で、「しない方がよかった」という意見は、89件寄せられています。この中で、大変さまざまな意見があるわけですが、負担増、大変負担がふえたという意見が19件あります。このうち幾つか読みますが、「合併して何の変化もなく、財政的に負担増」——小絹、「国民健康保険税がべらぼうに高くなり過ぎよ」——小絹、「税収の多い谷和原のお金が貧乏な伊奈のおくれているまちづくりに全部使われてしまっている」——小絹、「市民税、国保税、介護保険料の値上げ」——豊、「市民税が10倍、固定資産税も倍以上、国

保税も大幅に上がった、介護保険料も倍になった」——豊、「税金は高くなりサービスは悪くなった」——小絹、などなど19件。

もう一つ、「行政サービスの削減」については、44件です。幾つか読みます。「さくら公園の周りの草刈りなど手が回らなくなったようだ。これだけ見ても財政困難の様子が歴然、赤字の伊奈町と合併した谷和原住民にとってはなおさら」、これは小絹です。「老人ひとり暮らしの方へのお弁当配達、65歳から75歳に変更になった、引き下げとは」という意見、それからごみ収集が減った、谷井田の方ではふえているんですが、小絹では減っているんですね。「ごみ収集が減った」——小絹、それから「高齢者へのサービスの低下」、これが板橋。「市民サービスが低い方に統一された面がある」——小絹、それから「老人会にしても遠くなった」——小絹、それから「検診費用の値上げ、防災組織への補助金の廃止、一斉清掃時のごみ袋支給の廃止、箱物行政の伊奈と合併して谷和原住民が損をしている」——小絹、「合併して市民へのサービスが悪くなった」などなど44件です。

それから、「分庁舎への不満」が18件出されていて、「用件により谷和原庁舎へとか、伊奈庁舎へ行けと言われて困ることがある」——板橋、「谷和原村からたらい回しにされ、遠くて不便な伊奈庁舎まで行かなくてはならなくて困っている。合併したメリットが市民に全く伝わっていない」——小絹、それから「市役所等が遠くなったり、伊奈あるいは谷和原ですとか聞かれて迷うことがある」、「役場に人が多くても、さっと出てこない、課も多くわからない、聞いてもわからない人が多い」——三島、それから「役場が官僚的になり、用事があれば何でも役所に来いというやり方だ、福祉関係では谷和原時代の方が親切だった、老人に対する配慮が著しく後退した」——小絹など18件。

それから、今読んだ中でも谷和原の不満がたくさんあるんですが、特にその中で谷和原の不満として出ているのが30件、「百選会がなくなり楽しみが少なくなった」、「きらくやま遠過ぎ」、これ小絹です。それから「伊奈町ばかりが優遇されている感じがする、よいことは何もない」——小絹、それから「相手町村の大きな赤字を住民が負担するため市税アップ、身近なサービスも細かなサービスが不足している」という形で、谷和原の住民の実感はかなり厳しく、30件出されています。

大変厳しい声なんだと思うんですね。私は、市長と副市長に、この市民の声を真正面からとらえる必要があると思うんですが、読まれてどう感じたのか、お二人に伺いたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長 飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） アンケートの結果、ありがとうございました。

実は、最後までまだ読んでないんです、当初の数字の方だけで。なかなか読む時間がございませんので、後でゆっくり読ませていただきます。

まず、どう感じたかということでございますが、合併当初はやはりいろいろ問題があるし、住民のご理解がいただけない点も多分あるかと思います。そういうことで、これから、我々は職員と一丸となって、住民の皆様いろいろなご理解をいただくような、さらにサービス低下しないように、いつもそう思っているわけでございますが、今後もそういう方針で進めていくと。

どう感じたかということは、そういうふうに感じております。

○議長（廣瀬 満君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

○副市長（小林弘文君） 基本的には、今、市長が答弁したとおりでございます。

ただ、一部、例えば税金が上がったとかという部分については、多分、市の広報とかそういう部分が足りなくて、理解がいただいていない部分もあるんだろうと思います。確かに国保税は上がっているところでございますけれども、税金については、税源移譲とか定率減税の廃止で住民税は上がっております。そこら辺はよく説明がされていないという部分があると思いますので、これについては、正しく理解がいただけるよう努力してまいりたいと思っております。

あと、確かに、分庁舎というか、庁舎が二つになって不便になっているという点がありますけれども、この辺はできるだけ住民の方にご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 合併当初で、なかなか理解が得られないと、説明不足だと。説明不足は、私も大変強く感じます。ただ、合併当初だけなのか、今後について本当にその方向づけとして理解をしてもらえる合併の結果を生み出すことができるのかというのは、大変大きな問題だと思うんですね。

今、合併市町村の7割が財政困難を抱えています。3割が再合併を望むという、大変異常な事態が起こっているんですね。それはなぜかといいますと、この間三位一体改革で国の赤字のしりぬぐいを地方に転嫁をするということで、国の政治全体が国際競争力強化なんだということで、東京中心、大都市圏中心の方向で政策転換がされて、三位一体改革が行われた。さらに、これ以後どうなるのかということなんですが、今、国の動きを見ますと、自治体の存続さえ困難になるんじゃないかという局面を今迎えているんだろうと思うんですね。

政府が今打ち出しているのは、新型交付税と破綻法制です。自治体の破綻に対応する法制、それから道州制の導入、さらに地方債完全に自由化で、銀行から借りなさい、地方交付税の財政保証機能を放棄をしようというところまで視野に入れて、方向づけを出しています。

骨太の方針2007では、歳出削減と増税による国民負担を強いる路線を安倍内閣が継承して具体化をする、推進するという立場を明確に打ち出しています。この間の選挙で安倍内閣は大変厳しい審判を受けたわけですが、その選挙結果にかかわらず、地方分権の税源移譲のために、これは地方6団体も要求している部分ではありますけれども、消費税増税を打ち出して、国の責任で行うべき福祉、教育、医療の事務を、中央集権型のシステムなんだと、これは地方に戻すんだという大義名分で、実質的には国の責任の放棄を打ち出しています。

さらに、骨太方針2007では、8から10年後に道州制を導入するんだと。地方公共団体財政健全化法というのが通りました。この中で、連結実質赤字比率の導入などが盛り込まれて、実際には、今後さらに集中改革プランを上回る行革だとか住民サービスの切り下げが行われる負担増が打ち出されると、そういう方向に今あるんですね。これが国が今求めている分権改革といいますけれども、市場原理に基づく分権改革です。私は、この方向には未来はない、さらにまた再合併だとか、効率化だという形で市民負担をかぶせる結果につながりかねないと思うんです。

そこで私は、もう一つの道があるのではないかと。それは、住民自治を本当に大切にする分権改革があるのではないかと思うんですね。財政問題、本当に大変です。小さい自治体こそ大変ですが、小さい自治体で自立の道を選んだ自治体の中で、財政改革、本当の意味での財政問題の壁を突破するという動きが今起こっています。実際には、合併したところで7割が財政困難、3割が再合併という方向なんです。片側では、自立宣言をしました矢祭町、これは第1号の自立宣言をしたわけですが、住民の8割の支持を得て、財政状態を飛躍的に改善をしています。先ごろ図書館づくりも行ったんですが、29万冊の図書の寄附、これを15億円実際かかるところを、市民にお願いする、全国に呼びかけるということで29万冊の図書を集めて、ボランティアで仕分けをしまして、図書館オープンをする、3億円で開館をするということで、まさにその解決策は住民の中にあるんだというふうに矢祭の町長は言っていますが、そういう動きがあるんですね。

ことしの2月3日から4日に、「全国小さくても輝く自治体フォーラム」というのが、宮崎県の綾町というところで開かれました。これも8回目なんですけれども、今回はこれまでの倍です。67人の町村長の呼びかけでフォーラムが開かれました。宮崎県知事の東国原知事もあいさつをしまして、地方から国を変えるんだと、地方あつての国なんだという元気いっぱいのあいさつをされていますけれども、この綾町というのは、7,500人の小さい町です。日本一の照葉樹林があるところで、自然と調和したまちをつくるんだということで、市町村として初めて有機JAS登録認定機関として認定されました。現代の名工を迎え入れまして、40の工房、工芸をつくりまして、照葉樹林マラソンも開催すると。都市と農村の交流共生を図る自立宣言をして頑張っている町です。

この中で、さまざまな小さい町村の報告がされたので、二つ報告をさせていただきます。

鳥取県の岩美町です。これはわずか1万3,670人の人口で、122平方キロメートルの町です。住民投票で平成14年に450票差で合併しないことを選んだ町です。人件費や住民負担の見直しで補助金などを削減しまして、定住対策として、民間住宅の入居者に月1万円を支援、観光にも取り組みます。まちづくりは人づくりと、教育にはしっかりお金を使おうと、30人学級や学校ごとの伝統や特色をつくることを目的に1校当たり100万円の補助をつけて、保育料も2子、3子は安くする。漁業が基幹産業なので、マツバガニの4億円かかる船を平成15年から町で4隻つくる。悲壮感はないと、明るい元気なまちづくりを一緒にやろうと、町長は訴えています。

それから、長野県の下條村というんでしょうか、人口わずか4,200人です。ここでは職員の意識改革をしまして、スローな仕事を一掃しようと職員の意識を変えまして、59人の職員を35人に、本当に4,200人ですから、減らすと。ここで、生コンなど資材支給事業を行いまして、資材を提供して住民参加で小さい道路なんかについては変えていくという事業を行いまして、ここで住民の意識も大きく変わったと言っています。下水道は合併浄化槽一本で行って、村財政の健全化をいたしまして、長野県内最低の起債制限比率となっています。民間の半額、月3万6,000円の若者定住住宅を9棟112戸建設をして、ことしも1戸建設いたしました。平成12年からそういう取り組みの中で人口増に転じまして、子育て支援策として、平成16年から中学校までの医療費無料にして、若者の定住のためということで、文化も大事にしなければいけないということで、村民図書館、医療福祉保健総合健康センター、本格的文化ホールの建設など、小さな村にはちょっとぜいたくな施設を整備しましたと。こういうのができたのは、何よりも健全財政を最優先させた結果だと。4,200

人、三位一体改革でいえば、1万人は自治体として切り捨てるんだという国の方向の中で、三位一体改革の最も大きなあおりを受けた町村で、こういう取り組みができていますね。

地域おこしということでいいますと、高知県の馬路村では、ユズのジュース、「ごっくん馬路村」というのをつくったり、ゆずぼんの酢で年収30億円を稼ぎ出す。

それから、徳島県の上勝町では、葉っぱビジネスというのをやっているんですね。紅葉の葉っぱだとか、それを料亭にどんどん届ける。東京、全国をエリアにしまして、町民が葉っぱを集めて売る、年商2億5,000万円とか、いろいろな取り組みをしています。

私は、こういう中に、財政危機を立て直して、本当に自治体として市民の理解を得ながら進むポイントがあるのではないかと思うんですね。

このフォーラムの中で、立て直すポイントは三つなんだと。一つは、厳しい財政再建の向こうに希望の持てる地域づくりの目標を設定することが必要なんだと。私は、この小さい村でも、職員を減らしたり、補助金減らしたりしているんですよ。だけど、それが市民の理解を得られるのは、そういうのを減らすけれどもこういう事業やるんだと、若者がたくさん住むような、そして将来的にはこう変えるんだという希望を設定できているから、市民の理解が得られるんだと思うんですね。もう一つは、格差社会だからこそ、地域における住民の生活権を保障すると。何しろ生活を守るんだ、ここは譲らないと。それから、三つ目、行政依存ではなくて、新しい住民自治の組織担い手の形成をしていくんだと。この三つが、自治体の今の危機を立て直すポイントなんだと言っているんですね。

三位一体改革、そして今後の国の政策の中では最も切り捨てられるところですよ。30万以下はなくなってしまうと言っているわけですから。そういう中で、最も切り捨てられる対象になっている自治体が、こういう取り組みをして住民の中からも8割の支持を得るといふ、これは一体何なのかということを、私は、市長、受けとめる必要があるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 市長 飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） やはり自治体の生き方としては、今いろいろささやかれておりますが、ふるさと税ですか、東京都知事はもちろん反対しますが、そういう地方財源の確保の仕方ということでいろいろやられておりますが、私が考えるには、やはり無理があると。なかなか実行できないと。みずからこれはやっていかなきゃならない問題なんだと。今、川上議員がおっしゃられたように、みずから工夫をしてやっていかなきゃならない。それには、今、非常にいいお話を聞いたわけですが、つくばみらい市としても、そういう取り組みをしていく必要があるなと。

特に、ここは、きのうからお話があるように米が基幹産業、米の問題もあるし、さらに転作で、今、一生懸命倉持議員なんかも苦労していただいているようですが、黒豆、非常に最近黒豆のウーロン茶などが結構人気が出てきておるようですが、これは特定の一人の業者の問題ですからあれですが、こういう豆をつくることは農家の方はどうなたでもできるわけですから、こういうものをうんと普及して、みんなに元気になっていただくような施策を講じていかなきゃならないなと、こういうふうに考えておるわけです。

今後いろいろ勉強させていただきますので、どうかそういう資料がございましたら、よろしく願います。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 1問目の最後に、3問目ですけれども、市長と総務部長に伺いたいと思うんですね。

ぜひ学んでほしいと思うんです。ただ、大もとから変えられないにしても、今まず市が取り組まなきゃならないこととして、一つは、説明責任を果たすことだと思うんですね。さっき説明不足だと言われていましたけれども、そこがすごく大事ではないかと思うんです。

東京工業大学の原科先生という人が、住民と行政との不信がたくさんあると。それを乗り越えるためには、きちんとした参加のシステムが必要だと。インチキな住民参加は住民を離反させるんだと。住民参加という点では、一つ、情報提供、2、意見を聞く、意見聴取、3、形だけの対応、ここまでだと住民が見放すというんですね。その後に、4番、意味ある応答、そしてさらに5番目としてパートナーシップなんだと、住民と連携をとるんだと。ここまでいかないと、本当の不信の払拭にはならない。

私は、今、少なくともこの市にあるのは、3番までだと思いますよ。きのうの一般質問を見ても、倉持議員が福岡堰の話をされましたけれども、負担金の問題で、何年話し合おうと、最後は通知一本で、これは一方的でないなどという話はないんですよ。そこできちんと話し合いがされたりして、最終的に、じゃあ農業を守るとか地域を守るために福岡堰としては何をしなければならないのかと、手を組む形で了解がされていれば、今回のような事態は起こらないわけですから、私は、今の市の中に、さまざまないろいろな質問も出ていますが、住民と行政が力を合わせてこういう市をつくっていくんだという上での投げかけも少ないし、それに対する働きかけ、方向づけも少ないし、そのための努力も極めて少ない。やはり3番まで、形だけの対応までで終わっていたら、この不信はなくならない。初めだけ、合併した直後だからだけではなくて、この後今のような形を続けていけば、何年たとうと、さらに一層財政危機と負担増だけが市民の実感として残るんだと思うんですね。

本当に説明責任を果たして、市民負担の先にどういう希望があるのかということまで方向づけを出さなければ、払拭できないんだと思うんです。この努力を一つ求めたい。

それから、二つ目は、そうはいっても、確かに財政難です。私も、この間、三位一体改革全部数値の上でどれだけの負担か計算してきました。大きな負担です。切り捨てです。だけれども、そういう中でも市民の暮らしへの思いやりがあれば、ある一定の仕事は、ある一定というか、かなりの仕事はできるんだと思うんですね。

市民の、合併しない方がよかったという意見の中に出ているのは、国保税の引き上げ、介護保険料の引き上げです。それから、公園の草刈りだったり、お弁当の配布だったり、牛乳の配布だったり、ごみ収集の回数だったり、ごみ袋が配られないという小さな問題も含めて出されています。

私は、一般会計の1%のやりくりをすれば1億3,000万円生み出せるわけですから、130億円の。1%あれば、どういう事業にどうこたえるかは市の姿勢の問題ですけれども、かなりの事業ができるわけです。家計で1%やりくりできない主婦はいないですよ。月収20万円で2,000円ですから、2,000円のやりくりができない主婦がいたら、これは主婦失格です。1%やりくりできないとしたら、これは市長失格じゃないかと思うんですが、市民は、今、財政難だということよく知っています。だから、余ったお金で何かをやれと言っ

ているんじゃないんですよ。むだをなくして、そして暮らしを守れと。そういうむだを徹底的に省いて、そして税負担やいろいろなものの負担は最後にしてくれと、これが市民の声ですから。そこが納得性が持たれてないから、この質問のアンケートの中でも、「ワープステーション江戸やめるべき」、「他の事業にかわるべき」、合わせると7割ですよ。私たちにこんな負担をしながら、こっちのむだじゃないかと。実際にワープの負担がどうかということは別にして、市民の感覚でこういうふうに残るわけです。

だから、むだを省いて、そしてその財源を生み出して、なるべく市民の暮らしを守るという姿勢をやはり今とるべきではないか。その点で、この間、市税や、財政課長の話など聞いていますと、金がないんだ、金がないんだ、何しろ負担削減なんだと。一律全部カット、何%カット、こんなやり方は、市のポリシーは全然伝わらないですよ。

これを直す必要があると思いますが、わかりますか。説明責任と1%、むだをなくして暮らしを守るんだという姿勢の問題、市長と総務部長に伺いたい。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 何といいましても、幹部職員の教育が必要だと思っております。そういう点から、これからも幹部職員の教育をしっかりとやって、私はしょっちゅう言っているんですが、100円の金を100円に使うのは子供でもだれでもできるんだと。100円を投資して200円、300円に返ってくるような投資の仕方をしてくださいよと。こういうことで言っているんですが、なかなかその指示が徹底できないところは私の力不足かもしれませんが、これからは管理職の皆さんの教育をしっかりと、そういう方向づけができるようにやってまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

行政運営するに当たりまして、説明責任と情報提供がこれから必要ではないかと、当然のことかと思っております。もちろん市民の皆様とパートナーシップを組んでやっていくことが、これからのまちづくりの重要な方向になるうかと思っております。

もう一つ、むだをなくすということですが、もちろん先ほど市長が述べましたように、やはり企業的な感覚を持ってこれからは行政に臨んでいくという姿勢が一番大事かと思っております。もちろんこれらを推進するに当たりましては、職員がそういう位置を占めておりますので、ぜひ私ども、今後このような意識を持ちまして取り組んでいきたいと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 2点目の質問に移りますけれども、幹部職員の意識改革と同時に、市長の意識改革もぜひしていただいて、本当に市の姿勢というのが、筋をきちっとさせていくということが必要だろうと思います。

2点目の入札制度について伺います。

これは、むだというか、財源を生み出すという点で、私は大切な問題だと思っております。昨年の12月も質問いたしましたけれども、12月の質問以降の、19年ことしの2月以降5回の入札結果を見ました。結果は、土木建築34件、落札率が85.1%。しかし、54.6%で落札されました防災無線工事、パナソニックSSエンジニアリングが落札したものです。

これを除きますと94.4%。昨年、土木建築95%にしようよというぐらいに並んでいると言いましたけれども、今度は94%なんですね。伊奈町、16年が97%、17年が96%、18年昨年の12月で95%、今度94%ということで、1%ずつ毎年暮れに取り上げながら下がってくるのかなと思うんですが、委託物品、これは58件あるんですが、落札率が85.8%、これも69.3%で落札された公共下水道管理業務委託、西原テクノサービス、これを除きますと90.4%です。一般競争入札の対象工事となる設計価格1億5,000万円以上の事業は、ありません。全体的に、相変わらず高いと言わざるを得ません。

昨年の12月の一般質問で、一般競争入札の対象工事費の引き下げと、それから市内業者優先、これは見直しをする必要があるのではないかと求めました。昨年の12月に、全国知事会が指名競争入札原則禁止という指針案を出しまして、その後総務省が都道府県に地方公共団体における入札契約適正化支援方策の概要を出しています。三つありまして、1点は、1,000万円以上の契約については原則一般競争入札、2、直ちに取組めない市町村は1年以内に取り組み方針を定めて速やかに実施をなさい、三つ目として、電子入札の導入、または導入できるまでは郵便入札等の活用をするということを求めています。

昨年の12月、財政課長が、制度の見直し検討するということで、検討しているというふうに聞いています。どの程度進んでいるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） ただいまの質問でございますが、平成19年度を迎えまして、もちろんそれまでにもいろいろ資料集めをしながら取り組んでおりましたが、2回ほど会議を開きまして、基本的には、1億5,000万円から、市の工事、実際にどのぐらいの、1,000万円単位なんです、どのぐらいのランクで発注しているんだろうと、そういうものを具体的に分析しながら、会議資料としまして、それで引き下げの方向を2回ほど会議を行いました。それから、時期的なものも当然ございますので、そういうものを含めまして取り組んでいる状況でございます。

それから、入札制度につきましては、社会経済情勢が非常に目まぐるしく変転しておりまして、どこの自治体でもなかなか横一線という状況にはございませんので、当市におきましてもさまざまな課題を負っているのが現状でございます。

それから、入札制度の歴史的な経過を追ってみますと、明治期に始まったころには競争入札が原則だったということで、時代がまた戻っているなというふうな実感を持っているのが実情でございます。

今申し上げましたように、可能な限り早い時期に、私自身、入札制度の環境を整える財政課長としての立場でございますので、そのようなところもできるだけ情報提供しながら、できるだけ早い機会に入札制度の改善、改革に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） ぜひ改革をしていただきたいと思うんですね。

市内業者優先の見直しということで、見直しが必要ではないかというふうに提案したんですが、今回の結果を見ますと、市外業者のみの指名競争入札事業というのは、全体の92件中34件あるんですね。さっきの54.6%、69.3%という低落札率の二つの事業も、市外業者のみの指名による落札という結果です。

全体34件、市外業者のみで指名を受けて落札をした事業というのは、市内業者のみでやった事業と比べますと、若干落札率が低いという傾向が見られるんですけども、いずれにしても指名競争入札では限界があるということなんだろうと思うんですね。

それで、指名競争入札というのは、本当に談合を生むものになると思うんですが、今回の調べた中で、19年6月1日の事業が大変疑問があるんですね。財政課長がどうとらえたのかということで伺いたいんですが、19年のナンバー33と34の事業、伊奈庁舎夜間警備業務委託、34番が谷和原庁舎夜間警備業務委託です。これは、予定価格は1,197万円同額です。落札業者は違います。伊奈庁舎を落札したのは国際警備保障株式会社で1,188万円です。同額の見積もりの予定価格の谷和原庁舎の落札をしたのは、総合建物サービスで1,194万円です。で、予定価格は1,197万円、同じなんですよ。

伊奈庁舎を落札した国際警備保障株式会社は、落札価格は1,188万円です。谷和原庁舎の同額の予定価格に、国際警備保障が入札をしています。これは1,196万円の入札をしているんですね。総合建物サービスは、伊奈庁舎のときには1,196万円の入札をしまして、谷和原庁舎については1,194万円で落札しているんですね。これ全部で5業者指名しているんですが、新安全警備保障というのは、伊奈庁舎も谷和原庁舎も1,197万円で入札しています。それから、常総警備保障は1,195万2,000円、谷和原庁舎についても1,195万2,000円、同額で入札をしています。高橋工業は、伊奈庁舎については1,192万円、谷和原庁舎は1,195万円というふうに違うんですが、予定価格同額です。違う業者は、明らかに違う形で動いている。これはおかしい。疑問ではありませんか。

それから、同じに35番、伊奈庁舎の清掃業務委託、36番、谷和原庁舎の清掃業務委託、わずかな金額ですが、これも同額の予定価格917万円です。これも違う業者が落札をしています。指名業者は8業者、全く同一業者を指名しています。伊奈庁舎の清掃業務委託を落札したのは、光商社というところです。798万円。谷和原庁舎の清掃業務を落札したのは、総合建物サービスです。881万円です。これも、他の業者について言いますと、それほど変わらない金額も含めて落札をしています。総合建物サービス株式会社は、落札を谷和原庁舎でしているわけですが、伊奈庁舎のときには910万円で入札をしているんですね。谷和原庁舎では881万円、これで落札するんです。光商社の方は、伊奈庁舎については798万円で入札をしているんです。谷和原庁舎については915万円の入札をしているんです。全く同じ見積もりの価格の事業ですよ。同じ業者が全く違う金額で、それぞれお互いに持ち合うというか、というふうに見ざるを得ないと思うんですよね。私はそういうふうに見るんです。見るのは私の勝手ですから。

財政課長は、こういう結果というのは不思議だとは思わないんですか。どうなんですか。
○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 今、川上議員おっしゃることは、価格のみの競争というのが、今どうしても主体になっておるんですが、17年の4月1日から公共工事の品質確保の促進に関する法律というのができまして、その中では3パターンあるんですが、いずれにしても、価格のみの競争の暗部といいますか、弊害がございますので、そればかりじゃないという時代に入っております。確かに、なかなか入札制度というのは多様な問題がございます。

○26番（川上文子君） 価格でやったんでしょう。

- 財政課長（秋田信博君） 価格でやったんですが……。
- 26番（川上文子君） 価格でやったんでしょう。だめですよ、違うことで答えちゃ。
- 財政課長（秋田信博君） その辺のところも、入札の場合には……。
- 26番（川上文子君） 総合評価方式入れたんですか。入れてないでしょう。
- 財政課長（秋田信博君） それは入れてないですが……。
- 26番（川上文子君） 入れてないことで答えちゃだめですよ。額でやったんだから、額がどうかと言っているんです。
- 財政課長（秋田信博君） その件指摘されましても、なかなか難しいんですが、予定価格を出しまして、企業努力でお互い競っていただいて、それで落札に付しておりますので、その辺はご理解を賜りたいと思っているわけなんです。
- 議長（廣瀬 満君） 川上文子君。
- 26番（川上文子君） 理解できないから言っているんです。

財政課長として、こういう結果が出たときに、これはどうなのかと。本当に入札制度の……これは、くしくも全く同額の事業が二つあったからよく見えたんですよ。伊奈庁舎の夜間業務、谷和原の夜間業務ということで同額の入札、全く同じ仕事をやるわけですから、もちろん施設は違いますけれども、少なくとも見積もりで同額出しているわけですから、同じ仕事をやると。この中でこういう違いが出るというのは何なのかということに、もっと敏感になるべきだと。これはちゃんと入札制度の見直しを早急にやらなければならないというふうに、私は感じるべきだと思うんです。

そこで、今、課長が言われたのは、総合評価方式を含めた入札制度の見直しの問題なんだろうと思うんですね。私は、今、検討されているので、多分、検討して方向が出されるというふうに期待をしていますから、ぜひそこを要望したいと思うんですが、今、入札制度の見直しの問題で、低価格落札の問題が同時に出されているんですね。品質が悪くなってしまうのではないかと、あまりにも価格が下がってしまっ。ということもあって、入札制度の改善に足踏みをするという状況も起こっているんで、ちゃんと押さえておきたいと思うんですが、低価格の問題では、2005年度第4・4半期、06年1月から3月、国土交通省の発注工事が67件、85%以下になったという工事が37.3%を占めたということで、異変が起こったと言われていまして、原因として、05年12月末に、大手4社、鹿島、大成建設、清水建設、大林組の首脳が談合をやめようということで確認をしたんですね。つまりゼネコンが談合しなくなったと。そのことで価格破壊が起こって、競争力がついたんだという話になっているわけですが、事態は単純ではないんだろうと思うんですね。形式的に、ゼネコンは談合やめるといふふうに言っていますが、一方で、入札の方法を、さっき言いましたような、課長もちらっと触れたような総合評価方式に移行するというので、大手企業本位の公共工事の発注システムをつくらうというのが、根っこにあるねらいではないかと言われています。

その総合評価方式は、入札価格が最低価格でなくても、技術力が高ければ落札することが可能になるという制度です。つまり技術力が高い大手企業に大変有利に働く制度です。ここには3通りありまして、簡易型と標準型と高度技術型というふうに分かれるんですが、大手ゼネコンがねらっているのが、高度技術提案型です。この方式では、結局談合しなくても、技術力がまさっている大手にほとんどの仕事に移ってしまうと。価格を下げないまでも、技術力でかなり高い価格で落札することができるという結果になるんですね。

私は、つくばみらい市の入札の制度の改革、ゼネコンがどのくらいここにかかわるかというのは、事業内容によって考える必要がありますけれども、いろいろな市町村で、その自治体に合わせた形で、地元業者の仕事もゼロにしていくななどということではなくて、その競争力を高めながらフェアな形で入札に参加してもらう形をどうとっていくのかというのは、十分な議論をし、また早急な、さっき言ったような実態はあるわけですから、同額のものがそういう形で落札されるという事態があるわけですから、早急な対応が必要なんだと思うんですね。

会議を２回やったと言っていますけれども、感度が鈍いんじゃないかと思うんですね。もう少し真剣な検討と早急な対応が私は必要だろうと思います。

昨年12月以降のさっき入札の結果言いましたけれども、合わせても９億円です。談合の疑いがあると言われる、90%以上は疑いがあると言われているわけですから、95%、5%下げれば5,000万円ぐらいの新たな財源を生み出すことができるわけですから、そういう意味でもむだを省く、それから新たな市民サービスにつなげられる財源をつくるという意味でも、早急な検討と、そして長野県でも何回も何回も入札制度を見直しをしながらよりよい方向に近づけているというのが実態なので、方向を出し、再度検討しながらまた方向を出していくという形で改善に取り組んでいくことを求めたいと思うんですが、市長と財政課長にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 入札の問題につきましては、私の方からも見直すようお願いをしてありますので、なお早い時期に結論を出していただくようにこれからも進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） ご指摘のように、私自身、財政課長として入札環境を整える立場にございますので、ぜひ多様な意見交換をしながら、多様な情報を収集しながら努力してまいりたいと思います。

なお、入札制度は、実際いろいろな取り組みを行っておりますが、どこの自治体でもさまざまな事情がございまして、いろいろな課題がございまして、それで、この方法で最善かといいますと、なかなかこれもできない、それが実際私が環境づくりをしておりまして苦慮しているところでございますので、その辺もご理解を賜りながら努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） ぜひよろしくお願い致します。早急に、12月までに方向を出していただきたい、ひとまずの方向を出していただきたいと思います。

3点目、高校生の奨学金制度について伺います。

高校生の奨学金制度は、伊奈町で2004年の4月に施行されました。相澤七男教育基金を使った高校奨学金条例というのがつくられまして、合併の協議の中で相澤基金の条例が廃止をされて、つくばみらい市高校奨学金条例というのが、2006年の3月に施行されています。

私は、今、本当に生活困窮家庭がふえている中で、高校というのはほとんど義務教育に

匹敵する就学率があるわけですから、経済的な理由で学ぶ場が失われることのないように、有効に使われることが必要だと。制度を大いに利用してもらって、子供たちの就学の機会を奪わないということが大事だと思っているんですが、合併後、このつくばみらい市の高校奨学金制度がどんなふうに使われているのか。それから、他市町村は高校奨学金制度についてどんな状況か、担当の方で調べられたと思うので、その点も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

この高等学校等奨学金制度の活用についてですけれども、確かに経済的理由によって就学困難な者に対して、有効な制度として今活用をしております。本市では、専門学校、短期大学、大学生に対する奨学金制度と、それから高等学校、あるいは高等専門学校の生徒に対する奨学金制度と、2本立てで実施をしております。それぞれ額が違いますので、大学、短大、専門学校の生徒に対しては月額3万円、高等学校、高等専門学校の生徒に対しては月額2万円の貸し付け制度をしております。貸し付けですから、後で返還をしていただくと、こういう制度で実施をしております。

それから、今、質問にあった、近隣はどういう制度で進めているかということで調査をいたしました。常総市は、高校1万円、大学等3万円、貸し付け制度です。それから、取手市、大学、短大、これは国公立と私立、私立は額が違います。国公立については月額3万円、私立については月額4万円、大学、短大生については貸し付けです。それから、高校生については月額9,600円、これは支給です。それから、守谷市ですけれども、守谷市については、高校生についてだけ月額1万円、これは支給です。そのほか牛久、土浦、石岡とありますけれども、もしそれについても必要でしたら、後で調べたものを出したいと思っておりますけれども、近隣については以上です。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） この制度については、2002年と2003年に私が伊奈町のときに要求した経緯がありまして、04年実施がされたんですね。あまり利用がなかったということで、ただ、合併後、昨年2件、ことし2件利用があったというので、私は大変よかったなと思っているんです。

今回調べていただきましたら、今、教育長も報告されましたけれども、つくば市、守谷市、土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市と、いずれも高校は支給制度になっているんですね、貸し付けではなくて。私は、その流れなのかなと、一つは思いました。高校というのが、さっき言いましたように大変な就学率、ほとんどが高校に行くわけですから、その場を奪わないということからすると、支給制度の検討も必要なんだろうと。

少なくとも、今、茨城県の制度では、自宅通学が1万8,000円、自宅外通学2万3,000円、つくばみらい市が2万円ですから、国公立でいいますと。ですから、公立に行った場合の高校の生徒でいいますと、自宅から通学した人は2,000円だけつくばみらい市の制度を選んだ方が得だけれども、それ以外は県の制度の方が有利なんですよ。どちらかしか選べないという制度になっていますから、そういう意味では、支給制度も含めて、それから額も含めて見直しをしていって、より多くの人たちに利用してもらうことが必要なのではないかと思っています。

それから、もう一つ、きのう伊奈高校に伺ったんですね。そうしたら、伊奈高校の先生は、そういう制度があるんですかと、ぜひそれは教育委員会に教えてほしいし、要項とかチラシはあるんですかと言われたんですね。伝わっていないんですね。教頭先生は前に取手の高校にいたということですが、取手市とかはいろいろみんな要項を高校に送ってくるんだそうですね。ですから知っていたけれども、つくばみらい市では送っていないわけです。ですから、高校にもきちっと伝えていくということが必要なんだと思うんですね。そうしていけば、伊奈高校でも、今、授業料免除の子供が5%いると言っていました。滞納はないけれども、そういう家庭にとってみれば、貸し付け制度があれば大変助かるんじゃないかと思って、ぜひその制度を詳しく知りたいというふうに言われていました。

ですから、市の方でも、広報等でお知らせをしているということですが、やはり実際に対象になっている各高校に要項なりパンフレットなりを届けて、こういう制度をつくばみらい市に在住している子弟であれば受けられるので、もし経済的な事情があればご相談くださいというものをぜひアピールをすれば、私は、2件にかかわらず、もっとたくさんの問い合わせがあって、貸し付けを受けたいという人たちが出るのはないかと。

制度内容でいいますと、併給できないという制度の見直しを、私は再三、県の方の制度と両方利用できる方がより有利なので、そこも検討する必要があるというふうに要望してきましたけれども、そのことや、それから県の制度にまざるような形での制度見直しも含めて、ぜひ検討してほしい。

それから、流れとしては、全体的に支給という方向が大変多いですから、そこも含めて、よりよい制度改定について一層の努力を求めたいと思うんですが、教育長、市長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現在、利用されている方ですが、大学生が6名、専門学校生が3名、それから高校生が2名、11名この制度を活用されています。

それから、周知についてですが、各学校へ一応連絡はしているんですが、まだ徹底されていないとすれば、これから周知について徹底を図りたいと、そう思っています。

それから、制度の見直しとして、高校生等には支給はどうかと、そういう流れだということですが、同じ金を活用するなら、返してもらって、また次世代のそういう困った方に使っていただく、この方が私としてはより活用できる方法なのかなと考えていますし、今のところは、教育委員会等でもこの制度でやっていこうという話が出ております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 私も、教育の現場はあんまり把握しておりませんので、今、教育長に実態を聞いたような状況でございますが、教育委員会の趣旨等を踏まえて考えてまいりたいと、このように思っております。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） ぜひ制度の有効な利用が図られるように、見直しを含めて今後

の検討を要求しておきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） 暫時休憩します。

1時から再開します。

午後零時05分休憩

午後1時00分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 15番の古川です。通告どおり3項目について質問いたします。よろしくお願いします。

まず、最初に集中改革プランについてお尋ねをします。

平成18年度末、ことし3月に、当市は、行政改革大綱に基づいて平成18年度から21年度の4年間における集中改革プランを策定し、公開しています。これらは総務省の指針に基づいて策定しておりますから、どこの自治体でも、大きな違いは、特に近隣では見られません。しかし、指針には、具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画を公表することとありますが、このプランを実施することでの歳出削減と歳入確保が、つまり財政計画が明記されていません。つまりそれは具体的な改革が不明瞭なわけです。

当市は、合併というさなかの中での作業ということもあって、目標額の積算が不可能だったのかなと考えるわけですが、その点では、守谷市では、事務事業の見直しと民間委託などにより8億円の歳出削減、市の未利用地の売却や受益者負担見直しで41億円の歳入確保等を算出して公表しているので、市民は、そのプランに賛成するかしないかは別として計画の全体像がよくわかる、そういうふうなプランになっているかと思います。

今後、実施状況を公開する中で、数値目標等を示し、市民にわかりやすく公表することを、まず最初に求めたいと思います。

さて、そもそも行政改革、行財政改革は何のためにやるのかということですが、地方自治の使命は、住民の福祉の増進を図ることにあります。したがって、行財政改革も、経費削減、効率性を追求することは当然ですが、本来、行政の施策が住民の福祉の増進により役立つものという観点で進められるべきだと私は考えておりますが、市長の認識はどのように考えておるのでしょうか、まずそのことでお聞きします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

地方自治に基づいて福祉の向上を目的としてやっていくと、当然のことでございます。私も、そういう考えで進めてまいります。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 今、若者も高齢者も収入が毎年減少する中、増税に増税が続く、負担増が大変重いということが際立っています。ますます住民の暮らしと健康を守るという地方自治の役割が重要になっています。そこをしっかりと、今、市長がおっしゃられましたように、そこに基づいた計画、そして実施を行ってほしいと思っております。

そこで、幾つか、住民にこのプランの中で直接影響が出てくる事業内容について伺います。

(3) で、少子高齢化社会への対応に即した組織の抜本的見直しを検討するとあります。この効果として、子供を産み育てやすい環境づくりなどを総合的に施策を進めるための組織にし、住民サービスの向上を図れるとしていますが、この改革に私は期待をするわけですが、具体的にどんなこととしてこの組織のイメージを持ったらよいのか、まず一つ伺いたいと思います。

次に、公共施設の利用料の見直しについてですが、受益者負担の原則をかんがみ、市が管理する施設利用に伴う有料化の検討を行い、各施設の維持管理費の削減を図るとあります。今年度は主要施設有料化の調査検討、そして来年平成20年に有料化の可否を決定し、そして平成21年に一部有料化の実施というふうに計画があります。主に、この施設は教育部門や福祉部門の施設になるわけですが、この有料化を検討している施設は何かについて伺います。それが2点目です。

次に、健診の負担金等の見直しについてです。

自治体の健診事業は、今、大きく変わろうとしています。昨年4月から、65歳以上の方の老人保健事業は介護保険制度の中に移され、そして来年度からは、75歳以上は後期高齢者医療保険制度に移されます。予防保健が介護保険や医療保険に組み入れられるという、これまでの自治体の行ってきた健康診断や予防保健事業が大きく変わります。

基本健診や婦人健診等の自己負担は、今回の合併によって基本健診の負担が2,100円に引き上げられました。特に谷和原地区の方は、基本健診だけでも600円負担が多くなりました。また、70歳以上は、無料だったものが有料になりました。

市民が進んで健診ができるためにも、これ以上の負担はやめるべきと考えていますが、いかがでしょうか、この3点について伺います。

○議長(廣瀬 満君) 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長(海老原 茂君) お答えします。

行政改革の一つとしまして、国挙げて取り組んでおります集中改革プランの件であります。市の方でもこれを策定しまして、今後、この策定に基づきましてこの改革の項目を図っていく予定であります。

まず、第1に、組織機構の見直しについてであります。庁内に行政改革推進本部を市長を本部長として設けてありまして、その下部組織としてワーキングチームを設けまして、現在、その組織をいかにしたら効率的に、あるいは機能的になるか、今、検討を図っているところであります。

次に、公共施設料金の見直し等をどのように考えているかということでございますが、施設につきましては、社会教育施設、それからそれに準じたような施設もあります。公民館、あるいは学校施設等もありますし、それらを含めまして何が受益者の負担を求めているといいのか、これから具体的にそのようなことを検討していくことになるかと思っております。

この件につきましては、21年度の導入を目標に進めていく予定であります。もちろんこれらにつきましては、受益者の負担が伴いますので、市民の活動とか、それから生活に直結する施策でありますので、皆様のご理解が得られるような形で進めていく考えであります。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまの質問の健診の負担金等についてお答え申し上げます。

本市における成人健診につきましては、成人歯科健診を除く健診を財団法人の茨城県健診協会に委託して実施しております。また、平成20年度から、医療制度の改革に伴い健康診査の見直しが予定されております。その動向を把握しながら適切な健診負担金を設定し、住民に大幅な自己負担増にならないように慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 一緒に3点について答弁をお願いしたんですが、組織のところで、子供たちを産み育てやすい環境づくりというのは、どこでも大きなテーマとしてあると思うんですね。そういうときに、総合的な施策を進めるための組織をしていくんだということで、ある一定のイメージがつくれてこのプランをつくっているのかと私は思っておりますので、これから検討ということで、検討していないものは出てこないんだと思いますが、こういう点ではもっと住民にわかりやすく開示をしなければならないと思うんですね。そういう点では、できるだけ早くこのイメージ、組織をどういうふうに変えていくのかというのを提起をしてほしいと思います。

それから、公共施設の有料化ということなんですが、守谷市は、ことしの4月から、この公共施設の受益者負担で500万円の収入を見込むということで、ことしから有料化になっているんですね。ことし実施なんですけれども、説明会は昨年7月、8月に4カ所で説明が行われていまして、140人近い方がその説明を受けていまして、いろいろこの公共施設の有料化については意見を出しているんですね。そういう中で、有料化にするにしても、かなり住民の意見が組み入れられているのかなと思うんですね。

一つは、減免制度を導入して、一定市民の文化活動や地域の活動なんかについての使用に対する減免を行うとか、そういうことがされているので、ぜひ今度も、まだ具体的には出ていないということなんですけれども、できるだけ住民にわかりやすく説明をして意見を出してもらう。その中で、住民が納得できる形でもし有料化にするならば、私は、公共施設の有料化には全面的に賛成はできませんけれども、その道しかなければ、やはりきちっとそういう道筋を進むべきだと思いますね。

というのは、平成21年から板橋地区に念願のコミュニティセンターの建設が進んでいるわけなんですけれども、新しくできて皆さんも期待をしているというときに、使用料がかなり負担になってしまうということであれば、地域の公共施設としての機能が問題になりますので、その点では、やはり慎重に住民に説明をして意見を出してもらう、このことを十分にやってほしいなと、そのことをまず求めます。

それから、健康診断ですけれども、この健康診断については、集中改革プランの公表をしたときに、住民から、わずかですけれども意見があがっています。その中で、健康診断の負担を上げないでほしいと、これは意見があがっているんですね。それで、私も、この健康診断の大幅な値上げにはならないようにとは言うておりますけれども、実際、合併をもって値上げをしているわけですから、その点のところは、ここについてもきちっと健康

診断の意義を把握をして、値上げをしないでやっていけるという方向をぜひしてほしいと思うんです。

もちろん、今、健康管理は自己責任だと、そういうことがよく言われているわけですが、もちろんご自分が自分の健康状態を知るのは当然のことですけれども、市として、地方自治体として市民の健康状態を把握する上でも、多くの市民が受診しやすい環境をつくること、このことが、今、自治体として責任があると思うんですね。受診者が減少して、その結果、早期治療の機会が失われると。本人にとっても大変不幸なことですし、また行政としても、医療費の問題等につきましても、やはり早目に健診をして早期治療に持っていくという、このことの努力が大事だと思います。

それから、ことしの6月に地方財政再生法が変わって、地方公共団体健全化法が制定されました。これは2008年度決算から適用されます。これまでの普通会計の実質赤字比率に加えて、行政全体の連結実質赤字比率といいます、これと、実質公債費比率、それから将来の負担比率という三つの指標が加えられます。このことによって、今、進められている集中改革プランを上回る住民サービスの切り下げとか、今言っている施設の利用などの負担、それから健診を受けるときの負担などが上げられる。そして、職員も一層削減しなさいという、このことがもっと大がかりに出てくるんじゃないかと私は心配していて、多くの自治体でも、特に赤字の公営企業などを持っているところは、非常に心配されているんだと思うんですね。

そういう点でも、ぜひ地方自治体は住民の福祉や健康を守るんだと、そのために行革をやるんだということを位置づけてぜひ進めてほしいと思うんですが、そういう点では、先ほどの特に健康診断について、大幅な値上げにはならないようにと言いますけれども、これは来年度決定するんですね、予定でいくと。ですから、これから検討というところでしようけれども、大筋でどの辺のところまで大幅な負担にならないと考えているのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 再度ご答弁申し上げたいと思います。

健診あるいは保健事業につきましては、平成20年度から医療制度や健診の制度が見直されます。それに伴いまして、健診や保健事業の内容等についても、十分把握し、精査していく部分が生じてくるだろうと思います。そういうことも含めまして、慎重に検討をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 次に、2項目について質問いたします。

市長の交際費についてということですが、今、行財政改革が叫ばれる中、市長や議長の交際費は何に使われているのかというのが、市民の率直な声です。

そこで、市長の交際費の使われ方について見てみたいと思います。

6月25日に山田 稔氏より提出されたつくばみらい市市長交際費の返還を求める監査請求の監査結果が8月25日に出されました。結果は、平成18年6月25日から平成19年3月31日までの間に支出した市長交際費は、違法、不当なものではなく、請求には理由がない。また、支出してから1年を経過したものについては不当な理由にならないとして却下されています。このことも加味しながら、監査委員の判断も考慮しながら、質問をしたいと思

います。

監査委員は、この監査結果を出すときに判断する指針として、こう言っています。行政実例や裁判所などからの最高裁判判例などを例にして出しているわけですが、つまり交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、個人的な交際に使用することはできない。また、主として対外的な活動に使われるものであって、内部的な活動に使用するものではないということ、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱するような多額な経費や程度、範囲であってはならないこと、当該普通公共団体の利益のために使用される必要があり、これらのことが交際費の支出に当たって妥当かどうかの指針となると述べています。

そこで、質問の中では市長の交際費について伺っておりますけれども、市長の交際費の支出基準が教育長や議長の交際費の支出の目安になると思いますので、市長の交際について伺いますけれども、同じような立場で質問をさせていただきます。

18年度の市長交際費の支出額は、見ますと予算額200万円で、157万4,380円です。内訳を見ますと、一番多いのが会費です。50万円、31.8%で、主に懇親会の会費がほとんどです。それから、2番目に多いのが、25.1%で、祝儀です。これは職員等の結婚の祝い、それから視察研修等のご祝儀等が入っています。次に、香料、27.2%で、これは職員や他の公務員関係も含めた香料として支出がされています。こういうのを合わせますと157万4,380円ということになるわけです。

そこで、区分の会費というところで伺いたいんですね。一つ一つ聞きますと、時間もかかりますし、その必要もないのかなと思いますので、おおよそこの部分について説明してほしいというのがありますので説明してほしいんですが、区分の会費で、一つは、県南政経懇話会会費、下半期、上半期で会費が13万2,000円です。それから、参議院議員岡田 広の「上善水の如し」という出版を祝う会、それから日本会議茨城平成18年度会費、それから丹羽雄哉自民党総務会長就任祝賀会会費、それから建国記念の日奉祝茨城県民大会会費、もう一つあるんですが、平成18年度県市町村職員年金者連盟筑南支部総会会費、それから区分はその他なんですが、市長就任あいさつ状の印刷というものについて、7点なんですが、どういう会費の中身なのか等について説明をお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 交際費の支出の中についての具体的な説明ということでありますが、県南政経懇話会、こちらは茨城新聞社が主催しております、県内の各分野で活躍しておりますトップのリーダー等を対象にした懇話会であります。中身については、もちろん政治経済、それからいろいろな内外の情報を的確に把握するため、そういう趣旨で行われている会合であります。

次に、岡田 広参議院議員の出版記念会、もちろんこれはそのとおりであります。

それから、丹羽雄哉自民党総務会長就任祝賀会ですか、こちらの方もこのとおりであります。

それから、建国記念の日茨城県民大会、こちらにつきましては、主催は日本会議と県、水戸市などが後援になっております県民の大会であります。

次に、18年度の市町村職員年金者連盟筑南支部総会、こちらにつきましては、県内で職員の年金者、年金を受けている方等が組織している組織でありまして、これは支部ごとにありまして、県南支部は旧伊奈町、谷和原村を退職した職員を中心に構成されている団体

であります。

以上です。

○ 15 番（古川よし枝君） 市長のあいさつ状についての印刷。

○ 総務部長（海老原 茂君） 失礼しました。市長のあいさつ状であります、こちらは就任のあいさつということですので、これは県内の市町村、あるいは県の機関、あるいは国ですか、あるいは議会等に宛てたあいさつ状であります。

以上であります。

○ 議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○ 15 番（古川よし枝君） 監査委員が指針として出している交際費についての中にあるんですが、交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、個人的な交際に使用することはできないというふうに言っているんですが、今、説明された中身で、先ほどの説明ではよくわからないと思うんですが、私がもう少しどういうことなのかということでヒアリングなどもしたんですが、一つは、県南政経懇話会の年会費13万2,000円ということですけども、これについては、私は、市長個人がご自分で得るべき情報であって、公金の支出に当たらないんだと思うんですね。

それで、茨城新聞社の方の事務局の方に伺いました。この懇話会の会費というか、団体ですから、何に使うのかというのはなかなか答えられないと思うんですけども、懇話会の会費は、いろいろ講演をしたときの会場費とか、講師料とか、昼食代、それから雑誌、週刊誌なども「プレジデント」というのを出していると、そういうふうな活動に使われているんだと。じゃあ、この会費は、公にある者は公費として出しているのですかと聞きましたら、すべてがそういうことじゃないと。それはまちまちで、必ずしも公費で出しているとは言えないと説明されているんですね。

近隣の市町村のところを見ましても、この項目は、あるところもありますけれども、ないところもありますね。だから、これは非常にあいまいだと思うんですね。

それから、三つ目だったんですが、日本会議茨城の年会費8,000円なんですが、私は驚いたんですが、この日本会議というのはどういう団体かといいますと、憲法改正の推進、それから国旗・国歌法の制定や有事法制の整備、公共心、愛国心、豊かな情操教育を盛り込んだ新教育基本法の制定、これを推し進め、首相の靖国神社参拝の推進、そして男女共同参画基本法の改定です。自治基本条例の制定に反対、こういう声を挙げて活動している団体なんです。飯島 善市長の政治的立場をとにかく言うものではありませんけれども、そういう点から見ると、まさにこれは個人的な情報の収集であり、政治的な立場の活動です。しかも、市長は、公務上は、憲法99条の憲法尊重擁護の義務、99条で定められておりますけれども、この義務があるんです。そういう中で、これに反する行為に公金を支出する、私はこれは許されないと思うんですね。住民監査請求の方が求めているように、これは返還をすべきだと私は思います。

それから、岡田 広参議院議員の本の出版祝いについても、何ら市の行政上については交渉の意味がありません。全く個人の、岡田 広参議院議員個人のプライベートなものです。

それから、丹羽雄哉自民党総務会長就任祝い、これも政治的な立場の問題ではないでしょうか。

それから、職員年金連盟の会費、市長は元職員ということで、この年金組合の連盟に入

っていらっしゃるんだと思うんですね。ですから、市長をおやめになった後も、この連盟の中に入っておられて会費も払うんだと思うんですね。そういう点でいえば、市長だからこの連盟のところに公費で会費を払うというのは、つじつまが合わなくなると思うんですね。

そういうふうに、市民の代表として参加するものと、それから個人的な交際で交際費が要るんだと、このすみ分けは、やはりきちんと、今の市が持っている交際費支出基準、この基準に合わせても当然やらなければならないものだと思うんですけども、私がこの間見た限りは、ほかにももっとあると思うんですが、これは公費で出すべきものではないんじゃないかなと私は思っているんです。

それから、もう一つ伺いたいと思っているんですが、祝儀なんですね。これは、今の支出基準でいきますと、例えば結婚のお祝いですと、議員や議員の一親等、そして職員の方というふうに定められていて、その基準に基づいて結婚のお祝いなども出されているわけですけども、私は、結婚というのは極めて個人的なものであって、そのことが行政執行上何の利益があるのかということも含めて、対外的交渉という意味合いからは逸脱しているのではないかと考えます。監査委員の判断でも、対外的折衝等を行う過程における経費であり、支出が社会通念上儀礼の範囲にとどまっていることから直ちに違法とは言えない、こういう大変あいまいな判断をされて却下しているんですね。

これも近隣の市町村を見ますと、取手市、守谷市、牛久市、常総市等では、職員等にかかわる結婚の祝いは出していないと。取手については互助会の中で支出をしているということですけども、あとは、伺いましたら、市長あてに結婚の招待状が来られても、それは市長の判断で、個人で行くのか、それは市長の判断だということで、計上されていないんですね。

それから、もう一つは、ご祝儀の中で、団体が行う視察研修への祝儀という支出があるんですが、市民から見れば、視察研修にどうして祝儀が必要なのか。これは当然、推して推測すれば飲み会だろうということになってしまうわけですけども、そういう誤解も招くということもありますので、私は、市長と一緒に参加するなら参加費として計上すべきだろうし、この点でも、取手市や土浦市や守谷市では、その支出基準の中に、市の補助を受けている団体への支出はしないというふうに決めているんですね。

こういう今の基準においても、公と私の区別がきちっとされていない。それから、基準に基づいても、その基準そのものが問題であるというふうに私はふたつ指摘したいと思うんですが、そういう点では、その辺の考え方を答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 交際費の問題でございますが、私は、交際費につきましては、合併後も、その前もそうですが、平成18年度に交際費の支出の基準を庁内の会議で決めていただいております。その基準に基づいて支出をしていただいていると、こういうことでございますので、事務サイドの方から答弁していただいた方がいいと思うんですが、ただ、私の承知しているのは、茨城新聞の懇話会は19年度はやめておると、こういうことは私も承知しております。あとは、担当部長の方から説明させます。

あと、監査委員の住民監査請求による結果のときにいろいろご指摘をいただいておりますので、それに基づいて早速見直しをしていただきたいと、こういうことでお願いしてお

ります。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 交際費の支出につきましてであります、当市の交際費につきましては、交際費の支出の内容や支出額が市民意識や社会経済状況等を十分考慮した上で、市の交際費の支出基準に基づいて支出しております。

しかしながら、今日の厳しい社会情勢、あるいは財政等のかんがみまして、今後は、県内の市町村などの基準等を参考にしながら、その基準の見直しを図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 監査請求の結果も出ているし、私も質問の前に通告もしているということでは、今後見直していききたいという、そういう意気込みが見えないんですよ。

例えば私が日本会議について非常に問題ではないかということについてのこれまで支出してきた正当性とか、そういうものについても、異論があればぜひこの議会で明らかにしてほしいと思うし、それから職員の結婚についても、当然、監査の請求があったときに、近隣の市町村はどうなっているのかという、そういうものを調査するというのも当然起きてくると思うんですよ、真摯に向かえば。この交際費の使い方について、真摯に見直しをしていききたいということであれば、当然そういう行為になると私は思うんですが、それが全然、見直しをしていくという答弁で、私は3回しか質問できませんので細かくできませんけれども、今後見直していくということについての緊張感というか、そういうのが全然見られませんね。一層私は、住民の立場で、視点で、変えていってほしいと思うんですね。

私がこの問題でいろいろ見たときに、私が指摘したもの、不十分ですけども、それだけでも削減すれば、約27%の削減ができるんですよ。それから、市民オンブズマンいばらきが求めている交際費支出基準に照らしてみると、協賛金とか会費など、こういうものは、一般行政に需用費として、あるいは負担金、補助金、交付金等に振りかえていくということを行いながら、当然市として支出すべきものはそういうふうにしていくということにいろいろ整理をしますと、大体、県内の自治体では交際費は2割程度に減額できるんじゃないかと言っているんですね。この文章は、既に2002年にオンブズマンの方から各市町村の方に要請が行っていると私は思いますけれども、そういうことなんですね。

そういう点で見ても、18年度のつくばみらい市の市長交際費を見ますと、市民オンブズマンいばらきが求めている支出基準で見ても、3割程度に減額ができるんじゃないかと思うんです。

一市町村の飯島 善市長がこうしたいと言っても、近隣の市町村首長との認識の違いもあるわけで、なかなか改善できないと思うんですが、こういう点では、ぜひ関係自治体の首長の間での共通認識として、公の公金の使い方、特に一回の懇親会に2万円も支出をするような、これは社会的通念上市民から見れば理解できない額ですね。こういうものを見直していくということを、きちっと近隣の首長との間でも共通認識にしてほしいということで、再度、市長交際費支出の基準の見直し、そして今の基準でも十分見直せるという

ころについて、市長交際費を預かっている秘書広聴課については、厳重にその辺のところを見直し、改革をすべきだと思います。

改革をする上で、あまりにも違うんじゃないかというふうにありますけれども、逗子市では、平成11年から、市長交際費をなくして市交際費にしました。そして、さらに改革をして、その市交際費もなくして、すべて行政の必要経費として計上して、十分に近隣の対外的な交渉はスムーズに行われているということもあります。

だから、本当に抜本的に、この市長交際費、議長交際費、教育長の交際費も含めて、公金であるということの認識を改めて受けとめて、見直しを図るということを再度強く要望したいんですけれども、答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 秘書広聴課長森 勝巳君。

〔秘書広聴課長 森 勝巳君 登壇〕

○秘書広聴課長（森 勝巳君） お答えいたします。

市長交際費につきましては、先ほど市長、それから総務部長の方からもありましたように、県内市町村等を参考にして、新たな支出の基準を作成して見直していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） ぜひ市民の立場で、市民の目線に合った改革を行って、公表をすることを求めて、この質問を終わります。

次に、3項目めですけれども、水痘、水ぼうそうやおたふく風邪、インフルエンザなど、任意予防接種費用に対して市の助成を求めたいと思います。

まだ暑い中ですが、いよいよ季節はインフルエンザの予防接種の時期に入りました。ことは、大人がはしかに感染するという混乱もありました。それから、子供の予防接種は、BCGとかポリオ、三種混合、二種混合、はしか、風疹、そして高齢者のインフルエンザ等も入れまして、定期接種に分類されています。そして、予防接種法によって公的に接種がされます。しかし、水ぼうそうやおたふく、インフルエンザは任意の接種とされて、自己負担が原則です。

水ぼうそうでは、かかりますと、細菌による感染や、重症になると肺炎、真菌炎や関節炎、肝炎などが併発されるというふうに言われていますし、おたふく風邪についても、ウイルス性の髄膜炎や難聴、成人の場合には膵臓炎や不妊症の原因とも言われています。いずれにしても、成人になって罹患すると、重症だというふうに言われています。子供のうちに予防接種を受けることが有効だということです。

特にインフルエンザにつきましては、虚弱な高齢者または子供たちは、重症になると肺炎ということになって命にかかわる深刻な事態もあるということで、このことは高齢者について言われています。ですから、65歳以上の高齢者については、2001年から定期接種扱いとなって、各自治体でいろいろな支援をしています。当市においても、2,000円の接種の補助をしています。

インフルエンザは、厚生省のデータなどを見ても、罹患率というのはゼロ歳から14歳までが一番多い。他の世代の40倍にもなると言われています。しかし、一方で、お年寄りも感染すると死亡率が高くなるというふうに言われていますね。ですから、インフルエンザの流行は、子供から始まって、そして家庭や地域の大人、高齢者に感染していく、つまり子供一人一人の予防が重要なんです。

しかし、子供がいる家庭にとっては、毎年の接種費用が家計の大きな負担になります。子供は2回の接種が有効とされていますから、家族が多ければ多いほど負担は大変になります。

そういうことで、市内のクリニックを歩いてみたんですが、あるところでは、ことしは保育園ではしかが流行した、行政は予防医療をもっと重視すべきだ。水ぼうそうなどは一度はかかるんだから、わざわざ患者と接触した方がいいんだと、こういうとんでもない認識があるようだということで、憤慨されていた先生もおられました。

また、あるクリニックでは、お年寄りには公費負担がある、だけど子供たちは自費なので、3人のお子さんを連れてきたお母さんは本当に大変だろうと。そういうことで、そのクリニックではやりくりして安く接種をしている、公的援助があったら本当に助かるでしょうねと、負担の大きさを思いやっておられました。

ことし6月に日本共産党が行った住民アンケートでも、子育て支援にどんなことを望みますかという問いに、子供の医療費の軽減を望むという声が、2番目に多くありました。一人の子供が感染すれば、家庭では延々と病院通いが始まります。精神的にも経済的にも苦勞をします。子育て支援の観点からも、任意の予防接種に公的助成をすべきだと考えますが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 子供の任意予防接種に市の援助をとということの質問だと思いますが、予防接種には、感染症予防、発病予防、症状の軽減、感染症の万延防止などを目的としておるわけですが、さらに、法令の規定により定期予防接種と、希望する個人が自分の判断で接種をする任意予防接種がございます。

任意予防接種の主なものとしては、おたふく風邪、あるいは今出た水ぼうそう等ありますが、インフルエンザのような定期接種から任意接種に変わったものもがございます。

今、聞くところによると、国の動きもあるということを聞いておるので、今後の国の動向等を踏まえて、どうするかという問題は考えてまいりたい、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 昨年のインフルエンザがどのくらい流行したのかなというふうに見たんですが、保育所なども歩いたんですが、数字はすぐには出ないということで、県が出している学校教育関係の県内インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の措置という資料を見ました。

すると、今シーズンは、つくばみらい市では、3月16日に伊奈東中が罹患率、欠席率とも25.7%で休校になっている。それから、3月15日から16日は谷和原中1学年で罹患率、欠席率とも25.8%で学年閉鎖があったという報告がこの資料、データで出ているわけですね。前年度の同期から比べると、今シーズンはかなり患者の増加が見られたということで、インフルエンザの患者がふえていると。以前は、学校で子供たちの予防接種をインフルエンザはされていたときがあったんですね。それが廃止されてしばらくになりますけれども、そういうことでインフルエンザがかなり発生しているということです。

それで、県の予防課に、全県のこうした任意の予防接種に対して公的助成はどのくらいしているか、実施状況を問い合わせたんですが、任意接種ということで統計はとら

れてないというんですね。全県の正確な実施状況をなかなかつかめなかったんですが、いろいろ拾い上げて調べてみたんですが、水戸市では、昨年から、水ぼうそう、おたふく風邪にあわせてインフルエンザの予防接種も加えて援助をすると。およそ費用の半分ぐらいを助成しています。それから、北茨城市、高萩市、日立市、東海村では、インフルエンザへの接種の助成をしている。近隣では、土浦とか牛久では、おたふく風邪への助成を行っている。牛久の担当課は、昨年おたふく風邪に助成を行ったんだけど、次年度からは水ぼうそうについても検討していきたいというふうにして、予防を重視していると言っておられました。

そういう点でも、国の動向前に、県内でもこれの予防接種への援助をして子育てを応援している自治体があるわけですから、ぜひそういう視点で考えていただきたいと思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） インフルエンザの予防接種について答弁申し上げたいと思います。

17年3月23日に、予防接種に関する検討会というのが中央機関でありまして、その中間報告書の中に、インフルエンザに関しましては、現行の方法によって小児に接種した場合、有効性には限界があると示唆されております。したがって、定期予防接種の対象に位置づけて接種を勧奨するのは適当ではなく、有効性などについても正確な情報を保護者に十分説明した上で、希望する場合には任意の接種として接種を行うことが適当であるというふうに中間報告であらわれておりますので、この点も含めまして、国の動向等を十分把握した上で感染症対策にあたっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） このインフルエンザの予防接種の有効性については、議論はもちろんあって、以前に小学校の子供たちのインフルエンザが一たん中断されたということもあって、それはあるんですね。しかし、今、病院の方では、積極的に予防接種を行ったところと普通のところと比べると、積極的に予防接種を行ったところはインフルエンザの患者が少ないという、それはあまりデータとして公のものではないんだろうけれども、各医院などを歩いてみると、そういうふうな感想を言うんですね。

ですから、私は、これは高齢者には定期接種として取り扱っているわけですから、ぜひそれは、有効性はもちろん国が言うように見きわめる必要あると思いますけれども、そういう点では、ぜひ各市内の医院、クリニック等とも協力して情報をつかんで、ぜひ子供たち、お母さんたちの予防接種への支援を行ってほしいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（廣瀬 満君） ここで10分間暫時休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時11分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

次に、30番市川忠夫君。

〔 30番 市川忠夫君 登壇 〕

○ 30番（市川忠夫君） 2点ほど通告しておきました。30番の市川です。よろしくお願ひしたいと思います。

1点目は、学校給食の食材は安全かということです。

この件につきましては、私は、合併前から、谷和原議会の時代から、地元で賄える食材につきましては地元のものを使うことというような立場で、何回か議会で発言してまいりました。現在では、私が申し上げるまでもなく、米飯給食は3.5ですね。これが地元でとれるコシヒカリと。それに、野菜も、賄えるものについては地元のものというようなことで進められてきていると。それで、伊奈時代にも飯島町長が率先してこの地域ではそういう方向で取り組んでこられたと思うんですね。そういうことにつきましては、十分評価をしているところであります。

さらに、現在使われております食材の中では、外国産のもので安全かということから見れば、非常に疑問が多いということもありますので、さらにまた質問させていただくということでございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

現在、小麦の自給率は13%で、したがって外国産が87%を占めております。アメリカ、カナダ、それにオーストラリアから輸入をされております。学校の給食用パンには、強力粉と言われる、たんぱく質が多くて粘りが強いカナダ産やアメリカ産の小麦がよく使われているということを聞いております。

外国では、収穫をした小麦を日本のように低温貯蔵にはせずに、ばら積みでそのまま貯蔵をします。そのままでは虫に食われてしまうということで、収穫後に殺虫剤を散布するのであります。農薬がなくなれば虫が発生するので、日本に到着後も農薬が残っているのであります。日本では収穫後には農薬を使うことができませんので、残留はありません。したがって、安全なのであります。

農水省が行いました輸入小麦の2006年の残留農薬の調査では、少し申し上げてみたいと思いますが、アメリカ産、クロルピリホスメチル、検査をした件数が162で、検出された件数が138ですね。検出された農薬の量が0.01から0.5ppm。マラチオンは、162の件数の中から検出された件数が134、検出量が0.01から0.50です。このマラチオンというのは、日本ではマラソンと一言で言っている農薬ですね。

カナダ産であります、グリホサートという農薬ですね。これを59件を検査したところが、検出された件数が59ですね。検出量が0.02から1.06です。それに、マラチオンであります、59の件数で、検出された件数が54です。検出量が0.01から0.20ppmです。

その他、オーストラリア産とかそういうものもありますけれども、大体今申し上げたものとさほど変わりがないので、ここでその件については省きたいと思います。

それで、農民連、これは日本全国の農家の人たちでつくっている組合なんです、そこに分析センターがあるんですね。この分析センターは、全国的にも最近是非常にいろいろな面で活躍されているということで評価がすごく高い、そういう分析センターなんです。その分析センターで、学校給食のパンについて農薬の検査をしました。その結果、多くのパンから残留農薬が発見されています。いずれも、基準以下にはなっております。国産の小麦のパンには、残留が検出されておられません。

ちなみにに申し上げますけれども、茨城県の協和町、現在は古河市ですね。その学校給食のパンを検査した結果では、クロルピリホスメチルという農薬が0.0ppm検出され

ております。それに、この隣の水海道市、現在は常総市になっておりますが、給食用強力粉からクロルピリホスメチルという農薬が検出されております。0.006ppmです。その他、千葉県の船橋市ですか、給食パン3割が国産小麦、ここからもクロルピリホスメチルというのが検出されて0.064ppm、それからマラチオンが0.006ppm検出されております。

それで、茨城県の県西の総和町、これも同じく学校給食で使われている国産麦、ここは全部そういうふうになっております。その小麦も検出された結果があります。ここでは農薬は全然検出されていないと、そういう結果が出ております。

さらにまた、お隣の県の埼玉県、ここは県挙げて国産小麦ですか、国産さきたまロールというパンですね。ここからも検出されております。

その他7県ぐらいありますけれども、大体内容が同じようなで申し上げますが、輸入物すべて農薬が検出をされております。

マラチオンの安全基準は、8ppmと、1995年以前の基準0.5ppmよりも16倍も緩められたんですね。クロルピリホスメチルは、今度、暫定基準として10ppmと緩い基準を採用しております。したがって、水際で十分振りかけた農薬が輸入禁止されないように外国の要求に沿って決めているのであります。ですから、基準以下だからということで、決して安心できるものではないのであります。

有機リン系の農薬は、視神経を悪くして、環境ホルモン作用があり、アレルギー原因となるなど、子供にとっては有害であります。アレルギーが暴走して起きる怖い疾患のアナフィラキシーの原因食品の1位が小麦で、有機リン系殺虫剤が残留の輸入小麦は注意が必要だと、専門家の角田和彦医師が述べております。

有機リン系殺虫剤は、アセチルコリンの分解を阻止し、アレルギー反応を高進したり、自律神経を阻害したりします。日本体育大学の正木健雄名誉教授は、学校給食ぐらい国産の小麦が供給できないのでしょうかと、こういうことを申しております。「学校給食に国産を」の世論が広がっております。

先ほど申し上げましたが、埼玉県では、国産100%のさきたまロールを初め、最低でも30%の小麦としております。埼玉や高崎、佐賀、立川、調布など、国産パンを供給するところがふえて、うどんやスパゲティーも国産にしているところもあります。そういうことで、子供たちを大変喜ばせております。

小麦の自給率は、やや上がっています。13%であります。一層国産をふやして、農薬のないパンやうどんを食べたいものであります。

つくばみらい市の学校給食では、小麦を食材としているめんやパンなどでは、国産と輸入小麦を使用していると聞いておりますけれども、安全のためにも、全量国産の方向で進めるようにすべきであります。

また、現在使用している輸入食材でありますパンなどの残留農薬、これの調査をまずしてみることはないでしょうか。市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご答弁というより、市川議員、実質的には教育委員会の方でやっておりますので、現場はあまり私も把握しておりませんので、教育長の方から答弁するのが妥当だと思いますので、お願いします。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） それでは、今の市川議員の質問にお答えしたいと思います。

今、学校給食で使われているパンあるいはうどんなどの原材料である小麦粉からの残留農薬問題ですけれども、今、学校給食センターで使っているパンの原料である小麦粉については、学校給食会から購入しておりますけれども、議員がおっしゃられたように、パンについては、アメリカ産とカナダ産を合わせたものを80%です。それから、国産の小麦粉、これは県内の国産の小麦粉ですけれども、これを20%ブレンドしたものを使用しています。それから、ソフトめん、うどんについては、すべて県内小麦粉を原料としたものを使っております。100%県内です。パンについては週2回程度、それからソフトめんについては月1回程度提供している、残りはほとんど米飯です。

この小麦については、原材料、玄麦を国が買い入れて、製粉工場に売り渡して、その粉を給食会が買って各県の給食会に売って、それを加工業者に渡して加工していただいていると、こういうことをしておりますけれども、農薬等の検出については、検査は財団法人の日本穀物検定協会というところに委託をして実施しております。残留農薬検査については、年2回、パン工場から抜き取りをして実施しております。

ただ、本市の給食センターが、その原料を持ってきて検査をしていることは、今のところやっております。これについては、なかなか難しいのかなと考えております。

今、我々としては、できるだけ安全安心なものを提供したいということもありますので、検査の徹底、それから外国産と国産の割合、先ほど8対2ということで話をしましたけれども、国内産だけではうまいパンができないんだそうです。これは先ほど議員もおっしゃっていましたが、成分からしてだめなんだそうです。したがって、外国産をまぜなきゃいけないということもありますので、先ほど千葉県の方で3割という話をされていましたが、できるだけ国内産を多くするような方向で要望をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） ただいま答弁をいただきました。学校給食会で一応検査をしているということで、その検査の結果は、農林省関係ですから、私が先ほど申し上げた検出されている内容かなと思うんですね。全くさっぱり検出されていないということではないと思うんだよね。

私も、2006年、2005年、2004年とずっと続けて検査をした結果、数字的にちゃんと持っていますけれども、それぞれ検出されているということで、結局、先ほども申し上げましたが、育ち盛りの小さい子供たちには、たとえ基準内で検出されているといっても、やはり安全というところから見れば、ならばそういうものでない方が子供たちのためにはいいわけだね。と私は思って申し上げているんですが、こういうことについては、今、検査して大丈夫だからといってずっと続けていて、とにかく週に2回は食べているわけですから、微量ながらも子供たちの体に影響があるだろうと思うんですね。それが何年も続けていくというと、これは大変な問題だと思うんだよね。

そういうことで、積極的に、ただいまも教育長から答弁ありましたように、できるだけ使わない方法で進めてほしいということです。

先ほど、うまいパンがアメリカ産とかカナダ産でないとできないんだということだね。

それはそのとおりだよ。今までつくっていたパンと同じようなものをつくろうとするから、うまくいかないんだよ。やはり日本の小麦は、日本の気候条件に合った、そういう小麦ができるんだよ。味も、やはり日本なりの味なんだよね。それはアメリカ産やカナダ産と違うのは当然なんですね。ところが、以上申し上げたいいろいろな問題から、日本でできる小麦、パン用に向く小麦をずっと開発してきたんだよ。

そのことをちょっと申し上げてみたいんですが、九州沖縄農業研究センターは、2002年に「ニシノカオリ」を世に出したと。これパン用にですよ。それから、東北農業研究センターは、「ハルイブキ」、これを実用化したと。パンに適していると。こういうことなんですね。東北214号が、岩手、福島の実用品種として採用されるところまでできています。東北全県での栽培が可能と言われてますと。

したがって、小さな子供たちが口にする学校給食は、全量国内産、今申し上げたようなことからパンができるということなんですから、ひとつ利用の方向で進めてほしいということなんですね。日本は、日本の味のパンをつくれればいいんですよ。アメリカやカナダと同じことをつくることはないと思うんですね。

学校給食を進めながら、教育の立場で食農教育ということをやっているわけだよ。食農教育、あるいは食育ですか。地元産でとれたものを食べさせて、初めて食育とか食農教育とか子供たちの前でできるんじゃないかなと思うんだよ。

それと、もう一つは、私が申し上げるまでもなく、品目横断的安定対策ということで、国の方針に従ってこの市でも進めているわけだ。その品目の中に小麦が入っているんだよ。61号だっけ、60号だっけ、それを転作用に農家の皆さんつくっているわけだよ。これは日本でも優秀な小麦ということで、品質からいえばいいと思うんですが、農家から見れば非常に作りづらいんですね。背が高く伸びてとにかく倒伏しやすい。機械化には向かないんです、この品種は。でも、今までなぜか農林省がそういう方針でずっと進めているものですから、これ以外の小麦については等級を落とされると。そういうことがあって、農家は仕方なくつくってきたというのが、私の知る範囲だというふうに申し上げたいんですが、とにかく先ほど申し上げましたように、国内産でもパンに適しているもの、これは完全とは言えないと思うんですが、そういうのがどんどん開発されているということだよ。ですから、ぜひそういう方向で進めてほしいと。

これは農政課の方でも、その点は教育委員会関係ばかりじゃなくて、農家の皆さんが小麦づくりやっているわけですから、そういう方向でも進める側でひとつ検討していただきたいと、そういうことなんですね。

そういうことから、もう一回答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

国内産の小麦粉でもうまいパンができるような品種がだんだんつくられているということで、大変うれしく思っています。

外国産については、先ほど議員がおっしゃられたように、残留農薬等の検出がありましたので、できるだけ使わない方策ということで、米の粉を使ったパンができないとか、こういうことを研究をして提供したこともありました。しかし、非常に子供たちからは不評でした。あまり好評ではなかったものですから、何回か試験的にやって、その後実際に

は使わなかった。それから、国内産の小麦100%のもやってみたんですけれども、今までの国内産小麦ではやはりうまいパンができなかったということで、普及にまでは至らなかったわけですけれども、これから、今、議員がおっしゃられたように国内産のうまい小麦がどんどん開発されているということです、それができてくれば本当にありがたいことだと思って、そういうことが出たら進めたいと、そういうふうに考えています。

それから、食農教育について、今ちょっとお話がありましたけれども、食農教育も今だんだんと子供たちの中に取り入れていまして、例えば伊奈地区ですと、一つの田んぼを借りて全部の小学校6年生に対応していただいて米づくりの体験をしていただく、子供たちは米がどんな状況でできるのかというのはなかなかわかりません。谷和原地区でも、それぞれの学校でそれぞれの米づくり、あるいはサツマイモづくりとか、そういう体験をしていますので、それらを通して、苦労を味わいながら食の大切さ、それから自分でつくる楽しさ、そういうことも味わわせていきたいなと、そういうことも考えています。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） ただいまの答弁、私は期待をしております。そういう方向で進めていただきたいと思います。

実は、けさ偶然に、農業新聞、農協で発行している、役所でもとっていると思います。ここに、福岡県の久留米市というところの学校給食に地元でできる小麦を使うというような記事が載っておりました。

ですから、先ほども申し上げましたように、埼玉県では、全面的に国産、できたら地元ということで取り組んでいますから、ひとつそういう方向で進めていただきたいと思います。お願いして、次の問題にいききたいと思います。

それから、もう1点お願いしたいんですが、先ほど学校給食のパンを分析センターというお話をしましたけれども、例えば私がつくばみらい市の学校給食の食材をお借りして分析センターで計測すると、そういうことはしてもよろしいのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。もしできたら、私が先ほど言った農民センターの分析センターで直接お借りして分析してもらいたいと。その結果はもちろん報告しますが、無断で持ち出してはだめだよということになるとしようがないので、前もってお願いしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、食材によっては給食センターに来ないものもありますので、例えば小麦粉のようなものは給食センターに来るわけではありませんので、給食センターにはないですので、製粉会社から直接加工業者の方に行ってしまうので。

○30番（市川忠夫君） 加工したパン。

○教育長（豊嶋隆一君） 加工したパンについては結構です。

○30番（市川忠夫君） 全部大丈夫ですか、食材、給食センターへ来るもの全部。いろいろな加工物とか、野菜、中国あたりでできている野菜、ああいうのも使っているんじゃないかなと思うんですが、そういうもの一切ですね。

○教育長（豊嶋隆一君） 検査していただいて結構です。

○ 30番（市川忠夫君）　そうですか、ありがとうございます。

それでは、時期を見て検査をしてみたいと思いますので、その結果はもちろん報告しますから、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の難病患者を支援するためにということです。見舞金制度を市でつくることということで、お願ひしたいということでございます。

合併前の平成12年8月30日に、難病患者に対する見舞金制度の制定に関する陳情書が、旧谷和原村議会に提出されました。陳情した団体は、同じ茨城県内の団体でございます。特別どこだということは申し上げませんが、同時に伊奈の議会にも陳情されたんですね。

どういうことの内容かといいますと、入退院の多い患者は、働くこともできずに、親の年金で医療費を支払うこととなり、大きな負担となっております。特別な治療が多い難病患者の場合、長期入院に伴う費用、差額ベッドなどの間接医療費は1カ月で10数万円もの負担となり、私たちには大変な経済的な負担であります。また、退院後も定期的な指定病院での通院診療のために、交通費の支出など経済的負担ははかり知れません。このような負担を軽減をするために、他市町村において既に実施しております難病患者見舞金の早期実現について、この谷和原村議会においても実施していただくように陳情を申し上げますと、こういう内容のものです。

これは伊奈町の議会にも、大体内容としては、陳情した団体が同じですから同じだったと思うんですね。平成12年当時は、県内では、見舞金制度が実施されていた市町村がまだ少なかったんですね。で、旧伊奈町議会では平成14年9月24日に採択されました。しかしながら、この見舞金制度は実施されませんでした。しかし、現在では、県内44市町村のうち26市町村で実施をしております。担当課は十分ご承知だと思うんですが、昨年度も、新たに坂東市、小美玉市や河内町で実施されました。多くの自治体では、月3,000円から4,000円の見舞金を支給をしております。そして、栃木県や群馬県では全市町村で実施されております。

つくばみらい市で、例えば一月当たり1人当たり3,000円の見舞金の制度を実施した場合に、市内には約170人の難病者がいると聞いております。年間約612万円の予算で実施をすることができます。したがって、見舞金制度の実施を求めるわけでありまして、

市長の答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬　満君）　市長飯島　善君。

〔市長　飯島　善君　登壇〕

○市長（飯島　善君）　難病患者に対する見舞金制度ということでのご質問でございますが、実は、先月の初旬ですか、団体の方々がお見えになって、いろいろ話をお聞きしました。そういう中で、今後は、いわゆる財政事情を考えないと、やりましょうというわけにもまいりませんで、方針としては、やることで今年度中に検討を加え、そして来年からというふうにするかということを検討しまして、やる方向で進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬　満君）　市川忠夫君。

○ 30番（市川忠夫君）　大変前向きな答弁で、その方向で実施ができれば、関係する患者の皆さんは大変助かるものだと思うわけです。

国では、治療法が確立していない123の難病を特定疾患として指定をし、強皮症とかパ

ーキンソン病など45種類の病気の人に対して、医療費の一部を補助をしております。厚生労働省や県によりますと、45種類の病気の患者は全国で約56万人、これは2006年の3月現在です。茨城県内では約1万1,000人、これは2007年の3月現在と推定されております。

45種類の難病の患者は、保健所を通して医療費の支給者証の交付を受けることができれば、治療費の公費補助が受けられるのであります。しかし、病気が回復すれば補助金はなくなります。そして、病状が安定をし、自力で日常の生活を送ることのできる患者に対しては、障害者としての公的な支援の対象にならないのです。このような国の補助からこぼれてしまった患者を地方自治体で独自に援助することが、見舞金制度なのであります。

患者さんは、月に何度か病院に行きます。その通院費などに使えるとしたら、大変助かるのではないのでしょうか。先ほど市長から答弁がありましたように、そういう方向でぜひ実現していただくように申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） 次に、2番鴻巣早苗君。

〔2番 鴻巣早苗君 登壇〕

○2番（鴻巣早苗君） 2番議員鴻巣です。よろしくお願い申し上げます。

東日本振興取手国際ゴルフ場と、土地の評価による固定資産税のことで係争中とお聞きしました。一般の我々には、税金が高いからといって裁判を起こすようなことはなかなかできるものではありません。このような大きな会社となりますと、税金についても自分のところで査定をすると、自分のところで評価をするということもするんだろうと、かように思いました。

市側の方も、負けるわけにはいかないと思います。負ければ、今までの評価による固定資産税のかけ方がおかしくなってしまうます。また、税金を半分にして和解するようなこともできないものと思っております。取手国際ゴルフ場側も、税金のことですから、簡単にはいかないものと思っているものと思います。我々のできない固定資産税の裁判なので、興味を持っているところです。

東京とか、みらい平駅の周辺は別ですが、地方においては、土地の価格は毎年毎年下落したと新聞紙上には書かれております。当然ながら、土地の評価も下がったものと思います。しかしながら、宅地、山林、雑地などは固定資産税が上がっております。

平成14年には、これは私の周辺ですが、宅地990平米で5万1,778円の税金であります。平成19年の固定資産税は、6万7,000円に上がっております。また、山林も、664平米で平成14年には200円でしたが、平成19年には213円に上がっております。それから、田んぼと畑は、平成14年からは同じですが、土地評価が下がれば当然ながら下がってもよいものかなと、かように思う次第であります。世の中の流れと同じように、土地が下がっているというようなことにはほとんど合ってなくて、逆に上がっていると。世間では、土地が下がれば当然税金も下がるものと、世の中の流れはそういうものと思います。

取手国際ゴルフ場の社有地雑地も固定資産税も下がってはいないものと思います。上がっているものと思います。どのぐらい、何%ぐらい上がっているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

固定資産税の裁判のことなので、私たちにも身近なことなのでお聞きします。世の中の流れと同じように、土地が下がれば固定資産税が下がるというようなことにどうしてならないのか。

それから、最後に、この取手国際ゴルフ場との裁判の経過について、進みぐあいについてもお聞きしたいと思います。

また、取手ゴルフ場で、道路に関する事で、これも関連と思って一緒にお聞きしたいと思います。

もう一つですが、板橋から野堀方面の歩道の整備ですが、取手国際ゴルフ場のところと大和田の入り口までが整備されておりません。その先、野堀方面は大変よい歩道になり、道路も完成しております。

前回の一般質問で、取手国際ゴルフ場は協力するよとのことでした。取手国際ゴルフ場も、この裁判をやっているわけですから、大変に負担がかかっているものと思います。裁判の進み方によっては、市役所に対してもよい感情は持っていないものと思っております。取手国際ゴルフ場の方も、なかなか勝つというわけにはいかないかもしれませんが、裁判の流れをよくしたいと、かように思っているものと思っております。道路の問題とこれは別問題ではないかというようなわけにはいかないのではないのでしょうか。

この道路は、最近、交通量もふえました。小学生が自転車で通学しているところです。いつ工事が始められて完成するのか。前回のような協力ということは問題にないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 東日本振興取手国際ゴルフ場との裁判について、こうすることで牛久野田線の道路の改良についても関連があるんだらうと、こういうことの質問だと思います。

そこで、昨年6月、東日本振興株式会社、これは取手ゴルフ場の本社の社名でございますが、この社有地のゴルフ場の18年度の固定資産税評価額を不服として、市の固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をしております。審査の結果、委員会では、申し出内容の審査の結果は、市の税務課が行った当該固定資産の評価方法及び評価額は適正であると、こうすることで9月に申し出を棄却しております。その結果、前の議会でもご報告しましたように、本年の3月に不服として裁判になったと、こうすることでございますが、ただいま係争中でございます。

公判等についても、私も内容把握しておりません。弁護士にお願いしてあるものですから。ただ文書のやりとりだけが今行われている、こうすることでございます。

裁判につきましては以上のことでございますが、それから、議員、評価額の割合という質問でございますが、これは担当部長の方から答弁させます。

県道野田牛久線の道路の改良につきましては、これは県道でございますから、この裁判とは、取手ゴルフ場さんでございますから、それとこれを一緒にするということはないと思います。裁判になってからは会っておりませんが、その前は支配人といろいろ話をしておる中で、協力してくださいよと、こういうことを申し上げておりましたし、それから谷田部取手間のバイパスもそういうことで協力をいただいて完了したと。ネット等も町の方で張ってくれと、こういうことだったんですが、あれは県の方で張るということであの道路も完成しておるわけでございますから、この県道についてはご協力いただけるものと、私は信用いたしております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 税務課長堤 有三君。

〔税務課長 堤 有三君 登壇〕

○税務課長（堤 有三君） 固定資産の評価につきましては、評価額と課税標準というのがございまして、その差がありますので、これがおおむね普通7割という目途で設定されております。ご承知のように、取手国際ゴルフ場については、現在、6割まで課税標準と評価額の差がいつていますので、議員ご指摘のとおり、去年とことしの差はないと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 鴻巣早苗君。

○2番（鴻巣早苗君） 去年とのことではなくて、取手国際ゴルフ場の固定資産税は、平成14年から何%ぐらい……例えば1.25倍ぐらい上がったんだよと。実際に、うちの建物に関しては、14年には5万1,778円のが6万7,000円に上がっているわけですから、雑地の方も上がっているものと思いますけれども、山林であっても少しずつ上がっていますけれども、14年のころからどのぐらい上がっているのか、何%上がっているのかと、それをお聞きしたいと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 税務課長堤 有三君。

〔税務課長 堤 有三君 登壇〕

○税務課長（堤 有三君） 14年から何%ということですが、評価はもちろん宅地、田畑、山林いろいろ評価がございまして、宅地の場合は、本則課税と申しまして、みらい平地区なんかはその率に達成しているんですが、旧集落地区はかなりの差がありますので、年5%ずつ上昇していると。これは全市が一概に同じだとは言えませんので、その差がありますので、一概に申せません。それと、田畑山林等も、価格が下がったといえますのは、これは土地の分なので、田畑山林的には、また評価の見直しとかということで多少は増加しているのかと思います。

○議長（廣瀬 満君） 鴻巣早苗君。

○2番（鴻巣早苗君） 先ほど言ったのは、評価がこういうことだから上がっているんだと。土地が下がっているから、逆行しているんじゃないかと、私はそういうふうに見たんですが、土地は下がっても、新聞紙上の評価額、土地については下がっても税金は上がるんだと、こういうふうなお答えのようではありますが、そういうふうな世の中の流れと一緒にするような方法の体系の方が、税金を払う方もわかりやすいというように私には感じるんです。周りの土地が下がっているにもかかわらず土地が上がると。前もって6割と7割のそういうものがあるから、これはやむを得ないということなんでしょうけれども、世の中の流れと同じような体系で上がり下がりすればわかりやすいのかなと、かように思う次第であります。

また、野堀方面の道路も一刻も早く完成をお願いしたいと、かように思う次第であります。

私の質問はこれで終わります。

○議長（廣瀬 満君） ここで10分間暫時休憩します。

午後3時05分休憩

午後3時18分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

○22番（今川英明君） 3点ほど通告してありますので、よろしくお願いします。

まず、1点目でありますけれども、コミュニティバスの事業についてということで質問を出してあります。

これは、新市長飯島 善市長の選挙に出る公約と申しますか、住民のいろいろな要望を満たすためにやるということで、選挙公約で始まった事業だと思います。当初は、9月1日から始まるということで説明がありました。その中で、事業費が、これはバスの停留所も含むのでありますけれども、2,667万2,000円、それでバスを2台使って1日4便をやるということで説明ございました。その際、ルートの問題でいろいろと議会から意見が出まして、調整をしながら進めて、来月の1日から運行ということで予定になっております。

その説明の中で、ワンコイン、大人1人100円ということで利用料があるわけでありまして、当初から大幅な赤字の予定ですよ。住民サービスの一環でありますけれども、非常に財政の厳しい中でこの事業が果たして住民に支持されるかがどうかがまず1点であります。

それから、合併前に、旧谷和原時代でありますけれども、行政バスということで、これはコミバスとは全然、国土交通省の許可は要らないで無料で走ったバスがあります。その予算が530万5,000円ですね。これは19年度予算で、旧谷和原村時代に細かいルートを1日4便ということで、2ルートを回っての予算であります。ですから、金銭的に申し上げますと、今回の中型29人乗りのバスを使ったルートのメーター数が道路ないと走れないルートでありますから、大ざっぱなルートですよ。行けない場所もあります、当然。そのルートより細かいルートを走ったのが、かなり予算が少なくて済んだという経緯もございます。

そういったときに、今後、住民要望によってどんなふうに展開されるか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） コミュニティバス運行事業についてということでございますが、このバスの運行というのは1年やってみないとわからないと思います。とにかく黒字になんかはなりっこありません。全国的に今やっておりますが、この近隣でも大変な赤字を出しておるわけですから。要は、目的は住民の足のサービスと、こういうことでありますから、ご理解をいただきたいと。

それと、今まで旧谷和原でやっていたやつとの単価の比較、これは比較にならないと思います。当初はバスの購入費も入っているわけですから、運行費ばかりではございませんので、少しずつバスの購入の補助金も入っているということでございますから、運行費だけではございませんので、そういうことでやってみると、そういうことでございます。

1年間やってみて、全然お客様がないコースは、現実的に、これまでも走っていたバスも私もちょいちょい見ておりましたが、空っぽで走っていたという経緯もございますから、

1年間やってみて利用者のないところは、これは変更していかなきゃならないということで、1年間やってみた結果で見直しを図っていくと、こういうことでございます。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 市長、今、バスの購入とかいろいろありましたけれども、今回のコミバスは業務委託で多分やると思うので、委託だと思っんですよね。その前に、もう1点聞きたいことあるんですけれども、先日の海老原議員の質問にもありましたけれども、交通体系審議会ですか、それで審議しながらこの事業に取り組んだという経緯があるんですけれども、その審議会のメンバーの中に関東鉄道さんも入っているんですよね。普通、常識だったら、そういう仕事をやる人が自分で審議してやるというのは、非常にこれ不透明だし、問題があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺も含めて、先ほど私言いましたけれども、行政バス、当時谷和原村でやっていたバスなんですけれども、これは業務委託で完全に任せますよといった中でやったんですよね。ですから、バスを買うとか買わないとかじゃなくて、そういった方向での運用というんですかね。

当然、今度のコミュニティバスも、つくばみらい市が買って、その業務だけ、運行業務だけやるというようなことじゃないと思うので、これはあくまでもそういった契約の上でやるということだと思っんですよね。ですから、1年やってみないと確かにわかりませんが、1年やるんじゃないくて、ことし10月1日から来年の3月31日までですか、その範囲で、中間ぐらいで大体見通すとすれば、どの辺の赤字か、どんなふうに展開するかは大体見当つくわけですよね。そういった中で、今のつくばみらい市の財政状況で今後運営していく場合に可能かどうか、その辺のニュアンスを答弁願いたいんですね。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 関鉄に最初から決めて、この協議会へ関鉄の代表の方をお願いしたと、こういうことではございませんから、ご理解願います。

これは入れなきゃならないんですよ。ここに路線を持っていますから。その路線のところを走るわけですから、あるいは陸運事務所も入れなきゃならないと、こういうことで入っていただいたわけです。

それから、半年ぐらいで、3月ごろで見通しということなんですが、年間を通さないと、いろいろ市内の行事、イベントとかそういうものが平らにあるわけじゃございませんから、そういうことで利用者も相当変化があるだろうと。私は、そういうことも考えて、1年間見ないとはっきりしたデータは出せないかと、こういうことで1年間ということを上げたわけです。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） そうしますと、ことし10月から運用ということですから、ことしは、とりあえず半年ないわけですよね。ですから、次年度予算も、当然1年やるような予算で計上しながら、これを事業展開すると、そういう見解でよろしいですかね。

それから、ほかの例ですけれども、どこの市でも、例えば守谷さんにしても、常総市にしても、取手市にしても、確かに住民サービスだとは言いながら、財政力があればそれなりに多少の赤字でも何でもやっていけるわけですよ。ところが、うちの方みたいに削ると

ころは補助金までどんどん削るんだといった中で、果たしてこの事業でまるっきり赤字だといって住民の方が支持されるかどうか。市長は、確かに1年やらないとわからないということですが、そうじゃなくて、やはり弾力的に財政を見ながらこういう事業をやるということは必要じゃないかと思うんですね。

そういうこと、どうですか、もう一回。最後ですが。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） やはり住民の方々は、こういう交通機関が決まるということであれば定着してくると思うんですよ。半年ぐらいで、これは赤字だからやめちゃうと、1年でやめちゃうと、こういうわけにはまいらないと思うんです。要は、住民が利用しやすいように方向を、あるいは運行の仕方を変えていくと、そういうことを考えていく必要があると、こう思っております。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 確かに、財政力があれば、取手市とか守谷市みたいに不交付団体になれば、この事業は可能でありますし、住民の方も支持されると思います。ですが、当市におきましては、財政が非常に厳しいといった中でこの事業を展開していくと、何のための住民サービスかと、ほとんど乗ってないよといった批判が出るのではなかろうかなと懸念するわけでありますけれども、市長がそういう考えでは、これ以上言ってもむだだと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

2点目は、幼稚園、保育所の事業についてということで質問させていただきます。

この事業は、つくばみらい市も、みらい平近辺で認定こども園が民間でやられるということであるわけですが、当市としまして、幼稚園、保育所、あるいは今後やる幼保一体化の事業も取り組む予定であります。

そういったときに、やはり民間は営利を目的にやっているわけですよね。当市の場合は、かなり赤字といいますか、一般会計からの繰り入れといった中身があると思いますので、その辺の細かい収支ですか、それを答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの今川議員の質問にお答えしたいと思います。

これから予定されている幼稚園と保育所の総合施設型といいますか、その事業についての経費の問題ですが、これは新しく建てかえをしたからといって、今、支出している額と変わるということはないと思っています。

要するに、今、幼稚園で支出しているのは、18年度の決算額からいいますと、年額で人件費として1人当たり41万6,200円、物件費としては9万5,300円、その他の補助等として2万8,500円ですので、大体幼児1人からいくと54万円ぐらいかかるということになります。

これは支出の方ですが、そのほかに今度は入ってくる方がありますけれども、これは保護者からの授業料が6,000円1人当たり入ってきますし、それから三つの幼稚園がありますけれども、三つの幼稚園、教材費等についてはちょっと差がありますけれども、谷和原幼稚園を例にとると、3歳児で4,198円いただいていますし、4・5歳児では3,548

円をいただいています。それから、これは市の方ではないんですけれども、PTA会費等では8,100円、これは幼稚園の子供のために、これは保護者負担としてかかっていると、そういう状況です。あと、年長さんはアルバム等をつくるので希望者は1万円かかると、そういう状況があります。

今後、建てかえをした場合、費用負担が変わるようなことはないと考えておりますけれども、総合型施設になりますので、延長保育やなんか、今度は今までの幼稚園になかったものが入ってくるような形態になれば、その辺の負担は少しは出てくるのかなと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまの質問の保育所部分についてお答え申し上げたいと思います。

保育所の児童1人当たりの費用につきましては、平成18年度の決算から申し上げますと、18年5月1日現在で公立保育所6カ所に在籍する児童数は421人の児童数から、1人当たりの市の経費としては、年額で人件費で100万3,400円、物件費で20万6,300円、その他の経費といたしまして1万5,900円となり、総額で122万5,600円となります。

次に、保護者から負担していただく保育料につきましては、その額は市で定めた基準表により、月額ゼロ円から最高5万6,000円まで7階層に区分されております。年齢別で見た平均的な保育料の負担額ですけれども、1歳児で23万9,736円、2歳児で28万1,964円、3歳児で20万9,520円、4歳児で17万8,536円、5歳児で19万7,616円となります。また、そのほかに保護者会の会費と、3歳児以上の児童に対する給食代と、それから損害保険料ということで若干負担をいただくことになります。

谷和原第二保育所が今後移転した場合でございますけれども、その費用については、保護者負担金は従前どおりと考えております。市の経費につきましては、施設の規模、あるいはその事業内容によって若干増減が予想されますが、今後、十分検討して、計画の中で精査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○2番（今川英明君） 今の答弁によります、幼稚園は、1人当たり大体49万円ですか、50万円ですか、大体そのぐらいと。収入の方がちょっとトータルが出ていないのでわからないんですけれども、保育所の方は1人当たり経費が122万5,000円ということで、授業料は20万円ということで、これは年間か月かちょっとわからないんですけれども、これだけ見ますと、かなりこの事業そのものが赤字ですよ。これは減価償却とかそれは全然関係なく、ただ運営しているだけでこんなに赤字になるというのが現実だと思うんですけれども、もう一回数字で、間違いなく1人幾らかかって幾らもらっているんだと、それ、はっきりお願いしたいんですけれども。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 先ほど申し上げました経費でございますけれども、約122万5,000円は1年間の1人当たりの経費ということになります。

それから、保護者の負担金ですけれども、7階層に分かれておりますので、それぞれで

すので平均で申し上げました。平均でも年齢層によってまた違ってきますので、先ほど申し上げた額については、1年間の1人当たりの経費ということでございます。

そのほか、補助金等措置費が国の方から助成がありますので、その不足分全額市の負担ということではありませんけれども、そういう数字になりますので……。

○22番（今川英明君） 措置費は幾らだか言ってください、1人当たり。

○保健福祉部長（鈴木 等君） 措置費については、内容によって……。

○22番（今川英明君） 平均でいいよ。

○保健福祉部長（鈴木 等君） ちょっと手元に資料ないので、時間をいただいて調べてきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） それでは、幼稚園部分についてお答えしたいと思います。先ほど1人当たりどれぐらいかかるか、人件費や物件費と合わせて約54万円という話を申し上げました。入ってくるのは授業料だけですので、1人当たり6万6,000円1年間で入ってくるので、あとは全部市の負担になると思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 今川議員、その後続けていって、後で集計できた時点で答弁させますから。

○22番（今川英明君） 措置費があるので、保育所に関してはどのぐらいのマイナスかわからないというような流れなんですけれども、それにしましても、1人保育所の場合は100万円、措置費がどのぐらい出るかちょっとわからないですけれども、幼稚園に関しましては1人四十七、八万円ですか、マイナスということですよ。その分は一般会計から補てんをして実際の運営をしていると、そういう環境だろうと思います。

一般の幼稚園、あるいは保育所の場合は、固定資産も減価償却しながら、これは黒字経営だと思うんですね。趣味だというのはあんまり聞かないですから。そういうことで、児童がそろっていればそれなりの経営はできると思うんですね。何でこういう市立の場合はこんなに赤字なのか、その辺の原因、これは市長に答弁お願いします。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 一般会計の中での支出の多いことですか。

○22番（今川英明君） いやいや、民間は黒字なのに何で……。

○市長（飯島 善君） 民間も黒字にはなっていないと思います。学校法人ということでどうやらやっているんだと。

それと、一つ問題なのは、地方公務員の給料の問題と民間の先生方の給料の差、これが一番の問題だと、私はそう思っております。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） そういったことで、確かに民間も赤字の場合は倒産ですから、儲かっていなくても何とかやっていければそれなりに運営できるわけですよ。でも、つくばみらい市の市立の場合は、一般会計からこれだけの1人当たり繰り入れてやらないと運営できないと。人件費の問題とかいろいろ話ありましたけれども、やはり民間と同じ感

覚で行政をやっていかなないと、普通の皆さんの行政もそうだと思うんですね。そういうことを含めて、今後は頑張っていたきたいと思います。

次に、３点目もこれに関連するわけでありましてけれども、職員の採用についてということで、また今後についてということで質問してございます。

確かに、集中プランでも、マイナスの6.6%の人員削減ということで今後やっていくんだといったことがありますけれども、皆さんご存じだと思うんですが、非常に厳しい財政状況の中でマイナス6.6%でやっていけるのかなと、将来的に。今、350億円とも言われているつくばみらい市の起債を見ましても、将来的にみらい平近辺の小中学校の建設とかいろいろなものを含めると、500億円を超える起債となるわけです。そういったときに、住民に負担をかけないで、夕張市民みたいな環境にならないでやっていけるのかなと思うわけですね。

そういうことで、先ほどの幼稚園、保育所じゃありませんけれども、ことしまた5人が採用ということで予定があるようでありましてけれども、去年は6人採用したと。今後3年から5年の退職者と採用予定人数ですか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 今後5年間の退職者数と新規採用計画ということでございますが、これはあくまでも定年退職者数ということで、数字は、20年の3月31日に10人、すべて3月31日なんですけど、21年が9人、22年が6人、23年が7人、24年が17人、合わせて49人です。

採用計画でありますけど、この純減数から算出してありますけれども、あくまでもこちらの方は計画というか、その数から推した数字でありますけど、20年の4月が7人、21年が6人、その後は何人になるのかな……その数から折り返した数字、ちょっと今のところ手元にありませんので申しわけございませんが、トータルしますと、49人ですから……ちょっと時間いただいてよろしいですか。

それでは、人事課長の方から数につきましてご説明をしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 人事課長大塚勝美君。

〔人事課長 大塚勝美君 登壇〕

○人事課長（大塚勝美君） お答えいたします。

18年度から集中改革プランの職員定数の適正管理についてということで表記してありますが、そちらの方には18年度から21年度ということで4年間なんですけど、まず4年間の方のお話でよろしいですか。

4年間、18年度は、合併した18年3月27日には職員の数が377人でした。そうしまして、18年3月31日に早期退職ということで11人退職者、新規採用は19年4月1日にゼロでしたのでマイナスの11名、職員数としましては366名になりました。19年度、定年退職者、19年の3月31日7名です。そして、早期退職者が8名ありまして合計で15名です。新採職員は19年の4月1日に6名ということで、差し引きマイナスの9名でございます。職員数は357名。20年度、20年の3月31日に定年退職予定者は10名おります。早期退職者数、今現在わかっておりますところで4人というところで、14名です。新規採用は、広報にもお知らせしましたとおり5名程度ということと、あとは保健師の方が若干名ということで、今、

定年退職者が保健師が1名と、既にやめている方が1名おりますので、7名ということで、マイナス7名ということで、職員数は350です。21年度は、21年の3月31日に定年退職者9名で、合計9名ということで、新規採用職員、集中改革プランの中には21年4月1日の予定6名ということで、差し引きマイナス3で、職員数は21年度で347というところでございます。

集中改革プランの中には、18年度から21年度ということで、職員マイナス25名で6.6%の減とありましたが、実際、早期退職者がおりましてふえましたので、21年度というところでマイナス30人で、8.0%の削減ということになります。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 細かい数字でありますけれども、21年が9名、22年が6名、23年が7名、24年が17名ということで、普通の場合に定年退職者があるわけですね。それでも、その半分ちょっとぐらいは新規採用ということで予定はあろうと思いますけれども、私がこの前の一般質問でもお話ししたんですけれども、やはり人件費を減らすのには、それなりに努力しながら、皆さん1人当たりの仕事はふえるかもしれないですけれども、民間と同じような努力をして頑張ってもらわないと、なかなか人件費が減らないといった環境があろうと思います。

それで、今、守谷市が5万5,000の人口ですけれども、当市は4万1,000ですよ、大体大ざっぱに話しますと。人件費に関しましては、同じなんですよ。守谷市と同じなんですよ、金額は。大体30億円なんです。そういったことで、財政力がある市はもうちょっとやってもおかしくていわけでありますけれども、当市はかなり厳しい財政状況の中で、4万1,000の人口しかいないんだけれども、人件費については守谷と同じぐらいかかっているといったことで、今の集中改革プランのような職員採用計画では、やはりちょっと考えていかないと難しいんじゃないかなと思いますね。首にはできないわけですから、採用の分で考えていかないと難しいと思います。

それで、1人当たりの仕事の量とかいろいろ議員の皆さんにお聞きしますと、民間と比べるとかなり楽じゃないかといった声も聞くわけです。ですから、これから市長の英断ですけれども、集中改革プランのようじゃなくて、もうちょっと大胆に削減計画を持っていたきたいと私は思います。

その辺、答弁もう一回お願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほども申し上げましたように、何といたっても人件費が一番予算の中で大きいわけでございますが、議員、守谷の場合は臨時職員を県内で一番使っている。この人件費も含めての今のお話でしょうか。とにかく職員数は減らす、こういうことで臨時職員でやっております。本市においてもそういう方針で進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 次に、10番古舘千恵子君。

〔10番 古舘千恵子君 登壇〕

○10番（古舘千恵子君） 10番古舘です。2点通告してありますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょう最後ですので、皆さんもうちょっとよく聞いていてください。

1 点目、地球温暖化推進について通告してありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

地球温暖化の進行は、私たちの生存基盤を脅かす深刻な問題です。日本は、第一、約束期間に1990年比 6 % の削減が義務づけられたのに、去年の支出量は8.1%の増加となり、このままでは14%削減をしていかなければなりません。あらゆる方面の報告書でも、予測よりも大きく上回る速さで地球温暖化が進んでおりますが、明らかになっているのは、地球への影響は、海面の上昇や洪水、干ばつ、さらにはことしのように40度以上になる日が続く異常気象が今後も続いていくのではないかと予想されております。

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の削減を推進する目的で、つくばみらい市地球温暖化実行計画という組織がありますが、どのような実行計画、推進計画があるのか、お聞きしたい。

また、国が打ち出している二酸化炭素削減目標の達成がとっても困難な見通しでありますので、地球温暖化対策費として1兆円予算化し、技術開発に乗り出し、省エネや省資源、新エネルギーの導入などを考え、温室効果ガスの削減を進め、国民によるライフスタイルの変更が求められています。

つくばみらい市ではどのように指導していくのか。私たちに何ができるのか、やらなければいけないのか。つくばみらい市地球温暖化防止を住民にどのように知らしめているのか、お伺いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 地球温暖化の問題で、今、市としては、この地球温暖化実行計画を立て、それに基づいて実施をしております。ただ、今のところは庁内だけと、こういうことでございます。

これからは、市全体の計画として、地域の特性を生かしこの地球温暖化防止の取り組みを推進する、いわゆる地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市内の事業者や市民の皆様具体的に取り組みを示してご協力をお願いしたいと、こう思っているわけですが、今やっておることとこれから進めていくこと等につきましては、担当課長の方から説明させます。

○議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

○市民部長（渡辺勝美君） 地球温暖化の対策実行計画につきましては、19年度から平成23年度までの5年間の計画ということで、まだでき上がったばかりで、今、印刷している最中でございます。

その大きな中身、内容でございますけれども、一つには、省エネルギー対策、それから紙の使用の取り組み、それからごみの減量化、リサイクルの推進という、この三つが主なものでございまして、温室効果ガスの総排出量を平成23年度までにおおむね3%削減するということを目標とした計画でございます。

現在、庁議等でも、この温暖化のことにつきましては、各課長にも今後取り組みますよということでお話をしたところでございます。

庁内での当面の取り組みといたしまして、もう始まっておりますけれども、始業前とか

昼休みについては業務に支障がない範囲での消灯、それから冷暖房の温度の適正管理、それからクールビズの推進ということをやっております。それから、紙の使用量を極力減らしていくということや、ごみの減量化に取り組んでいきたいと思っております。

今後、この計画は、庁内の、いわゆる事業所としての計画でございますので、住民に対して、今後、先ほども市長からありましたように、地域住民あるいは事業所等の協力を得ながら温暖化防止を進めていきたいと考えておるわけです。

今後、地球温暖化対策地域推進計画というものを策定していくわけでございますが、その計画が、いわゆる全市で取り組む計画ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） 私も茨城県地球温暖化防止推進委員というのを茨城県より任命されておりますので、CO₂削減の啓発にはとても一生懸命努力していきたいと思っております。

近隣の市をお聞きしてきましたらば、今おっしゃったように、クールビズだとか、そういった皆さんよくご存じの一般的なことはよくやっています。

守谷市なんですけれども、守谷市は、マイはし、おはしを持ってきて割りばしは使わないということと、もし使った場合は、チップにするために集めてそういう業者に渡すといったような努力もされているそうです。それと、光熱水費の削減に当たりまして、天然のお水、昼間は温めて暖房に使い、夜は冷やして冷房に使うといったようなことで室内温度上昇にも役立てて、あとは庁舎のガラス窓に遮光フィルムを張って室内温度上昇防止に役立てているそうです。

地球温暖化対策を進めるに当たって、まず行政から率先して行動し、市の温室効果ガスの排出の目的を決め、削減達成に向け頑張っていただきたいと思うんです。経費がかからなくても済むようなCO₂削減に大きくつながるのではないかと考えていることを言わせていただきます。

まず、つくばみらい市の庁舎の雨水をため、花壇などの水に使う。これから新しくつくる谷井田の建物なんかは、そういったような設備はすべきではないかと思っております。夏には、アサガオやフウセンカズラなど、つるのある植物を窓側に植え、緑のカーテンをつくり、これもまた温室効果につながるのではないかと思います。あと、庁舎の屋上ですね。かなりスペースがあると思います。そこに植木鉢などを置いて、やはり緑を育てていただきたいと思います。これはヒートアイランド効果につながると思います。あと太陽光パネルの取り付け、これは新しくお家を建てられる方に推進していくべきではないかと思えます。あと、先ほどもちょこっと見てきましたら、漏電ではないですけれども、むだな箇所に電気がついております。そういうのはやはり消すべきだと思いますし、トイレの水洗のお水が流れているというようなところももったいないのではないかとということで、ある程度皆さんでチェックをしていく必要があるのではないかと思います。あと、廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料の活用なども必要ではないかと思えます。

地方公共団体率先対策事業を取り入れて、省エネ設備などをやっていただければありがたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。皆様で削減をしようと行政の方で呼びかけていただければ、かなりのCO₂削減につながっていくのではないかと思うのです。目指せ1人1キロCO₂削減目標として、市も、家庭での省エネ、マイバッグ、ノーアイド

リング、一人一人1キロCO₂削減キャンペーン、エコポイントの獲得など、楽しく省エネをする方法を指導し、考えていただきたい。

先日、担当課に差し上げた環境家計簿の中に書いてある地球環境問題、取手市の取り組み、私たちにできることなど、細かく説明された家計簿の配布をされ、削減キャンペーンなどに参加しています。

つくばみらい市も、子供でもわかる内容でエコ家計簿をつくってもらいたい。地球温暖化を防ぐ地球エコ整備事業の中で、目標、意義、事業内容で特別会計による交付金の交付があると聞いておりますので、そのような補助を活用されて、つくばみらい市として削減に協力できるようにやっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 古舘議員、本当にご苦労さまでございます。これからも、県の方のいろいろ会議や研修会で出た問題を我々にも提起していただいて、できることから先にやっていくことが大事だと思うので、先ほど申し上げましたように、まず庁内やっておりますが、一般住民にも、今、議員がおっしゃったようなことを啓発して、これから努めてまいりたいと、かように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） このままでは地球がだめになってしまいますので、先月、伊奈庁舎、谷和原庁舎で地球温暖化防止というパネルの展示があったと思うんですよ。それを皆さんにもっともっと大勢の方に見ていただけるよう、やはり啓発するべきだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、2点目に移らせていただきます。

職員窓口の対応の評価について、丁重に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口と通告してありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各窓口には、市職員の対応に住民が花マルをくれますか。また、理想とする窓口対応とはどういうものなのか。職員は、市民の期待にこたえるべく精いっぱい努力していると認識しておりますが、更新書類の記載方法など、毎日扱っている職員と見たこともない書類を初めて書く人では、一言一言がわからない部分が出てきてしまいます。高齢者が多くなっていますので、優しく相談、アドバイスを行っていただけるサービス向上に取り組んでいただきたいのです。今の対応では十分とは言えないと思います。

例えば、両庁舎に行き、職員があいさつしてくださる方の少ないことと、よく皆さんがおっしゃいます。細かくここには書いたんですけども、先ほどの川上議員のお話の中である程度は出ておりましたので、省かせていただきますけれども、とにかく入ったときに感じが悪い。何をそんなにふんぞり返っているんだ、背中に棒でも入っているんだろうか。わからないことを言う人が多い。まず、パスポートを取りに来たら内容がよくわからないとか、谷和原なんですけれども、「樫木（つきぬき）」という場所を聞きに来たら、そんなのどこにあるのかわからないと言われたと。いろいろありましたので、そういったような内容は、もう少し職員にも勉強していただきたいなと思います。

窓口対応において、職員の資質向上が重要な課題と考えます。専門教養研修、市民満足度向上研修を実施いただき、より高度な窓口対応技術の習得に努めていただきたい。このような研修はどのように行われているのか、お聞きしたいのが1点です。

それと、市長の谷和原庁舎在日を週一、二回にさせていただけるか。とにかく合併をして何事も伊奈庁舎に集まることが多く、旧谷和原の住民は市長と言葉を交わす機会もなく、大勢いらっしゃる中での市長の顔はわからないとおっしゃる方が多いのです。市の顔である市長の顔、副市長の顔がわからないなどというのはとても恥ずかしいことではないのかなと思いますので、谷和原にも交代に市長、副市長が来ていただければ、職員もお仕事をしているところを見ていただいたり、相談事なども話しやすくなったりすることもありますので、ぜひ市長、週に何回か決めて、どちらかがこちらにもいるというふうにやっていただきたいと思います。

合併をして谷和原が損しているという言葉が圧倒的なので、ぜひお願いいたしたいと思います。どうぞ答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 前段の窓口につきましては、総務部長より答弁させます。

私も、庁議等には、管理職の皆さんに、言葉かけのできない職員もあるようですから、私もそう感じます。おはようございます、ご苦労さまぐらいは、全職員であいさつを覚えなきゃだめだと、こういうことでしょっちゅう話しているんですが、もっと徹底して、接遇についての研修会というのもやっておるわけですから、その対応ができないのは職員の資質の問題だと思いますね。これからも一生懸命勉強させてまいりたいと思っております。

それから、私のこの庁舎へのことでございますが、私は、伊奈庁舎へ行ってもここへ来ても距離的には同じでございますから、大いに結構でございます。ただ、2階の奥の方にはいたのでは、今、議員のおっしゃるような対応にはちょっとまずいと思うんです。ですから、下のフロアのどこかへテーブルといすを置いていただいて、それで対応してまいりたいと。

というのは、これは笑い事じゃなくて、この庁舎へ住民の方が用足しに来ても、2階の一番奥に入っているわけですから、今の部屋を利用するとすれば。ですから、私はこの庁舎へ仕事に来ても、議会のような時間のあるときにはあの部屋をお借りしておりますが、通常仕事に来たときには、各部長さんのところへお座りしていろいろお話をしていくんですが、そういうことで事務方に計画と場所と設定していただいて、大いに旧谷和原の皆さんともお話をしたり、いろいろなご意見を聞かせていただく、そういう機会をつくっていただきたいと、かように思っております。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 職員の窓口の対応につきましてはありますが、やはり先ほど議員からご指摘がございましたように、職員の資質を向上させることが一番であるということで、常に職員には、住民サービスについては、親切にわかりやすく、そしてどなたにも同じようをお願いしたいということで、いつも、先ほど市長からもございましたように、庁議のあるたびにそのように行っております。

それにつきましては、どのような研修を図っているかということでありますが、例えば電話応対についての診断研修とか、クレーム対応研修、それからもちろんそれぞれの職務におきましての能力向上等の研修等、多様な研修がありますけれども、そういう機会をとらえまして、年間延べ544名がそのような研修を受けております。

いずれにしても、来た方には、より親切な形で接するように常に心がけるように職員には周知をしております。

以上であります。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） 谷和原庁舎には空き部屋がいっぱいありますので、あまりお金をかけないで、1階のフロアに市長のお部屋をつくっていただいて、顔が見える市長として谷和原にも来ていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

職員のことなんですけれども、優しさという言葉を胸に、わからない方には親切丁寧に教えていただくことをお願いしまして、終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、9月6日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案の委員会付託等を行います。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時17分散会

第 3 号

[9 月 6 日]

平成19年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成19年9月6日 午前10時02分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	18番	海老原弘君
3番	染谷礼子君	20番	山崎貞美君
4番	中山栄一君	21番	廣瀬満君
5番	倉持悦典君	22番	今川英明君
7番	堤實君	23番	豊島葵君
8番	福島克良君	24番	細田忠夫君
9番	岡田伊生君	25番	倉持眞孜君
10番	古舘千恵子君	26番	川上文子君
11番	直井誠巳君	27番	中山平君
12番	横張光男君	29番	神立精之君
13番	安藤幸子君	30番	市川忠夫君
14番	松本和男君	32番	野田正男君
15番	古川よし枝君		

1.欠席議員

6番	飯泉静男君	19番	富山和夫君
17番	大好光君		

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市	長	飯島善君
副市長	小林弘文君	
教育長	豊嶋隆一君	
総務部長	海老原茂君	
市民部長	渡辺勝美君	
保健福祉部長	鈴木等君	
産業振興部長	鈴木清君	
都市建設部長	青木秀君	
教育次長	倉持政永君	
会計管理者	豊島久君	
秘書広聴課長	森勝巳君	
参事兼企画政策課長	中川修君	
総務課長	湯元茂男君	
財政課長	秋田信博君	
生活環境課長	沼尻修君	

児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
産 業 政 策 課 長	中 泉 次 男 君
都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君
代 表 監 査 委 員	竹 内 啓 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成19年9月6日（木曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

日程第2	議案第64号	つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
	議案第65号	政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
	議案第66号	つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	議案第67号	つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
	議案第68号	市道路線の認定について
	議案第69号	市道路線の変更について
	議案第70号	市道路線の廃止について
	議案第71号	平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）
	議案第72号	平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第73号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第74号	平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について
	議案第75号	平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
	議案第76号	平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
	議案第77号	平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
	議案第78号	平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
	議案第79号	平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第80号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について

議案第81号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

日程第3 議案第64号～議案第70号、議案第72号、議案第73号、議案第75号～議案第81号について各委員会付託

日程第4 一般会計決算特別委員会の設置及び議案第74号について委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第64号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
議案第65号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
議案第66号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第68号 市道路線の認定について
議案第69号 市道路線の変更について
議案第70号 市道路線の廃止について
議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）
議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第73号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第75号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第76号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第77号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第78号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第79号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第80号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第81号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
日程第3 議案第64号～議案第70号、議案第72号、議案第73号、議案第75号～議案第81号について各委員会付託
日程第4 一般会計決算特別委員会の設置及び議案第74号について委員会付託

午前 10 時 02 分開議

開議の宣告

○議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は26名です。欠席議員 6 番飯泉静男君、17番大好 光君、19番富山和夫君、23番豊島 葵君。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長、代表監査委員が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち代表監査委員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

代表監査委員竹内 啓君。

〔代表監査委員 竹内 啓君 登壇〕

○代表監査委員（竹内 啓君） 9月4日に行いました議案第74号から議案第81号までの8件の決算審査結果についての意見報告の中に一部誤りがありましたので、ここに訂正させていただきます。

入札制度の意見の中で、平成18年度の建築工事、それから、土木工事等の入札は130件で、予定価格149億円、落札額132億円と報告いたしましたが、1けた金額の単位を間違えて報告してしまいました。正しくは、平成18年度建築工事、土木工事等の入札は130件は同じですが、予定価格14億9,000万円、落札額13億2,000万円でございます。

ご迷惑おかけしましたことをおわびするとともに、訂正のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（廣瀬 満君） 続いて、昨日の今川議員の一般質問の答弁について、保健福祉部長より申し出がありましたので、これを許可します。

保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 昨日の今川議員からの一般質問の答弁の中で、一部訂正をさせていただきたいと思います。

保育料の運営費措置費でございますけれども、保育所運営費措置費につきましては、平成16年度から公立保育所分は廃止となりました。公立における市の1人当たりの経費でございますけれども、約122万5,000円となります。保護者の負担につきましては、平均で約22万1,000円となります。

以上でございます。

一般質問

○議長（廣瀬 満君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番横張光男君。

〔12番 横張光男君 登壇〕

○12番（横張光男君） 12番の横張でございます。私は、今定例議会に1点のみ一般質

問を通告いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。質問の通告の要旨にもありますように、私は細かく質問要旨を出しておりますので、基本的にはここに書いてあるとおりでございますけれども、若干肉を加えながら質問をさせていただきたいと、かように思う次第でございます。

私の質問は、将来のつくばみらい市の姿であります行政全般にわたるもので、大変重要な総合計画でございます。その内容につきましては、平成19年の12月定例議会に原案が上程される予定とのことですので、そのときは慎重かつ十分な時間の中で討議されることと思います。今回は、基本構想及び基本計画の配付はされていますが、先ほど申しましたとおり上程はされていないので、中身については質問をいたしません。

それでは、質問は、基本構想のみが議会の議決要件であります。基本計画とセットで議会の議決権とすべきではないかとの質問でございます。もう既に基本構想はもちろんのこと、基本計画も議員のところへ参考資料として配付されているという手配の中でございますので、私はセットで議会の議決要件とすべきではないかということでございます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、すべて行政については、一つの目的、意識、さらにはビジョンと、これを達成するための計画性が必要であることはご承知のとおりでございます。これは、何をなすべきかと、政策の選択、その優先順位を定め、効率的な運営を図るため、総花的なものを排除しようとするものであります。これがために市町村では、基本構想、基本計画及び実施計画と3層から構成されます総合計画を策定するということとなっております次第でございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、議会の議決権は地方自治法第2条、これは地方公共団体の法人格とその事務のいわゆる第4項で、若干申し上げますと、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに応じ、則して行うようにしなければならないということで規定をされているところでございます。それが基本構想のみを議決要件としているところでございます。基本計画については議決権が及んでいないというのが法的なところでございます。

しかし、基本構想は、当市の原案を見ても、10年という長期にわたるまちづくりの理想、ビジョン、政策のタイプを羅列したにとどまっております。それらを具体的にしたものが、いわゆる通常ですと5年という前期、後期と分けた基本計画があって、そして、その5年の基本計画を実行するものとして具体化したものが実施計画3年であるわけです。これらについてはローリング方式もとられるようでございますけれども、いずれにしてもそういうことになっておるわけです。

そして市町村は、さらに単年度予算主義でございますので、各年度の予算編成に当たっては、この実施計画を踏まえ編成するもので、このことから実施計画3年のものが執行権の範囲とすべきと私も考えますけれども、基本計画5年の策定に当たっては、ここの日程を見ますと、当市の策定に当たっては、住民代表者による審議会等を設置をしまして、公聴会さらにはアンケート調査など、幅広く住民の意向を聞き、慎重を期した策定をされなければならないという一つのあれがあります。

当市でも、これらの趣旨に基づいて審議会委員の公募、2名でございますけれども公募をし、総勢20名で構成し、アンケート調査、地域団体懇談会等を設けまして、平成18年、

19年の2カ年にわたって、平成18年には基本構想の素案、平成19年度には基本構想及び前期の5年の基本計画を慎重に審議されてきたわけでございます。そのでき上がったものが、議員の皆さん方にも配付されております総合計画の資料でございます。大変、ここまでたどり着くまでには、執行部の皆様の努力は、私はあえてこれらを評価いたします。しかし、どんなに評価をしても、私どもの議会の議決要件でない基本計画には及ばないわけです。基本構想のみなんです。10年という非常に長い長期の構想にとどまっておりますから、今日のような非常に目まぐるしく動く時代の変化にはついていけない、即応したものでなくては、私はならないと思うんであります。それにはやはり、基本計画の5年であると思うんであります。

そういうことから、この基本計画の5年のものも、もう既にほぼでき上がっている状況にあるわけです。参考資料として配られておるわけでございますので、私はこれを議決権とすべきではないかと。それには、具体的に申し上げますと、2条では基本構想、さらには地方自治法の96条、いわゆる議決事件、いわゆる市長の専決処分とかがありましたけれども、96条の議決事件2項で、前項に定めるものを除くほか地方公共団体は条例で地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものと定めることができることとしていることから、ここに1項を加え、条例で追加すべきと思うんでありますけれども、そのお考えはあるのかなのか、市長及び担当部長の所見を、1回目、お伺いする次第でございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 23番豊島 葵君が出席であります。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいまの横張議員のご質問でございますが、考えがあるのかなのかということでございますが、あるなしだけのご答弁では申しわけないと思いますので、私の基本的な考えを申し上げます。

議員がおっしゃったとおり基本計画は、基本構想で掲げた将来像を具現化するための施策を体系的にまとめ上げたものでございます。そのため、基本構想の議案を上程させていただく際には、基本計画も参考資料として添付させていただくほか、議会全員協議会等でもご説明をさせていただきたいと思っております。しかしながら、執行部としましては、基本計画を議決事項とするための条例を整備することにつきましては今後の検討事項とさせていただきたいと、これが私の基本的な考えでございます。

なお、今回の総合計画の策定に当たりましては、民意を反映させた透明性の高い計画とするため、市民アンケート、地域団体懇談会、あるいは市民懇談会等を行ってまいりました。また、9月7日から20日までの14日間、基本構想と基本計画の素案につきまして、パブリックコメントの手法を用いまして市民の皆様のご意見を募集することになっております。

今後も、民意を反映した計画づくり、透明性の高い計画づくりに努めてまいりたいと思いますので、基本的な考えは前段で申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 12番横張光男君。

○12番（横張光男君） 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

市長から、あるのかなのかということではなくて、それに肉づけをしまして大変丁寧

にご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

しかし結論は私はもう少し、私の質問は議決要件とすべきだということでございますので、私の質問から見れば大変、若干といいますか、やらないということではありませんから、検討事項としたいということでございますので、若干期待は持てるのかなと思いますけれども、先ほどの答弁の中にもありましたように、参考資料としてあえて出せるのであればですよ、議決要件にするのかしないのかということだけですから、私はできるんじゃないかと、こう思うんでありますが、第2回目の質問をさせていただきたいと思います。

基本計画を議決権としている市町村は、もう既に一部にはあるんですよ。事例が見られるんであります。それには、先ほど申しましたような手法をとりながら議決要件としているところであるわけです。いわゆる執行者の中には、なぜそういうものを議決権としないのとするのとは大きな違いがあるのは、私これから申し上げますけれども、執行者の中には、いわゆる基本構想に掲げた基本計画を具体化したもの、これを住民との公約、契約と受けとめて、忠実に履行をし、実現しようとする首長、ここの市長はそうにとらえるべきだと、私も思いますけれども。実現しようとする方と、あくまでも基本計画は基本計画なんだということで、その意義を大変軽視している執行者があるように、いろいろなことで言われております。

それはなぜかと申しますと、いわゆる先ほども単年度予算主義と申しましたけれども、自治体は毎年度の予算措置で十分だという執行者があるわけです。そうなりますと、いわゆる基本計画は絵に描いた餅になってしまう例もあるように見受けられます。

これはなぜかといいますと、執行権限の範囲内という、いわゆる安易な気持ちから計画の重みを重視しないためではないかとも言われておるわけでございます。そしてまた、議決権を与えると、いわゆる基本計画を自由に動かせないと、いわゆる弾力性を失うから執行権の範囲内に置くべきだとの反対の理論もあるのも事実でございます。

しかし今日では、この計画というものは長の私意に任せるべき性格ではなく、いわゆる住民に対する公約として、長も、議会も、住民の代表者として住民福祉向上のため責任を負うという立場から議会の関与権を認め、これを批判、監視して、よりよいまちづくりの実現のため、その的確な執行を確保するよう、長は議会に責任を負う姿勢こそ、地方分権の創造の時代にふさわしい態度ではないかと思うんでありますけれども、もう一度お伺いしましても同じような回答なのかと思うんですけれども、あえてもう一度、首長の姿勢を簡単でよろしいでするのでお答え、これによって変わることはありませんでしょうけれども、検討するという先ほどのご答弁でしたので、12月本会議までに、どの辺までに検討をする期間を設けられるのか、ずっと検討するでは、これはいかんせん、いかにも困りますので。12月の定例議会に上程される基本構想に間に合うように検討していただきたいと思うんでありますけれども、再度、市長のご見解をお伺いする次第でございます。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員、いわゆる基本構想に基づいて基本計画を作成するわけでございますから、途中で変更はあり得ないわけでございます。

ただ問題は、この実施計画に移しますと、いろいろ状況の変化で、その中でローリングをしていくと、こういう仕組みになっておるわけですから、実施計画については見直しをします。こういう考えの基本的なものは、そういうことであるわけでございますから、先

ほど答弁申し上げたとおりでございます。検討するということは、12月に基本構想、今できているわけですから、これに間に合うようにお願いするという意味ではなくて、今回の基本構想は12月に上程し、お願いすると。その後においていろいろ、今議員おっしゃったように、どこかではあるということでございますけれども、県内では恐らくやっていないと思いますが、そういうものをじっくりと、これは検討しませんと。皆さんの任期もそうですが、私の任期も4年ということでございますから、もう1年過ぎておりますので、その中で、後のやりいいようなことにやっていかないとはいけませんので、私が今回12月の議会にお願いする基本構想に基づいての問題としては考えているわけではございません。その後いろいろ、その間に検討させていただくと、こういう意味なのでご理解賜りたいと、そういうことです。

○議長（廣瀬 満君） 12番横張光男君。

○12番（横張光男君） 3回目ですので、最後でございますので所管部長なり課長なりに、3回目はご答弁をいただきたいと思います。ちょっと具体的に申し上げます。

12月に上程予定の基本構想では、討議される参考資料として既に配付済みの基本計画が提出されると。それによって質疑となると、あくまでも参考資料でございますので、どうしても参考資料に質疑が集中するのではないだろうかと思うんであります。これは、はっきりとしております。

と申しますのは、基本構想は将来のビジョンで、具体的に申し上げますと、あの基本構想を見ますと、7項目かになっていきますけれども、私としてはすべて非の打ちどころがないと。あえて基本構想の部門で申し上げますれば、12月にこれは議論されると思いますけれども、人口フレームの問題、さらには土地利用の問題。それ以外の教育、福祉、農林、土木、地方自治という中で、すべて熟読させてもらった範囲では基本構想では、私はないと。あるのは、人口フレームと土地利用ぐらいなんです。そうすれば、じゃ、その理想像を追いかけるのには、この基本計画が具体的にそれを示しているわけです。当然私も12月の定例議会では、その参考資料に集中されるであろうと思うんであります。でも、しかし、出されたものが参考資料でございますので、十分な納得する質疑、討論はされないのではないだろうか。しかし、されたとしても、それは議決要件ではありませんからね。したがって、基本構想は理想像だけでございます、先ほど申しましたとおり。

私は議決されることとなり、理想像でありますから議論をしても、基本計画の議論をしましても、やはり最終的には理想像である基本構想は議決されると。どうもスッキリしない、納得のいかないような形で理想像の基本構想が議決されるということになるのではないかと、こう思うんであります。ですので、基本計画であるわけですので正式に議案に、もう既に配付されておる基本計画でございます。これは策定が完了している基本計画であるのかないのか、それならば。正式に提案はできない、そういうことであれば、参考資料として出されるものであれば、正式に議案としてであろうが、議案としてでなかろうが、いわゆる正式に議案としても提案ができるのではないと思うんであります。

ぜひとも、12月の議会には、基本構想とセットで基本計画も議決要件として提案されるよう強く望むわけでございますけれども、あとは質問ができませんので、強く要望するとともに、これの質問に所管部長と所管課長のご見解といいますか、ご答弁をいただきたい。泣いても笑っても、もう質問できませんので明快にお答えいただきたいと、かように思います。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） ただいまの市の総合計画の基本計画につきましてのご質問でございますが、この基本計画につきましては、何度も申し上げておりますとおり、その構想を基本的な施策を体系的かつ具体的に実施するための中期的な計画ということであり、これが本当に重要な計画になるかと思っております。この計画につきましては、市の総合計画審議会の中で十分に論議されたことにつきまして議会の方にご提案をさせていただくという段取りでなっておりますので、その点をよろしく願いたいと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 企画政策課長中川 修君。

〔参事兼企画政策課長 中川 修君 登壇〕

○参事兼企画政策課長（中川 修君） ご答弁を申し上げます。

担当課長として考えてございます基本計画について、議決事項の地方自治法第2条で範囲とされていないということでございますが、その立法の趣旨が一つには理由にあるのかなと考えております。地方自治法の第2条の規定は、昭和44年の自治法の改正により創設されたものでございまして、その背景には、地域経済社会の変動の中にあって真に住民の負託にこたえ、適切な地域社会の経営の任を果たすためには、将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要とされたと言われたというふうに聞いております。そのため、市町村では、より弾力性を持たせるための基本計画につきましては、議会の議決を経て長期計画である基本構想を定めているという考え方というのが1点でございます。

横張議員のご質問の直接のお答えといたしますと、やはり構造的に申し上げまして総合計画につきましては、一般的には基本構想と、それから基本計画、実施計画という3層の型が決められてはおりますが、自治体によりましては実施計画を作成していない、あるいはまた、基本計画も作成しないというような市町村もございます。それぞれの地域事情、自治体事情によりまして、各方面、各立場からの検討要素も含まれているのかなと考えてございます。

そして今回、基本構想のみの議決で、12月については、基本計画につきましては参考資料、もちろん十二分にご説明はさせていただきます、ご質疑等もちょうだいするわけでございますが、参考資料にとどまるということでございます。しかしながら、いわば基本構想も、それから基本計画もセットという形で、あるいはまた、その整合性も十分に踏まえた中での十分な審議になるのかなと考えてございます。

したがいまして、議員のおっしゃるように議決事項とすることが最善ではございましょうが、両方をご審議いただくことで十分な民意を反映した議会と。議会は、また市民の代表でございまして、そういう意味から申し上げますと、民意を代弁する基本構想、基本計画になり得るのではないかなと考えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○12番（横張光男君） 3回目終わりましたから、以上でございます。

一言も二言も申し上げたいことはあるんですけども、ルールでございますので、ここで下がらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） 次に、3番染谷礼子君。

〔3番 染谷礼子君 登壇〕

○3番（染谷礼子君） おはようございます。3番の染谷です。今回2問通告をしておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、子育て支援についてということでお伺いをいたします。

放課後子育てプランの創設により、学童保育や延長保育が全国的に拡大されております。新聞によりますと、ことし5月までに全国の学童児童入所数が過去最多の74万3,800人となり、昨年に比べまして6万人以上ふえたとありました。ちなみに県内におきましては、現在1万8,500人が入所をしているそうです。女性の社会的活動の多様化や経済的負担増に伴い、共働きの家庭が大変ふえております。基本的に保育所や学童保育は、共働きや一人親家庭などで、十分な世話のできない家庭の子供たちが対象となるわけですが、そこで今回、市民の方から寄せられました声を通してお伺いをいたします。

その方は、母子家庭で3人の子供を働きながら育てていらっしゃるようです。その3人の子供のうち、お2人のお子さんに障害があります。上のお子さんは、養護学校の小学部に通っております。また、一番下の障害のあるお子さんは、保育所に通っております。この方は、取手から3年前に転居されてきました。そこで、下の障害のあるお子さんを取手の保育所から本市の保育所に移動しようと申し込みをしましたが、加配が足りないとの理由で入所ができませんでした。いまだに取手の保育所に通っているとのこと。保護者にとって、職場や家庭に近い場所で子供を見てもらいたいと思うのは当然のことです。職員の不足で受け入れができないということは、大変問題なのではないかと思うのであります。1点目として、保育所の受け入れ状況、また、職員の確保状況についてお伺いをしたいと思います。

次に、障害者の学童保育ということですが、保育所には延長保育があり、学校には学童保育があります。しかし、養護学校に通う子供たちには放課後の受け入れがありません。普通児童とは違い、1人で行動することも、1人であることも困難な子供だからこそ、放課後に安心して過ごすことのできる学童保育が必要であります。通常はあるのに、なぜ障害のある子供たちにはないのでしょうか。

私は今回相談を受け、障害のあるお子さんを持たれた何人かのお母さん方の話を伺いました。そして、皆さんの協力を得てアンケートをお願いいたしましたので、ここで紹介をさせていただきます。こういったまとめたものなんですけれども、障害を持つ子供たちの放課後や長期休みの過ごし方についてということでアンケートをお願いいたしました。このアンケートは、つくばみらい市内から伊奈の養護学校に通っていらっしゃる子供たちも含めまして、伊奈養護学校小学部の保護者37名、ほぼ全員です。の方を対象にアンケートをとらせていただきました。

一つ目に、学校が終わってから何かのときに子供を預けられる人はいますかという質問に対して、はいと答えた人が19人、いいえと答えた人が18人、いいえと答えた人が49%ありました。ほぼ半分の方が、学校が3時に終わり家に帰ると、自分がどのような状況、具合が悪くても、家族が面倒を見なければなりません。

2番目に、放課後の学童保育または一時預かりは必要だと思いますかという質問に、はいと答えた方は37人で全員でした。全員の方が必要であると考えていらっしゃいます。

3問目に、もし放課後の学童保育や一時預かりがあれば利用しますかという質問に対し

て、はいと答えた方は33人、いいえと答えた方は2人、無回答の方はお2人でした。はいと答えた方が33人、90%の方がいらっしゃいました。普通学校では、10人以上の希望があれば学童保育を開催する。学童保育をやることができるわけですがけれども、児童数の比率から見ましても、養護学校に通う90%のこの結果を見ましても、大変大きいものがあるのではないのでしょうか。

また、アンケートの中で、はいと答えた方は、週に何日利用したいですかという質問に対して、必要なときと答えた方はお1人でした。また、1日から2日やってほしいという方は6名いらっしゃいました。3日から4日という方は10人、5日以上という方も10人いらっしゃいました。

その他の項目で、放課後や長期休みの過ごし方で一番困っていることは何ですかというアンケートに対しましては、このような意見が出ておりました。仕事ができない、もちろん仕事をしたいけれども仕事ができない、兄弟がいるので思うようにならない、遊ぶ場所がない、仕事をしているので施設に預けることが大変である。もちろん民間で、有料でやっている牛久市やつくば市にはそういう施設がございますが、働きながらその施設に預けに行くことは大変難しいという意味だと思います。また、外に連れていってやりたいがなかなかできない、なかなか施設が利用できない、このような意見も出ておりました。

このアンケートの結果を見ましても、障害者の学童保育の必要性は明確ではないのでしょうか。

また、母子家庭におきましては、来年、児童扶養手当の改正で減額がございます。ますます経済的な負担が大きくなることが考えられます。早急に、安心して働きながら子育てのできる環境を整えるべきと考えますが、この点につきまして市のお考えをお聞かせください。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

実は、申し込んだが断られたということは私も把握しておりませんので、ちょっとそれは部長の方から。もしそういう事実があったとすれば、これは問題でございますので。現在、市立の保育所では3名の障害を持っているお子さんをお預かりしております。ということから、もともとやってまいるという姿勢で取り組んでおりますので、どういう事情でお断りをしたのか、ちょっと私も把握しておりませんが、もちろんこれからも続けてまいります。

それから、この養護学校の問題でございますが、これは議員ご承知のとおり茨城県立でございますので、県の方へ、これから児童クラブの設置についての働きかけをしてまいりたいと、このように思っております。もちろん教育長と協議をしながら進めてまいります。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

先ほどの市内の公立の保育所に障害児の申し込みがあったということですが、保

健福祉部あるいは児童福祉課の方には連絡が入っておりませんから、承知しておらない事項でございますので、ちょっとそこら辺、調査をしていきたいと思います。

市内公立の保育所における障害児の受け入れ状況についてでございますけれども、現在、伊奈の第一保育所に2名、それから伊奈の第二保育所に1名の合計3名の方が在籍しております。障害児の受け入れに当たっては、保育所の関係やらでいろいろ苦慮すべきことはございますが、その状況を配慮しながら検討していきたいと。できるだけ、皆様方のご要望にこたえるよう対応していきたいと思っております。

現在、保育士でございますけれども、障害児を担当する保育士は障害児の保育研修は受けておりますけれども特別な資格を持っておりませんので、その辺につきましては、研修を深めながら対応していきたいと考えております。今後といたしましても、施設面、人的配慮をした拠点保育所を位置づけた障害児保育、子育て支援が行えるかどうか検討してまいりたいと思います。

また、養護学校に児童クラブを設置でございますけれども、市内の児童クラブでございますけれども、普通の公立の学校に通学している障害児を持つ特別支援学級に在籍する児童につきましては、現在の児童クラブでお預かりしているところでございます。ただ、指導員の中に障害児教育の専攻をした資格を持つ者がいないことから、その辺も経験の中とか、いろいろそういう研修の中で対応していきたいと思います。

養護学校の児童クラブにつきましては、市長の答弁のとおり養護学校は県立学校でありますので、茨城県への児童クラブの設置を求めて協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） ありがとうございます。

保育所に関しましては、障害のあるお子さんで受け入れをしないということはないということは伺っておりましたが、普通の保育士さんでは、加配、そばについてということで、その加配が足りないということで断られたということをお伺いしておりますので、この辺もう一度調べていただいて、できるだけ早く受け入れをしてあげられる方法をぜひともよろしくお願いいたします。

また、職員の募集が時々広報に入っておりますが、取手市なんかでもちょっと伺いましたところ、本市との時給額がそんなに変わらず、大変職員数を確保できているというお話も伺っております。その募集の仕方、内容につきまして足りない、早急に必要ときもありますが、できるだけ工夫をしていただいて職員の確保に積極的に取り組んでいただければと思います。

また、養護学校につきまして、養護学校ですので県での事業ということは重々自覚しております。本当に、この養護学校での学童保育を養護学校が独自でやってくれることが一番よいと思うのはありますが、県がやるのをただ待つだけというのではなく、市として何かアクションを起こしていただきたい、そう思うのであります。参考までに、町独自で実施をしている阿見町でお話を伺ってきましたので、ちょっとご紹介をいたします。

阿見町では、町内のさわやか福祉センターのプレイルームを使いまして、美浦の養護学校に通う小学生と中学生までの9人が、現在週2回、3時から5時までの2時間をこの学童保育を利用しているそうです。初めはボランティアや県立医療大学の研修生に応援をしてもらいながら運営をしておりましたが、今は町で年間270万円の予算で職員だけで実施

をし、もう3年になるそうです。送迎も、初めは保護者が養護学校からさわやか福祉センターまで送迎をしておりましたが、現在は養護学校の送迎バスがさわやか福祉センターまで送ってくださっているそうです。大変、保護者の方からも喜んでいただいているとのことでした。ちなみに、この養護学校の学童保育に通うお子さんの個人負担は、おやつ代の800円、1カ月ですね。800円だそうです。

県に強く要望することも大変重要であります。市として市内の公共施設を使うなり、また伊奈養護学校の1室を借りて実施をしてみる、こういった方法もありますが、この辺につきましまして一度答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 前段につきましては担当部長の方から答弁をさせますが、養護学校との関係、やはり一定時間まで養護学校の方で預かりしているわけですから、それはやはり養護学校との協議をしなければ、今議員がおっしゃったような市がその時間外をやるにしても、協議を進めていかなければなりませんので、そういう担当部課長に、今阿見でやっておられるということでございますから、そういうものも含めて勉強していただいて前向きの姿勢で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 加配の問題ですけれども、人的配慮でございますが、やはり障害を持つ児童が入所してきた場合には、それに応じた人員を配置することが必要になるかと思えます。その点についても、今後十分人的配慮をした上で対応していきたいと思えます。

保育士につきましては、現在、退職した保育士の補充に充てる保育士を募集しても、なかなか応募がないという現状でございますので、その辺も含めまして人事担当の方とよく調整をしながら考えていきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） ありがとうございました。

市の評価といたしまして、福祉が大変おくれているとの声を多く耳にいたします。どうか積極的な取り組みで、希望のあるまちとして評価されるようぜひとも努力していただくことを要望いたします。この質問を終わりにいたします。

引き続きまして、2問目のA E Dの救命講習会についてということでお伺いをいたします。

A E Dが全国的に推進をされ、本市でも10月末には設置をされると伺っております。過日の新聞によりますと、県内9割の市町村で予算化され、予算化していないのは44市町村中6市町だけであるとありました。本市では、ことし予定の公共施設に加え、寄贈があり、学校にまでA E D設置が拡大されることは大変評価するところであります。そこでA E Dの存在や使い方を周知徹底する上からも、講習会の実施状況について伺いたいと思えます。

私も、本市にA E Dが設置されることを受け、5月に救命講習を受けました。そして、このようなカードをいただきました。3時間という時間の講習でしたが、やはり意識が変わりました。救命に対する。広報等で講習会のお知らせをしていただいていることは知っ

ておりますが、一般住民に先立って職員関係や学校関係、また、公共施設に従事しているシルバー人材の方々の講習会状況と今後の計画について伺いたいと思います。

また、関連したことでありますので、もう1点お伺いいたします。今後の設置予定としてはどこをお考えなのか、この点につきましてもお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） A E Dの設置計画であります。19年度に10カ所を予定してございます。まだ設置はされておきませんが、10月末には設置される予定であります。20年度には各小学校10カ所、次に、21年度に福祉施設、世代ふれあいの館、小絹ふれあいセンター、伊奈の保健センター、伊奈公民館、谷和原公民館、谷井田コミセン、それから、小絹コミセン、あともう一つ、板橋に設置されますコミセン等を考えております。ですから、21年度までには順次計画的に配備をしていく計画であります。もちろん計画でありますので、当然財政の方とも関連します。その点はお含みおきのほどお願いをしたいと思います。

次に、講習につきましても、順次18年度から市の職員等を中心に講習を行っている、もちろん一般の方等につきましても講習を行っております。

ここでちょっと申し上げたいと思いますが、今後の計画であります。19年度につきましても、市職員等を対象にしまして、内部的にも年5回ですか、予定しております。これは、既に7月5日、8月と、それから10月、12月、2月と、各20名程度を予定しております。もちろん来年度につきましても、職員を初め一般の方々なんかにつきましても計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） ありがとうございます。

来年の予定ということで今総務部長の方から計画を伺いまして、ぜひとも、コミュニティセンターの利用者が大変今多く使われております。来年、板橋コミュニティセンターも予定されておりますので、やはり私としまして、人の出入りの多いコミュニティセンターに設置ということで安心をいたしました。

また、講習会等につきましても、一度の講習会で全員が一遍にやれるわけではなく、人数制限もございますが、順次進めていただいております。中でも、特にシルバー人材の方につきましても、公共施設で職員のいないところや、夜間などの時間外に従事している方が多くいらっしゃいます。そこで、A E Dの設置が予定されております。きらくやまや総合運動公園等につきましても、大分シルバー人材の方が何十名も職務についていただいております。そういう方のために、いざというときに備えて早目に講習会をしてはどうかと思うのであります。きらくやまに勤務しているあるシルバーさんから、救命講習をまだ受けたことがないんだよという声がありました。10月には設置されるわけですので、早急に講習会を実施すべきと考えますが、この点につきましてもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） シルバー人材センターの職員につきましてもあります。

シルバー人材センター安全適正就業基準というのが、この10月1日から施行されます。これに基づきまして、健康で安全に適正に働くことができるための要件が整うわけでありませう。そういう観点から、応急処理教育としての講習会も、AEDはもちろん、公共施設に従事していただく会員の皆様54名おりますが、この皆さんを対象に今後計画的に実施していく予定であります。今後とも、この講習につきましては、やはりいざというときにちゃんと取り扱いをできませんと、その機能が発揮できませんので、常総地方広域消防本部の方に講師等をお願いしてあるわけでありませうが、今後もこの消防本部の方と連携をとりながら、この取り扱いの普及啓発に努めていきたいと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 大変ありがとうございました。

人命にかかわることでもありますので、前向きな取り組みということで今部長の方から答弁をいただきましたので、今後の取り組みに期待をいたしまして、すべての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） ここで10分間の休憩をとります。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

○24番（細田忠夫君） 24番の細田です。通告に基づきまして2点ほどお伺いしたいと思います。

最初に、緊急地震速報の実施とその対応ということでお伺いしたいと思います。

気象庁は、ことしの10月から、地震の揺れの大きさや到達時間などを事前に知らせる緊急地震速報をテレビ、ラジオなどを通して広く一般向けに提供するというものでございませう。この緊急地震速報は、震度5弱以上の強い揺れが予想される場合、震度4以上が見込まれる地域に対して地震が来る10秒から数十秒前に素早く情報を提供するというものでございませう。これまでも試験的に行われていたようでございませう。先般の新潟県中越沖地震の際も、この速報が活躍されたということでございませう。新潟や長野、関東地方の建設工事現場や病院などにおきまして緊急地震速報が使用され、揺れる約1分前から数十秒前に情報が提供されたということで、関係者は身の安全、机の下に隠れたとか、あるいは工事や電車を緊急にとめたということが行われたようでございませう。強い地震が起きるのを事前にキャッチすることができれば、心構えあるいは身を守る準備ができるわけございませうして、被害は最小限に食い止めることができるというものでございませうして、そのメリットは極めて大きいものがあるかと、こんなようにも感じるわけございませう。

この速報の仕組みをちょっと触れておきたいと思うんですけれども、最初に、揺れが弱く伝わる、いわゆるP波というものの、これは専門的には初期微動ということで、このP波は秒速5キロから7キロくらいの速さで伝わってくると、こう言われております。これを知見した後に、大きな揺れが伝わるS波、これを主揺動といいまして、秒速3キロから4キロくらいの速さで伝わってくる。この到達時刻を予想するというものであるわけござ

います。現在、全国約1,000カ所に地震計が配置されているようですが、この地震計が観測したデータをもとに震源の位置と規模を瞬時に分析して、各地で予想される震度を推定したものを速報すると、こういうことであろうと思うんです。

直前とはいえ、速報の使い方によっては地震の被害を軽減することができるという画期的な効果が期待されるわけでございます。しかしながら、一方、課題も少なくない、と言われております。例えば集客施設等でこの速報を受けた場合、多くの人が出口に殺到し、パニック現象などが予想される。また、ラジオの速報を聞いた車が急ブレーキをかけた場合、追突事故が発生することにもつながるんじゃないかということで、二次災害がかえって大きくなる可能性も指摘されているところでございます。そのために、この速報に対する心構え、あるいは正しい適切な対応というものが求められるんじゃないかと思うわけでございます。そのことをやはり住民に周知徹底することが大変重要なことになろうかと思っておりますので、その辺のことについて、まずお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 緊急地震速報の問題でございますが、これは全くそのとおりでございます。日ごろ、やっぱり市民の皆さんにいろいろ心していただかなければならない問題がございます。いわゆる日常生活の必要なものをすぐわかるところへ置くとか、あるいは、速報ももちろん大事でございますが、この緊急地震速報の特性をよく理解して、常日ごろから準備は必要であると、私もそう心得ております。したがって、この速報のポイント及び課題等をホームページや今後の市の広報で住民に、1回に限らず、日ごろ周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

それから、いわゆる防災行政無線、これも後で具体的に総務部長の方からあろうかと思いますが、これを直結して、これが即速報できるようにやってまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 緊急地震速報につきましては、この10月から気象庁で運用を開始いたします。まず、このシステム等につきましては、まだ広く皆様のご承知ない方もおられるかと思えます。ただいま市長から申し上げましたように、こういうシステムにつきまして、まず広報をしていくことが大事かと思えます。もちろん広報紙やホームページ等を利用して、この周知を図っていきたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） この地震速報は、一方でまだ限界ももちろん指摘されているわけです。いわゆるP波とS波が同時に、ほとんど時間的に差がなく到達する直下型地震はそうなんだそうです。したがって、速報前にいわゆる揺れが来ってしまうということで、情報が間に合わなくなるケースもあるわけでございます。現に中越沖地震におきまして大きな被害を受けたわけですが、この受けた柏崎市、あるいは刈羽村ですか、においては間に合わなかったというケースなんですよ、これは。したがって、そういう限界ももちろんあるわけでございます。

また、速報発表から強い揺れが到達するまでの時間は、ほんの数十秒という形になるん

ですよね。でありますので、いわゆるこのために、国民があらかじめ速報を聞いた際にどのような行動をとればいいのかということを、やはり周知徹底する必要があるということが最も重要であると思うんですよ。このために今、各地の小学校あるいは保育所などでは、この本格的運用を前に、速報システムを用いた防災訓練というものが実施されているところがふえていて、こういう状況にあるようでございます。したがって、そういうことも当然必要ではないかと私も感じているわけでございます。

そこで、この対応のポイントでありますけれども、気象庁が発表しておりますけれども、まず、身の安全を確保するためにだれでもできる行動基本マニュアルを作成されまして、それが紹介されておりますが、若干ちょっと紹介してみたいと思うんですけれども、極めて常識的なことですよね、これは。

例えば家庭の中で、もしこの速報を受けた場合どうするかということがマニュアルとしてあるんですけれども、まず顔を保護して丈夫な机の下などに隠れる、また、あわてて外に飛び出さない。あるいは自動車を運転している場合、この速報を受けた場合、あわててブレーキをかけない、ハザードランプを点灯してゆっくり停止する。あるいは鉄道、あるいはバスの乗車中にこの速報を受けた場合は、つり革、手すりにしっかりつかまる。あるいはエレベーターの中で速報を受けた場合は、最寄りの階で停止させ、すぐおりるとか、あるいは屋外で受けた場合は、ブロック塀等の倒壊に注意とか、あるいは看板、割れたガラスの落下に注意とか、ビルのそばから離れるとかいうこと。あるいは人が大勢集まる施設においてこの情報を受けた場合は、係員の指示に従う、落ち着いて行動する、あわてて出口に走り出さないとか、このような極めて常識的なことがマニュアルとして紹介されておりますけれども。

しかし、いざ有事の際は、なかなか行動に移せないというのが実態ではないかと、私は思うわけです。したがって、やはりそういう意味からも、こういう極めて常識なことでもちゃんとやっぱりふだんから自覚していく必要があると、こう思うわけです。したがって、そういうこともしっかり徹底していく必要がある、こんなようにも感じております。

それから、最近は、ようやくNHKで10月から速報が始まるということを案内してはいますが、実際にこの速報が行われるということは、ほとんど知らなかった。住民はほとんど知りませんよ、これは。気象庁が5月にアンケートをとったデータがあるそうですけれども、そのときの調査によっても名前も知らない。名前を知っているという人は35%しかいなかったと。そして、正しいこの速報を正確に知っていた人は35%中の39%しかいないということなんですよ。ということは100人中、十四、五人しか認識されていないというデータがあるようですけれども、そういう意味からおきまして、懸念される問題等、やはり周知徹底する必要があると、こんなようにも私は感じているわけでございますけれども。先ほどのマニュアル等をひとつ参考にして、周知徹底をする必要があるんじゃないかと、こんなように思いますけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 地震の際どのような行動をとったら一番安全になるかということは、非常に初期の動作につきましては大事でありますので、ただいまのマニュアル等を、基本的なことかもしれませんが、そういうマニュアル等を活用しまして広く啓発をしていきたいと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） いずれにしても、我々がこの地震の予知ができるということは、かつては想像もできなかったことが現実味を帯びてきたわけでございまして、また、初めての取り組みということになるかと思しますので、ぜひひとつこの速報が生かされて、できるだけ被害を少なくできるということに生かしていきたいと、こう思しますので、その準備をしていただきたいと思います。

この質問はこれで終わらせていただきますが、次の質問に移ります。

2点目でございますけれども、開発行為による雨水調整池の環境改善問題についてということでお伺いをしたいと思います。

この調整池につきましては、多分、昭和40年代あるいは50年代につくられたものだと思うんですが、特に伊奈東方面を中心に住宅開発が行われた際、県の指導によってつくられた雨水専用の調整池と、こういうことであろうと思うんですが、当初、全体では13カ所と、このようにも私記憶しているんですが、その後ふえたということも聞いておりますが、いずれにしても、この調整池の実情は常に水がたまっている状況にありまして、特に夏場には悪臭等で悩まされているというのが実態でございます。

したがって、私は今回特に伊奈東49地先の調整池について、住宅に接している調整池なんです、ここは。したがって、悪臭とかボウフラ、蚊等で大変悩まされている状況が続いております。この件につきましては、私は町の時代に、今から約12年ほどになりますけれども、平成7年のときに取り上げさせていただいた経緯がございます。しかしながら、当時の状況と今も一向に変わらない状態が今日も続いていると、こういう状況でございます。たしか当時、町長答弁は、所有権の帰属の問題もあるんでそれらを解決した後には町が維持管理していきたいと、こんなような答弁をいただいたような記憶をしておりますけれども、私は、環境問題であるゆえに最終的には町がリードして解決に努力していくべきだということを申し上げたつもりなんです、その後、いったいどんな交渉がなされ、どんな取り組みがなされてきたのか、まずその辺のことについて、また、今後の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員が申されたように、伊奈町当時、議員からのご質問をいただいております。これはいろいろ、やはり業者の方から町に移管していただければ非常にありがたいんですが、業者の方々もいろいろご都合があるようでございますから簡単にはいきませんが、1回、ある会議のときにこの方に、申し入れという形ではなくて、町はそういう姿勢でいるよというのは申し上げたような記憶がございます。受け入れしますよというのは。

実際は配管をしまして、いわゆる雨水対策してありますから、そこへ流れるようにはしてあるんですが、実施はこの調整池の方が深いと、ということで全部ははけきれない。その残った分が今そういう状態にあるわけですが、それで、消毒液などを配っておると、ということでございますが、今、雑排水も非常に流れていることは承知しております。あの地域は今下水道事業は進行しておりますから、この方へ皆さんが加入していただければ、この問題もクリアできると思っております。正式に、この業者の方もどなたというのも、その後動いていなければわかっておりますので、申し入れをしたいなどは

思っておりますが、動いていなければね。なかなか難しいんです、最近は移動が激しいものですから。そういうことで考えております。

以上です。あとは部長の方から答弁させます。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） ご質問にお答えしたいと思います。

開発行為による雨水調整池の環境改善ということでございますが、開発行為の際に設置されました雨水調整池につきましては、先ほど来、市長の答弁にもございましたように、土地の所有については開発業者、管理については地域住民ということで協議がなされております。そういったことで今回のお尋ねの雨水調整池につきましては、現在、当地域においては下水道整備の工事が進められております。そういった関係で、下水道事業が完成いたしまして生活排水等が下水道において処理されるということになれば、当雨水調整池に流入いたします生活雑排水が排除されますので、そういった意味においては改善がされていくとは思っております。

また、この調整池の土地所有等については、先ほど申しましたように開発した業者の所有となっておりますので、この辺につきましては、今後その所有者とお話し合いの上で、今後の対策については対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 今までこの環境問題として、いわゆる消毒液を配布しているような対応がされてきたわけですがけれども、ほとんど解決につながっていないんですよ、これは。いろいろ理由は考えられますけれども、やはり環境の問題として考えるならば、その解決は行政にあると、このように私は基本的には思っております。

一つは、いわゆる所有者、所有権、あるいは底地権というかわかりませんが、この問題はどこにあるかと、私は環境問題を解決するには関係ない問題であると、初步的に考えるとそうなんです。どういう環境問題を解決するために努力してきたかということなんですけれども、業者と話し合うのも、だれがやっぱりリードすべきなのかということ考えたときに、当然行政がリードして話し、交渉していくべきだろうと、こう思うんですよ。現に所有権が業者にあるのならば、この環境を解決してほしいと要望すればいいんですよ、それは。その中で初めて、どういう対応をするかということが自然に、それから先出てくる。それがなされていないから、12年たっても一向に前進しないんじゃないかと、私はそのように感じているわけです。

それから、もう1点ですね。当時町長は、きれいにして返してもらいたいと、こういうことだったですよ。管理は現地の人に、関係者にお願いしていると。これは、それはそうだったかもしれないけれども、現実にはそれは管理できませんよ、あの状況は、地元の人。清掃しろといったって、きれいにできる状況じゃないですよ、正直言って。あの周りにはがっちりした柵があるし、この箇所においてはですよ。入っていくこともできないんですよ。それを地元の人に清掃しろといったって、これはなかなか難しいです。やはりそれを環境問題として解決していくにはどうしたらいいかということは、だれがリードするのかといったら、行政がリードすべきですよ、これは。経費の問題は別ですよ。経費は地元だって、あるいは業者だって、話し合いで決める問題ですよ、これは。だけれども、そ

ういうことをリードする人がいないんだよ現実には。できないからいないんですよ、現地にも。それは行政がやはり先立ってどう解決していくかという姿勢がなければこの問題はなかなか解決できない、前進できないと、このように私は感じているんですけども、どうでしょうか、その辺の問題、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） もちろんこちらの責任は重大でございますが、やはり今申し上げましたとおり、あくまでも持っておる地権者、もとの分譲された不動産屋さん、この人の協力がなければできませんので、この人と部長を通じてコンタクトをとりまして話し合いをしたいなと、こう考えております。いろいろ業者の方もご事情がありますので、簡単に移管するというわけにはまいらないかもしれませんが、過去にもそういう事例がございましたし。

話はちょっと変わりますが、私道についても全部町の道路にしようとしたところがだめだよと、こういうことになったわけですから、その関係もいろいろあるでしょうから、そういう関係を、こっちももちろん調査をしますが、そういう中で持っておられるもとの開発業者と話し合いを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 私は、この問題については何とかしなくてはいけないんじゃないかということ、長年頭の中から離れていないんですよ実際。それは非常に難しい問題であることは間違いありませんけれども、しかし、ああいう環境がずっと続いている以上、何とかしなくてはならないと常に頭から離れません、これは。

よく人にやさしい政治とか、あるいは思いやりの政治とか、そういうことはよく口では、言葉としては言われますけれども、私は、こういう問題を解決することがそういう精神につながるのではないかと、こんなようにも感じております。また、政治姿勢として、わずかな人たちのことであっても、1人のことを救っていくことが万人に通じるというのは、私は政治理念として持っておりますけれども、そういう観点から、いわゆる1人の問題じゃない、あの関係者の何人かの問題でもあるわけですから、ぜひひとつ取り組んでいただきたいと思っております。

失礼ですけれども、市長は長年この行政の長としてご活躍されてこられました。また、さまざまなことについて取り組んでもこられたわけですが、どうか願わくばこの問題について、市長の手によって明るい希望の点灯をさせていただきたいということを特に私は期待するわけでございますけれども、最後に、市長の思いのほどをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたとおり、あまり細かいことを申し上げますと差しさわりのありますので細かいことは申し上げられませんが、とにかく所有者と話し合いを進めることがまず大事でございますから、そういうことで、でき得れば市の方へ移管をしていただくというのが一番いい方法なんです、それが不可能ならば、業者の方との話し合いの中で、どういう方法で解決できるのかという話し合いをまず持ちたいと、このように思っております。

○議長（廣瀬 満君） ここで休憩しまして、１時から会議を再開します。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、13番安藤幸子君。

〔13番 安藤幸子君 登壇〕

○13番（安藤幸子君） それでは、午後一番ですけれども、年間を通して行われている行事についてということで通告させていただきますので、よろしくご回答のほどお願いしたいと思います。これは私たちの地区の方の総意でございますので、どうぞ心に受けとめていただきたいと思います。

旧谷和原村時代に、年に一度11月3日の文化の日に、村民挙げてのお祭りがありました。合併後そのお祭りが姿を消してしまいまして、寂しく11月3日を送って今日に至っております。最近、「やわらのまつりがなくなって寂しくなったんだよな」という声とか、「きらくやまの方へは行けないよとても遠くてな」、という話が至るところで聞こえてまいります。改めて年間行事にどういうことがあっているのか、ちょっと調べて見ました。

18年度6月に市誕生のお祭りとして江戸の祭り、これはワープステーションで市観光協会の主催で行われております。8月6日、伊奈の祭り、これは商工会の青年部で毎年行っている行事だと聞いております。市の総合運動公園で行われておりました。9月には、私たちは敬老会としていましたけれども、この高年クラブの芸能大会というのが、昨年度もありました。これはきらくやまです。10月15日、子供祭り、きらくやま、これは社会福祉協議会が行っております。10月28日、みらい平祭り、これは県の特別事業推進課が主催でやりまして、建設課の方でお手伝いをしていると思っております。これは、みらい平の駅前であったと思います。11月4日に商工際、ワープステーションで商工会で行っております。同じ4日の日に、つくばエクスプレス祭りというのがつくばでありまして、つくばエクスプレス総合基地で行われました。これは首都圏新都市鉄道株式会社の主催でございました。25日にふれあい福祉祭り、きらくやま、社会福祉協議会。これが18年度に、全部ではないと思います、私が聞き漏らした分もあろうかと思っておりますけれども、すべてワープステーションないしはきらくやまで行われております。谷和原の人たちが行けなかったのも当然ですし、あること自体を知らなかったという人がたくさんいたということも事実でございました。

19年度は、これも今からずっと同じような行事が重なってあるんですけれども、11月3日、4日に文化祭として、やはりこれもきらくやまにおいて、生涯学習課の文化協会というのがありますね、そこの主催で行われるということが出たんですけれども、これも2日間ともきらくやまですと、ことしの分ですけれどもね、になっております。すべてがきらくやまとワープステーション。ワープステーションは、今、生かしていかななくてはならない問題がありますので、ここで行うことも大変いいことだと思っております。きらくやま素晴らしいところだと思っておりますが、谷和原の人たちは足場にやっぱりほしいというのがありまして、会う人ごとにその話が出てまいります。

ことし谷和原村の公民館で行われましたのは、青少年育成の教育委員会の方の開催で、子供のためのアニメの映画祭りがありました。五、六十人だったと思います。私も午前中

だけ参加させていただきましただけでも、お年寄りが来るような映画でもありませんでしたし、高齢者の皆さん方が、今つくばみらい市に8,300人ほどの高齢者の方、後期高齢者ですか、がいらっしゃるということですが、その中の割合からいきましても、4割ぐらいは谷和原にお住まいの方だと思っております。この方たちが楽しみにしているものが何もないということで、常にお話が私のところにまいります。

近日、私もあるところで人と待ち合わせをしておりまして、たまたま店舗の前だったものですから、呼びとめられました。中に入ってお茶をごちそうになっておりまして、そのときにも、おもむろに言葉として出てきましたのが、この話はだれかが話さないといかんことだよなと言いながら、やはり私たちは楽しみがなくなりました。「安藤さん、何とかこのやわらのまつりというのをもう一回復活させてもらえないのかな」というような話が、切実な問題としてしみじみとおっしゃいました。

これは、一人、二人の問題じゃありません。1人の人の意見がこういうのが出てくると、人口比によって3割ぐらいの人はそういう思いを持っているということをNHKの人から聞いたことがあるんですけども、恐らくは、大半の人がこういう気持ちで今、谷和原には住んでいらっしゃると思います。高齢者の人ばかりではなくて、子供たちもそうですけれども、まず高齢者の方たちが元気であるということが、まず大事なことでないかと思っております。

今申し上げました中でも、私もわからないのが、ワープステーションの市の観光協会でどういう催しをなさったかということですね。それから商工会のお祭りで、やはりワープステーションでやられたことがどういうことだとか、それから伊奈の祭りも、私なんかはこの中身は見ておりませんのでわかりません。ことし行きたかったんですけども、地域の夏祭りとはダブルになりまして、私たちもボランティアとしての資金稼ぎがありましたので、この祭りの方に顔出しすることができませんでした。内容を知ることができませんでしたけれども、こういうことについて、わかる範囲内で、どういうことを催していらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。そして、もし参加できるようなものであるならば、私は声かけもしていきたいと思っておりますけれども、ずっと見てまいりますと、内容的に、今まで谷和原の祭りとして行っていたようなものとは、性質が全く違うような気がいたします。ですから、この内容をお話していただくことが一つと、今まで公民館で、私のところで行われていた内容については、市長はお見えになったことおありでしょうか。ほかの谷和原の議員たちもご存じの方、ちょっと少ないかと思っております。教育長は陣頭指揮をとってなさっておりましたのでよくわかりだと思っておりますけれども、近年、ちょっと内容だけ少し話させていただきたいと思っておりますけれども。

公民館では、生涯学習の講座の人たちの発表の場でもありましたし、それから、体育館の中には、たくさん的高齢者の方たち、家族の方たち、子供たちが集いまして、歌や踊りや、それから、時にはプロの漫才の方がお見えになっての本当に楽しい一日を過ごす場所でもありました。そして、その体育館の周りには所狭しとテントが張られて、その中には、ユニークですけども、郵便局とか、JA女性部の甘酒売りだとか、それから、ボランティアのフランクフルト、商工会女性部の焼きそばだとか、とにかく並んだんです。消防団もまいりまして、おもちつきをやったりとか、とても一日和やかに過ごせるお祭りで、本当にお祭りという感じのものが行われておりました。以前は、社会福祉協議会もこの中に入っておりましたけれども、福祉会館ができてから独立いたしまして、でも、同じ

日に同じ場所で、そして社会福祉協議会は福祉会館の周りに、独自でサンドイッチをつくって、やはり資金を稼ぐためにサンドイッチを売ったりとか、バザーをやったりとかいたしておりました。そして、そこには、若いお母さんたちのための小さなコーナーがつくってありまして、フリーマーケットがたくさん出ている光景がありました。さくら園の子供たちと職員とで、廃油によるせっけんだとか、それから座布団だとかもつくって販売しておりました。そこへお年寄りが三々五々お見えになって、いろいろな物を買ったり、お弁当を買ったりして、その遊戯を楽しんだり、踊りを楽しんだり、歌をカラオケを楽しんだりしていらっしゃる光景がたくさんあったんです。高齢者の皆さんたちは、これはスポーツ協会も入っていたと思いますけれども、ゲートボールだとか、グランドゴルフだとか、柔道だとか、そういうのも一緒に、小学校の体育館だとかを使って一緒にやっていると楽しい和やかな会でありました。

そういうものを一挙になくなってしまったということが、本当に皆さん寂しい思いをしているんです。これは、ただ楽しむだけではなくて、みんなの総合の交流でもありますし、市を思う心も芽生えてまいりますし、伊奈と谷和原の人たちが集えば、またそこで交流も深まってくるというようなこともありますので、前回お話ししました事業とは全く違った形でのお祭りですね。それをぜひ進めていただきたいと。夏場は、8月3日、4日ごろの土曜か日曜日かを利用して伊奈の祭り、ことは、みらいフェスタ2007という形で商工会の青年部の行事は、同じやっぱり総合運動公園であったんですけれども、これが盛大にやられていると。内容はわかりませんが、盛大にやられているという話ですので、私たちの方の谷和原で、やわらまつりという形ではなくても、何か違った形でも今までと同じようなお祭りが、今の盛大さじゃなくても、また一歩から始まってもいいですからできることを、皆さんと一緒に私も切望しているところでございます。それができるかできないか、それから、先ほどの2、3点の内容につきまして、ちょっとお答えいただければと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的な点だけをご答弁申し上げます。

まず、安藤議員、伊奈の祭りとかそういうのは、市が主催ではございませんので、商工会の青年部主催でございますから。18年度はやりましたが、今議員がおっしゃられたように今年はみらいフェスタ2007ということで、これは伊奈ばかりではありません。いわゆる今のつくばみらい市の商工会の皆さんが一緒になって、もちろん、こちら谷和原地区のお客さんもたくさん来ておりましたが、これは、そういうことで和やかに大盛況の中に、今までのむしろ伊奈の祭りということよりはいっぱいお客さんが来ていただいたと、これは、やはり旧谷和原の皆さんも来ていただいたからと、こう思っております。

この問題は、それぞれのいわゆる主催者が会場等を決めておるわけですが、文化協会等も聞くとところによると、展示物とかそういうものを分けてやると、19年度は。ただ何ていうかな、歌や踊りについては、きらくやまのふれあいの館の方が音響効果はよいし収容人員も多いと、こうすることでこの点は向こうでやりたいんだと、こうすることでお話し合いをなされたと、こうすることでございますから、これはこちらが決めている問題ではございません。

それから、もう一つは、そういうことでいろいろなイベントとか、そういう問題をやる

というのは、まず駐車場の問題、収容力の問題、こういう問題から考えていかななくてはならない、こう思っております。

それから、議員が今おっしゃったように、旧谷和原村でやっておりましたやわらのまつりですか、これは聞くとところによると、村が主催でやっていたということでございますが、市が主催でやるのには、私はつくばみらい市市民全部の問題として考えてやると、伊奈は伊奈、谷和原は谷和原でやるという考えはございません。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

昨年の主なイベントとその内容についてお答えしたいと思います。

まず、6月18日につくばみらい市誕生江戸祭りということで、合併を記念しましてワープステーション江戸で開催しております。内容につきましては、どうしても大勢の子供たちに参加をしていただきたいということで、キャラクターショーを実施しております。さらに模擬店、それから地元の郷土芸能といいますが、そういった保存会の方々に出演いただきまして、旧伊奈の方から林蔵太鼓、それから旧谷和原の方から新宿神楽ということで出演をしていただきました。会場につきましてはワープステーション江戸で、ちなみに来客者は4,200人ほど参加いただきました。

それから、8月5日ですが、伊奈の祭りを開催しております。これは、商工会がまだ合併しておりませんので、旧伊奈商工会の青年部が主催でございます。総合運動公園におきまして開催しております。やはりキャラクターショー、それから綱火、模擬店等を行っております。来客者数につきましては約8,000人。

それから、11月4日ですね。これも旧伊奈の伊奈商工会が主催でございます。ワープステーション江戸におきまして開催しております。内容としましては、模擬店、それから大道芸、地元農産物の販売、それから、模擬上棟式などを開催しております。来客者数につきましては約5,000人ということでございます。

このような開催の状況でございます。

○議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） 今、市長がおっしゃいましたように、私も最初から、伊奈の祭りは商工会の青年部でやっているということもちゃんと把握しておりますし、それから、今おっしゃいましたことにつきましても把握はしております。ですから、伊奈と谷和原を分けて考えようとかではなくて、今まではこういうやり方でやっていたのがない。それで、やっぱり足場にも一つぐらいあってもいいんじゃないかというのがあるので、もう一度どうでしょうかという話しはしていますけれども、伊奈と谷和原を分けてじゃないんです。

私たちも時間と場所さえ合えば、伊奈に今やっていますワープステーションのお祭りだとか、それから、きらくやまの社会福祉協議会でやっているものだとかには参加したいと思っていますし、昨年度も参加はしております。だけれども、やはり車に乗れない方だとか、それから、今からコミュニティバスが出ましても時間的に間に合うかどうかだとか、いろいろな問題がありますね。例えばコミュニティバスに乗ってもなかなか、分岐点がみらい平で、あそこで乗りかえていくというときに、何分かかかるか、どこから乗って何分か

かって、きらくやまに行くのに何本かは乗りかえをしなくてはいけないということありますよね。そういうこともあったりとかしますので、できれば一つこちらで。夏には、みらいフェスタ2007ですかそういうのがあって、11月には、秋祭りとしてこちらであるというような、交流のできるようなものとしてやっていってもらえるといいかなというのが、皆さんの答えの中にもありまして。また、もう一つには、やはりそこで一生懸命頑張っていた高齢者の方たちが、なくなったということで今ちょっと意気消沈していらっしゃる方もいらっしゃるわけなんですよ。

どういう方かといいますと、菊の花なんかを1年かけてやっぱり育てていらっしゃる方がいる。賞品で金賞だ、銀賞だ、特賞だというような張り紙をしたのをずっと並べて観賞して、いろいろな人との交流を得たりとかして楽しんでいらしゃった方たちが、目的がなくなって、出す場所がなくなったというので、今はもうやるのも意気消沈していらっしゃるというのがあったりとか、ただ1人だけの問題じゃないんです、これはね。

そういう話もありまして、できれば夏祭り、秋の祭りというような形で、お互いに交流のできるようなお祭りのあり方。同じお祭りではなくて、形の違った、味の違うお祭りをやるということが必要ではないかなというものがありまして、それからいきますと、今までやってきた土壌がありますお祭りは、ほかではないこの、今やってもらっているワープステーションだとかで模擬店が出たりとかするのは一緒ですけども、ちょっとまた形の違ったお祭りではないかなと思いますので、そういう両方で交流のできるようなお祭りにして、谷和原地区の方にもできたらいいんじゃないかと。それを市民の人たちがたくさん望んでらっしゃいますので、ひとつお話をして心にとめていただいて、ことしやれとか、来年やれとかではなくて。

例えば、それは早くできてやってもらえれば一番うれしいことですけれども、財政的なこともあります。ですから、それはやろうということがあれば、いろいろな知恵がわいてくると思うんです。それと同時に、常総市でも千姫祭りというのが七、八年前から、私も何となくかわっていたんですけれども、あります。その中で、毎年やっぱりにぎやかになってくるわけですね。それから、つくばのお祭りがありますよね。あのお祭りにしてもすごく、最初はそうでもなかったのがだんだんにぎやかになってきて、すごい勢いなんです。今、あれと同じことをこのつくばみらい市でやろうとしても、とても無理なところがありますけれども、形の違ったところでにぎやかにすれば、近隣からも来ていただけるという形もあるんじゃないかというのがありまして、ぜひ、私たちはボランティアで、それこそ、先ほどもちょっとお話したんですけれども、議会でもポップコーンをやったりだとか、バツーンというような音をさせるんですね。それだとか、綿あめをやったりとかして無料配布したりとか、議員たちの中で何人かは覚えていらっしゃる方があると思いますけれども、そういうこともやった記憶があります。ですから、自分たちの手でつくってやっていくということをやっていくことで、市の財政に負担をかけないで、完全に絶対何も出してもらわないでできるかということ、それも無理なところがあるかもしれませんが、私たちのところは、ボランティアでやるときは必ず自分たちで、幾らかの補助金はいただきましたけれども、ほとんど自分たちの手で行ってありました。ですから、そういう形でやると、とてもにぎやかな和やかなお祭りができておりましたので、ぜひにそういう形で心の通ったお祭りがやりたいという、だから忘れられないというのがあります。ですから、ぜひにそういうことを考えて、将来的に知恵を出し合って、それでやっていけることをぜひ

ひお願いしてみたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほども申したとおり、市民全員を対象としたものは市としても考えていいなと思っているんですが、さてその場合、会場をどこにするかと、こういう問題もございます。したがって、各持ち回りといっても、なかなかイベントの内容によりけりだと思いますが、今後はそういういろいろな面も考えながら、市民のお祭り等も考えていきたいと思っておりますが、今部長からございましたように、これまでのイベントのほとんどというのは自治体主催じゃなくて、それぞれの団体主催なんですよね。ですから、この団体の皆さんに、ここでやれ、あそこでやれと言うわけにはまいりませんので、これは自分の自主性でやっておるわけでございますから、ご理解を賜りたいと思うわけです。

○議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） それもわかります。私たちも行政主導のところがありましたよね。教育長が、まず皆さん集まってもらって、どういうことをやろうという話で毎年1回やっておりましたので。だけれども、資本金なんかは捻出すれば何とかなるということを、私は頭の中に考えてはおります。それから、駐車場の問題も、周囲には低温倉庫もあれば、小学校もあれば、中学校もあります。もちろん谷和原村の今の会場として生涯学習課の公民館を利用するとしましたときに、あそこは福祉も一緒にありますので、するとしたときには小中学校のグラウンドをお借りすることもできますし、それから、庁舎の駐車場もそう遠くないところですのでお借りできますし、現在は空地になっている畑を貸してくださる方も、快くいつも貸していただいているところもありますし、駐車場の心配はその先の問題だと思っております。

ですから、とりあえずは私は、あれだけ多くの方が寄るとさわると、寂しい、何とかしてほしいという方たちが常に出てきますので、やはりきらくやままではとても遠くて行けない、車に乗れないという方たちを、私たちはボランティアですから、いつも何かがあると運んでいます。何かがあると運んではいますけれども、やっぱりそれでは相手の方たちの心情的なもので気をつかわれるということがあります。ですから、やはり足場にそういうのが一つあって、そこに出ること、それから参加させてもらうことで、1年間頑張ろうという意識を生み育てていくことも健康のバロメーターにつながってくるんじゃないかと、私はそういうふうに思っておりますので、ぜひに、あまり細かいことで先に心配なさないで、まずどうやってやろうかという、先ほどの基本構想のことも出ておりましたけれども、やはり、じゃあ市民のために何をやろうかということから始まって、それからやっていけば、なせば成るという言葉がありますように、できないことはないと思っております。ぜひに、私たちも区分けして、伊奈と谷和原と分けて考えるということは、もう一つになっているんですから、そういう考えは毛頭持っておりません。一緒にやるということ念頭に置いて話をしておりますので、ぜひに考えていただければありがたいと思っております。ということですので、これから市長、ぜひ胸の中におさめて、ぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（廣瀬 満君） 次に、14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

○14番（松本和男君） 14番です。よろしくお願いします。2点ほど通告してありましたが、一つ目に、医療体制の確立についてということで、総合病院の立地が現在のところは非常に難しいということで質問を考えておりましたが、次回にこれはやりたいと思いますので、保健福祉部長、その辺の施策はひとつ考えていただきたいと。

それでは、公共事業の経済効果についてということで申し上げます。

地方経済が低迷している今日、我がつくばみらい市も例外ではありません。監査報告によりますと19年度も相当額の基金を取り崩しており、一、二年すると基金も底をつくような大変厳しい状況であるということは、既に皆さんが周知のとおりでございます。このような厳しい財政の状況にありまして、行財政改革に熱心に取り組んでいる執行部の努力は認められますが、将来の名案が見えてこないのも、また現実であります。財政の健全化を図るには、歳出削減ももちろん大切であります。歳入を得るための施策をしっかりと打ち立てることが肝要であります。今、将来の増税に結びつく施策をきちんと立てて十分なシミュレーションを行い、先行すべきは何かということを見極めた予算編成が大切ではなからうかと考えている次第であります。

市民のための公共事業は公平でなければなりません。しかし、今日のような厳しい局面におかれましては、経済効果の高い事業を優先して選択し、早期完成を図ることにより活性化が促進され税の増収、ひいては市の財政力を高めることにつながってくるのではないかと、こう考えております。公共事業の選択と早期完成ということで、財政課長の答弁ということでお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 議員ご指摘のように丘陵部地区につきましては、茨城県が事業主体でございますので、上下水道を中心にまず道路を核にしながら急ぎ整備を行いまして、可能な限り早期の宅地化を図るべくさまざまな努力をしているのが現状でございます。それによりまして固定資産税の増収につながるのではないかと考えております。

それから、新市計画の中で、特に13事業ということで合併特例債事業がございますが、その事業の中でも大きな道路事業がございます。その中で、道路事業に関しましては、整備が行われますと土地の沿線の開発整備を促進いたしますので、その辺のところも、ぜひ事業部署で取り組んでいる状況がございます。

それから、現在、守谷市と非常に関係の深い都市計画道路守谷小絹線でございますが、事業には取り組んでいる状況でございますが、補助は55%の補助率でございますが、三位一体の改革で国庫補助金の縮減、削減がどうも影響があるようでして、事業者側の要望の額が、なかなかそのとおり採択いただけないという現状もございますが、そういった面も踏まえまして、道路というのは特に地域の活性化につながるもの、これは市街化区域、調整区域の沿線にかかわらず非常に市の活性化につながりますので、そういう面も財政課長として、副市長、市長とご相談しながら、できるだけ財政投資ができるように配慮してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬 満君） 松本和男君。

○14番（松本和男君） 今、市長とこれから十分な協議をしながら早く進めたいという返答であります。現在着手されている基幹産業の整備事業、今申し上げましたが、東楢

戸・台線、都市計画道路守谷小絹線ということは今話が出ましたが、やはり経済効果を高めるにはという観点からお聞きする予定でありましたが、もちろん東櫛戸・台線は、先日等も中山議員ですか、質問がありましたから、私の方は、今言われたそのとおり小絹守谷線ということでお伺いします。

18年度から用地買収に実際に着手されておりますけれども、現在の事業ベースでいきますと、用地の買収あるいは完了年度はいつになるか、また、その後、工事が行われるわけですが、その完成年月はいつなのかということを皆さんよく聞きますけれども、本来ならばここで都市建設部長に、いつなんだと聞くわけなんですけれども、そういう状況で部長もなかなか返答もしづらいし、ということを考えております。

そこで、その関連なんですけれども、もちろん、先ほども申し上げましたが、厳しい財政状況の中でありまして公共事業を実施するのは先行投資ということで、きのうも、あるいはおととも、議員から話がありましたけれども、早く完成しなければ投資したものが還元されないということはよく知っているとは思いますが。担当課によりますと、補助金がついても一般財源がなかなかつけられないということで、事業費が縮小してしまうという返答でありますけれども、資金を最大限に効率よく運用するのが執行部の力であり、また権限であり、そして役目でもあるわけでありまして。このようなことでは経済効果どころか、地域だけでなく、これから元気のある市を迎える市全体の活性化がなかなか難しくなってくると、こう考えます。

そこで、この事業を一日も早く完成し、その中には、やはり店舗、あるいは建物等が立地され、促進され、そして経済効果を生み出す、市の財政が豊かになるよと、こう考えております。これはだれしも、皆さんもそうであることだと思います。そして、私としては、考えてはおると思うんですけれども、特例債事業に計画された事業がありました。そして廃止や変更、こういう事業もありました。その変更分を都市計画道路守谷小絹線の整備に振りかえて早期完成を実現してはどうかということで、市制2年目を迎え3年生になるわけですから、大きく前進していただきたいということで、市長の答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今議員がおっしゃったように、特例債がそのように振りかえをされてはと、こういう意味のご質問だと思いますが、これは財政課長の方から答弁をさせます。施政としては、これまでの買収の様子を見てると地元の協力もいただけるようなことでございますから、促進するためにも私も十分力を尽くしたいと、このように思っておりますわけですが、特例債をその方へ振りかえられないかと、このことでございますが、その点については、財政課長の方から答弁させます。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 今ご質疑出ましたように、谷和原インターチェンジの方が民間での開発ということで、1事業、当初の合併特例債事業から減りましたけれども、その分については、県の感触としましては、振りかえも可能であるような感触もございましたので、その辺も、都市建設部長もおりますし、市長も副市長もおりますことですから、その辺のところは、なかなか地方債発行額、これは合併特例債の意味でございますが、その

額そのものが非常に厳しい状況でございますが、可能であればその辺のところ模索しながら、全体的な財政投資のバランスを考慮させていただきながら、積極的に考慮させていただくという形で答弁にかえさせていただきたいと思います。

○ 14番（松本和男君） そういう強い思いを早く実行、あるいは実施していただけるように、特に、この前も話しましたけれども、守谷まで経済の勢いがTXを含めてきておりますので、すぐ隣ですので、あそこでとめることはならんと、強い気持ちで市長よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

議案第64号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例

議案第65号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第68号 市道路線の認定について

議案第69号 市道路線の変更について

議案第70号 市道路線の廃止について

議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）

議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について

議案第75号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について

議案第76号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について

議案第77号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について

議案第78号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第79号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第80号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について

議案第81号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

○ 議長（廣瀬 満君） 日程第2、議案第64号から議案第81号まで、18案件を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

議案64号～議案第70号、議案第72号、議案第73号、議案第75号～議案第81号について各委員会付託

○ 議長（廣瀬 満君） 日程第3、議案64号から議案第70号、議案第72号、議案第73号、

議案第75号から議案第81号について各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

なお、議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）については、各委員会において所管部分の審議を行うことといたします。

一般会計決算特別委員会の設置及び議案第74号について委員会付託

○議長（廣瀬 満君） 日程第4、一般会計決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定については、お手元に配付いたしました名簿のとおり14名で構成する一般会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は14名で構成する一般会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

それでは、正副委員長の互選のため、ここで暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時54分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に一般会計決算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

委員長に野田正男君、副委員長に川上文子君、以上のとおり報告申し上げます。

それから、午前中、保健福祉部長よりの今川英明君の質問に対しての答弁ありましたけれども、ここで財政課長の方から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 保健福祉部長が答弁したことで、財政面の交付税に関係しますものですから、秋田の方から答えさせていただきます。

保育所の措置費の関係でございますが、国庫補助金の縮減、削減の制度改正ということで、その面は一般財源化、この一般財源化はどういう意味かと申しますと、基準財政需要額の方に算定しますよという考えに変わってきておりまして、ですから、今までの補助金でいただいたものが、場合によりましては基準財政収入額との関係がございますので、その辺のところの内部努力と申しますか、経営努力と申しますか、そういうものも絡んでまいるのかなという意識でございますので、その辺をご理解いただきたいと思いますので、

よろしくお願い申し上げます。

散会の宣告

- 議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次回の本会議は9月19日午後1時から開きます。
本日はこれで散会します。

午後1時56分散会

第 4 号

[9 月 19 日]

平成19年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成19年9月19日 午後1時03分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山 平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市		長	飯島善君
副	市	長	小林弘文君
教	育	長	豊嶋隆一君
総	務	部	海老原茂君
市	民	部	渡辺勝美君
保	健	福	鈴木等君
産	業	振	鈴木清君
都	市	建	青木秀君
教	育	次	倉持政永君
会	計	管	豊島久君
秘	書	広	森 勝巳君
参	事	兼	中川修君
総	務	課	湯元茂男君
財	政	課	秋田信博君
農	政	課	坂田 宏君

都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1 . 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書 記	亀 田 和 義 君

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成19年9月19日（水曜日）

午後1時03分開議

日程第1	議案第64号	つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
	議案第65号	政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
	議案第66号	つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	議案第67号	つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
	議案第68号	市道路線の認定について
	議案第69号	市道路線の変更について
	議案第70号	市道路線の廃止について
	議案第71号	平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）
	議案第72号	平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第73号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第74号	平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について
	議案第75号	平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
	議案第76号	平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
	議案第77号	平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
	議案第78号	平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
	議案第79号	平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
	議案第80号	平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
	議案第81号	平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
	請願第6号	福岡堰土地改良区の負担金及び助成金に関する請願

追加日程第 1 発議第 7 号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

日程第 2 閉会中の継続調査の件

日程第 3 閉会中の継続審査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 64 号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
議案第 65 号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
議案第 66 号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第 67 号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第 68 号 市道路線の認定について
議案第 69 号 市道路線の変更について
議案第 70 号 市道路線の廃止について
議案第 71 号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 72 号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 73 号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 74 号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第 75 号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第 76 号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第 77 号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第 78 号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第 79 号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第 80 号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第 81 号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
請願第 6 号 福岡堰土地改良区の負担金及び助成金に関する請願

追加日程第 1 発議第 7 号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

日程第 2 閉会中の継続調査の件

日程第 3 閉会中の継続審査の件

午後 1 時 0 3 分開議

開議の宣告

○議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は30名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局副参事、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-
- 議案第 6 4 号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例
議案第 6 5 号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 6 号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 7 号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第 6 8 号 市道路線の認定について
議案第 6 9 号 市道路線の変更について
議案第 7 0 号 市道路線の廃止について
議案第 7 1 号 平成 1 9 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 2 号 平成 1 9 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 3 号 平成 1 9 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 4 号 平成 1 8 年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第 7 5 号 平成 1 8 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第 7 6 号 平成 1 8 年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第 7 7 号 平成 1 8 年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第 7 8 号 平成 1 8 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第 7 9 号 平成 1 8 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第 8 0 号 平成 1 8 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第 8 1 号 平成 1 8 年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
請願第 6 号 福岡堰土地改良区の負担金及び助成金に関する請願

○議長（廣瀬 満君） 日程第 1、議案第64号から議案第81号までの18案件及び請願第 6 号を一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

過日、本会議において各委員会に付託された議案及び請願の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長横張光男君。

〔総務常任委員長 横張光男君 登壇〕

○総務常任委員長（横張光男君） それでは、ただいまより総務常任委員会に付託されました議案の報告をいたします。

まず議案につきましては、議案第64号、65号、67号の条例関係 4 件と、議案第71号 平

成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）の総務常任委員会所管部分のこれにつきましては、審議のみでございまして、審議を行いましたので、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、総務常任委員会を、去る9月12日午前10時より開催いたしました。総務委員10名全員出席でございます。執行部より、副市長及び総務部長、ほか関係課長並びに職員が出席されました。

議事に入り、まず議案第64号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例を議題とし、執行部より説明を受け、財政課長が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の趣旨に基づき、各公共施設の使用を制限する目的で条例を制定するというような説明がありました。

直ちに審議に入りまして、質疑がありまして、このような事例が過去にあったのかとの質問等があり、事例はなかったが、条例を制定していきたいということの答弁でございました。

審議の結果を報告しますと、全員賛成をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしまして、秘書広聴課長より説明をされ、郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律に基づく郵便貯金法の廃止に伴い、条例中の語句を修正するものであるという説明があり、質疑に入りましたが、質疑がなく、審議の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決しました。

次、議案第66号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、人事課長より説明がされ、月額手当を廃止いたしまして、日額手当に統一をするため、月額支給である社会福祉手当を日額支給に改めるものであるとの説明があり、質疑に入り、この条例改正によって、どのくらいの年間で減額となるのかとの質問があり、勤務体制にもよりますけれども、年間では2人が該当でございますので、おおむね2万4,000円くらいの減額であると予想されとの答弁があり、ほかに質疑がなく、審議の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決しました。

さらに、議案第67号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とし、税務課長より、地方税法の一部改正により、語句を修正するものであるとの説明で、質疑に入り、質疑がなく、審議の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決しました。

なお、議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）の所管部分のみの審議でございますけれども、関係部課長より説明を受け、慎重に審議をいたしましたところ、異議なく審議を終了いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

議員各位には委員会決定にご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

なお、陳情第15号、16号、17号、18号の4件につきましては、3月、6月にも提出されており、各委員とも十分その内容を承知しており、委員会預かりということになりましたことを申し伝えます。なお、執行部もこれらの陳情を参考とし、行政運営を図っていただきたいということを申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しては質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長山崎貞美君。

〔教育民生常任委員長 山崎貞美君 登壇〕

○教育民生常任委員長（山崎貞美君） 去る9月12日、教育民生常任委員会を開催し、付託されました議案のうち3件につきまして、連合審査の形で審査をし、採決については、教育民生常任委員会委員で行いました。その審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、執行部から議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

議案第75号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定については、歳入決算額42億6,874万8,453円、歳出決算額40億5,805万4,290円、差引額が2億1,069万4,163円を翌年度へ繰り越すものであります。

委員からは、国民健康保険特別会計の今後についての質問が出され、執行部からは、治療に高度医療が必要になり、医療費の増大の要因となっている。国でも生活習慣病などの予防のために取り組みが始まった。当市でも、人間ドック等を利用して早期発見し、医療費の抑制につなげたい。また、健康増進課とともに連携を深め、予防を中心に推進をしていく旨の答弁がございました。

また、委員からは、国民健康保険特別会計の厳しい現状を、特に税の収納率などを広く市民に周知すべきではないかというご意見がございました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した次第でございます。

次に、議案第76号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定については、歳入決算額29億5,339万3,394円、歳出決算額が29億4,514万2,602円、差引額が825万792円を翌年度へ繰り越すものでございます。

審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第77号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定につきましては、歳入決算額17億5,379万4,295円、歳出決算額が16億5,433万26円、差引額9,946万4,269円となり、そのうち繰越明許12万6,000円を除く9,933万8,269円を翌年度へ繰り越すものでございます。

委員からは、地域支援事業をより一層推進してほしい旨の意見が出され、執行部からは、今後、リハビリ教室等を初め、健康増進課など一体となって予防に力を入れていく旨の答弁がございました。

また、社会問題となっておりますコムスンについての質問に対し、執行部からは、市内にはコムスンの施設はないが、取手市、守谷市の施設からのサービスを受けている方が51名いるということでございます。利用者が不安にならないように、県とともに調整をしている旨の答弁があるなど、活発に意見交換が行われました。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決した次第でございます。

以上で、連合審査の報告を終わります。

次に、同日午後1時から、引き続き教育民生常任委員会を開催し、付託されました議案2件及び平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）の当委員会所管部分及び

陳情の取り扱い１件につきまして審査を行いました。その審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず執行部から、議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ２億1,069万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億499万7,000円とするものであります。

委員からは、一般会計繰出金の１億8,310万8,000円は基金に残すべき、また一般会計からの繰入金により国保会計を支えるべきとの意見が出され、執行部からは、財政との協議のもとで行ったもので、法定外の繰入金も多額に上っている。本来、法定内で、繰出金なしで行うべきものなので、そのように処置している旨の答弁がなされました。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

議案第73号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ5,388万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,683万2,000円とするものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

次に、議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第２号）については、教育民生常任委員会所管部分について審査をいたしました。所管部分は、民生費、衛生費、教育費にわたり提案されております。

委員からは、放課後子どもプランについての質問が出され、執行部からは、国県から具体的に示されていないが、委員14名を委嘱し、基本的なことを決めていく旨の答弁がございました。また、理科支援員等配置事業の経緯等について質問が出され、執行部からは、県内291校が指定され、２学期から実施するもので、当市では２校の割り当てがあり、校長会で協議の結果、谷原小学校と十和小学校が指定されることとなりました。理科離れを少しでも解消すべく、国の負担で実施する旨の答弁など、活発な意見が行われておりました。

次に、陳情第13号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出に関する陳情の取り扱いについて、内容を審査したところ、陳情者の願意が妥当と判断したので、茨城県知事及び茨城県教育委員会委員長に対し、意見書を提出すべきものと決定をした次第であります。

以上で、教育民生常任委員会に付託をされました議案の審査の経過と結果について申し上げますが、この決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 経済常任委員会で審議しました経過について、ご報告を申し上げます。

経済常任委員会は、去る14日午前10時から開かれました。

議案第78号、79号、81号については、連合審査ということで審査をいたしました。

議案第78号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について、ご報告申し上げます。

つくばみらい市下水道事業は、歳入決算額が13億2,146万6,100円です。歳出決算額12億7,127万6,954円、歳入歳出差引額が5,018万9,146円です。そのうち繰越明許が488万1,000円、翌年度繰越額が4,530万8,146円です。

連合審査ですので、いろいろ話が出ましたけれども、特に下水道に関しましては、現在認可区域の進捗率ということで質問が出ました。進捗率は80%前後でありますけれども、今後、認可区域を広げながら下水道整備に努力したいという旨の報告がありました。

委員会で審査しました内容を審議して、採決をとったわけでありますけれども、全員賛成ということで可決されました。

続きまして、議案第79号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定であります。歳入決算額で4億723万5,968円、歳出決算額で3億8,650万316円、歳入歳出差引額が2,073万5,652円、翌年度繰越額が2,073万5,652円です。

同じく農業集落排水においても、特に、旧谷和原でありますけれども、十和地区と下小目地区の加入率が悪いというような質問がございました。この件につきまして、加入促進はどのようにするのだというようなことがありましたけれども、今後当局において、審議会等をつくりながら、積極的に加入を進めたいという答弁でありました。

審議の結果、賛否をとりまして、全員賛成ということで可決されました。

続きまして、議案第80号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定についてでありますけれども、歳入決算額が5,261万4,058円、歳出決算額が5,065万2,943円、歳入歳出差引額が196万1,115円です。翌年度繰越額が196万1,115円です。

この件につきまして審議が行われまして、特に名義書換料の問題と、それから滞納についてはどうするのだというようなことが出まして、現在市営住宅に住んでおられる方も高齢化が進みまして、何かと大変で滞納がかなり出ているというような報告がありました。今後については、いろいろ審議しながら慎重に進めたいということでありました。

採決の結果、全員賛成ということで可決しました。

続きまして、平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について、議題になりました。

水道事業は、区域行政人口が4万2,142人、給水人口が3万8,861人、年間総配水量が、457万717立米です。1日最大配水量が1万4,723立米です。年間有収率が385万6,162立米です。有収率が84.36%です。供給単価が238円26銭、給水原価が230円43銭です。

経営内容でありますけれども、収益的収支、総収益が9億5,532万507円です。総費用が8億9,612万2,488円、差し引きが5,919万8,019円です。

資本的収支でありますけれども4億1,429万8,842円、総支出が4億9,626万3,619円、差し引きでマイナスの8,196万4,777円です。

以上が、水道会計の決算でありますけれども、水道料金の適正化ということで質問が出ました。水道事業は、旧谷和原、旧伊奈の料金の方で、今すり合わせ中でありまして、その結果を見ながらいろいろ審議したいというような答弁でありました。

この件につきましては、賛否の内容は、賛成多数ということで可決されました。

それから、午後に入りまして、経済委員会だけで審議をいたしました。

中身については、市道の路線認定、廃止ということで、議案第68号、69号、70号は関連性があるということで一括審議をいたしました。この区域は、福岡の工業専用地域でありまして、審議の結果、全員賛成ということで可決いたしました。

以上で、決算に関する報告を終わります。

続きまして、一般会計補正予算、経済常任委員会所管の審査をいたしました。

この件に関しましては、意見を聞きまして、結果につきましては、これから審議をして結論が出ると思います。よろしくお願いします。

続きまして、陳情でありますけれども、陳情は、経済常任委員会所管は、第10号、12号、14号ということでありますけれども。最初に、前より継続審査になっておりました強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願ということで。

〔「それは請願だ」と呼ぶ者あり〕

○経済常任委員長（今川英明君） 請願です。

請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願ということであっております。これは、継続審査ということで議題になったわけでありまして、この件につきましては、その範囲が広範囲にわたりまして、今具体的に施策を起こすにはなかなか、いろいろな部分で難しいといった内容から、さらに継続して、いろいろ勉強しようという話し合いの中から、賛成多数で継続審査というようになりました。

続きまして、請願第4号でありますけれども、福岡堰土地改良区の負担金及び助成金。

〔「違うよ、4号じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○経済常任委員長（今川英明君） 失礼しました。請願の第6号です。大変上がっておりますので、失礼しました。

審査した順番で報告ということで、今していますので、審査した順番で報告していますので、よろしくお願いいたします。

そういうことで、請願第6号 福岡堰土地改良区の負担金及び助成金に関する請願ということで審議をいたしました。

この請願は、請願者 福岡堰土地改良区理事長風見 登氏を初め、組合員、一般市民2,575名の署名と紹介議員15名での請願です。

去る14日に経済常任委員会を開き、土地改良区及び執行部双方から意見を聞いて、審議をいたしました。

審議の結果については趣旨採択であります。

また、今年度予算計上してある負担金310万円は、議会の議決事項であり、執行するように執行部に対して強く求めます。また請願事項1の本区組合費の値上げや一般市民の排水路使用者への新たな負担を強いることにならないよう、旧伊奈町で実施していた施設使用料制度を維持し、旧谷和原村でも直接放流者のみ負担方式ではなく、つくばみらい市全体として施設使用料制度を確立すること、これが請願事項第1であります。

それから第2でありますけれども、道路横断排水暗渠、安全施設、渇水対策施設整備事業についても、市民の安全を守るため極めて公共性の高いものであり、これらの工事負担の削減幅を他の団体削減率5%と同等以下にすること、これが請願事項の第2であります。

この内容につきましては、市当局を初め、土地改良区と話し合いを進め、前にも話し合いするというような時間はあったわけでありまして、人数の都合、あるいは予定と

かいろいろありまして話し合いがもたれなかったという経緯の中から、今後につきましては、人数を定めずに話し合いを十分しまして、本年度内に解決されるよう強く求めます。

趣旨については理解は十分しておりますけれども、この請願事項 1、2 につきまして、即我々が議会としてできる範囲ではないという中身の中から、今回は趣旨採択という結果になりました。

それから、請願第 3 号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願につきまして審議がなされました。

これは、今現在進めておる事業でありますし、もうちょっと経緯を見ながら審議をしたのがいいだろうということで、審議の結果、賛成多数で継続審査になりました。

次に、請願第 4 号 日豪をはじめとする E P A 路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願が議題にされました。この請願につきましても、現在進行中の事業であり、推移を見つめるとともに今後審議をしていくという中から、賛成多数で継続審査になりました。

続きまして、請願第 5 号 水道料金の引き下げを求める請願書が議題とされました。

この案件につきましては、先ほど報告しました水道事業に関しまして、水道料金を値下げするようにというような請願でありますけれども、先ほど申し上げましたように、現在、旧伊奈、谷和原ですり合わせをしておるという中から、多少なりとも値下げになるかなというような情報もありまして、結果を見ながら慎重に審議すべきであるというような中から、賛成多数をもちまして継続審査ということになりました。

続いて、陳情についてご報告申し上げます。

陳情第 10 号 下水道加入に関する陳情、これは負担金についての陳情でありますけれども、現在進行中でありますし、かつ下水道事業に関しましては、1 戸当たりになると 1,000 万円近いお金がかかっておるというような中身もありまして、現在のところは平米 500 円というのが下水道の受益者負担金ということでありまして、この件につきましては委員会にとどめるという結果であります。

続きまして、陳情第 12 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件、それから 14 号でありますけれども、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書ということで、2 件が、陳情者が名前が違っただけで同じような内容ということで、一括して審議をいたしました。

この件に関しましても、全会一致で、委員会の審議にとどめるということが決定されました。

以上が、今回経済常任委員会に付託されました事項であります。私が報告しましたとおり皆様のご賛同をお願いいたしまして、委員長報告にかえます。

○議長（廣瀬 満君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

9 番岡田伊生君。

〔 9 番 岡田伊生君 登壇 〕

○ 9 番（岡田伊生君） 私は、ただいま委員長の報告がございました請願第 2 号ということで、強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願ということで、ちょっとお伺いをしたいと思っております。

私は、経済常任委員ではありませんので、先ほどの9月14日の経済常任委員会での請願に対する審議会には傍聴のみということでございまして、質問ができませんでしたので、次の2点から質疑をさせていただきたいと思っております。

第1点目は、この請願は、去る6月の定例議会で既に継続審査ということで扱いをされておるわけでございます。そして議会閉会中に、請願者と市長との話し合いがされ、請願者はそれなりの期待感をもって帰られたという、紹介議員よりの報告が、発言があったわけでございます。これは8月29日、議会運営委員会のあとの全員協議会であります。

その発言に対しまして、委員長指導のもとに話し合いがされた旨の答弁が委員長よりあったわけでございます。

経済常任委員会の審議の中では、それらの報告はされていないようであったような気がするのですが、この経過についてはどのようなものだったのかお伺いをいたします。

また審議の中で、先ほどは、委員長の方では、いろいろな問題があるので難しいんだというような報告がされているわけなのですけれども、担当課の職員によりまして、防じん対策としてのヘアリーベッチという豆科の植物で対策を研究しているんだという説明があったわけですが、前向きな、私は対応が検討されているというふうに解釈をしているわけですが、先ほども申し上げましたが、委員長は、審議の中で、難しい問題があるからということで、これをどのようにお考えになって審議をされていったのか、まずお伺いをいたします。

それから、2点目といたしまして、請願制度についての、私は考え方であります。これは大変重要な問題だと思っております。

ご周知のとおり、請願権は、憲法16条で国民の基本的権利の一つとして保障されているわけです。また、住民自治の立場から、住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって、住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるために請願の受理権を認めています。そして、請願の審査は、議会の権限であり、執行機関の意見に拘束されることなく、議会が自主的に判断をし、結論を出すべきとしています。

また、請願の採択については、願意が妥当であるのか、実現性の可能性はあるのか、市の権限、議会の権限事項に属するのか、これを判断基準としているわけでございます。私は、基本的に請願の採決は、採択か不採択の2点であるというふうに思っております。

1点目で申し上げましたように、担当課の前向きな対策が、研究ということで、発言された審議の中、先ほども何度も申しわけございませんけれども、研究していくという説明をされているわけでございます。これは、議会の立場としては、反対の立場で物事を解釈しているというようにしか思えないわけです。

これらの請願制度、請願の重み、そういうものをどのように委員会に反映してきたのか。また、くどいようですが、住民に対しまして、これで議会の信頼が得られるのか、私はちょっと、議会が要らないのじゃないかと言われても仕方のないような解釈の仕方であるようにも思うわけでございます。

以上の2点から、お答えをいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 経済常任委員長今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） ただいまの質問でありますけれども、粉じん被害の請願について、継続審査ではちょっとまずいんじゃないかと。あとどういう理由のもとに継

続審査にしたのかというような質問だと思いますけれども。

確かに、粉じん被害の、これは板橋地区でありますけれども、ひどい状況であります。ですけれども、この粉じん被害は、板橋地区にとどまらず、つくばみらい市からいいますと、台地に関しましては各方面、10カ所程度、10カ所以上ですね、厳密に言いますと。数多いわけです。そこを全部対応しろといってもなかなか難しいわけです。

例えば、請願地域だけを我々がいいでしょうということで当局に、請願を可決しまして話しましても、これはやはりその場所ばかりじゃなくて方々で起こっている状況を解決しないと議会としても対応がまずいんじゃないかというような話があります。

それで、今回当局が努力しまして、1反5畝、1,500平米ですか、大山さんという方らしいのですが、その方の土地を借りて、先ほど言いましたヘアリーベッチ、それを種をまいてもらって、どの程度粉じん被害を防げるかといった、テストケースということで現在進行であると認識しております。

それと、そういった請願があがった場合、直訴ではありませんけれども、市長とか当局がそういった行動を起こすのは問題があるんじゃないかというようなことであろうかと思えますけれども、確かに、厳密に言いますれば問題あると思います。ですけれども、緊急避難的にやるのはその方法しかないと思います。

経済常任委員会の粉じん被害に対する認識でありますけれども、その1カ所ばかりではなく、全体を見ないと経済常任委員会としても動けないのだと、そういう意見が大多数であります。そういった話し合いの中身で、現在のような形で進行しておるということでもあります。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 岡田伊生君。

○9番（岡田伊生君） 何度もする気はありませんので、これで終わりにします。

ただ、私は、また同じことの繰り返しになるのですが、答弁の中で研究するということをやっているわけですよ。これはもうある意味では、担当課職員は一生懸命いろいろな資料を集めてやっていると思うのです。そういう中で、じゃいい方法を見つけている、研究していますということであれば、当然努力してくださいで、進めるべきであって、いろいろと問題が起きそうだからやめようよというのは、先ほども言ったように、立場上、私は違うのじゃないかと思っております。

それから、また元に戻りますが、住民の代表機関である議会に、請願者が本当に悩んで、あるいはどこへも持っていきようないということで議会に来ているわけですよ。やはりこの請願の重さというのをどのように考えていくか。先ほども申し上げましたけれども、あまりあれだと本当に議会要らないよということになっちゃうような気もするのですよ。住民側の立場に立って物事を判断する。何回も言うようではありますが、請願の審査は議会の権限であり、執行部機関の意見に拘束されることなく、議会が、自分自身というか、自主的に判断し、結論をしていくんだということで、これは議員必携にも載っているわけですよ、お手本として。その辺でもう一度だけお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 岡田さん、勘違い、これは粉じんによる請願は、継続審査ですから、これからも継続して審査をしていく、研究していくと、そういうことありますよ。ですからこれで終わりとか、廃案にしちゃうとか、それからやらないとかそう

ということじゃないのです。ですから、範囲が大きいので、与える影響が大きいので、もうちょっと研究しながらこれを進めましょうということで、継続審査ということです。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願についての委員長の報告、これに納得できないので質問させていただきたいというふうに思うのですが。

私は、この請願の紹介議員なんです。それでこの請願は6月の1日に出されています。6月の議会で議論をされまして、継続の審議ということで、現地調査もされて、そして行政との協議もいろいろ行われながら9月議会を迎えたわけです。

強風による粉じんの被害について言いますと、請願出された小張の方、大変な被害だということで実態を克明に書きながら、特にこの冬に向けて緊急に対応してほしいという思いもあってこの請願が出されているわけです。

継続審議というのは、緊急を要さない、特に今結論を出す必要がない、先延ばしてもっと議論をしていくというものについて許される結果であって、まさにこの請願は緊急を要するものだというふうに思うのです。

6月で継続にし、また9月で継続にする、つまり3カ月間の継続の中の議論に何か不備があったのですか、不足があったのですか。今回継続にしてどういう調査を今後、これをやらなきゃならないという調査をどういうふうなことをお考えなのですか、まずそのことについて委員長に伺いたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 経済常任委員長今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） お答え申し上げます。

この粉じん被害は、確かに請願出されたのは伊奈町の方で、嶋田秀雄さんですか、小張の方ですよ、そういう方が請願者で川上さんが紹介議員ということでやられましたけれども。

確かに、現状はかなりひどいと思います。ですけれども、そこばかりじゃなくていっぱいあるわけですよ。例えば、経済常任委員会の審議の話なのですけれども、これだけ対応して済むかというような話なのです。ですからもっと広範囲に研究をしながら、それに対応したのがいいのじゃないかというような結論なのです。それではちょっと手ぬるいというような部分がありますので、とりあえず試験、ヘアリーベッチ、冬場枯れない作物なんですけれども、それをつくってどの程度粉じん被害を防げるか、それを研究しながら議会でもともに進めようといった話し合いの中から現在も継続審査ということでもあります。ですからこれを見捨てるとかそういうのじゃなくて、範囲が広範囲なので、ちょっと打つ手としてはなかなか難しいといった中身だから、もうちょっと継続しながら勉強しようということで継続審査ということでもあります。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 今川委員長のところにも、請願者から、多分昨日だろうと思うのですが、手紙が来ているというふうに思うのです。請願者も委員会の審議の後に大変

不謹慎な発言をして、私も紹介議員ですから申しわけないというふうに思いますけれども、そのときのことについて深くおわびをしながら、彼が、私の脳裏をかすめたのは、またことしも地獄のような粉じんさらされて生活しなければならないのかという思いだったということなのです。そしてその継続審議に対して若干不謹慎な発言をしてしまったと、大変申しわけないというふうに言っているのです。それが請願者の実態です。

そして、経過からいいますと、さっきの岡田議員も言いましたように、市はこの問題について対応しようとしているんですね。今川委員長の要請もあって、請願者が市長とお話になったときに、市長からは、被害の実態をよく知っているのだと、もっと早く手打つべきだったと、関係機関と協議をしながら対策を講じると、農協とも力を合わせてやっていくんだということで、委員会の中で言われたように、テストケースの仕事を今やろうとしているわけです。今川委員長が判断しているのは議会の判断じゃないですよ、広範囲にやるかどうか、どういうふうにやるかというのは市がやることです。議会は、その問題を解決するように、市の方に議会として意思を持つのか持たないのかという判断をするのが議会の役割です。あなたは執行者ではありませんから、どうやるかというのは市に任せることです。やらせるように促すのが市民の請願を受けた議会、それを是とするか非とするかは委員会の判断ですけれども。

請願者が要求しているのは、小張だけやってくれなんて言っていませんよ。農家に対して一定の経済的な援助を行いながら、強風による不耕農地からの土砂粉じん被害防止のため、何らかの対策をとってくださいとっているのです。ほかのところはやらなくていいよと、おれのところだけでいいよなんていっているのじゃないのです。そのことも含めて、自分のところも含めてやってくれと。これを採択をして、市がやろうとしていることをさらに後押しすることが、さらに広範囲の問題を解決する道になるわけでしょう。継続審議にして引き延ばすというのは、実質的にはそういう市の姿勢も含めて後退させることになる、そういう結論なんだということについて、経済常任委員会は、どういうふうに真剣に議論したんですか、この問題について。継続審議の果たす意味がどういうことなのかということ、2回ですからね、1回目は私も是認しましたよ6月。だけれども9月、これは許せないというふうに思います。

あなたが反対なら反対で反対の立場をとればいいのです。そうでないのであれば、やはりみんなの意見が、これは必要だと思っているのだったら、広範囲で必要だと思っているのだたら、委員会の中の議論を、やはり真剣に前向きな方向で受ける議論に委員長は努力もすべきであつたし、委員会の議論がされなければならない、その点についてはどうという議論がされたのですか。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 何度も申し上げますように、経済常任委員会では、そこばかりじゃなくて粉じんが出ていると、そういった認識のもとにこれをやはり審査しないと難しいというような意見が多いのですよね。

ですから例えば、個人的な話で、私がこれを採択にしようというようなことがあっても、委員さん私を含めて10人いますから、そういった総意がないとこれは採択にならないわけです。委員の中で、はっきり言いまして、人数的には本当に一握りの人だけがこれを採択すべきだというような話をしています。

やはりこういった審査は、委員さん全部の意見を聞いてそれを集約して私が報告しているわけです、ご理解でしょうけれども。そういったことで、経済常任委員会そのものでは、ここばかり対応では難しいといった中で、やはり各地区、10カ所以上ありますけれども、そういった地区も考えながら、今後対応しなければまずいといった流れの中で、継続して勉強しようということで継続審査にしました。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 5 番倉持悦典君。

〔 5 番 倉持悦典君 登壇 〕

○ 5 番（倉持悦典君） 質疑に先立ちまして、ちょっと議長にお願いがあるのですが。この問題に関しては、岡田議員、川上議員、今、委員長に質疑しましたが、確かに私たちの申し合わせで質疑は 2 回ということになっております。ただ、つくばみらい市の会議規則では回数、時間の制限はございません。ただ、議長は、必要があるときは質問、討論の時間を制限し、及び質疑の回数を制限することができると第 55 条でうたっておりますけれども、きょうこの傍聴席にいる皆さん、もっともっと詳しく聞きたいという方々がこれだけ集まっておりますので、申し合わせではなく、会議規則にのっとって進めていただきたいとお願いするものでありますが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 要旨を簡潔にわかればいいんじゃないですか。

○ 5 番（倉持悦典君） ではその成り行きで、またお願いすることもあると思いますので、よろしく願いいたします。

まず、議長にお願いいたします。今の委員長の答弁を聞いていると、何か的がぴたっと合っていないような答弁が多いので、私の質疑に対しては、答弁者である今川経済委員長が、質問の内容等から外れたり、まともに答弁されないときは、議長から私の納得するまで再答弁を求めてくださるようお願いして質疑に入ります。

○議長（廣瀬 満君） はい。

○ 5 番（倉持悦典君） 今川委員長にお尋ねします。

委員長報告にあった趣旨採択について、具体的かつ正確に、また法的にどのような位置づけをされているのか、まずお聞きしたい。

回数が制限されていますので、その先へいきますが、趣旨採択について、議会用語の解説によると、趣旨採択とは……。

ごめんなさい。請願第 6 号 福岡堰土地改良区の負担金及び助成金に関する請願に対して質疑を行います。

委員長報告にあった趣旨採択について、具体的に、また正確に、また法的にどのような位置づけをされているのかお聞きしたい。

趣旨採択については、議会用語の解説によると、趣旨採択とは、請願の願意については十分理解できるが、当分の間は実現することが不可能である場合や、趣旨目的には賛成だが具体的に実現が難しい場合など、また地方議会運営事典でも、議会としては請願の願意については十分理解できるが、当該地方団体の財政事情等から、当分の間は願意を実現することは不可能である場合等に便宜的に趣旨のみを取り上げる、趣旨のみを取り上げるということから趣旨採択と呼び、採択か不採択か、必ずしも明白ではないので、請願について財政事情等に変化があった場合に努力すればよいと述べられています。今の、先ほどの委員長の報告とはかなりの隔たりがあります。

請願者は、趣旨を理解してほしいと請願しているのではないのです。趣旨のとおり実現してほしいと訴えているのです。このようなあいまいな趣旨採択はすべきでないと考えます。新潟県湯沢町議会では、議会の審議放棄と受けとめられかねないということで、趣旨採択はしないと申し合わせております。このことを踏まえて、今川委員長の趣旨採択に対するお考えをまずお聞かせください。

それから、回数をふやすためにもう1点聞きます。

14日の委員会の採決方法についてお尋ねいたします。

委員長は、審査の結果については、採択、趣旨採択、一部採択、不採択の四つの選択肢がありますと説明されたとは私は記憶していますが、間違いはないかどうかお答えください。それにのっとって三つ目の質問をいたします。

採択には、採択、趣旨採択、一部採択と説明しておいて、優先順位の高いはずの採択に対しての決をとらずに、いきなり趣旨採択に絞って決をとったのはまことに理解しがたいので、そのわけをお聞きいたします。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 経済常任委員長今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） お答え申し上げます。

趣旨採択でありますけれども、私の解釈する趣旨採択は、趣旨がよいので採択すべきものであるが、どちらにもつかない、また趣旨に沿うよう努力されたい、いろいろな趣旨採択の意味があるのですよね、意味はいろいろあるのですよ。

最初から言いますと、不採択とするには無責任であること、また、非難されることを恐れどちらにもつかないという意味もあります、趣旨採択の意味は。そういう意味もあります。ですけれども、私たち経済常任委員会が趣旨採択とした内容は、先ほど私が話したように、負担金に関しましては、やはり議会で審議されて、結論出ましたよね、議会が通ったわけですから、議決されたわけですから。これは間違いなく執行してもらいたいと、そういうことをさっきの趣旨採択の中身で申し上げました。

それと、今どちらにもつかないと倉持（悦）議員がおっしゃいましたけれども、私は、そういった、ただ趣旨採択、なぜ趣旨採択にしたかといいますと、先ほど申し上げましたように、請願事項の1と2があるわけです。例えば、旧伊奈町で実施したものを谷和原も同じように今度やってくださいよといったこともあります。それから道路横断排水。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○経済常任委員長（今川英明君） そういうことじゃないです。

○議長（廣瀬 満君） 今質問者に答弁していますから。

○経済常任委員長（今川英明君） そういうことで、経済常任委員会の趣旨採択は、あくまでも、この請願事項1と2に関しましては、100%ですよというようなことでは言えないので、その趣旨に対してはいいですよ。今いろいろな趣旨採択が、いいかげんだとか何とかいっていますが、そういうこともあやふやな部分もあるというようなことがありますけれども、その経済常任委員会ではそういうのじゃなくて、この趣旨はいいのですけれども、その請願事項1と2について、即採択といったことはできないのでということを報告したわけですよね。ですから、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目で、私が、趣旨採択、あるいは採択、あるいは不採択というような話をしたということですから、中身には、もうちょっと継続審査ということもあると思

うのです。

○ 5 番（倉持悦典君） 継続審査というのは結果じゃないでしょう。

審査の結果は、四つと言ったのです。

○ 経済常任委員長（今川英明君） そういうこともあるわけです。

○ 5 番（倉持悦典君） 継続審査は結果じゃない。

○ 経済常任委員長（今川英明君） でも問題が大きければ、やはり継続してもうちょっと検討したいと、そういうこともあるわけですね。

審議する場合には、継続審査もやはり可能性はありますよ。ですけれども、今回決めた、経済常任委員会として決めたことは趣旨採択だと。私が先ほど来申し上げていますが、その趣旨採択の意味は、何で趣旨になったかという意味合いから言うと、その請願事項でなかなかこの請願事項をまるっきり100%採択というわけにはいかないの、私が先ほど委員長報告で申し上げた内容を当局にお願いすると、そういうことでやってもらいたいということでの趣旨採択という結果にしたわけであります。

以上です。

○ 5 番（倉持悦典君） まだ答えていないよ。3 問目。三つとはっきり言ったでしょう。一番大事なところですよ。

○ 経済常任委員長（今川英明君） 以上です。

○ 5 番（倉持悦典君） 先ほど議長に、冒頭をお願いしたのだから、議長から。3 問目に全く答弁いただいておりません。あれほどはっきり三つと、一つ一つかんで含めるように言ったつもりですが。議長をお願いしているのですよ。大体こうなと思った。

○ 議長（廣瀬 満君） 経済常任委員長今川英明君、倉持（悦）議員から、いきなり要するに、経済常任委員会で趣旨採択をしたのはなぜかと、そういう。

○ 5 番（倉持悦典君） 議長、私、もう一度委員長にお願いします。質問しますので、回数には数えないでください。

今川委員長、よく聞いておいてください。

3 問目は、採択には、先ほどあなたがおっしゃったように、採択、趣旨採択、一部採択、とこの三つがある。選択肢としては、不採択という四つと説明したのです。さっきまた一つ、継続審査なんてまたくつついたのですが、これは、継続審査は審査の結果でも何でもありませんから四つです。不採択を抜いた三つの採択、趣旨採択、一部採択があるにもかかわらず、なぜ優先順位の高い採択の決をとらずに、いきなり趣旨採択でどうしようという決をとったかお聞きしたいのです。普通だったら採択するか不採択にするかでしょう。どうして真ん中の玉虫色のものから選んだのか、それをお聞きしたいと。

○ 議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○ 経済常任委員長（今川英明君） お答え申し上げます。

あのときは、いろいろな採択はあるというような話をしながら、暫時休憩しまして、議長室に経済委員が集まったわけです。その中で、趣旨採択がよかろうと、そういう結果になったので、趣旨採択でいきたいと思います、ということにとりました。

これは、前々から問題になっている話でありまして、私が何度も申し上げますように、いろいろな異論があるわけですよ。例えば請願事項に関して、1 と 2 の中身に関してはちょっと難しいのじゃないかと、このまま通すのは難しいのじゃないかと。一部採択とか、

趣旨採択とか、不採択とかいろいろ話は出ましたけれども、その中身によって、やはり円滑に進めるにはどのような方法がいいだろうというようなことで、議長室に経済委員が全員集まりまして、その意見の中から、これはやはり趣旨採択でいくべきだろうというような話になったので、趣旨採択というような結論に提案をしまして、全員経済委員が10人いますけれども、私を含めて10人いますけれども、9人の方の全員賛成ということで、趣旨採択というようなことになりました。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） 全く納得いかないのですが、円滑に進めるために趣旨採択したというのは、請願者の気持ちを酌んで審議していただきたいのです。審議は幾ら紛糾しても結構です。何時間やっても構いません。短い時間で円滑に結論を出すためにというふうに、今委員長の言葉、私に聞こえたのですが、全くこれは不謹慎だと思います。

それから、委員長の趣旨採択にした意味を、幾らよく聞いていても、趣旨採択の、簡単にいうと、趣旨には採択だ、事項に関しては不採択だという感じが強いのです。これで論争するつもりはありませんけれども、それだとすれば、その事項に関して、今川委員長が今言ってくださったように、当局にお願いするとか、そういうふうに踏み込んでくれるとすれば、なぜ採択ではいけないのか、これは質問じゃないです。

それから、310万円ということを経済報告の中でも言っていましたが、私たちの請願で、310万円をどう云々ということは一言も言っておりません。請願書を傍聴者の皆様も持っているでしょうから、310万円を、予算を組んだものを執行してくれという要求は全然しておりません。それは委員長の思いやりでそういう言葉が出ているのだとは思いますが、そういうことがやはり委員長、的外れというものではないでしょうか。

じゃ質問に入ります。2問目です。

委員長は、当然、もちろん委員長ですから、つくばみらい市議会会議規則というものは、十分理解していただいているんでしょうね。当然、その中にも、お聞きしたいのですが。もっともこれも知らないで常任委員長は全く務まらないと思います。

請願の審査報告に関する条項、これが、委員長として一番大事な条項です。もう一度言います。請願の審査結果に対する条項、84条です。つくばみらい市議会会議規則の84条、委員会は、請願についての審査の結果を、よく聞いてください。次の区分により、議長に報告をしなければならないと定めています。

（１）採択すべきもの、（２）一部採択すべきもの、（３）不採択にすべきもの、の三つであります。14日の委員長のおっしゃった趣旨採択という文言は、まず入っておりません。もう一回繰り返します。84条には、委員会が決する審査の結果は3種類です。（１）採択すべきもの、（２）一部採択すべきもの、（３）不採択にすべきもの、と規定して、趣旨採択という文言は、会議規則の中には、全ページ、全条文の中に一度も出てきません。これを14日の委員会で、今川経済常任委員長は、趣旨採択というものを説明し、趣旨採択はこうだと説明し、その趣旨採択のみを決をとり、先ほどの委員長報告になった次第であります。委員長は、これ全くつくばみらい市の会議規則に違反しているとは思われませんか。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 先ほど来答弁していますけれども、趣旨採択でもいろいろ、例えば、否決に近いような趣旨採択とか、いいかげんな趣旨採択とかあると思うのですよ、その趣旨採択そのものは。いろいろな文面を読みますと。

今回趣旨採択の、先ほど来言っていますけれども、請願するには、この請願事項に、全部が全部オーケーと出ないので、全体の趣旨としてはいいのだけれどもというようなことで、先ほど報告しました。

今、倉持（悦）さんが言いましたように、採択、一部採択、それから不採択、三つしかないというような話でありますけれども、この趣旨採択については、趣旨採択する前に、事務局にこの件をやはり聞きまして、前に伊奈町でもそういった経緯でやったことがあるといった中身の説明もありましたし、条例等を事務局でいろいろ検討してもらって、間違いなくできるということで、趣旨採択というようにしたわけであります。

以上です。

○5番（倉持悦典君） 議長、冒頭をお願いした、全然答えになっていないと思います。

○議長（廣瀬 満君） 私の方は、一応は、この請願ですか、これは経済常任委員会に付託しておりますので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） それは私には……。

だから経済委員長が答弁していますけれども、私からは。

○5番（倉持悦典君） 冒頭に議長をお願いしたでしょう。私の質問からピント外れたりしたら、ちゃんと修正して私の納得いくまでお願いしますと、私、メモしておいたから、もう一回読みましょうか。

まず、議長をお願いします。

答弁者である今川経済委員長が、私の質問内容から云々とお願ひしたはずです。

○議長（廣瀬 満君） 暫時休憩しますか。

○5番（倉持悦典君） 私の答弁に答えてもらってから暫時休憩してください。また雑音入っちゃいますから、委員長に。それは無理です。それは難しいですよ。私が納得してから暫時休憩してください。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 何度もお答えしているように、経済常任委員会の結論は、趣旨採択ということでございます。報告は、私が申し上げたように、それも含めて当局をお願いしたいと。

請願、言いましたように、採択、一部採択、それから不採択というような話でありますけれども、今回、経済常任委員会の結論は、趣旨採択ということでありますので、ご理解いただきたいと。この趣旨採択については、議会事務局からの情報もありまして、こういうのもできるんだよといった中身で趣旨採択ということになっていきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○5番（倉持悦典君） 議長、最初をお願いした、これだけの傍聴者が、せっかくこんな大勢の方が来てもらっているのに、会議規則を優先して、申し合わせ事項にちょっと目をつぶっていただいて、もう少し続けさせていただくようお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 一応、2問までということでございまして。

○5番（倉持悦典君） それは、会議規則ではないのですよ。申し合わせなんです。会議規則の方が上位なので、申し合わせよりも上位なので、あの84条も違反してもいい、こういうことも違反してもいいというのではないと思うのですよ。これだけの傍聴者がこの話を聞きに来ているのですよ、みんな一生懸命なんです。先ほどの岡田議員の請願に対してのこの人たちの熱い思いを、議長、受けとめてください。

○議長（廣瀬 満君） 倉持（悦）さん、本会議なので。傍聴者は。

○5番（倉持悦典君） 本会議だからこれで終わりですから。

○議長（廣瀬 満君） 傍聴者が大勢来ているのはわかります。でも、今の答弁、それから質問、これに対して傍聴者はある程度は理解していただいたのかなと私は思っていますけれども。

○5番（倉持悦典君） 経済委員長の。

○議長（廣瀬 満君） 経済委員長は今答弁しているわけですから。

○5番（倉持悦典君） もう一つ、さっきの趣旨採択がどうのこうのという質疑はもう終わったのです。私が今聞きたいのは、なぜ局長の、伊奈町に例があるとかそういうことで、なぜこのつくばみらい市の会議規則に逸脱したことができるのかどうか、それを聞きたいのです。法律を事務局長のアドバイスで逸脱できるというその根拠を知りたいのです。委員長、全然あなたの答弁は違うのです。議長、私がそれ一番冒頭をお願いしたのは、私の質問に答えるようにお願いすると。これじゃ私ここに立った意味が何もありませんから、どうかよろしく願いいたします、本当に。何度でも頭下げます。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○経常委員長（今川英明君） 何度も答弁していますように……。

○5番（倉持悦典君） 何度もじゃない、一度ももらっていません。

○経常委員長（今川英明君） 経常委員会の結論は趣旨採択ということでありませす。

倉持（悦）さんおっしゃっているのは、採択か、一部採択か、不採択かと、三つしかないのだということを申し上げる、私の考え方で言いますと、これ一部採択に当たるのじゃないかと思うのです。名前は趣旨採択でありますけれども、そういった方向でいくのじゃないかと思います。ですけれども、これは趣旨採択ということで結論は出しました。経常委員会の結論は。

○5番（倉持悦典君） 会議規則に趣旨採択というのはないのです。

○経常委員長（今川英明君） でも、それはできるということでアドバイスがありましたのでやりました。

以上です。

○5番（倉持悦典君） 委員長が指揮しているのですよ、委員会は。事務局長が指揮しているのですか。

○議長（廣瀬 満君） 倉持（悦）さん、質問を終わります。

○5番（倉持悦典君） もう少し話させてください。

○議長（廣瀬 満君） 暫時休憩します。

○5番（倉持悦典君） 暫時休憩しないで、終わりますから、あとはどうせ答えられないでしょうから。

議長、本当に何度もお願いしますが、最後まで話だけ聞いてください。

冒頭をお願いしたとおり。

2問の質問は終わつたと。お願いします。

全く今私、委員長の答えには納得しておりません。事務局長のアドバイスが、規則よりも優先するとはとても私信じがたいのであります。委員長たるものが、その委員会を指揮して、規則に当てはまらないものを、事務局長のアドバイスがあったからやったと平然としている姿はちょっと私信じられません。今川委員長ほどの見識の方が。

先ほどの岡田議員の発言にもあったように、請願、陳情とは、憲法も基本的人権の一つにしている非常に重いものです。一市民が議会に直接働きかけられる数少ない手段の一つなのです。我々議員は、真摯に受けとめて、審議を尽くして、きちんとした審査結果を出す責任があるのです。

委員長、聞いてください。間違っても、何分かの、先ほど申しました、暫時休憩をして、聞いたから、アドバイスを受けたからというようなことで即結果が出るというような会議であってはならないと思います。このような会議では、市民の失望を買うばかりだと思います。委員長、聞いていてください。お願いします。

先ほど川上議員からの話の中にもちょっとありましたが、14日にも、一人の傍聴者が、まことに汚い言葉で罵声を浴びせて退席しました。あれが一市民として、我々議員に、また委員会に対する精いっぱい抗議だと感じました。実に悲しい光景でありました。

話を戻します。この請願は、2,600人以上の賛同者と、ここにいらっしゃる15人の議員の熱い思いを込めた請願であります。その重さを感じてくれたら、趣旨採択というような会議規則にうたわれていない結果は出せないはずだと思います。明らかに規則違反だと思っております。

以上の理由によって、このような審査の中で出された結果の委員長報告は、無効と断じる以外にありません。これを賛否をとることに異議を申し立て、改めてこの請願の原案に対して、この議場で採決をするべきと提案申し上げて終わります。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 何度も申し上げますように、全部だめだとか、そういう話じゃないのです。私は最初から言っているように趣旨採択、この趣旨は、すごくいいのです。ですから採択したわけですから。

それで、その何で採択しなかったかという理由は、先ほど来言っていますけれども、請願事項ということで申し上げました。

先ほど倉持（悦）さんが、嶋田さんの件で、暴言を言ったと、あんなのは議会としてとんでもないというような話がありますけれども、後日、私のところへ嶋田さんから手紙がきまして、その内容をちょっと読ませていただきます。

今回の粉じん被害対策につきましては、今川委員長、古谷事務局長様を初めたくさんの方々のさまざまな角度からのご支援ご鞭撻をいただきまして深く感謝しております。

また先日委員会で、当該終了後に不謹慎な発言をしまして、まことに申しわけありませんでした。改めて深くおわび申し上げます。

委員会での採決直後、私の脳裏をかすめたのは、またことしも地獄のような粉じんにさらされて生活しなければならないのかという思いでした。叫んだ後、我を忘れて廊下に飛

び出してしまいました。他の委員の方にも、一瞬何が起こったのかわからなかったと思います。皆様のご助言を得ました去る8月17日には、飯島市長とも面会することができました。市長からは、それぞれについて対応したいというような返事をいただきました。こうした皆様の、本当に水を差すような発言につきまして、深く反省するとともに、重ねておわび申し上げます。他の委員会の皆様にも、現在の私の気持ちをお伝えください。

もっとあるあるのですけれども、以上のような文面で入っております。ですから、嶋田さんとしましては、興奮して、いろいろなことを言ったかもしれませんが、最終的には、こういうふうにおわびということできていますので、よろしくお願いします。

先ほど来言っていますけれども、採択、一部採択、不採択というようなことしかないというような倉持（悦）議員からありますけれども、経済常任委員会としては、趣旨採択ということで、私が先ほど来言っています方向で結論が出ましたので、改めて報告申し上げます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） ここで暫時休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時57分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） どうも長時間にわたってご苦労さまでございます。

今、川上議員、岡田議員、倉持（悦）議員、大変紛糾をされております。人様の委員会に口を挟むものではございませんが、私も15名の紹介議員の一人としてお尋ねを申し上げます。

今川委員長におかれましては、きょうは仏滅と三隣亡が一緒にきたような日でございまして、たまたま見ると仏滅だそうでございます。まず、お尋ねをしなければならないのは、今まで、倉持悦典議員も相当力んでご質問があったようでございますが、いわゆる趣旨採択という意味を委員会の中でおとりになられた。恐らく、あなたを除いて9名の委員さん、趣旨採択の意味をよく熟知されていないのではないのかな、私はそのように思って仕方がないのです。

しかも、あなたの答弁を聞いていますと、その趣旨採択そのものが、一部採択だったり、全体的な採択、要するに全体的なものを採択するのですよとか、一部を採択するのですよとか、まだあなた自身もよくご理解をしていないのではないかなと、私はそのように受けとれました。

やはり裁く、いわゆる採決を任されて、そして皆様のご意見を拝聴しながら整理をしていく方が、採択の理解をよくされていないのだとすれば、私は、再度委員会に差し戻して、そして皆さんに再度ご議論いただく、そしてご理解をいただく、そういったことをしなければ、今この本会議が時間を幾ら費やしても足りないんじゃないか。それでなければ、この場で、15名の皆さんが署名、判こを押しているとすれば、ここで採択か不採択か決をとるべきだと、私はそのように思う次第であります。

議長、お願いががございます。

ここで採択か不採択か、あるいは委員会に持ち帰って再度ご議論いただくか、どちらかお願いをいたします。いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 今の常任委員会の委員長の報告、それから質疑をしたわけでございますけれども、最後に採決は、この議案の、日程第1の一番最後に採決をとります。

○20番（山崎貞美君） 一番最後に。不採択か、採択ということで私はとっていただきたい。いわゆる趣旨採択という文言、趣旨採択の意味が、大変申しわけないですが、経済委員の皆さんがまだ熟知されていないんじゃないか。委員長すら、一部だか、全体的だかというようなご説明がございました。そういった意味におきまして、正確なご判断をいただけるよう、さらにここで委員会へ差し戻して、もう一度ご議論いただくか、さもなくば、ここで採択か、不採択かを決定していただきたい。もう一度お伺いいたします。逆に委員長いかがですか。これまでに、最終的な裁量権は議長にあるかと思いますが、いかがですか。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） ただいまの山崎議員の質問でありますけれども、経済常任委員会としては、趣旨採択ということで結果を出したわけでありまして。

○20番（山崎貞美君） 採択、趣旨採択。

○経済常任委員長（今川英明君） 趣旨採択ということで結論を出したわけでありまして、趣旨採択は、採択、不採択、一部採択の分類をしますと、会議規則84条の中では、一部採択に入ります。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） あなたのその判断、その答えがあいまいだから紛糾しているのです。わかりませんか。さっきあなたは、一等初め冒頭に、趣旨採択は、全体の趣旨はよくわかると、一部が納得できないから趣旨採択にしたんだと、このようなお話だった。そうしたら、今度は、一部が採択できるのだけれども、まるで趣旨は採択できないというような言い方ではないですか、私のとり方によると。やはりこれは委員長、差し戻し下さいよ、もう一度自分たちでご議論なさったらいかがですか。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 何度も申し上げますけれども、経済常任委員会では、趣旨採択。今、会議規則でいいますと一部採択ありますけれども、私の報告とおりです。ほとんどはいいわけですよ、内容的に。ですから、趣旨採択ということで結論出したのです。でも会議規則上を言いますと、一部採択の分類に入ると、そういうことでございます。

それで、何回も申し上げますけれども、どのような内容で趣旨採択になったかということでもありますけれども、やはり請願事項の1と2、先ほど私読みました、発表しましたけれども、その内容について、やはり議会としては、ここまでできない部分もありますよといった意見の中から、全体の中身的にはいいだろうと、趣旨採択でいきましょうと。でも、採択にするのには多少問題、だから山崎さん今言ったのは、本当の一部しか良なくて、あとは全部だめなのかと、そういう感じだと思うのですけれども、その逆なのです。

ね。全体の流れの中でほとんどいいのですけれども、一部について問題あるというようなことで、本来の形からいうと、会議規則からいうと、一部採択になりますけれども、趣旨的には採択ということでございます。

以上です。

○ 20 番（山崎貞美君） この手法というのは、谷和原の皆さんはよくご存じないかもしれませんが、伊奈でよく使っていた手なのです。採決したくなければね、趣旨採択といって逃げちゃうのです。ほとんどこれ成功というか、実行した例はないのです。私の記憶の中では。こういうことを、今川委員長、だれのアドバイスか知りませんが、あなたこんなことやっちゃだめですよ。議員の今度は本当にモラルというか資格問われますよ。悪いけれども。本当に忠告しておきますよ。

やはり、きちんと白か黒かはっきりして、それを皆さんが決を決めるのだから、あなたが決めるんじゃないのだよ。9人の皆さんが決めて、最終的にはあなたの判断が出てくるかもしれませんよ、同数だったら。でも、皆さんのご意見をしっかり、この前の説明、私先ほど申し上げたけれども、趣旨という意味が、あなたすらよく理解できていないくらいだから、悪いけれどもほかの9人の皆さんは、わかっている人とわかっていない人がいるんですよ。その辺のところをよく理解して采配を振らなきゃ。それであくまでも趣旨採択、一部だからできるんだ、できるんだと、こういうことなんだというのだったら、むしろ執行部にこれとこれとこれとはできるのかと、じゃこういうことなんだからこれだけは悪いけれどもできないけれども、これとこれはやるんだと、それぐらい説明、今の休憩時間のときに持ってきたらいいじゃないですか。ただのそれだけじゃ、今までの答弁と何ら変わりはしないですよ。堂々めぐりだよ。きちんと説明してください。

○議長（廣瀬 満君） 質問終わり。

○ 20 番（山崎貞美君） 終わりだというから、終わりだけれども、委員長、本当によく考えた方がいいと思いますよ。失礼します。

○議長（廣瀬 満君） ほかにありませんか。

川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○ 26 番（川上文子君） いろいろな議論が出ていますから、繰り返しになるかもしれませんが、私も紹介議員として1点納得できないので、質問させていただきたいと思っています。

私がこの請願の紹介議員になった理由は二つあります。

一つは、請願者が言っているように、大変市の進め方が一方的だという問題が私は大変問題だというふうに思って紹介議員になりました、1点目は。それは3月14日に市長が、土地改良区の理事長に向けて、助成金については、19年度より廃止しますのでよろしくお願いしますという通知を出しているんですね。3月14日、そのあとにこの期間も含めてですけれども、3月の議会が開かれていました。3月の議会では、この廃止するという補助金310万円が予算に計上されていました。私たちはその審議をしていたわけですが、この通知を市長が出したことは、執行部から何の説明もありませんでした。私たちは、当然だから予算にのっているわけですから、例年どおり310万円支出するだろうということで予算を見て、そしてその予算について審議をしたわけです。

ところが、片方ではもう廃止しますよと通知をして、もう廃止しますよと通告を出して

いると、こういうやり方は何とも許せないということです。しかも、それはその後ですけれども、請願の方々の運動がされたときに、事実説明についてということで、飯島市長の名前で、私たちの手元にはまいりませんでしたけれども、事実説明についての文書が回覧されています。

この中には、事前に土地改良区へも通知してあり、決して市の一方的な通告によりなされた行為ではないので、そこを理解してくれというふうに書いてあるのですが、通知は一方的ですよ。協議が成り立っているわけでも何でもないので、一方的ではないと、だから理解しろということで、市民が運動している問題について、行政がまさに当事者がこういう文書を出して、そこに水を差すという行為をやる、私はこれはとんでもないというふうに思うのです。これが一つの理由です。

もう一つは、この請願の理由の中に、排水使用者の負担について、新たな施設使用料の制度をつくってください。私はこれは、私たちも住宅に住むものとして大変大きな問題なので、ここを特に要望して紹介議員になりました。

平成3年から、三次処理をした排水について、今まで市民が負担した1万2,000円について、町が、伊奈町の場合ですけれども、肩がわりするというので、ずっと行政執行されてきました。実際には、垂れ流しの方々は使用料を払わない、三次処理をして浄化槽を設置した方々については使用料を払うという、こういうバランスの悪さもあって、そこも含めて東映住宅の問題もあったかもしれませんが、そこも含めて町は対応してきた行政です。これが一方的に切られれば、市民は新たに1万2,000円というお金を来年から、ことし310万円保証されるとしても、来年から払わなきゃならない事態が起こるかもしれない。

ですから私は、新たな施設使用料の制度を早急に検討してつくり上げていかなければ、合併でたくさんの負担がふやされている市民にとっては、大変重要な問題だというふうに思って、この請願に紹介議員になりました。

しかし委員会のところでは、趣旨採択という結論、私はこれが納得できないんですよ。趣旨採択はあちこち議会用語を見ますと、十分に理解できるけれども、財政事情等から当分の間は願意実現が困難な場合に臨時的に趣旨は賛成であるという意味で議決をするんだと書いている議会もありますし、それから、実現性について、当分の間不可能である場合に、趣旨に賛成であるという意味の議決なんだというふうに書いています。議会事務局にある手引によりますと、あくまでも便宜的な処理方法であって、乱用してはならないというふうにも書いてあります。

私はこういう処理の仕方で、この緊急、そしてしかもたくさんの署名が集められて、早急に検討しなければならない問題について、こういうあいまいな採択をすることは絶対に納得できない。そこで質問なんです、私は問題だと思うのは、経済常任委員会の中には、紹介議員の方が2人入っているのですよね。

〔「3人です」と呼ぶ者あり〕

○26番（川上文子君） 3人ですか、その方も含めて、趣旨採択に賛成をしているのです。これはあり得ないことなのです。紹介議員というのは、全面的にこの請願を採択をしてくれという立場で署名しているわけですから。

何でこういうことが起こったのかといたらば、委員長が言われて、さっき辛くも言いましたけれども、別室に行って、そして趣旨採択で合議をしたという話。つまり趣旨採択

の内容についての説明が、紹介議員にとっては、自分の紹介の意味と、思った意味と同一だというふうに理解したから趣旨採択に賛成してしまったのだと思うのです。私もあのときに委員会傍聴していましたが、趣旨採択についての事務局長の説明も非常に前向きな解釈の文言を用いて、採択とほとんど変わらないみたいな形で、ちょっと言葉は正確に覚えておりませんが、そういう説明で趣旨採択を説明されて、そして別室に行って、私たちは聞いておりませんがわかりませんが、紹介議員も含めて納得をできたような状態の説明というのは、多分事実的な趣旨採択という本来の意味の採択とは違う説明がなされなければ紹介議員は賛成するはずはないのですよ。だって、紹介議員は全面的に賛成の立場でやっているわけですから。ここに私は、やはり何らか別室での趣旨採択の説明があいまいというか、大変、採択とほとんど変わらないんだよと、だからこれでまとめましょうよというような、趣旨採択の実際の意味をたがえた形での説明によって多数の賛成が起こったのではないかと。だとすればやっぱりこれは大変問題なので、その別室で趣旨採択というのを、どういう採択なんだというふうに説明をされたのか、そうでなければ紹介議員が賛成することはあり得ないので、そこを説明してください、今川さん。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 川上議員の質問に答えます。

私、先ほどから言っておりますように、趣旨採択は、ほとんどがいいというような解釈のもとの話です。ですから、私、委員長の報告にありましたように、今まで問題になっております土地改良区に対する負担金、これ予算計上は310万円、執行は308万円何がしておりますけれども、その負担金については、早期に執行してもらいたいと。そのほかの請願事項については、人数を定めず、お互いに話し合って、年度内に解決してもらいたいと。ですからほとんど採択に近いのですよね。

先ほどから言っておりますように、この請願事項そのものを採択するのにはちょっと問題があるといった内容から趣旨採択というようなことであります。それで趣旨採択の分類は、会議規則上は一部採択ということに入ります。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） この議論してもしょうがないというふうに思いますが、実際には、実現性について、当分の間不可能である場合、繰り返しますが、財政事情から当分困難な場合について、そして将来的にというような形で、それが実際の意味です。ですから、おおそ採択なんだということで説明をして趣旨採択にしたのだとすれば、やはり議決自身が、結果を生み出すその中身自身が違ってきているわけですから、本来いわば採択でなければならぬところを趣旨採択という言葉で、実態的に趣旨採択という言葉が残ってしまうと、実際の問題としては、その財政事情から当分の間困難だと、非常に議会は引いているという形に残ってしまうわけですから、そういうものも含めて、今回のこの議会の中で再度議決をとる必要があるというふうに思いますが、委員会の責任として、あいまいな、ごまかした形での採択の態度を今後とらないように十分注意していただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 今の質問に答弁します。

何度も申し上げていますように、請願事項そのものを全部採択しちゃうと請願事項そのものも全部採択なんです。ですから請願事項の中には、多少の問題があるんじゃないかというような意見の中から、ほとんどいいのですけれども。そういうことで趣旨採択と。

私が報告しましたように、この請願事項についても、市当局と土地改良区は人数を定めずに十分話し合っ、年度内に解決するようお願いしますと、そういうことを言っているわけです。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 7番 堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） 7番の堤でございます。

私もこの件については紹介議員の一人でございます、これには土地改良の幹部の皆さんが、2度にわたって強い熱意のもとに来られました。一方的ではございましたけれども、内容をいろいろと他方からも聞いてみますと、確かに4月からの予算には計上している中で、それを履行しないという話になると、50キロ以上でスピードで走った車が急にハンドル切るというようなことで、非常にまずいんじゃないかということで、これはやはり、私は出すべきじゃないかという強い信念のもとに賛同したわけでございます。

先ほど来、委員長の方から何かと説明がありました、質問もいろいろされております。細かいこれまでの経緯については、私、ここで申し上げませんが、確かにこの趣旨採択という問題については、意味はわかるんですが、内容についての調査その他については、たかが30分程度の常任委員会での協議でございまして、確かに内容は熟知しておりません。

ただ申し上げたいのは、どんなことがあっても、私の立場もございまして、どんなことがあっても、個人的にはこれは出してもらわなきゃ、偉い人の言葉をかりると、職を賭しても出してもらわなきゃいかんという私の強い決意のもとに、どうしてもそれが全員、常任委員会の皆さん、市川さんも初め、それから安藤さん、3人とも紹介議員でございまして、それならばということで決まったわけでございます。

ですから、いろいろと細かい点は申し上げませんが、この件については、どうしても執行部の方にも出していただいて、将来に禍根を残さないような方策をとってほしいということで私は賛同した次第でございまして。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 経済委員長の審議の報告について、二つの項目について質問したいと思います。

一つは、強風による休耕地からの粉じん対策について継続とした報告、それからもう一つは、水道の引き下げを求める請願について、これも継続としたことについて、伺いたいと思います。

それで、粉じん対策について、6月議会でも継続して研究をするということで、現地を視察されたというふうに聞いております。そしてその被害が市内広範にあるという事実を皆さんが委員会の中で確認したのだと思うのです。

そういうこともありまして、執行部側が研究を始めて、そして既に冬場の豆科の植物を

種をまくということモデル的にやっていくという、そういう研究が進められている中で、なぜ委員会は広範なところに粉じんの被害があるという事実を認めながら、それが大変行政として大きな問題であるということの認識がなされなかったのかということが一つ。

それから、請願者も傍聴しておりましたけれども、委員会の審議に傍聴しておりましたけれども、また大変な季節がやってくると、本当にいても立ってもおられなかったという、そういう心境だったと思うのです。そういうことに関して、継続にすればその思いも本当に真剣に真摯に受けとめているのかと、これは請願者から、住民からしてみたら議会への不信を招くというふうに思うのです。

私は議会としては、執行部側がやってから、それを見て結論を出すのではなくて、本来ならば、議会は住民の代表、住民から選ばれた代表の機関でありますから、市側を動かす、住民の声を代弁して行政側を動かしていくというそういう大きな役目があると思うのです。そういうときにこの継続にしたということについては、とても不満を持ちます。その点について、認識について伺いたいと思います。

それから、もう一つ水道料金についても、継続ということについては、やはり議会としての役割については、非常に議会の役割がどういうふうに考えているのかというのは同じく思うのですが。そこで聞きたいのですが、結果を見ながら水道料金の引き下げの請願について結論を出すというふうに報告されました。その結果というのは、執行部側がその水道料金、今回の合併による水道事業の統一、これを検討した結果を見て結論を出すということの報告ですね。それはいつごろ結果が出る予定なのですか。そういうふうにいつごろ、いつの時期に結果が出るというふうに見ているのか伺います。

それから、委員会の審議の中で、この請願者が求めている水道料金の引き下げ、求めているわけですが、このことについて、今の水道会計の中で引き下げる条件があるかどうか、そういう水道会計の事業について引き下げる条件があるかないか、その辺のところをどういうふうに審議したのか伺います。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 古川議員の質問に答弁します。

先ほども答弁したのですが、強風による休耕地からの土砂・粉塵等に対する請願でありますけれども、確かに板橋地区は、周りの勘兵衛新田、今は伊奈東ですが、あそこに西風による粉じんは物すごいものがあると思います。住宅ですから特にそういう困った環境にあるということは認識しております。これは経済委員さん皆さんそういう考えだと思います。

ただ、そこにだけ今回請願出たので施策をやる、確かに可能ですけれども、前回、そういった場所の視察をしたわけですね。かなりひどい場所ももっといっぱいあるのです。例えば、建設課で粉じんにとって片づけたわけですが、その台数からいいますとその場所よりすごい場所がいっぱいあるわけです。

今回その請願に対して、これをやめるとかやるのじゃなくて、ちょっと様子を見ながらやろうというような、最終的には継続審査なんですけれども、今当局が板橋地区においては1反5畝、1,500平米ですか、そこにヘアリーベッチをつくってどの程度粉じんが防げるものか、それをテスト的なものでやってみないとどのくらいの粉じんが防げるかわからないわけです。その様子を見ながら検討しましょうということで、継続審査という

ことであります。

もう一つ水道料金の引き下げでありますけれども、確かに水道料金は引き下げる要因もあると思います。でも、今旧伊奈地区においては石綿管の交換もかなり残っているわけですね。もう一つ、今、古川さんがおっしゃいました水道料金のすり合わせを、伊奈は口径、うちの方は水道の従量ということで2本立ての料金徴収法を今やっています。それを水道運営審議会において調整しながら、統一化しようといったことが、あと三、四カ月ぐらいだと思うのですけれども、結論が出るわけです。その様子を見ながらもうちょっとこの問題も検討しようということで継続調査になりました。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 粉じん対策については、様子を見ながらどういうふうにするかと考えていくということですが、既に執行部側がいろいろな試行をしながら対策に当たっていくということを言っているわけですよ。それを推し進めると、問題だとして広範に広がっている課題が、問題だというふうに認識があるならば、それを推し進めていくという、これが議会の立場じゃないでしょうか。継続では何の意味もないですね。そういうところで、私は継続ではなく、やはりきちんと真摯に住民の意思を反映できる機関として議会があるのだということを認識してほしいというふうに思います。

それから水道料金ですけれども、これについても、これから水道運営審議会の中で検討されていくんだということですが、そのことに関しても、住民の意思が議会に出されているわけですから、その議会の意思をそこに反映できる、こういう議会でなければならないと思うのです。それも継続にしては反映できない。

先ほど私質問したのは、いつの時期に水道事業の今回の統一の検討結果が出るのかというふうにお聞きしたのですけれども、出るのかということを、委員長はどういうふうに考えているのかというのを伺ったのですが、それも聞いていませんので、答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 粉じん被害の件ですけれども、今執行部で、先ほど私も言いましたように、1,500平米、1反5畝の部分で、畑を地主さんにつくってもらって、ヘアリーベッチをつくっているわけですね。それによってどの程度粉じんが防げるか見ないと今後の対応はできないと思うのですよね。

ですから、全部をやらなくちゃだめだという意見はわかりますけれども、今の経済常任委員会の意見としては、私は取りまとめしておりますけれども、そういった全体をやれとか、ここの部分はこんなふうにしるかという意見は少ないわけですね。ですから、今回全体の流れとしては、この様子を見ながら検討しましょうということで継続審査になったわけです。

もう一つ、水道なんですけれども、結果がいつ出るのかということでありますけれども、これ水道運営審議会という会議がありますから、その中ですり合わせをして結論が出るわけですね。その結論が出て、例えば、議会の経済委員の皆さんがそれでは高いのではないかといった場合には、もう1回審議はできるわけです、継続審査ですから。ですから、廃案とかそれじゃなくて継続審査ですから、あくまでも様子を見ると。水道運営審議会は、

来年度予算の前には、予算編成の前には、そういった口径別とか従量別、ちょっとわかりませんが、統一した水道料金の設定にするわけですね。それを見ながら検討しましょうと、そういったことで継続審査にしました。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） それでは、これで質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長野田正男君。

委員長報告をお願いします。

〔一般会計決算特別委員長 野田正男君 登壇〕

○一般会計決算特別委員長（野田正男君） 指名を受けました一般会計決算特別委員会委員長の野田であります。

18年度つくばみらい市一般会計決算特別委員会は、14名で構成され、10日10時から13名出席、その他委員以外の議員もたくさん出席しております。11日も10時から開会をしております。

説明のために、10日は、総務部長、市民部長、保健福祉部長、会計管理者、農業委員会事務局長、その他関係職員が出席しております。

11日は、保健福祉部長、産業振興部長、都市建設部長、教育長及び関係課長の出席を求め、説明を受けております。

一般会計決算総額については136億1,073万8,063円、歳出は128億8,637万5,393円、差し引き7億2,436万2,670円でございます。うち繰越明許費が8,690万8,000円、執行率94.7%でございます。

市税については、調定額56億8,446万3,510円、収入未済額を差し引くと対前年度比より2億3,606万円が増額です。率にしますと4.6%増であります。

全体の審議の中で、不納欠損処分については十分精査し、債権の保全に万全を期するようとの意見が多くございました。

審議の中では、公債費の金利及び利率と借りがえの関係、企業誘致と固定資産税の減免について、市税等の収入増の内訳、未済額に対応、地籍調査の今後の計画について、町史編さん資料の保存の計画と費用について、給食材料の地元産品使用状況について、給食費の保護者負担と公費負担の割合について、その他全般にわたり質疑が行われております。

議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、一般会計決算特別委員会に付議された案件の審査の経過と結果を報告いたします。よろしくご審議の上、認定くださるようお願いをいたします。

○議長（廣瀬 満君） 一般会計決算特別委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

- 議長（廣瀬 満君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第64号 つくばみらい市公共施設の暴力団等排除に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第67号 つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 市道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 市道路線の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 市道路線の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算について、反対をいたします。

その中に、国保の繰入金1億8,300万円の一般会計の繰り入れ、この部分について、納得できないので反対をいたします。

説明については、国保補正予算、それから18年度の決算等の中で、さらに討論の中で述べたいというふうに思います。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 議案第72号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算について、私は反対をいたします。

この補正予算の中で、平成18年度繰越金2億1,000万円の大半1億8,300万円を、平成19年度国保会計、今回の会計を補正をして一般会計に繰り出す、つまり戻すという内容です。この結果、平成18年度の医療波及分の一般会計繰入額は実質1億6,271万円になります。この額は、両町村の16年度実績を6,500万円下回る額で、平成17年度に続いて一般会計から国保への繰入額を減額をして、その分税負担をふやして国保会計を運営するという結果

になります。

もし減額せずに平成18年度繰越額を平成19年度の国保会計に生かせば、昨年に続いて国保は、ことしも税率の引き上げはありました。少なくとも、今年度の国保税の引き上げをせずに済んだかもしれないというふうに思います。

異常に高い国保税が加入者を苦しめて、貧困をますますひどくしています。日本共産党の実施したアンケートでも、新市に望むものの第一は水道料金の引き下げです。これに続いて国保税の引き下げ、これが2番目に高い市民の要求です。でき得る限りの地方自治体の努力によって国保税額を抑えることが、私は今求められているときだと考えます。

一般会計繰入額の減額という会計処理は、加入者の理解を得られるものではありません。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について、討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 議案第74号 平成18年度つくばみらい市一般会計決算認定について、反対の討論をいたします。

平成18年度は、新市になって初年度の執行となりました。歳入は136億1,073万8,000円、歳出は128億8,637万5,000円で、繰り越しが6億3,745万5,000円となりました。

平成15年度から始まった三位一体の改革は、平成18年度は一応の区切りとされておりますけれども、この改革は多くの自治体に大きな痛みを与えました。しかし平成18年度の市決算で見る限りでは、三位一体改革の影響額は、平成17年度決算比で4億5,600万円増の財源を確保しました。

増額の主たるものは、住民税の増税で、法人税が減額する中、個人市民税、固定資産税は前年度比4億3,600万円の増額です。ですから、6月にはどうしてこんなに住民税が上がったのか、間違いではないかと、税務課に住民からの問い合わせが殺到したわけです。

この間行われた税改革の中身は、老齢年金の廃止、公的年金の控除縮小に続いて、平成18年度は、65歳以上の高齢者の125万円以下の住民税非課税措置の廃止、定率減税の廃止の初年度ということで、税制改革が行われ、国民の生活を圧迫させました。少なくともこの増税分は、住民の暮らしを支える施策に使うことが求められています。

しかし、平成18年度は、介護保険制度の改悪もあり、合併による統合で、介護保険料は、旧谷和原では75.4%引き上げになり、全体で59.7%の引き上げが行われ、予算がなく大変という連呼の中、敬老祝金が額と対象者等も狭め177万円の減、安否確認のためのひとり暮らしの方への牛乳を、1日1本を2日に1本にと減らし約200万円の削減、通院通所交通費補助も半額に、それから旧谷和原で行われていた70歳以上の健康診断自己負担無料を有料にするなど、わずかな予算が削られました。

ことし6月に行った郵送による日本共産党のアンケートでは、合併については、質問で、「合併してよかった」と回答した方は327人中26人で、8%しかありません。「しないほうがよかった」110人で34%、「どちらともいえない、わからない」が119人で、36%でした。記述欄には、合併による効果が見えない。高齢者のサービスが下がった。国民健康保険税が高過ぎる。財政が苦しくなったようだ、と、89人の方から合併への不満が述べられています。合併は、住民サービスをよくするのじゃなかったのか。福祉関係は、旧谷和原時代の方が親切だった。老人に対する配慮が著しく後退したと、住民は不満を抱えています。

構造改革の最たるものとして市町村合併が進められたわけですがけれども、今、合併市町村の7割が財政難を訴え、3割が再合併を望むという異常事態が起きています。しかし一方では、合併せずに自立の道を選んだ自治体では、自治による分権改革が進んでいます。全国初の自立宣言を発信した矢祭町は、住民の8割の支持を得て、財政状態を飛躍的に改善してきた。また人口4,200人の長野県の下条村では、職員の意識改革に連動して、住民ができることは住民が行うというふうに住民の意識も変わり、その生み出した財源で、若者定住施策に重点を置き、民間の半額月3万6,000円の住宅、それを9棟、112戸を建設するというような若者定住策を、若者定住を目指した希望の持てる地域づくりが進められています。

全国では、そのほかにも、小さな自治体が国の圧力をはねのけ、元気に活気に満ちた運営に取り組み始めています。そこで共通して貫かれていることは、次の三つです。一つは、厳しい財政再建の向こうに希望の持てる地域づくりの目標の設定があること。二つ目は、格差社会だからこそ地域における住民の生活権保障をすること。三つ目は、行政依存でない新しい住民自治の組織、担い手を形成することです。そして、情報公開、意見聴取、形

だけの応答にとどめず、住民が納得できる意味ある応答をし、住民とのパートナーシップを形成されるよう力を尽くしています。インチキな住民参加は、住民を離反させる結果となるだけです。

飯島市長は、最初の市長に就任され、活力に満ちた潤いと安らぎのまちの実現に取り組んでいくと所信を語りましたが、希望の持てる地域づくりの具体的な構想が見えてきません。この具体的な構想が見えてこないところに、住民の不満がわき起こっているんだというふうに思います。各地で取り組まれている自治による分権改革の実践に大いに学ぶ必要があると思います。

大もとから変えられないとしても、一般会計の1%のやりくりをすれば1億3,000万円を生み出すことができます。住民は、むだを削って暮らしを支える支援をとっています。細かいところですが、市長の交際費の支出の改革、慣習的な飲み食い、補助金を廃止、また条件つき一般競争入札の枠を拡大し、談合を廃止する改革をすれば、かなりの財源は生み出せます。所得格差は全年齢層に拡大しています。地方自治体の仕事は、福祉、健康を増進し、住民の暮らしを守ることです。この仕事に腰を据えて取り組むことを求めて、反対の討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第74号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第75号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について、討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。

平成18年度は、国保税が改定されまして、伊奈地区にいる固定資産を多く持っている一部の方を除いたほかは、多額の増税となる税改定が行われた年です。国民健康保険は、政管健保など他の被用者保険に加入していない労働者や農民、自営業者などを加入対象としており、高齢者のほとんどが加入しています。

この年、高齢者は収入がふえないばかりか、年金は物価スライドで減額、加えて老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、高齢者の非課税限度額の段階的廃止、そして定率減税の半減によって、税の計算上だけ所得がふえたことにされ、税金が何倍にもふえてしまいました。この増税による被害者は、所得税、住民税だけでも全国で500万人以上、高齢者

の5人に1人が増税になったといわれています。

つくばみらい市でも、多くの市民が税務課に怒りの電話をかけてきました。そこに加えて国保税改定がこの年行われたわけですから、その改定が加入者の納得を得られるものであったのか否かが今回の決算で問われるわけです。

私は、今回の決算は、国保税額の重さに耐え切れなくなっている被保険者の理解を得られるものではなかったと考えます。税改定時、18年度の現年度医療分調定額を12億2,171万円と見ていましたが、決算額は12億8,347万円で、予測した額を6,176万円上回る税増収となっています。その結果、平成19年度の伊奈町、谷和原村の国保税合計額より平成18年度の国保税額は9.2%も伸びています。

一方、保険給付の支払いの方の伸びは7.3%です。保険給付費の伸びを2%も上回る税改定が行われたこととなります。その結果2億1,000万円もの黒字を生み出しました。しかもその2億円の黒字額分の大半1億8,300万円を、さっき今議決をしましたけれども、議案第72号で、平成19年度国保会計補正をしまして一般会計に戻すという処置が行われました。したがって、平成18年度の医療波及分の一般会計繰入額は、実質1億6,200万円です。これは両町村の合併前、16年度の実績を6,500万円も下回る額であり、平成17年度に続いて一般会計の繰入額を減額をして、その分加入者の税負担をふやして国保会計を運営したこととなります。

平成18年度の市税は約4億円の増収です。そのうち25%は市の固有財源として生かせるわけで、年々加入者がふえている国保税に対して、一般会計繰り入れに一層の努力をしながら税負担を抑えることが私は必要だと考えています。ところが反対に、この年度繰入額を減額したのです。減額をせずに今年度の、前年度の繰越額を今年度の19年度に生かせば、昨年に続く今年度19年度の国保税の大幅引き上げはしなくてよかったのではないかと。

昨年、政府与党が強行した医療改悪法で、後期高齢者医療制度の導入が決められて、来年4月から、75歳以上の高齢者はすべて新しくできる後期高齢者だけの医療保険に組み入れられます。現行制度との大きな違いは保険料の年金天引きです。そしてこの制度導入に便乗して、前期高齢者、65歳から74歳の国保税も、来年度から年金天引きする改悪案が強行されました。65歳以上で月1万5,000円以上の年金を受給する国保世帯の世帯主は、来年4月から保険税が年金天引きとなります。

異常に高い国保税が加入者を苦しめ、貧困をますますひどくしています。分納や納付猶予の相談もできない問答無用の天引きは、高齢者の生存権すら脅かしかねない事態を生み出します。ですから、でき得る限り、地方自治体の努力によって国保税額を今抑えることが求められています。そのような中で、平成18年度の税引き上げ、そしてそのことによって起こった黒字を一般会計に繰り戻すという決算処理は、加入者の理解を到底得られるものではありません。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第75号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第76号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第76号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第77号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について、討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 議案第77号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について、私は反対をいたします。

平成18年度は、介護保険料の3年ごとの見直しの年で、つくばみらい市介護保険特別会計では、伊奈町44%、谷和原村75.4%と、大幅な介護保険料金の引き上げが行われました。引き上げ時に、私は、標準給付見込み額の伸び率よりも1号被保険者の負担分の伸び率が異常に高いこと、過去3年間の高齢化率の伸びよりも平成18年度以降の高齢人口の伸び率が急上昇しており、正確な予測をもとに計算していないのではないかという疑問を投げかけました。

決算を見ますと、保険給付の伸びは、平成17年度決算比、平成18年度は7.9%増なのに、1号被保険者、保険料の伸びは、平成17年度決算比で61.6%も伸びています。この保険料は3年間固定するわけですがけれども、3年間の保険給付費を賄うと考えると、保険料の負担分の伸びは異常に高くなっています。

保険料負担分に余裕が出たときには、その財源は後年度の介護保険会計に生かされるとしても、今の暮らしに困難を抱えた高齢者にとっては、将来の財源を生み出すために負担を強いられることはとても認められないことです。

平成18年度は、税制改定による諸控除の廃止で、これまで住民税非課税だった人が課税になり、収入は変わらないのに保険料の区分が上がってしまうケースも含めて、大幅な負担増が高齢者に押し寄せた年です。合併年度とぶつかったこともあって、何で介護保険料がこんなに上がったのか、合併は何だったのかと怒りの声が起こりました。

昨年保険料引き上げ時全国平均は24.2%でしたから、平成18年度のつくばみらい市介護保険料の引き上げ幅は、全国的に見ても異常に高く、決算結果を見ても平成18年度の介護保険料の大幅引き上げは妥当でなかったことは明らかなです。

この年、介護保険料の改定により、保険料段階を細分化し、所得の多い人により大きな負担を求めて、それ以外の人たちの保険料を抑えることができるようになりました。このところでの市の努力も求めましたけれども、その努力も行われませんでした。

介護保険制度の改定によって、一つは、一昨年10月から介護施設のホテルコストや食費の全額徴収、二つ目、新予防給付の導入などによる軽度者のサービスの切り捨て、三つ目として、高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として盛り込むことでの国庫負担の削減など、介護の社会化という当初の理念を投げ捨てて、自立自助の考え方を徹底した制度へと介護保険をかえていく大改悪が行われました。

しかし、年金制度や医療制度と違って、介護保険では、唯一の保険者は市町村であり、介護保険事業計画の作成や基盤整備、独自の負担軽減制度の実施など、市町村の役割が非常に多くなっています。改悪による住民の被害を抑えるために、自治体の実施、運用レベルで取り組めることも数多くあります。その努力を市に求めて反対の討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第77号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第78号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第78号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第79号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第80号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第80号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第81号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第81号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第81号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、請願第6号 福岡堰土地改良区の負担金及び助成金に関する請願について討論を行います。

討論はありませんか。

まず委員長報告に対し反対の方の発言を許します。

4番中山栄一君。

〔 4 番 中山栄一君 登壇 〕

○ 4 番（中山栄一君） それでは、この福岡堰土地改良区の負担金及び補助金に関する請願について、委員長の報告、趣旨採択について、反対の立場で討論をいたします。

この請願につきましては、先般の経済常任委員会の方に付託をされて、経済常任委員会の中で審議をされて委員長の報告に進んだわけです。その中で、先ほども多くの議員の皆さんから質疑があったとおりで、この委員会のあり方、委員会の進め方に、大変私自身疑問を持っております。

この委員会には、私は傍聴という立場で出席しました。きょう多くの方々が傍聴に来ておりますけれども、この中にもあの委員会について傍聴された方がいるかと思えます。その中で、この福岡堰の請願について、趣旨採択という、いろいろな議論の中で趣旨採択すべきであるというような意見が出て、その後、暫時休憩の後、先ほども言われたとおり、この休憩のときに別室で議論をされた。そういうふうな中で、この休憩が終わって再開されて、その中で趣旨採択について採決を求めるというような中で、全員が一致して趣旨採択に賛成をしました。

私自身、この趣旨採択というのは、その段階でどのような内容かということも、自分自身なかなか理解をできないと、そういう中で、趣旨は採択されたんだけど、中の項目については反対なのだろうかと、そういうふうなことが強く感じたわけです。

委員の中にも、この辺の内容をよく理解せずに挙手されたという方もいらっしゃるのじゃないかと思えます。非常にあの採決については、この委員会のあり方というのが問われるような内容だったと思えます。ひいてはまた議会のあり方、そして議員のあり方も問われるような内容だったというふうに感じました。

そんな中で、この趣旨採択がされたわけです。もちろんその中には、この請願書に紹介議員として名を連ねた議員ももちろんおります。紹介議員になった方は、私は採択すべきだと、そのようなことを考えております。もちろん先ほども会議規則の中にもこの趣旨採択はないと、そういうふうなものがここで採択されたということは、やはりその委員会のあり方は、もちろん問われるものだ、というふうに感じております。

そのような中で、そういう過程を踏みながら、この請願書が趣旨採択になったということについては、私は大変納得できないし、この趣旨採択については反対の立場で、そしてまたきょう傍聴の方々もいらっしゃると思いますが、この福岡堰の問題については、行政もあまりにも一方的な通告のもとで、この補助金の問題、また削減幅等も決められたような感じを持っております。

そういうふうな中で、やはり段階的に削減をする、または福岡堰の理事の皆さんとよく話し合いをして進めると、こういうふうな順序を踏んで進めていただくということを、もちろんこの請願の趣旨ということで、倉持（悦）議員の方からも再三説明があったと、そういう中でも結果は趣旨採択だった。そういうふうな一連の流れを見たこの請願書の採択について、私はこの趣旨採択について反対であるということを討論いたしまして、討論を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 次に、委員長報告に対し賛成の方の発言を許します。

豊島 葵君。

〔 23 番 豊島 葵君 登壇 〕

○ 2 3 番（豊島 葵君） 経済委員長の報告に賛成の立場で討論いたします。

趣旨採択ですから、これは採択なのですよ、不採択じゃありませんから。断っておきますから。

それで、さっき委員長が一部採択とかそう言っていましたけれども、これ一部採択なんて私ら一回も言ったことはないですよ。委員会で聞いてもらったとおり、だれも言っていないです、一言も。ただ、この1、2ですね。これはその前の全協においても、全員で話し合ってくれと決めたでしょう。それがやっていない。この1番、2番、旧谷和原と伊奈のこの施設使用料の問題ですね。それから、2番の工事負担金の補助金ですね。これも補助金審議会というのがあります、これが残念ながら議員は入っていなかったわけですね。これは一般の人と行政と二つしか入っていないわけですよ。我々は、全然蚊帳の外だったわけです。ですから、この内容を5%とここに書いてありますけれども、これも我々は知らなかったということです。ですからこれが正しいのかどうかは、審議会の意見も聞かないと全然わからないですよ。だからそれは、議会も入ってこれから話し合いをしていこうということです。ですから趣旨採択なのです。

となったら採択しますよこれは当然、私だって。組合員の一人ですから。ですけども、これはやはり、この時点では話は一回もしていないと。これをやったらまた話し合いの場がなくなるわけですよ。行政と土地改良がずっと仲良く今までやってきたわけですから。それが対立の構図になっちゃうわけです。ですから、話し合いの道を残しておくには、私は趣旨採択がいいということで発言しました。別に不採択ではありませんから、よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） 反対の立場で討論いたします。

今、前議長の豊島議員からのお言葉で、趣旨採択は採択だと。ところが同じ委員会の委員のメンバーで、堤氏は趣旨採択は反対だと、自分が判こを押して署名したと。よくよく聞いたら違ったと、こういうことなのです。

ですから、私は先ほど申し上げたように、委員会に差し戻して、再度ご協議をいただきたい。そして、正確な判断のもとで委員会の決をとっていただきたい、このように思うのです。このままの状態、あいまいな状態で、趣旨採択か不採択かというのはいかなものかということで、ご助言を申し上げている次第です。あくまでもご助言です。

そして私も紹介議員の一人でありますので、やはり白か黒か、採択なら採択、不採択なら不採択でいいじゃないですか。そういう形の中でしっかり決ってほしいと、そういうことなのです。玉虫色のような仕方ではなくて、先ほども申し上げたように、休憩室に行って執行部とお話を、執行部が委員会でお話をなさったとすれば、執行部にどれまでできるんだと、この辺のところどこまでできるのかと、短い時間かもしれないけれども、それぐらいの裏をとって、そして正々堂々と、一部とはいえども、ここまではもしかしたら踏み込めるかもしれないよぐらいな発表なさったらいかがですか。私はそういう意味で、すっきりした採決を望みます。

○議長（廣瀬 満君） ほかにありませんか。

5番倉持悦典君。

〔5番 倉持悦典君 登壇〕

○ 5 番（倉持悦典君） 5 番倉持です。

先ほども質疑の中で大分話させてはもらいましたが、反対の立場でもう一度討論させていただきます。

委員長の報告のあり方においては、中山（栄）議員からるる説明ありましたので、省かせてもらいますが。

私、14日の委員会に、紹介議員の代表という形で、説明の席に座らせていただきました。その席で、冒頭に、この請願書は、農家のだんなさんらが、一生懸命になって、5回も10回も書き直しながら練った文章ですけれども、議員の皆様から見たら、文法上の誤りや文言の不適切、多々指摘することはあると思いますが、根底にお願いする根底は、先ほど豊島議員の話の中にありましたように、行政と話し合いたいというのが根底だと、そう冒頭に申し上げました。

それともう一つ、我々福岡堰の役員も、今月あと何日かで任期終わります。新役員にこのような大きい問題をそのまま丸投げするわけにはいきません。どんな形で道筋をつけて新しい役員にわたしたいので、どうしても継続審議という形だけはとらないでいただきたいとお願いしました。

その結果、趣旨採択という結果になったわけですが、先ほど豊島議員の中にもありました、採択なんだよと。しかし、この趣旨採択というのが、もう何時間も私、よその議員さん、委員長、随分論議してきましたけれども、全くみえみえな正体のわからないものであります。このような委員長の報告は、私たちはどうしても受け入れることができません。

委員長の報告に反対して、先ほどもご提案申し上げましたけれども、この席で原案に対して賛成、反対の決をとっていただきたいことを再度お願いして、今川経済委員長の報告に反対の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから請願第6号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

お諮りします。

請願第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

よく考えて判断してください。

請願第6号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立少数でありますので、請願第6号を趣旨採択することは否決されました。

よって、改めてお諮りいたします。

請願第6号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 4 時 2 9 分休憩

午後 4 時 4 0 分開議

- 議長（廣瀬 満君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

日程追加

- 議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま山崎貞美君外 7 名から、発議第 7 号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第 7 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

発議第 7 号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

- 議長（廣瀬 満君） 追加日程第 1、発議第 7 号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

- 20番（山崎貞美君） 発議第 7 号 地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第 2 項の規定により提出をいたします。

平成19年 9月19日提出

つくばみらい市議会議長廣瀬 満殿

提出者	つくばみらい市議会議員	山崎 貞美
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	川上 文子
賛成者	つくばみらい市議会議員	富山 和夫
賛成者	つくばみらい市議会議員	倉持 悦典
賛成者	つくばみらい市議会議員	古舘千恵子
賛成者	つくばみらい市議会議員	神立 精之

提案理由、一人一人の子供たちが大切にされ、行き届いた教育が保障される学校教育を実現するため、1、地域住民の意見を尊重し、地域の県立高校を存続させること。2、県立高校の1学級の定員を30人以下とすること。3、受験競争や遠距離通学を緩和するために、高校間格差を是正すること。

以上の３項目について、別紙意見書を茨城県知事と茨城県教育委員会委員長あてに提出するものであります。

意見書として、皆さんのお手元にお配りのとおりでございますので、これを拝見して、ぜひともこの意見書を可決されますようお願いを申し上げまして、案内いたします。

よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第７号については、会議規則第35条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、発議第７号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第７号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 挙手多数です。したがって、発議第７号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の件

○議長（廣瀬 満君） 日程第２、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、議会定例会の議会運営については、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報委員長から、委員会条例第36条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件

○議長（廣瀬 満君） 日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

経済常任委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり4件の閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり、異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第2号は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、請願第2号については、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

続いて、お諮りします。

請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いて、お諮りします。

請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすること決しました。

続いて、お諮りします。

請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり、異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

請願第 5 号は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、請願第 5 号については、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

閉会の宣告

○議長（廣瀬 満君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全部終了しました。
これで、会議を閉じます。

平成19年第 3 回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

午後 4 時 5 4 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

平成 1 9 年 9 月 1 9 日

つくばみらい市議会議長 廣 瀬 満

つくばみらい市議会議員 海老原 弘

つくばみらい市議会議員 富 山 和 夫